

第7.2.(11)

「決裁」処理

標準仕様書修正履歴

1/1

平成11年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料No
1	第7.2.(11) (決裁処理)	公職選挙法改正によるシステムの対応(サンプル提示) 1. 公選法30条12の1項通知作成処理の新規追加 仮公選法30条12の1項ファイルを基に、通知・通報先に応じて 在外選挙人名簿異動ファイル、在外選挙人名簿通知ファイル、 中間ファイル(発送)を作成する (1) システム環境仕様書 (2) 処理概要書 (3) データ編集表 ・在外選挙人名簿異動ファイル ・在外選挙人名簿通知ファイル ・中間ファイル(発送)	106 ~ 115	

標準仕様書修正履歴

版数:4 1/2

平成12年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (11) (決裁処理)	成年後見法施行によるシステムの対応 1. 個人状態ファイル更新処理の修正 ・処理概要、機能体系の説明文の修正 ・「本紙」で後見届の分岐処理を削除 ・「1. 0 別紙(後見届)」シートを削除 ・「2. 0 別紙(保佐届)」を修正 ・「5. 0 個人状態ファイル更新」を修正 2. 受付事件コードの追加による統計表の修正 ・受付事件コード4101～4116追加による修正 3. 事件表の文言変更(準則改訂) ・事件表の「事件の種類」の変更に伴い、統計表の文言を変更	50 51 53 54 57 101 102 100 101 102	※別途提示

標準仕様書修正履歴

版数:4 2/2

平成12年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (11) (決裁処理)	受付事件コードの追加による修正 1. データ編集表の修正 ・受付事件コード「4404:その他(死亡)」が追加され ことにより、受付画面のデータ編集項目である 「届後戸籍の筆頭者」の備考欄を修正。 2. 受付事件コードの追加による統計表の修正 ・受付事件コード「4404:その他(死亡)」の追加 による修正	16 105	

標準仕様書修正履歴

版数:8

1/1

平成16年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (11) (決裁処理)	1. 養子縁組備考欄に事件名追加 ・養子縁組備考欄に受付事件コード＝ 0302[養子縁組(実方と親族関係終了)]を追加	99	

標準仕様書修正履歴

版数:8.2 1/1

平成16年7月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7.2.(11) (決裁処理)	1. 平成15年法律第111号3条に伴う修正 1. 事件表項目の追加 ・「訂正・更正」に「続柄の記載更正(嘱託)」欄を追加	105	

標準仕様書修正履歴

版数:8.3 1/1

平成16年11月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7.2.(11) (決裁処理)	「続柄の記載更正(申出)」に伴うシステムへの対応 1. 事件表項目の追加 ・「訂正・更正」に「続柄の記載更正(申出)」欄を追加	105	

標準仕様書修正履歴

版数:12 1/1

平成20年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7.2.(11) (決裁処理)	1. 統計件数処理の修正 ・4001「推定相続人廃除取消」の文言を修正 ・4001「推定相続人廃除取消」の文言を修正及び 4002「推定相続人廃除取消(裁判)」を追加	102 102	

標準仕様書修正履歴

版数:13 1/1

平成22年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (11) (決裁処理)	1. 統計件数処理の修正 ・推定相続人廃除のカウントを修正 2002「推定相続人廃除(裁判)」と 4002「推定相続人廃除取消(裁判)」を追加	102	

80008-2

標準仕様書修正履歴

版数:14.1 1/1
平成23年9月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (11) (決裁処理)	1. 統計件数処理の修正 ・親権・未成年者の後見・後見監督のカウントを修正	101	

第 2 3 (1)	システム処理の概要説明書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		未決裁一覧・決裁処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	0 / 0

(1) 未決裁一覧処理

- ・受領番号が入力されたときは、その受領番号の届書の決裁画面を表示する。
- ・支所番号が入力されたときは、その支所番号で受け付けた届書の一覧を表示し、その一覧から決裁する届書を選択する。

(2) 決裁処理

- ・表示の管掌者が不適切の場合は、管掌者を変更する。
- ・決裁区分にしたがって処理を行う。

2. 未決裁一覧・決裁（受付）画面でのPFキー

PFキー	画面	未決裁一覧画面	決裁（受付）画面
PF1		戸籍業務メニュー	戸籍業務メニュー
PF2			
PF3			決裁処理開始
PF4			
PF5			
PF6			
PF7		前頁表示（一覧表示内）	前頁表示
PF8		次頁表示（一覧表示内）	次頁表示
PF9			仮9条2項表示
PF10			決裁戸籍表示
PF11			エラー履歴表示
PF12		画面の初期化	
実行キー		決裁番号選択	決裁内容確定

3. 決裁処理で入力可能な区分の意味

決裁区分	意 味
決 裁	届書の処理内容に誤りがない場合、処分区分に応じた処理を行わせ、届書の処理を完結させること。
修 正	処分区分に変更が生じない、届書の処理内容の誤りを修正するときは、本決裁区分を指定する。 例外として処分区分「受理」が「受理処分の撤回」に変更になる場合は、本決裁区分を指定する。

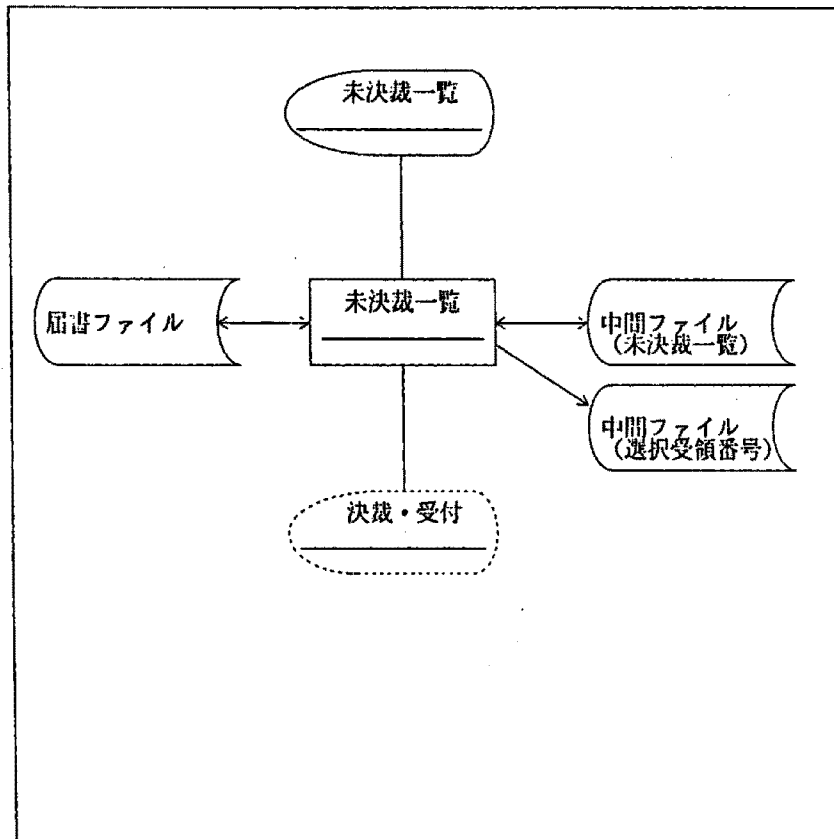
処分区分	意 味
誤処理	人違いによる届書の入力誤りがあった場合に限り、本処分区分を指定して、正しい事件本人に対する入力を再度行う。

4. その他の決裁区分（決裁処理では入力不可）

決裁区分	意 味
欠 番	休日・夜間受領番号取得処理で取得した受付帳で、未使用の受付帳を無効にする区分。 受付帳の決裁区分を欠番に変更する処理は、受付ファイルメンテ処理で行う（決裁処理では行わない）

第2 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		未決裁一覧	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/8

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (届書)	入出力		
中間ファイル (未決裁一覧)	入出力		
中間ファイル (選択受領番号)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 未決裁届書の受領番号を入力する
ア. 受領番号の入力チェックを行う
イ. 決裁・受付に制御を渡す
- (2) 支所番号を入力する
ア. 支所番号の入力チェックを行う
イ. 支所番号から未決裁届書の抽出・表示をする
- (3) 選択番号を入力する
ア. 選択番号の入力チェックを行う
イ. 決裁・受付に制御を渡す

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表 (中間ファイル (未決裁一覧))
 - 2.0 データ編集表 (未決裁一覧画面)
 - 3.0 データ編集表 (中間ファイル (選択受領番号))
 - 4.0 データ編集表 (届書ファイル)

5. 備考 (特記事項含む)

- (1) 中間ファイル (未決裁一覧) の機能
決裁を要する届書を指定された支所で抽出した後、未決裁一覧画面を表示する
- (2) 中間ファイル (受領番号) の機能
選択した受領番号又は入力した受領番号を次機能に受け渡す

第2 (3)		要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
				未決裁一覧	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/8
処 理 名		0.0 本紙 (1/3)					備 考		
(1) 届書ファイルが存在する (YES, NO)		/							
YES (2) → (4)へ		/							
NO (3) メッセージ『未決裁の届は存在しません (全て決裁済みです)』を表示する							メッセージは業務選択画面で表示		
(4) 未決裁一覧画面を表示する (選択番号は入力不可とする)		/							
(5) キー選択 (実行キー, PF1, PF12, その他)		/							
実行キー (6) 受領番号の入力がある (YES, NO)		/							
YES (7) 受領番号をキーとして届書ファイルを検索する		/							
(8) 届書ファイルは存在する (YES, NO)		/							
YES (9) 届書ファイルの処分区分は保留以外である (YES, NO)		/					決裁できる処分区分は『受理』『不受理』『返戻』『受理処分の撤回』である		
YES (10) 届書ファイルの届書排他区分は0である (YES, NO)		/							
YES (11) 中間ファイル (選択受領番号) を作成する [3.0]		/							
(12) 届書ファイルの届書排他区分に1をセットする [4.0]		(13) 決裁・受付へ制御を渡す: 届書レコードの排他処理							
NO (14) エラーメッセージ 『該当の受領番号の届書は現在処理中です。 決裁は行えません。』を表示する							(15) 同画面を編集する → (4)へ		
NO (16) エラーメッセージ 『該当の受領番号で未決裁の届は有りません』を表示する									
NO (17) エラーメッセージ 『該当の受領番号で未決裁の届は有りません』を表示する									
NO (18) → (19)へ		/							
(19) 支所番号の入力がある (YES, NO)		/							
YES (20) 支所番号=99である (YES, NO)		/							
YES (21) → (31)へ		/							
NO (22) 届書ファイルを読み、最後になるまで(23)~(29)の処理を繰り返す		/							
(23) 入力 of 支所番号=届書ファイルの出張所番号である (YES, NO)		/							
YES (24) 届書ファイルの処分区分は保留以外である (YES, NO)		/							
YES (25) 届書ファイルの届書排他区分は0である (YES, NO)		/							

第2 (3)	要件定義ワークシート				作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
					未決裁一覧	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3 / 8
処 理 名	0.0 本紙 (2 / 3)							備 考		
					YES (26)中間ファイル(未決裁一覧)を作成し、件数をカウントする → (22)へ [1.0]	/				
					N O (27) → (22)へ	/				
					N O (28) → (22)へ	/				
					N O (29) → (22)へ	/				
					(30) → (38)へ	/				
	N O	(31)届書ファイルを読み、最後になるまで(32)~(36)の処理を繰り返す				/				
					(32)届書ファイルの処分区分は保留以外である (YES, NO)	/				
		YES	(33)届書ファイルの届書排他区分は0である (YES, NO)			/				
			YES	(34)中間ファイル(未決裁一覧)を作成し、件数をカウントする → (31)へ [1.0]			/			
				N O	(35) → (31)へ	/				
				N O	(36) → (31)へ	/				
					(37) → (38)へ	/				
		(38)件数は1件以上ある (YES, NO)				/				
	YES	(39)中間ファイル(未決裁一覧)から未決裁一覧画面を編集する メッセージ「決裁する届の番号を選択して下さい」を表示する (選択番号の入力を可とし、受領番号の入力を不可とする) [2.0]				/				
		(40)キー選択 (実行キー, PF1, PF7, PF8, PF12, その他)				/				
	実行+	(41)選択番号の入力がある (YES, NO)				/				
		YES	(42)選択番号に該当する届書ファイルを検索する (ある: YES, ない: NO)			/				
			YES	(43)届書ファイルの排他区分は0である (YES, NO)			/			未決裁一覧で選択中に、他で処理された場合の確認。
				YES	(44)中間ファイル(選択受領番号)を作成する [3.0]	/				
					(45)該当の届書ファイルの届書排他区分に1を セットする [4.0]		(46)決裁・受付へ制御を渡す	届書レコードの排他処理		
				N O	(47)エラーメッセージ 「選択番号が誤っています。 正しく入力して下さい」を表示する		(48)同画面を編集する → (40)へ			

No. 2 (3)		要件定義ワークシート		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 定 日 付		版		頁 数	
				未決裁一覧		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1		4 / 8	
処 理 名 0.0 本紙 (3 / 3)										備 考					
			N O	(49)エラーメッセージ 『選択した届背ファイルは他で処理中です。 決裁処理することはできません』を表示する											
			N O	(50)メッセージ 『決裁する届の番号を選択して下さい』を表示する											
		PF 1		(51)中間ファイル(未決裁一覧)を削除する					(52)業務選択へ制御を渡す						
		PF 7		(53)前ページがあるか (YES, NO)			/								
			YES	(54)前ページ分の未決裁一覧画面を編集する			/								
			N O	(55)エラーメッセージ『先頭ページです』を表示する					(56)同画面を編集する→(40)へ						
		PF 8		(57)次ページがあるか (YES, NO)			/								
			YES	(58)次ページ分の未決裁一覧画面を編集する			/								
			N O	(59)エラーメッセージ『最終ページです』を表示する					(60)同画面を編集する→(40)へ						
		PF 12		(61)中間ファイル(未決裁一覧)を削除し、入力画面を初期化する					(62)同画面を編集する→(4)へ						
		その他		(63)エラーメッセージ『無効なキーが入力されました』を表示する					(64)同画面を編集する→(40)へ						
		N O		(65)メッセージ『未決裁の届は存在しません(全て決裁済みです)』を表示する					(66)同画面を編集する→(4)へ						
	PF 1	→								(67)業務選択に制御を渡す					
	PF 1 2	(68)入力画面を初期化する								(69)同画面を編集する→(4)へ					
	その他	(70)エラーメッセージ『無効なキーが押下されました。』を表示する													

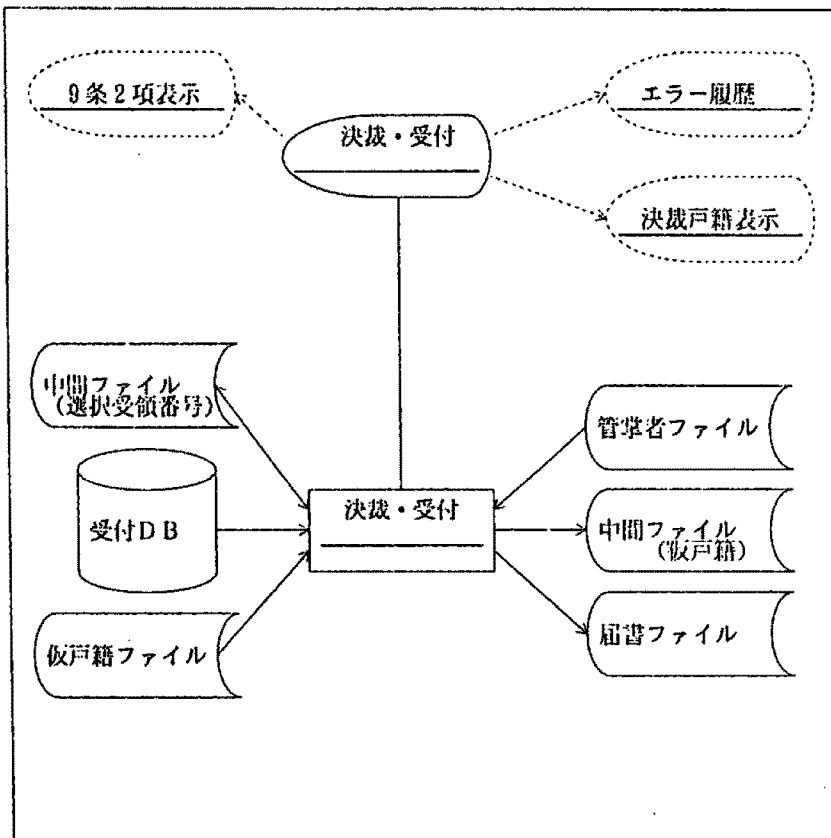
232 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			未決裁一覧		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	5/8
処 理 名		1.0 中間ファイル(未決裁一覧)作成処理		(受取側) 中間ファイル(未決裁一覧)		←(引渡側) 届書ファイル						
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サ=ダブルチン		Z9.,				
中間ファイル (未決裁一覧)			受領番号			受領番号						
			処分区分			処分区分						
			選択事件コード			選択事件コード						
			受理送付区分			受理送付区分						
			本非区分			本非区分						
			涉外区分			涉外区分						
			受付日			送付日 または 受領日					送付日があれば送付日を設定 送付日がなければ受領日を設定	
			支所番号			出張所番号						
			事件本人			事件本人1					届書での代表事件本人	
他受領番号			同時決裁受領番号(1)									

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			未決裁一覧		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	7/8
処 理 名		3.0 中間ファイル（選択受領番号）作成処理		(受取側) 中間ファイル（選択受領番号）		← (引渡側) 中間ファイル（届書）						
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ-ザル-フン		Z 9 . ,		
中間ファイル (選択受領番号)		受領番号		中間ファイル (届書)		受領番号						
		処分区分				処分区分						
		選択事件コード				選択事件コード						
		受理送付区分				受理送付区分						
		本非区分				本非区分						
		出張所番号				出張所番号						
		動態区分				動態区分						
		他受領番号				同時決裁受領番号(1)						
		ロック戸籍番号 (1~5)				ロック戸籍番号 (1~5)						
		決裁区分										

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数		
			未決裁一覧		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	8/8		
処 理 名			4.0 届書ファイル更新処理		(受取側) 届書ファイル ← (引渡側) 未決済一覧処理									
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考				
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無						
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ=ダブル-チン		Z 9. .				
届書ファイル		受領番号												
		選択事件コード												
		出張所番号												
		受領日												
		送付日												
		発送元												
		在外送付区分												
		処理日												
		指示日												
		許可日												
		受理送付区分												
		本非区分												
		郵送日												
		動態区分												
		届区分												
		涉外区分												
		同時決裁受領番号 (1~5)												
		ロック戸籍番号 (1~5)												
		事件別内容												
		不受理申出処分区分												
処分区分														
決裁区分														
届書排他区分				未決裁一覧処理						1 : 排他を設定する				

2/3 (2)	システム環境仕様書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		決裁・受付	システム化調査研究会	平成6年12月1日	平成 年 月 日	1	1/15

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
受付DB	入 力	届書ファイル	出 力
仮戸籍ファイル	入 力		
中間ファイル (選択受領番号)	入出力		
管掌者ファイル	入 力		
中間ファイル (仮戸籍)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 決裁・受付画面を編集する
- (2) 必要に応じて9条2項画面を表示する (PF9)
- (3) 必要に応じて決裁戸籍画面を表示する (PF10)
- (4) 必要に応じてエラー履歴画面を表示する (PF11)
- (5) 管掌者が修正された場合はそのチェックを行う
- (6) 決裁区分の入力チェックを行う
- (7) 決裁区分により決裁または修正または誤処理の処理をした後、業務選択に制御を渡す

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表 (決裁・受付画面)
 - 2.0 単体チェック表
 - 3.0 データ編集表 (中間ファイル (選択受領番号))
 - 4.0 データ編集表 (中間ファイル (仮戸籍))
 - 5.0 データ編集表 (届書ファイル)

5. 備考 (特記事項含む)

第2 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数			
			決裁・受付	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2 / 15			
処 理 名			0.0 本紙 (1 / 4)			備 考					
実行キー	(1) 中間ファイル (選択受領番号) を読む			/							
	(2) 中間ファイル (選択受領番号) の受領番号と他受領番号をキーとして受付データベースを検索する			/							
	(3) 決裁・受付画面を編集する [1.0]			/							
	(4) キー選択 (実行キー, PF1, PF3, PF5, PF7, PF8, PF9, PF10, PF11, その他)			/							
	(5) 入力項目の単体チェック (OK: YES, NG: NO) [2.0]			/							
	YES	(6) 管掌者コードが入力された (YES, NO)			/						
		YES	(7) 入力された管掌者コードに対応するコードがあるまで, 管掌者ファイルを読む (コードがある: YES, コードがない: NO)			/					
			(8) 管掌者名称を決裁・受付画面号に設定する → (12)へ			/					
		NO	(9) エラーメッセージ 「管掌者コードが間違っています。」を表示する				(10)同画面を編集する				
		NO	(11) → (12)へ			/					
		(12)入力された決裁区分と決裁名称を決裁・受付画面号に設定する				(13)同画面を編集する					
	NO	(14)エラーメッセージを表示する									
	PF1	(15)中間ファイル (選択受領番号) の受領番号をキーとして届書ファイルを検索する			/						
		(16)届書ファイルの届書排他区分に0: (未)を設定して届書ファイルを更新する [5.0]			/						
		(17)中間ファイル (選択受領番号) を削除する				(18)業務選択に制御を渡す					
	PF3	(19)入力項目がチェック済みである (YES, NO)			/						
		YES	(20) → (23)へ			/					
		NO	(21)エラーメッセージ 「実行キーを押下しないと決裁 (PF3) 処理はできません」 を表示する				(22)同画面を編集する				
(23)決裁区分を中間ファイル (選択受領番号) に設定し更新する [3.0]			/								
(24)受付データベース処理 →			/	『受付データベース』の要件定義書を参照							
(25)決裁区分 (1: 『決裁』, 2: 『誤処理』, 3: 『修正』)			/								
1		(26)中間ファイル (選択受領番号) の処分区分は受理である (YES, NO)			/						
		YES	(27)中間ファイル (選択受領番号) の受領番号をキーとして仮戸籍ファイルを検索する			/					
			(28)該当の仮戸籍ファイルが存在する (YES, NO)			/					

『受付データベース』の要件定義書を参照
『誤処理』は決裁区分ではないが、名称を変更すると修正が広範囲に及ぶため、決裁処理中においては「決裁処理で入力する区分」という意味で、決裁区分の名称をそのまま使用する。

第2 (3)	要件定義ワークシート	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		決裁・受付	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/15
処理名	0.0 本紙 (2/4)					備考	
	YES	(29)該当の仮戸籍ファイルについて(30)～(40)の処理を繰り返す	/			仮戸籍ファイルから決裁する仮戸籍を抽出する	
		(30)仮戸籍の戸籍事項の数だけ(31)～(33)の処理を繰り返す	/				
		(31)戸籍事項は届出または移記で作成されたものである (YES, NO)	/			仮戸籍管理情報で判断する	
	YES	(32)管掌者コードを設定する → (30)へ	/				
	NO	(33) → (30)へ	/				
		(34) → (35)へ	/				
		(35)仮戸籍の身分事項の数だけ(36)～(38)の処理を繰り返す	/				
		(36)身分事項は届出または移記で作成されたものである (YES, NO)	/			仮戸籍管理情報で判断する	
	YES	(37)管掌者コードを設定する → (35)へ	/				
	NO	(38) → (35)へ	/				
		(39) → (40)へ	/				
		(40)中間ファイル (仮戸籍) を作成する → (29)へ [4.0]	/				
		(41) → (42)へ	/				
		(42)戸籍データベース処理 →	/			『戸籍データベース』の要件定義書を参照	
		(43)個人状態ファイル処理 →	/			『個人状態ファイル』の要件定義書を参照	
		(44)不受理申出ファイル処理 →	/			『不受理申出ファイル』の要件定義書を参照	
		(45)附票データベース処理 →	/			『附票データベース』の要件定義書を参照	
		(46)民刑異動ファイル処理 →	/			『民刑異動ファイル』の要件定義書を参照	
	NO	(47) → (48)へ	/				
		(48)中間ファイル (選択受領番号) の選択事件コードは認知届である (YES, NO)	/				
	YES	(49)個人状態ファイル処理 →	/			『個人状態ファイル』の要件定義書を参照	
	NO	(50) → (51)へ	/				
		(51)住基法9条2項処理 →	/			『住基法9条2項』の要件定義書を参照	
		(52)中間ファイル (選択受領番号) の選択事件コードは死亡届 または 失踪届である (YES, NO)	/				
	YES	(53)相続税法58条通知処理 →	/			『相続税法58条通知』の要件定義書を参照	

第2 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			決裁・受付	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	4/15
処 理 名	0.0 本紙 (3/4)					備 考		
			N O (54) → (55)へ	/				
			(55)中間ファイル(選択受領番号)の動態区分=1:要である (YES, NO)	/				
			Y E S (56)人口動態ファイル処理 →	/		『人口動態ファイル』の要件定義書を参照		
			N O (57) → (58)へ	/				
			(58)発送ファイル処理 →	/		『発送ファイル』の要件定義書を参照		
			(59)統計処理 →	/		『統計』の要件定義書を参照		
			N O (60)中間ファイル(選択受領番号)のロック戸籍番号がある (YES, NO)	/				
			Y E S (61)戸籍データベース処理 →	/		『戸籍データベース』の要件定義書を参照		
			N O (62) → (63)へ	/				
			(63)中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして、仮戸籍ファイルを検索し、該当のレコードがあれば削除する	/				
			(64)中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして、エラー履歴ファイルを検索し、該当のレコードがあれば削除する	/				
			(65)中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして、仮9条2項ファイルを検索し、該当のレコードがあれば削除する	/				
			(66)中間ファイル(選択受領番号)の受領番号に該当の届書ファイルを削除する	/				
			(67)中間ファイル(選択受領番号)を削除する	/		(68)業務選択へ制御を渡す		
2			(69)届書ファイルの処分区分に9(誤処理)を、届書排他区分に0(未)を設定して、届書ファイルを更新する [5.0]	/			届書ファイルの排他を解除する ※処分区分における誤処理は9である (51)～(53)の処理と同じ	
			(70)中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして、仮戸籍ファイル、エラー履歴ファイル、仮9条2項ファイルを各々検索し、該当のレコードがあれば削除する	/				
			(71)中間ファイル(選択受領番号)を削除する	/		(72)業務選択へ制御を渡す		
3			(73)届書ファイルの決裁区分に3(修正)を、届書排他区分に0(未)を設定して届書ファイルを更新する [5.0]	/			届書ファイルの排他を解除する	
			(74)中間ファイル(選択受領番号)を削除する	/		(75)業務選択へ制御を渡す		
P F 5			(76)中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして届書ファイルを検索する	/				
			(77)届書ファイルの届書排他区分に0:(未)を設定して届書ファイルを更新する [5.0]	/				

第2 (3)		要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数	
				決裁・受付	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	5/15	
処 理 名							備 考			
		(78)中間ファイル(選択受領番号)を削除する				(79)未決裁一覧処理に制御を渡す				
PF 7	(80)中間ファイル(選択受領番号)の他受領番号にデータがある(Y E S, N O)				/	PF 7, PF 8は1つの届の処理で複数の受付帳が作成されるときに別の受付帳を表示するためのファンクションキー (事件本人が3名以上いる場合の画面スクロールとは異なる)				
	Y E S	(81)現在表示の受領番号-1の受領番号で受付DBを検索する			/					
		(82)検索した受付DBの 関連受領番号(1)=中間ファイル(選択受領番号)の受領番号である(Y E S, N O)			/					
		Y E S	(83)検索した受付DBの内容を表示する		[1.0]					(84)同画面を編集する
	N O	(85)エラーメッセージ「先頭ページを表示中です」を表示する								
N O	(86)エラーメッセージ「作成された受付帳は1件だけです」を表示する									
PF 8	(87)中間ファイル(選択受領番号)の他受領番号にデータがある(Y E S, N O)				/					
	Y E S	(88)現在表示の受領番号+1の受領番号で受付DBを検索する (ある: Y E S, ない: N O)			/					
		Y E S	(89)検索した受付DBの 関連受領番号(1)=中間ファイル(選択受領番号)の受領番号である(Y E S, N O)							/
			Y E S	(90)検索した受付DBの内容を表示する						[1.0]
	N O	(92)エラーメッセージ 「最終ページを表示中です」を表示する								
	N O	(93)エラーメッセージ「作成された受付帳は1件だけです」を表示する								
PF 9	→					(94)9条2項表示処理に制御を渡す				
PF 10	→					(95)決裁戸籍表示処理に制御を渡す				
PF 11	→					(96)エラー履歴表示画面に制御を渡す				
その他	(97)エラーメッセージ「無効なキーが押下されました」を表示する					(98)同画面を編集する				

2/2 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			決裁・受付		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	6/15
処 理 名			1. 0 決裁・受付画面編集 (1/2)		(受取側) 決裁・受付画面		← (引渡側) 受付データベース					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サブルーチン		Z 9. .				
決裁・受付画面			画面 I D									
			システム日付					有		システム日付		
			現ページ, 総ページ									
			受領番号			受領番号						
			受理送付の別			受理送付区分		有				
			受付日			受付日		有				
			処分内容			処分区分		有				
			事件名			受付事件コード		有				
			事件発生日			事件発生日		有				
			事件発生時分			事件発生時分						
			決裁内容			決裁区分		有				
			出張所番号			出張所番号		有				
			発送日			発送日		有				
			郵送日			郵送日		有				
			本籍非本籍の別			本非区分		有				
			発日			発日		有				
			収日			収日		有				
			指示日			指示日		有				
			許可日			許可日		有				
			涉外内容			涉外区分		有				
			関連受領番号(1~5)			関連受領番号(1~5)						
			事件本人区分内容(1~4)			事件本人区分		有		(1~4)は事件本人複数レコードに対応している (1) ← 事件本人の1レコード (2) ← 事件本人の2レコード (3) ← 事件本人の3レコード (4) ← 事件本人の4レコード		
			届出人表示(1~4)			届出人区分		有				
			カナ氏名(1~4)			カナ氏名						
			漢字氏名(1~4)			漢字氏名						
			生年月日(1~4)			生年月日		有				

第 2 3 (4)	データ編集表		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
	決裁・受付			システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成12年 3月 1日	4	7/15
処 理 名	1.0 決裁・受付画面編集(2/2)		(受取側)決裁・受付画面 ← (引渡側)受付データベース					
DB・ファイル名 画面名称	受 取 側		引 渡 側			コード	出力形態	備 考
	項 目	記 号 名	DB・ファイル名 画面名称	項 目	記 号 名	変換有無 (ダブルテン)	Z9. ,	
決裁・受付画面	送達確認2(1~4)		受付DB(事件本人)	送達確認2				
	送達確認1		受付DB(受付)	送達確認1				
	本籍(1~4)		受付DB (事件本人)	本籍コード		有		(1~4)は事件本人複数レコードに対応している
	届出人資格1		受付DB (受付)	届出人資格名称1				
	届出人氏名1			届出人氏名1				
	届出人資格2			届出人資格名称2				
	届出人氏名2			届出人氏名2				
	届後本籍 (* 1)			届後本籍コード		有		(* 1)
	届後戸籍の筆頭者			届後本籍				受付事件コードが
				届後戸籍の筆頭者				「1601」:死亡 又は 「4402」:その他(本籍分明) 又は 「4404」:その他(死亡) のとき, 「届後本籍」≠空白 であればその 内容を表示する。 なお、このとき画面のタイトルを 『死亡日時』に変更する。
	管掌者コード		システム処理					管掌者コードを出力
	管掌者					有		管掌者コードの内容を表示
	決裁区分		受付DB(受付)					
	決裁内容					有		決裁区分の内容を表示

第2 3 (5)	データチェック (単体表)		作 業 名		作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			決裁・受付		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	8 / 15
処 理 名			画 面 名		画 面 I D				
2. 0 単体チェック			決裁・受付						
No	項 目 名	必須	属性	内 容		出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考	
1	決裁区分	○	数字	(1:決裁, 2:誤処理, 3:修正)であること		「項目エラーがあります。 正しく入力して下さい。」			
2	管掌者コード		数字						

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			決裁・受付		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	9/15
処 理 名		3. 0 中間ファイル（選択受領番号）更新		(受取側) 中間ファイル（選択受領番号）		← (引渡側) 決裁・受付処理						
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名		項 目	DB・ファイル名		項 目	変換有無						
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	サ=ダブル・チン	Z 9. .			
中間ファイル (選択受領番号)		受領番号										
		処分区分										
		選択事件コード										
		受理送付区分										
		本非区分										
		出張所番号										
		動態区分										
		他受領番号										
		ロック戸籍番号 (1～5)										
		決裁区分				決裁・受付処理		決裁区分				

第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		決裁・受付	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	10/15
処 理 名	4. 0 中間ファイル（仮戸籍）作成（1/5）						
	（受取側）中間ファイル（仮戸籍）：戸籍特定 ←（引渡側）仮戸籍ファイル（戸籍特定）						
受 取 側	項 目		引 渡 側	項 目		コード	出力形態
DB・ファイル名	目		DB・ファイル名	目		変換有無	備考
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ=ダブル・クォーテーション Z 9. .	
中間ファイル （仮戸籍） 戸籍特定	仮戸籍管理情報		仮戸籍ファイル （戸籍特定）	仮戸籍管理情報			
	編製区分			編製区分			
	戸籍番号			戸籍番号			
	編製日			編製日			
	改製日			改製日			
	回復日			回復日			
	消除日			消除日			
	本籍コード			本籍コード			
	本籍			本籍			
	筆頭者			筆頭者			
	記録者数			記録者数			
	在籍者数			在籍者数			
	除籍者数			除籍者数			
戸籍除区分		戸籍除区分					
戸籍異動区分		戸籍異動区分					

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			決裁・受付		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	11/15
処 理 名		4. 0 中間ファイル(仮戸籍)作成 (2/5)		(受取側) 中間ファイル(仮戸籍) : 戸籍事項 ← (引渡側) 仮戸籍ファイル(戸籍事項)								
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ=サブ-チン Z 9. .				
中間ファイル (仮戸籍) 戸籍事項		仮戸籍管理情報		仮戸籍ファイル (戸籍事項)		仮戸籍管理情報						
		編製区分				編製区分						
		戸籍番号				戸籍番号						
		行番号				行番号						
		出力区分				出力区分						
		タイトルコード				タイトルコード						
		記録コード				記録コード						
		管掌者コード				管掌者コード						
		事件発生日				事件発生日						
		戸籍事項項目				戸籍事項項目						

第2 (3)	データ編集表		作業名		作成者	作成日付	改定日付	版	頁数	
			決裁・受付		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	12/15	
処 理 名	4. 0 中間ファイル (仮戸籍) 作成 (3/5)		(受取側) 中間ファイル (仮戸籍) : 個人特定 ← (引渡側) 仮戸籍ファイル (個人特定)							
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無				
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サブルーチン	Z 9 . ,			
中間ファイル (仮戸籍) 個人特定	仮戸籍管理情報		仮戸籍ファイル (個人特定)	仮戸籍管理情報						
	編製区分			編製区分						
	個人番号			個人番号						
	戸籍番号			戸籍番号						
	戸籍記録順位番号			戸籍記録順位番号						
	入籍口			入籍口						
	除籍口			除籍口						
	性別			性別						
	生年月日			生年月日						
	筆頭者区分			筆頭者区分						
	配偶者区分			配偶者区分						
	父			父						
	母			母						
	父母との続柄			父母との続柄						
	養父			養父						
	養母			養母						
	養父母との続柄			養父母との続柄						
前個人番号		前個人番号								
個人除区分		個人除区分								
審査不可区分		審査不可区分								

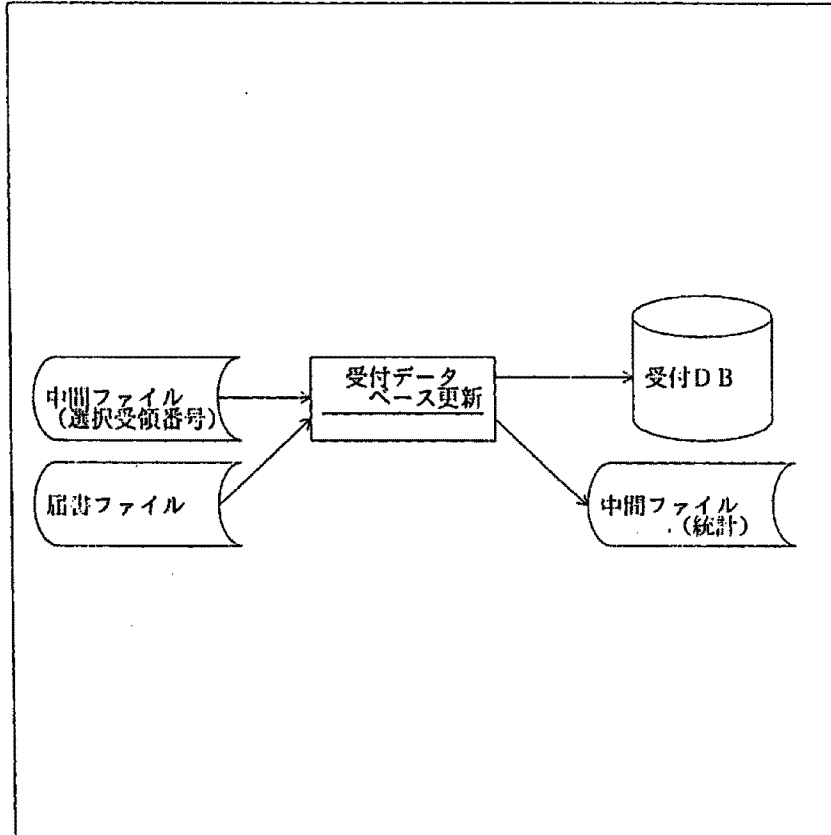
2/3 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			決裁・受付		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	13/15
処 理 名		4. 0 中間ファイル（仮戸籍）作成（4/5）		（受取側）中間ファイル（仮戸籍）：氏名		←（引渡側）仮戸籍ファイル（氏名）						
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ=サブ-チン Z 9. .				
中間ファイル （仮戸籍）氏名		仮戸籍管理情報		仮戸籍ファイル （氏名）		仮戸籍管理情報						
		編製区分				編製区分						
		個人番号				個人番号						
		行番号				行番号						
		カナ氏名				カナ氏名						
		漢字氏名				漢字氏名						

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者	作成日付	改定日付	版	頁数	
			決裁・受付		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	14/15	
処 理 名	4. 0 中間ファイル (仮戸籍) 作成 (5/5)		(受取側) 中間ファイル (仮戸籍) : 身分事項 ← (引渡側) 仮戸籍ファイル (身分事項)							
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無				
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ-ザル-チン	Z 9 . .			
中間ファイル (仮戸籍) 身分事項	仮戸籍管理情報		仮戸籍ファイル (身分事項)	仮戸籍管理情報						
	編製区分			編製区分						
	個人番号			個人番号						
	行番号			行番号						
	出力区分			出力区分						
	タイトルコード			タイトルコード						
	記録コード			記録コード						
	管掌者コード			管掌者コード						
	事件発生日			事件発生日						
	身分事項項目			身分事項項目						

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			決裁・受付		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	15/15
処 理 名			5.0 届書ファイル更新		(受取側) 届書ファイル		← (引渡側) 決裁・受付処理					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サ-サブル-チン		Z 9. .				
届書ファイル												
受領番号												
選択事件コード												
出張所番号												
受領日												
送付日												
発送元												
在外送付区分												
処理口												
指示日												
許可日												
受理送付区分												
本非区分												
郵送口												
動態区分												
届区分												
涉外区分												
同時決裁受領番号 (1~5)												
ロック戸籍番号 (1~5)												
事件別内容												
不受理申出処分区分												
処分区分			決裁・受付処理			9 (誤処理)				決裁区分が『誤処理』のとき設定		
決裁区分						決裁区分:3 (修正)				決裁区分が『修正』のとき設定		
届書排他区分										0 : 未を設定		

第 2 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付データベース	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 6

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力		
届書ファイル	入 力		
受付DB	出 力		
中間ファイル (統計)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 中間ファイル (選択受領番号) の内容を基に受付データベースを更新する
- (2) 受理の場合は事件の統計を取る

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
 - 1.0 データ編集表 (受付データベース)
 - 2.0 データ編集表 (中間ファイル (統計))

5. 備考 (特記事項含む)

第2 (3)		要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数		
				受付データベース	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2 / 6		
処 理 名 0.0 本紙 (1/2)							備 考				
(1) 中間ファイル(選択受領番号)を読む							/				
(2) 受領番号で受付DBを検索する							/				
(3) 中間ファイル(選択受領番号)の他受領番号にデータがある(Y E S , N O)							/				
Y E S	(4) 決裁区分が1:『決裁』又は3:『修正』のとき、受付DBの決裁区分に設定し更新する [1.0]						/				
	決裁区分が2:『誤処理』のとき、受付DBの処分区分に設定し履歴をとる [1.0]						/				
	(5) (6) ~ (9) の処理を繰り返す						/				
	(6) 次の受領番号で受付DBを検索する(ある: Y E S , ない: N O)						/				
	Y E S	(7) 検索した受付DBの 関連受領番号(1)=中間ファイル(選択受領番号)の受領番号 である(Y E S , N O)						/			
		Y E S	(8) 決裁区分が1:『決裁』又は3:『修正』のとき、検索した受付DB の決裁区分に設定し更新する [1.0]						/		
			決裁区分が2:『誤処理』のとき、検索した受付DBの処分区分に 設定し履歴をとる → (6) へ [1.0]						/		
	N O	(9) → (19) へ						/			
	N O										
	(10) → (19) へ							/			
N O	(11) 中間ファイル(選択受領番号)の決裁区分は1:『決裁』である						/				
	Y E S	(12) 中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして届書ファイルを検索する						/			
		(13) 届書ファイルの関連受領番号(事件別内容)にデータがある(Y E S , N O)						/			
	Y E S	(14) 受付DBの関連受領番号(1~5)の空いている項目に届書ファイルの 関連受領番号(事件別内容)を、決裁区分に1を設定し、 受付DBを更新する [1.0]						/			
		(15) 関連受領番号をキーとして受付データベースを検索する (ある: Y E S , ない: N O)						/			
		Y E S	(16) 受付DBの関連受領番号(1~5)の空いている項目に、 届書ファイルの関連受領番号(事件別内容)を設定し、 受付DBを更新する [1.0]						/		
	(17) → (19) へ						/				
	N O	(18) 決裁区分が1:『決裁』又は3:『修正』のとき、検索した受付DB の決裁区分に設定し更新する [1.0]						/			
	N O	決裁区分が2:『誤処理』のとき、検索した受付DBの処分区分に 設定し履歴をとる [1.0]						/			

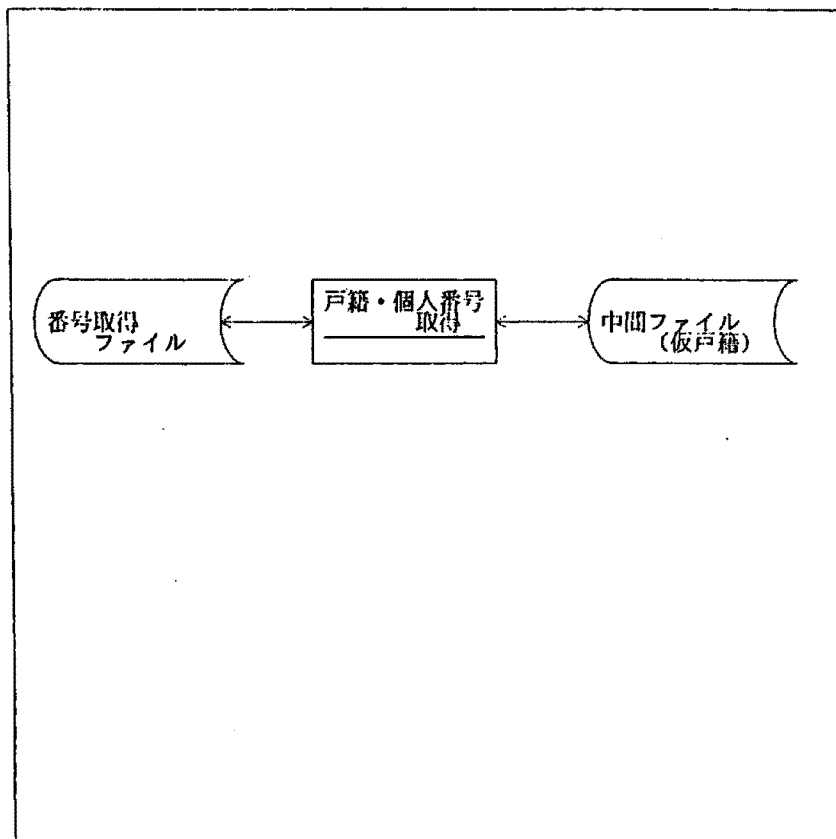
第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			受付データベース		システム化調査研究会		平成6年12月1日		平成 年 月 日		1	4/6
処 理 名		1. 0 受付データベース更新 (1/2)		(受取側) 受付DB (受付)		← (引渡側) 受付データベース処理, 届書ファイル						
受 取 側		引 渡 側		コード		出力形態		備 考				
DB・ファイル名		DB・ファイル名		変換有無								
画面名称		画面名称		サザブル-ン		Z 9. .						
受付DB (受付)		受領番号						誤処理のとき枝番をかたアップ し履歴 処理とする				
		出張所番号										
		受付事件コード										
		受付口										
		事件発生日										
		事件発生時分										
		事件発生日時										
		受理送付区分										
		本非区分										
		涉外区分										
		発送日										
		郵送日										
		発日										
		収日										
		指示日										
		許可日										
		関連受領番号(1~5)		届書ファイル		関連受領番号		事件別内容にあるデータ				
		届出人資格区分1										
		届出人資格名称1										
		届出人氏名1										
		届出人資格区分2										
		届出人資格名称2										
		届出人氏名2										
		届後本籍区分										
		届後本籍コード										
		届後本籍										

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			受付データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	5/6
処 理 名		1. 0 受付データベース更新 (2/2)		(受取側) 受付DB (受付)		← (引渡側) 受付データベース処理, 届書ファイル						
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目						
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	サブルーチン	Z 9.			
受付DB (受付)		届後戸籍の筆頭者										
		送達確認1										
		届書送付目録区分										
		処分区分			受付データベース処理	決裁区分				決裁区分が2:『誤処理』のとき設定		
		決裁区分				決裁区分				決裁区分が1:『決裁』または3:『修正』のとき設定する		

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			受付データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	6/6
処 理 名			2. 0 中間ファイル(統計)作成		(受取側) 中間ファイル(統計)		← (引渡側) 中間ファイル(選択受領番号), 受付データベース					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目	DB・ファイル名		項 目	変換有無						
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	サ-ザル-チン		Z 9. .		
中間ファイル (統計)		受領番号		中間ファイル (選択受領番号)		受領番号						
		出張所番号				出張所番号						
		受理送付区分				受理送付区分						
		本非区分				本非区分						
		増減戸籍数										
		増減本籍人数										
		新戸籍編製数										
		全部除籍数										
		伺い数		受付データベース処理		伺い数						
		附票一部記載数										
		附票全部記載数										
		附票一部消除数										
		附票全部消除数										
		附票通知作成数										
		住民票通知作成数										
住民票異動作成数												
相統税法58条通知作成数												

第2 (2)	システム環境仕様書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		戸籍・個人番号取得	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/9

1. 詳細フロー



3. 処理概要

- (1) 仮戸籍ファイルを基に以下の処理を行う
- (2) 戸籍編製が新戸籍編製の場合、戸籍番号を取得し、仮戸籍ファイルに付加する
- (3) 戸籍に入籍者がいる場合、個人番号を取得し、仮戸籍ファイルに付加する

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表（中間ファイル（仮戸籍）：戸籍特定更新）
 - 2.0 データ編集表（中間ファイル（仮戸籍）：戸籍事項更新）
 - 3.0 データ編集表（中間ファイル（仮戸籍）：個人特定更新）
 - 4.0 データ編集表（中間ファイル（仮戸籍）：氏名更新）
 - 5.0 データ編集表（中間ファイル（仮戸籍）：身分事項更新）
 - 6.0 データ編集表（戸籍番号更新）
 - 7.0 データ編集表（個人番号更新）

2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル（仮戸籍）	入出力		
番号取得ファイル	入出力		

5. 備考（特記事項含む）

- (1) 仮戸籍ファイルについて
 - ア. 本籍人の戸籍に関してファイルが作成される（処分区分が受理のみ）
 - イ. 本籍人：従前の戸籍が本籍地にあるまたは異動後の戸籍が本籍地に編製される
 - ※ 非本籍人、外国人に関してはファイルを作成しない
 - ウ. 仮戸籍ファイルは異動後の戸籍の形態で作成される（異動前の情報を持つ必要はない）
 - エ. 異動者だけでなく、戸籍の全構成員について作成される

第2 (3)	要件定義ワークシート	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		戸籍・個人番号取得	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/9
処 理 名	0.0 本紙				備 考		
(1) 番号取得ファイルを読み戸籍番号を取得する	/						
(2) 番号取得ファイルを読み個人番号を取得する	/						
(3) 中間ファイル(仮戸籍)の戸籍の数だけ(4)～(23)の処理を繰り返す	/						
(4) 戸籍編製区分は新戸籍編製である(YES, NO)	/						
YES (5) 「戸籍番号+1」を中間ファイル(仮戸籍)の戸籍番号に設定する	/				新戸籍編製であれば戸籍番号を付加する		
(6) 戸籍番号に1をたす	/						
(7) 構成員の数だけ(8)～(9)の処理を繰り返す	/				新戸籍編製のときの構成員は全員新しい戸籍		
(8) 「個人番号+1」を中間ファイル(仮戸籍)の個人番号に設定する	/				に入籍するので、個人番号を各々に取得する		
(9) 個人番号に1をたす → (7)へ	/						
(10) 中間ファイル(仮戸籍)：戸籍特定を更新する [1.0]	/						
(11) 中間ファイル(仮戸籍)：戸籍事項を更新する [2.0]	/						
(12) 中間ファイル(仮戸籍)：個人特定を更新する [3.0]	/						
(13) 中間ファイル(仮戸籍)：氏名を更新する [4.0]	/						
(14) 中間ファイル(仮戸籍)：身分事項を更新する → (3)へ [5.0]	/						
NO (15) 構成員の数だけ(16)～(22)の処理を繰り返す	/						
(16) 個人異動区分は入籍である(YES, NO)	/						
YES (17) 「個人番号+1」を中間ファイル(仮戸籍)の個人番号に設定する	/				既存の戸籍に入籍するときは、個人番号を		
(18) 個人番号に1をたす	/				取得する		
(19) 中間ファイル(仮戸籍)：個人特定を更新する [3.0]	/						
(20) 中間ファイル(仮戸籍)：氏名を更新する [4.0]	/						
(21) 中間ファイル(仮戸籍)：身分事項を更新する → (15)へ [5.0]	/						
NO (22) → (15)へ	/						
(23) → (3)へ	/						
(24) 戸籍番号を番号取得ファイルの戸籍番号にセットして番号取得ファイルを更新する [6.0]	/						
(25) 個人番号を番号取得ファイルの個人番号にセットして番号取得ファイルを更新する [7.0]	/				(26) 次の処理を行う	『決裁・受付』の要件定義書に戻る	

第2 3 (4)	データ編集表	作業名 戸籍・個人番号取得	作成者 システム化調査研究会	作成日付 平成6年12月1日	改定日付 平成 年 月 日	版 1	頁数 3/9	
処 理 名	1. 0 中間ファイル(仮戸籍) : 戸籍特定更新 (受取側) 中間ファイル(仮戸籍) : 戸籍特定 ← (引渡側) 番号取得ファイル(戸籍番号)							
受 取 側	項 目		引 渡 側	項 目		コード 変換有無 サ=ダブル・チン	出力形態 Z9.,	備 考
DB・ファイル名 画面名称	名 称	記 号 名	DB・ファイル名 画面名称	名 称	記 号 名			
中間ファイル (仮戸籍) 戸籍特定	仮戸籍管理情報		番号取得ファイル (戸籍番号)					
	編製区分							
	戸籍番号							番号取得ファイル・戸籍番号+1を設定する
	編製日							
	改製日							
	回復日							
	消除日							
	本籍コード							
	本籍							
	筆頭者							
	記録者数							
	在籍者数							
	除籍者数							
	戸籍除区分							
戸籍異動区分								

第2
3
(4)

データ編集表

作 業 名

作 成 者

作 成 日 付

改 定 日 付

版

頁 数

戸籍・個人番号取得

システム化調査研究会

平成6年12月 1日

平成 年 月 日

1

4 / 9

処 理 名

2. 0 中間ファイル(仮戸籍) : 戸籍事項更新

(受取側) 中間ファイル(仮戸籍) : 戸籍事項

← (引渡側) 番号取得ファイル(戸籍番号)

受 取 側

引 渡 側

コード

出力形態

備 考

DB・ファイル名

項 目

DB・ファイル名

項 目

変換有無

サ-ザル-チン

Z 9 . .

画面名称

名 称

記 号 名

画面名称

名 称

記 号 名

中間ファイル
(仮戸籍)
戸籍事項

仮戸籍管理情報

番号取得ファイル
(戸籍番号)

番号取得ファイル・戸籍番号+1を設定する

第2 3 (4)	データ編集表	作業名 戸籍・個人番号取得	作成者 システム化調査研究会	作成日付 平成6年12月 1日	改定日付 平成 年 月 日	版 1	頁数 5/9		
処 理 名	3. 0 中間ファイル(仮戸籍) : 個人特定更新 (受取側) 中間ファイル(仮戸籍) : 個人特定 ← (引渡側) 番号取得ファイル(戸籍番号)								
受 取 側	項 目		引 渡 側	項 目		コード 変換有無 サ-ザル-チ	出力形態 Z9.,	備 考	
DB・ファイル名 画面名称	名 称	記 号 名	DB・ファイル名 画面名称	名 称	記 号 名				
中間ファイル (仮戸籍) 個人特定	仮戸籍管理情報		番号取得ファイル (個人番号) 番号取得ファイル (戸籍番号)						
	編製区分								
	個人番号								番号取得ファイル・個人番号+1を設定する
	戸籍番号								番号取得ファイル・戸籍番号+1を設定する
	個人記録順位番号								
	入籍日								
	除籍日								
	性別								
	生年月日								
	筆頭者区分								
	配偶者区分								
	父								
	母								
	父母との続柄								
	養父								
	養母								
	養父母との続柄								
	前個人番号								
個人除区分									
審査不可区分									

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			戸籍・個人番号取得		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	6/9
処 理 名		4. 0 中間ファイル(仮戸籍)：氏名更新		(受取側)中間ファイル(仮戸籍)：氏名				←(引渡側)番号取得ファイル(個人番号)				
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ=ダブル-ヒン		Z9.,		
中間ファイル (仮戸籍)氏名		仮戸籍管理情報		番号取得ファイル (個人番号)								
		編製区分										
		個人番号								番号取得ファイル・個人番号+1を設定する		
		行番号										
		カナ氏名										
		漢字氏名										

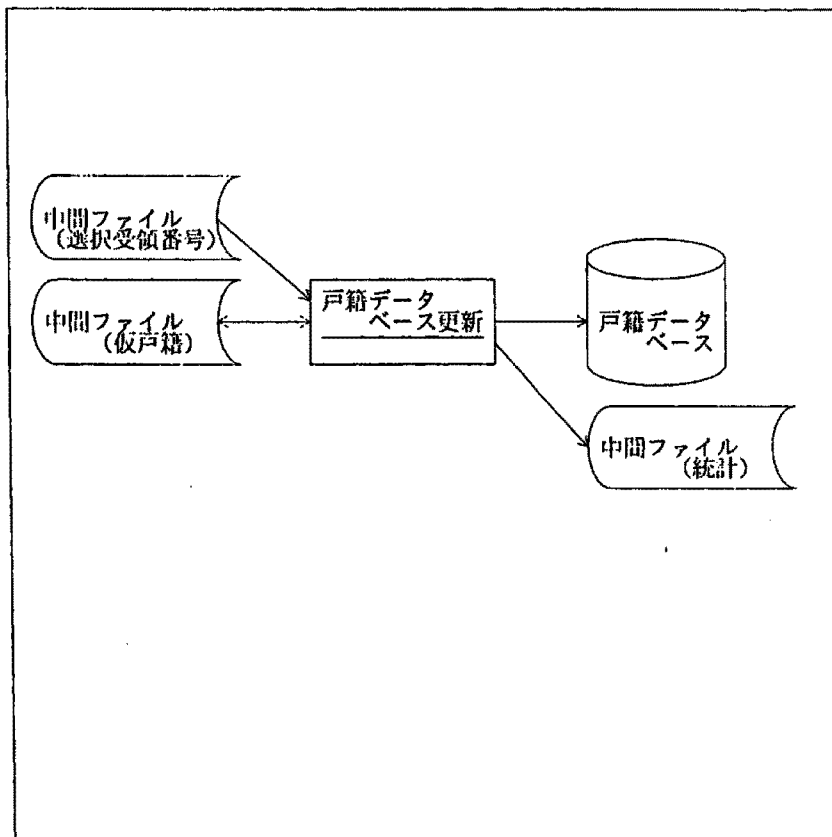
第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		戸籍・個人番号取得	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	7/9
処 理 名	5. 0 中間ファイル(仮戸籍) : 身分事項更新 (受取側) 中間ファイル(仮戸籍) : 身分事項 ← (引渡側) 番号取得ファイル(個人番号)						
受 取 側	引 渡 側		コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目	DB・ファイル名	項 目	変換有無			
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サプル-チン	Z 9. .
中間ファイル (仮戸籍) 身分事項	仮戸籍管理情報		番号取得ファイル (個人番号)				
	編製区分						
	個人番号						番号取得ファイル・個人番号Hを設定する
	行番号						
	出力区分						
	タイトルコード						
	記録コード						
	管掌者コード						
	事件発生日						
身分事項項目							

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数		
			戸籍・個人番号取得		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	8/9		
処 理 名			6. 0 戸籍番号更新			(受取側) 番号取得ファイル (戸籍番号)			← (引渡側) 戸籍・個人番号取得処理					
受			取		側		引		渡		側			
DB・ファイル名		項		目		DB・ファイル名		項		目		コード 変換有無 サ-バル-ナ	出力形態 Z 9. .	備考
画面名称		名		称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名						
番号取得ファイル (戸籍番号)		番号種別												1 : 戸籍番号
		戸籍番号				戸籍・個人番号 取得処理		戸籍番号						

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			戸籍・個人番号取得		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	9/9
処 理 名			7. 0 個人番号更新			(受取側) 番号取得ファイル(個人番号)			← (引渡側) 戸籍・個人番号取得処理			
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サザナル-ン		Z 9. .				
番号取得ファイル (個人番号)			番号種別							2 : 個人番号		
			個人番号			戸籍・個人番号 取得処理		個人番号				

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		戸籍データベース	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/10

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力		
中間ファイル(仮戸籍)	入 力		
戸籍データベース	出 力		
中間ファイル(統計)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 仮戸籍ファイルを基に以下の処理を行う
- (2) 処分区分が受理であれば、中間ファイル(仮戸籍)の更新情報(DB更新・追加)に従って、戸籍データベース(戸籍特定、戸籍事項、氏名、個人特定、身分事項)の更新・追加を行う
- (3) 処分区分が受理以外であれば、戸籍DBのロックを解除する(戸籍特定DBの更新)

4. 機能体系(要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表(戸籍特定：処分区分が受理の場合)
 - 2.0 データ編集表(戸籍事項)
 - 3.0 データ編集表(氏名)
 - 4.0 データ編集表(個人特定)
 - 5.0 データ編集表(身分事項)
 - 6.0 データ編集表(戸籍特定：処分区分が受理以外の場合)
 - 7.0 データ編集表(中間ファイル(統計))

5. 備考(特記事項含む)

- (1) 仮戸籍ファイルについて
 - ア. 本籍人の戸籍に関してファイルが作成される(処分区分が受理のみ)
 - イ. 本籍人：従前の戸籍が本籍地にあるまたは異動後の戸籍が本籍地に編製される
 - ※非本籍人、外国人に関してはファイルを作成しない
 - ウ. 仮戸籍ファイルは異動後の戸籍の形態で作成される(異動前の情報を持つ必要はない)
 - エ. 異動者だけでなく、戸籍の全構成員について作成される

第2 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		戸籍データベース	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2 / 10
処 理 名	0.0 本紙 (1/2)				備 考		
(1) 中間ファイル(仮戸籍)があるか (YES, NO)							
YES	(2) 中間ファイル(仮戸籍)の戸籍の数だけ(3)～(39)の処理を繰り返す						
	(3) 戸籍編製区分は新戸籍編製または新戸・全除である (YES, NO)						
YES	(4) 中間ファイル(統計)の増減戸籍数, 新戸籍編製数, 附票全部記載数に1を加える [7.0]				統計処理		
	(5) 戸籍特定情報を戸籍特定DBに追加する [1.0]				新戸籍が編製された場合は仮戸籍の全部の情報を戸籍データベースに追加する		
	(6) 戸籍事項の数だけ(7)の処理を繰り返す						
	(7) 戸籍事項情報を戸籍事項DBに追加する → (6)へ [2.0]						
	(8) 構成員の数だけ(9)～(14)の処理を繰り返す						
	(9) 中間ファイル(統計)の増減本籍人数に1を加える [7.0]						
	(10) 個人特定情報を個人特定DBに追加する [3.0]						
	(11) 氏名情報を氏名DBに追加する [4.0]						
	(12) 身分事項の数だけ(13)の処理を繰り返す						
	(13) 身分事項情報を身分事項DBに追加する → (12)へ [5.0]						
	(14) → (8)へ						
	(15) → (2)へ						
NO	(16) 戸籍編製区分は全部除籍または新戸・全除である (YES, NO)						
YES	(17) 中間ファイル(統計)の増減戸籍数から1を引き, 全部除籍数 → (26) 中間ファイル(統計)の増減本籍人数 [7.0]				統計処理		
NO	(18) → (18.1)へ						
	(18.1) 戸籍編製区分は新戸・全除である (YES, NO)						
YES	(18.2) 戸籍事項の数だけ(18.3)の処理を繰り返す				統計処理		
	(18.3) 中間ファイル(統計)の増減本籍人数から1を引く [7.0]						
NO	(18.4) → (19)へ						
	(19) 戸籍特定情報で該当の戸籍特定DBを更新する [1.0]						
	(20) 戸籍事項の数だけ(21)～(23)の処理を繰り返す						
	(21) 戸籍事項は今回の処理で作成されたものか (YES, NO)						
YES	(22) 戸籍事項情報を戸籍事項DBに追加する → (20)へ [2.0]						
NO	(23) → (20)へ						

第2 (3)	要件定義ワークシート	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		戸籍データベース	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/10
処 理 名	0.0 本紙 (2/2)	備 考					
	(24)構成員の数だけ(25)～(39)の処理を繰り返す	/					
	(25)個人異動区分 (入籍, 除籍, その他)	/					
入 籍	(26)中間ファイル (統計) の増減本籍人数と附票一部記載数に1を加える [7.0]	/				統計処理	
除 籍	(27)中間ファイル (統計) の増減本籍人数から1を引く [7.0]	/				統計処理	
	(28)戸籍編製区分は全部除籍である (YES, NO)	/					
YES	(29) → (32)へ	/					
NO	(30)中間ファイル (統計) の附票一部消除数に1を加える [7.0]	/				統計処理	
その他	(31) → (32)へ	/					
	(32)個人特定情報で該当の個人特定DBを更新する [3.0]	/					
	(33)今回の処理で氏名が変更になったか (YES, NO)	/				氏の変更・名の変更があった場合, 氏名DBに追加する	
YES	(34)氏名情報を氏名DBに追加する [4.0]	/					
NO	(35) → (36)へ	/					
	(36)身分事項の数だけ(37)～(39)の処理を繰り返す	/					
	(37)身分事項は今回の処理で作成されたものか (YES, NO)	/					
YES	(38)身分事項の数だけ身分事項DBに追加する [5.0]	/					
NO	(39) → (36)へ	/					
	(40) → (24)へ	/					
	(41) → (2)へ	/					
				(42)次の処理を行う		『決裁・受付』の要件定義書に戻る	
N O	(43)中間ファイル (選択受領番号) を読む	/				『受理』以外のときは, 届書入力審査でロックした戸籍を解除する	
	(44)ロック戸籍番号に戸籍番号が格納してあるか (YES, NO)	/					
YES	(45)ロック戸籍番号 (1～5) に戸籍番号があるだけ(46)～(47)の処理を繰り返す	/					
	(46)戸籍番号をキーとして戸籍特定DBを検索する	/					
	(47)戸籍特定DBの戸籍異動区分に0をセットして戸籍特定DBを更新する (戸籍ロックの解除) → (45)へ [6.0]	/					
				(48)次の処理を行う		『決裁・受付』の要件定義書に戻る	
N O							

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			戸籍データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	4/10
処 理 名		1. 0 戸籍DB (戸籍特定) 更新/受理		(受取側) 戸籍データベース (戸籍特定)		← (引渡側) 中間ファイル (仮戸籍) : 戸籍特定						
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ-ザル-ナ- Z 9. .				
戸籍データベース (戸籍特定)		戸籍番号		中間ファイル (仮戸籍) 戸籍特定		戸籍番号						
		編製日				編製日						
		改製日				改製日						
		回復日				回復日						
		消除日				消除日						
		本籍コード				本籍コード						
		本籍				本籍						
		筆頭者				筆頭者						
		記録者数				記録者数						
		在籍者数				在籍者数						
		除籍者数				除籍者数						
		戸籍除区分				戸籍除区分						
戸籍異動区分		戸籍異動区分						0 : ロック解除 が設定されている				

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			戸籍データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	5/10
処 理 名			2. 0 戸籍DB (戸籍事項) 更新		(受取側) 戸籍データベース (戸籍事項)				← (引渡側) 中間ファイル (仮戸籍) : 戸籍事項			
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サニブル・ナン				
戸籍データベース (戸籍事項)		戸籍番号		中間ファイル (仮戸籍) 戸籍事項		戸籍番号						
		行番号				行番号						
		出力区分				出力区分						
		タイトルコード				タイトルコード						
		記録コード				記録コード						
		管掌者コード				管掌者コード						
		事件発生日				事件発生日						
		戸籍事項項目				戸籍事項項目						

第2 3 (4)	データ編集表	作業名 戸籍データベース	作成者 システム化調査研究会	作成日付 平成6年12月1日	改定日付 平成 年 月 日	版 1	頁数 6/10
処 理 名	3.0 戸籍DB (個人特定) 更新	(受取側) 戸籍データベース (個人特定) ← (引渡側) 中間ファイル (仮戸籍) : 個人特定					
受 取 側	引 渡 側		コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目	DB・ファイル名	項 目	変換有無			
画面名称	名 称 記 号 名	画面名称	名 称 記 号 名	サ=サガル-フ	Z9.,		
戸籍データベース (個人特定)	個人番号	中間ファイル (仮戸籍) 個人特定	個人番号				
	戸籍番号		戸籍番号				
	個人記録順位番号		個人記録順位番号				
	入籍日		入籍日				
	除籍日		除籍日				
	性別		性別				
	生年月日		生年月日				
	筆頭者区分		筆頭者区分				
	配偶者区分		配偶者区分				
	父		父				
	母		母				
	父母との続柄		父母との続柄				
	養父		養父				
	養母		養母				
	養父母との続柄		養父母との続柄				
	前個人番号		前個人番号				
	個人除区分		個人除区分				
	審査不可区分		審査不可区分				

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数		
			戸籍データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	7/10		
処理名		4.0 戸籍DB(氏名)更新			(受取側) 戸籍データベース(氏名)			←(引渡側) 中間ファイル(仮戸籍): 氏名						
受		取		側		引		渡		側		コード 変換有無 サザルナ	出力形態 Z9.,	備考
DB・ファイル名 画面名称		項 目		DB・ファイル名 画面名称		項 目		名 称		記 号 名				
戸籍データベース (氏名)		個人番号		中間ファイル (仮戸籍) 氏名		個人番号								
		行番号				行番号								
		カナ氏名				カナ氏名								
		漢字氏名				漢字氏名								

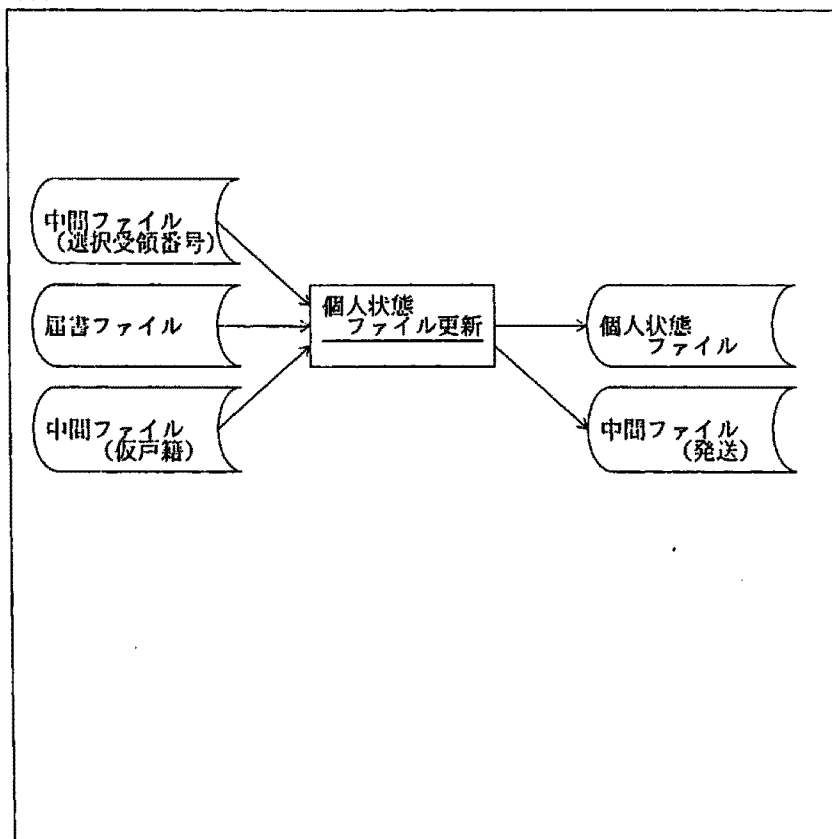
第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			戸籍データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	8/10
処 理 名	5. 0 戸籍DB (身分事項) 更新		(受取側) 戸籍データベース (身分事項)		← (引渡側) 中間ファイル (仮戸籍) : 身分事項							
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無						
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ-ザル-チン	Z 9. ,					
戸籍データベース (身分事項)	個人番号		中間ファイル (仮戸籍) 身分事項	個人番号								
	行番号			行番号								
	出力区分			出力区分								
	タイトルコード			タイトルコード								
	記録コード			記録コード								
	管掌者コード			管掌者コード								
	事件発生日			事件発生日								
	身分事項項目			身分事項項目								

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			戸籍データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	9/10
処 理 名		6. 0 戸籍DB (戸籍特定) 更新/不受理		(受取側) 戸籍データベース (戸籍特定)		← (引渡側) 戸籍データベース処理						
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ=ダブルチン Z 9. .				
戸籍データベース (戸籍特定)		戸籍番号										
		編製口										
		改製口										
		回復日										
		消除日										
		本籍コード										
		本籍										
		筆頭者										
		記録者数										
		在籍者数										
		除籍者数										
		戸籍除区分										
戸籍異動区分				戸籍データベース処理						0 : 戸籍ロック解除を設定		

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			戸籍データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	10/10
処 理 名			7.0 中間ファイル(統計)更新		(受取側) 中間ファイル(統計)		←(引渡側) 戸籍データベース処理					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サ=ダブル・チン		Z9.,				
中間ファイル (統計)			受領番号									
			出張所番号									
			受理送付区分									
			本非区分									
			増減戸籍数		戸籍データベース 処理		増減戸籍数					
			増減本籍人数				増減本籍人数					
			新戸籍編製数				新戸籍編製数					
			全部除籍数				全部除籍数					
			伺い数									
			附票一部記載数		戸籍データベース 処理		附票一部記載数					
			附票全部記載数				附票全部記載数					
			附票一部消除数				附票一部消除数					
			附票全部消除数				附票全部消除数					
			附票通知作成数									
			住民票通知作成数									
			住民票異動作成数									
相統税法58条通知作成数												

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		個人状態ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/10

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力		
届書ファイル	入 力		
中間ファイル(仮戸籍)	出 力		
個人状態ファイル	出 力		
中間ファイル(発送)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 後見届、保佐届、胎児認知届、胎児認知区分のある出生届の各届出の場合、個人状態ファイルを更新する
- (2) 個人状態ファイルを持っている者が本籍地の他の戸籍に異動したとき、従前の内容を異動先の個人状態ファイルに移す
- (3) 胎児認知区分のある者が他市区町村の戸籍に異動したとき、中間ファイル(発送)の送付書類区分の胎児認知フラグを設定する

4. 機能体系(要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
 - 1.0 別紙(後見届)
 - 2.0 別紙(保佐届)
 - 3.0 別紙(認知届(胎児認知))
 - 4.0 別紙(出生届)
 - 5.0 データ編集表(個人状態ファイル: 区分の更新)
 - 6.0 データ編集表(個人状態ファイル: 作成)
 - 7.0 データ編集表(中間ファイル(発送))

5. 備考(特記事項含む)

第 2 3 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
			個人状態ファイル	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成12年 3月 1日	4	2/10
処 理 名						0.0 本紙 (1/2)		
						備 考		
(1)中間ファイル(選択受領番号)を読む						/		
(2)中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして届書ファイルを検索する						/		
(3)届書の事件名(後見届、保佐届、認知届、出生届、その他)						/		
後見届 (4)						(7)次の処理を行う		
保佐届 (5)保佐届の処理を行う(別紙『保佐届』を参照) [2.0]						『受付・決裁』の要件定義書に戻る (4)削除		
認知届 (6)認知届の処理を行う(別紙『認知届』を参照) [3.0]								
出生届 (8)出生届の処理を行う(別紙『出生届』を参照) [4.0]						/		
その他 (9) → (10)へ						/		
(10)中間ファイル(仮戸籍)の戸籍の数だけ(11)～(34)の処理を繰り返す						/		
(11)構成員の数だけ(12)～(33)の処理を繰り返す						/		
(12)中間ファイル(仮戸籍)の個人異動区分(入籍、除籍、その他)						/		
入籍 (13)個人特定DBの前個人番号に個人番号がある(YES, NO)						/		
YES (14)前個人番号をキーとして個人状態ファイルを検索する						/		
(15)個人状態ファイルがある(YES, NO)						/		
YES (16)この個人状態ファイルと同じ内容で異動後の個人に個人状態ファイルを作成する → (11)へ [6.0]						/		
N O (17) → (11)へ						/		
N O (18) → (11)へ						/		
除籍 (19)除籍者は他市町村への異動である(YES, NO)						/		
YES (20)除籍者の個人番号をキーとして個人状態ファイルを検索する						/		
(21)個人状態ファイルがある(YES, NO)						/		
YES (22)胎児認知区分=1:有 である(YES, NO)						/		
YES (23)中間ファイル(発送)がある(YES, NO)						/		
YES (24)中間ファイル(発送)の数だけ(25)～(27)の処理を繰り返す						/		
(25)中間ファイル(発送)の市区町村コードと異動先の市区町村が同じ(YES, NO)						/		
						個人状態ファイルを有している者が他の戸籍(同一本籍地)に異動したときは、異動後も同じ個人状態ファイルを作成する		

個人状態ファイルを有している者が他の戸籍(同一本籍地)に異動したときは、異動後も同じ個人状態ファイルを作成する

第2 (3)	要件定義ワークシート		作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数																																																																																																																					
			個人状態ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	6/10																																																																																																																					
処 理 名 3.0 別紙(認知届)						備 考																																																																																																																							
(1) 届書ファイルの認知区分=1: 胎児認知届である (YES, NO)			/		母が本籍人の場合に限り胎児認知区分を設定する																																																																																																																								
YES	(2) 母の個人番号がある (YES, NO)		/																																																																																																																										
YES	(3) 個人番号で個人状態ファイルを検索する		/																																																																																																																										
	(4) 個人状態ファイルは存在するか (YES, NO)		/																																																																																																																										
	YES	(5) 胎児認知区分: 1を設定し, 個人状態ファイルを更新する [5.0]		(7) 本紙へ戻る																																																																																																																									
NO	(6) 個人状態ファイルを作成し, 胎児認知区分: 1を設定する [5.0]		/		個人状態ファイルがあれば更新, なければ作成する																																																																																																																								
	NO →																																																																																																																												
NO →																																																																																																																													

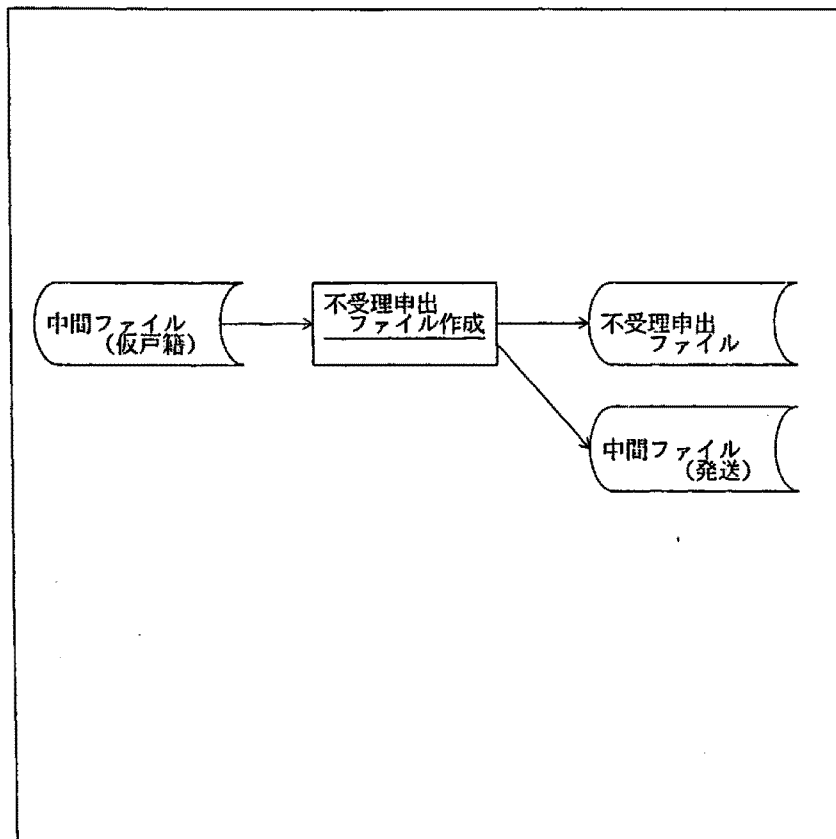
第 2 3 (4)	データ編集表(補足説明)		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
	個人状態ファイル		システム化調査研究会		平成 6年12月 1日	平成12年 3月 1日	4	8/10
処 理 名	5. 0個人状態ファイル更新(区分変更)		(受取側)個人状態ファイル ← (引渡側)個人状態ファイル処理					
DB・ファイル名 画面名称	受 取 側		引 渡 側		コード 変換有無 (サブルーチン)	出力形態 Z9.,	備 考	
	項 目 名 称	記 号 名	項 目 名 称	記 号 名				
個人状態ファイル	個人番号		個人状態ファイル				作成の場合は個人番号を設定	
	禁治産者区分		処理					
	準禁治産者区分						準禁治産取消:『0』を設定する	
	破産宣告人区分							
	裁判所通知区分							
	犯歴区分							
	胎児認知区分		個人状態ファイル				胎児認知届:『1』を設定する	
			処理				出生届:『0』を設定する	
	受理処理伺い区分							
	保留区分							
	メモ							

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			個人状態ファイル		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	9/10
処 理 名			6. 0 個人状態ファイル作成		(受取側) 個人状態ファイル				← (引渡側) (前個人番号の) 個人状態ファイル			
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名 画面名称			DB・ファイル名 画面名称			変換有無 サ=サブーチン		Z 9. ,				
個人状態ファイル			個人番号								システムで新しい個人番号を設定	
			禁治産者区分									
			準禁治産者区分									
			破産宣告人区分									
			裁判所通知区分									
			犯歴区分									
			胎児認知区分									
			受理処理伺い区分									
			保留区分									
			メモ									

第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		個人状態ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	10/10
処 理 名	7.0 中間ファイル(発送)作成		(受取側) 中間ファイル(発送) ← (引渡側) 中間ファイル(選択受領番号), 仮戸籍ファイル				
受 取 側	引 渡 側		コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目	DB・ファイル名	項 目	変換有無			
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ=ダブルチン	Z 9. .
中間ファイル (発送)	受領番号		中間ファイル (選択受領番号)	受領番号			更新の場合は胎児認知フラグのみを
	出張所番号			出張所番号			設定
	市区町村コード		仮戸籍ファイル	本籍地			本籍コードの上5桁(送付する市区町村名がわかればよい)
	郵便番号					有	本籍コードの上5桁を基に送付する市区町村の郵便番号, 住所, 宛名を設定する
	住所					有	
	宛名					有	
	送付書類区分						
	届書						
	不受理申出						
	胎児認知		個人状態ファイル処理				有:「1」を設定する
住民票通知							
附票通知							

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		不受理申出ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/4

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (仮戸籍)	入 力		
不受理申出ファイル	出 力		
中間ファイル (発送)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 不受理申出ファイルを持っている者が本籍地の他の戸籍に異動したとき、従前の内容を異動先の不受理申出ファイルに移す
- (2) 不受理申出ファイルを持っている者が他市区町村の戸籍に異動したとき、中間ファイル (発送) の送付書類区分の不受理申出フラグに1を設定する

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表 (不受理申出ファイル)
 - 2.0 データ編集表 (中間ファイル (発送))

5. 備考 (特記事項含む)

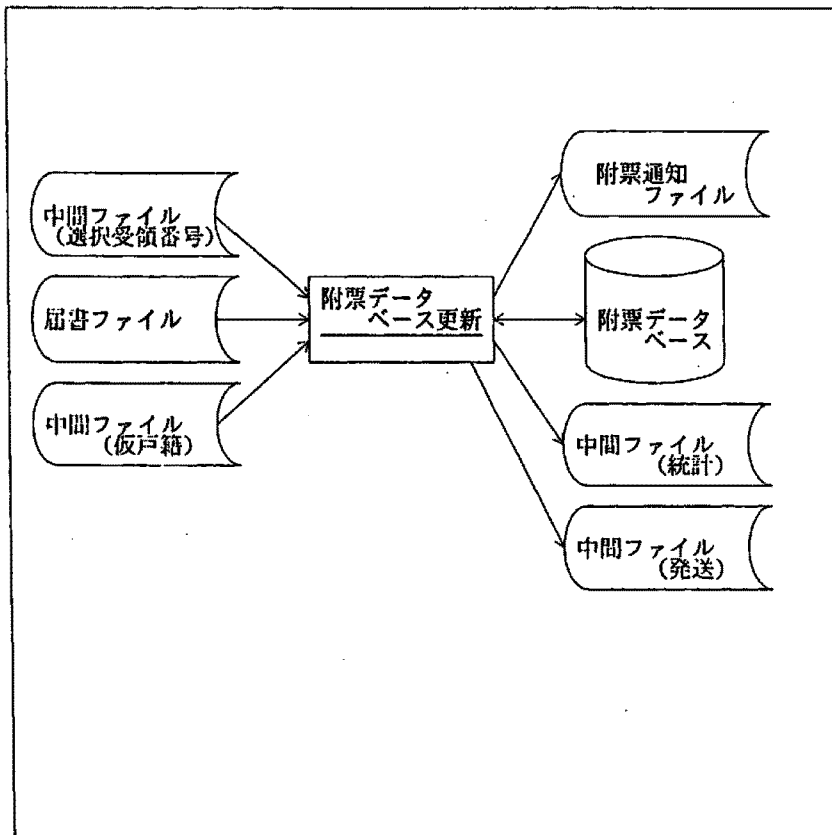
2 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		不受理申出ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2 / 4
処 理 名	0.0 本紙				備 考		
(1)	中間ファイル（仮戸籍）の戸籍の数だけ(2)～(23)の処理を繰り返す		/				
(2)	構成員の数だけ(3)～(22)の処理を繰り返す		/				
(3)	中間ファイル（仮戸籍）の個人異動区分（入籍，除籍，その他）？		/				
入籍	(4) 個人特定DBの前個人番号にデータがある（YES，NO）		/		不受理申出ファイルを有している者が他の戸籍（同一本籍地）に異動したときは，異動後も同じ不受理申出ファイルを作成する		
YES	(5) 前個人番号をキーとして不受理申出ファイルを検索する		/				
	(6) 不受理申出ファイルがある（YES，NO）		/				
YES	(7) この不受理申出ファイルと同じ内容で異動後の個人に不受理申出ファイルを作成する → (2) へ [1.0]		/				
NO	(8) → (2) へ		/				
NO	(9) → (2) へ		/				
除籍	(10) 除籍者は他市区町村へ異動する（YES，NO）		/				
YES	(11) 除籍者の個人番号をキーとして不受理申出ファイルを検索する		/		不受理申出ファイルを有している者が他の市区町村に異動した場合は，その旨の発送ファイルを作成する		
	(12) 不受理申出ファイルがある（YES，NO）		/				
YES	(13) 中間ファイル（発送）がある（YES，NO）		/				
YES	(14) 中間ファイル（発送）の数だけ(15)～(17)の処理を繰り返す		/				
	(15) 中間ファイル（発送）の市区町村コードと異動先の市区町村が同じ（YES，NO）		/				
YES	(16) 中間ファイル（発送）の送付書類区分の不受理申出フラグに1を設定する → (2) へ [2.0]		/				
NO	(17) → (14) へ		/				
	(18) → (19) へ		/				
NO	(19) 受領番号と異動先の市区町村（本籍コード）で中間ファイル（発送）を作成し，送付書類区分の不受理申出フラグに1を設定する → (2) へ [2.0]		/				
NO	(20) → (2) へ		/				
NO	(21) → (2) へ		/				
その他	(22) → (2) へ		/				
(23)	→ (1) へ		/				
				(24) 次の処理を行う	『受付・決裁』の要件定義書に戻る		

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			不受理申出ファイル		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	3/4
処 理 名			1. 0 不受理申出ファイル作成		(受取側) 不受理申出ファイル			← (引渡側) (前個人番号の) 不受理申出ファイル				
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サ=ダブルシ		Z 9. .				
不受理申出 ファイル			(前個人番号の) 不受理申出 ファイル							システムで新しい個人番号を設定		
個人番号			行番号									
行番号			出張所番号									
出張所番号			不受理申出事件コード									
不受理申出事件コード			開始日									
開始日			送付日									
送付日			失効日									
失効日			失効区分									
失効区分			作成日									
作成日			相手方氏名1									
相手方氏名1			相手方氏名2									
相手方氏名2												

第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		不受理申出ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月1日	平成 年 月 日	1	4/4
処 理 名	2.0 中間ファイル(発送)作成		(受取側) 中間ファイル(発送) ← (引渡側) 中間ファイル(選択受領番号), 仮戸籍ファイル				
受 取 側	引 渡 側		コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目	DB・ファイル名	項 目	変換有無			
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ=ザルチン	Z9.,
中間ファイル (発送)	受領番号		中間ファイル (選択受領番号)	受領番号			更新の場合は不受理申出フラグのみ
	出張所番号			出張所番号			を設定
	市区町村コード		仮戸籍ファイル	本籍地			本籍コードの上5桁(送付する市区町村名が分かればよい)
	郵便番号					有	本籍コードの上5桁を基に送付する市区町村の郵便番号, 住所, 宛名を設定する
	住所					有	
	宛名					有	
	送付書類区分						
	届書						
	不受理申出		不受理申出ファイル処理				有:『1』を設定する
	胎児認知						
	住民票通知						
	附票通知						

第2 (3)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		附票データベース	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/10

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力	中間ファイル(統計)	出 力
		中間ファイル(発送)	出 力
届書ファイル	入 力		
中間ファイル(仮戸籍)	入 力		
附票データベース	入出力		
附票通知ファイル	出 力		

3. 処理概要

- (1) 届書ファイル・仮戸籍ファイル，附票データベースを基に以下の処理を行う
- (2) 非本籍地から本籍地へ入籍した場合，出生等データを作成するだけの処理の場合に附票データベースを作成する（住所，住定日は除く）
- (3) 本籍地から本籍地へ異動した場合，従前の附票の最終住所とその住定日で異動後の附票データベースを作成する
- (4) 本籍地から非本籍地へ異動した場合，附票通知ファイルと発送ファイルを作成する

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表（附票：個人番号登録のみ）
 - 2.0 データ編集表（附票：作成）
 - 3.0 データ編集表（附票通知ファイル）
 - 4.0 データ編集表（中間ファイル（統計））
 - 5.0 データ編集表（中間ファイル（発送））

5. 備考（特記事項含む）

サ ン プ ル

図 2 (3)		要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数	
				附票データベース更新	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	2 / 1 0	
処 理 名 0. 0 本紙 (1 / 4)							備 考			
出 生	(1) 中間ファイル (選択受領番号) を読む				/					
	(2) 中間ファイル (選択受領番号) の受領番号をキーとして届書ファイルを検索する				/					
	(3) 戸籍の届は何か (出生, 国籍取得 (帰化), 就籍, その他)				/					
	(4) 戸籍の中間ファイル (仮戸籍) の戸籍の数だけ (5) ~ (36) の処理を繰り返す				/					
	(5) 棄児発見調書による処理か (YES, NO)				/	棄児は住所と住定日のない附票を作成する (住基法19-1通知で処理する)				
	YES	(6) 中間ファイル (仮戸籍) の個人番号で附票を作成する → (4) へ [1.0]			/					
	NO	(7) → (8) へ			/					
	(8) 構成員の数だけ (9) ~ (35) の処理を行う				/					
	(9) 個人異動区分 (入籍, 除籍, その他) ?				/					
	入 籍	(10) 入籍者は出生子である (YES, NO)				/				
		YES	(11) 届書の住所は日本国内である			/				
		YES	(12) 戸籍個人番号 ← 中間ファイル (仮戸籍) の 個人番号, 住所・方書 ← 届書の住所・方書, 住定日 ← 届書の生年月日 で附票を作成する → (8) へ [2.0]			/	出生子は届書の情報で附票を作成する			
		NO	(13) 中間ファイル (仮戸籍) の個人番号で附票を作成する → (8) へ [1.0]			/	出生子の住所が外国の場合は住所, 住定日のない附票を作成する			
		NO	(14) → (15) へ			/				
		(15) 異動者は前個人番号を持っている (YES, NO)				/	非嫡出子の出生で母につき新戸籍編製をする 場合の母の処理			
		YES	(16) 前個人番号で附票DBを検索する			/	管内 → 管内の異動は従前の附票から最新の住所を新附票へ移記する			
		(17) 附票DBに住所が記載されている (YES, NO)				/				
		YES	(18) 戸籍個人番号 ← 中間ファイル (仮戸籍) の 個人番号, 住所・方書・住定日 ← 前附票DBの 最終の住所・方書・住定日 で附票を作成する → (8) へ [2.0]			/				
		NO	(19) 戸籍個人番号 ← 中間ファイル (仮戸籍) の 個人番号で附票を作成する → (8) へ [1.0]			/				
		NO	(20) 戸籍個人番号 ← 中間ファイル (仮戸籍) の個人番号 で附票を作成する → (8) へ [1.0]			/	管外 → 管内は住所情報を除く附票を作成し, 19-3通知を待って処理する			
	除 籍	(21) 除籍者は他市区町村へ異動する (YES, NO)				/				
		YES	(22) 除籍者の個人番号をキーとして附票DBを検索する			/				

第2 (3)	要件定義ワークシート	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		附票データベース更新	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/10
処 理 名	0.0 本紙 (2/4)					備 考	
		(23)附票DBに住所が記載されている (YES, NO)	/				
		YES (24)附票DBの最終住所、住定日で附票通知ファイルを作成する [3.0]	/				管内→管外は附票から19-3通知を作成する
		(25)中間ファイル (統計) の附票通知作成数に1を加える [4.0]	/				
		(26)中間ファイル (発送) がある (YES, NO)	/				
		YES (27)中間ファイル (発送) の数だけ (28)~(30)の処理を繰り返す	/				
		(28)除籍者の異動先市区町村と発送ファイルの市区町村が同じ (YES, NO)	/				
		YES (29)中間ファイル (発送) の送付書類区分の附票通知フラグに1を設定する → (8) へ [5.0]	/				
		NO (30) → (27) へ	/				
		(31) → (32) へ	/				
		NO (32)受領番号と異動先の市区町村 (本籍コード) で中間ファイル (発送) を作成し、送付書類区分の附票通知フラグに1を設定する → (8) へ [5.0]	/				
		NO (33) → (8) へ	/				
		NO (34) → (8) へ	/				
		その他 (35) → (8) へ	/				
		(36) → (4) へ	/				
		(37)次の処理を行う	/				『決裁・受付』の要件定義書に戻る
国籍取得 帰 化	(38)戸籍の中間ファイル (仮戸籍) の戸籍の数だけ (39)~(48)の処理を繰り返す	/					
	(39)構成員の数だけ (40)~(47)の処理を行う	/					
	(40)個人異動区分 (入籍, 除籍, その他) ?	/					
	入 籍 (41)入籍者は国籍取得者 (帰化者) である (YES, NO)	/					
	YES (42)届書の住所は日本国内である	/					

第2 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			附票データベース更新	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	4/10
処 理 名	0.0 本紙 (3/4)					備 考		
		YES	(43)戸籍個人番号←中間ファイル(仮戸籍)の 個人番号 住所・方書←届書の住所・方書 → (39)へ [2.0]	／		国籍取得者(帰化者)は届書の情報で附票を作成する		
		NO	(44)中間ファイル(仮戸籍)の個人番号で附票を作成する → (39)へ [1.0]	／				
		NO	(44) → (45)へ	／				
			(45)入籍者の以降の処理は出生届の(15)～(20)と同じであるので省略	／				
	除 籍		(46)除籍の処理は出生届の(21)～(34)と同じであるので省略	／				
	その他		(47) → (8) へ	／				
			(48) → (4) へ	／				
					(49)次の処理を行う	『決裁・受付』の要件定義書に戻る		
就 籍	(50)戸籍の中間ファイル(仮戸籍)の戸籍の数だけ(51)～(58)の処理を繰り返す			／		国籍取得者(帰化者)は届書の情報で附票を作成する		
			(51)構成員の数だけ(52)～(57)の処理を行う	／				
			(52)個人異動区分(入籍, その他)?	／				
	入 籍		(53)入籍者は就籍者である(YES, NO)	／				
		YES	(54)届書の住所は日本国内である	／				
		YES	(55)戸籍個人番号←中間ファイル(仮戸籍)の 個人番号 住所・方書←届書の住所・方書 → (51)へ [2.0]	／				
		NO	(56)中間ファイル(仮戸籍)の個人番号で附票を作成する → (51)へ [1.0]	／				
	その他		(57) → (8) へ	／		『決裁・受付』の要件定義書に戻る		
			(58) → (4) へ	／				
					(59)次の処理を行う			
その他	(60)戸籍の中間ファイル(仮戸籍)の戸籍の数だけ(61)～(66)の処理を繰り返す			／				
			(61)構成員の数だけ(62)～(65)の処理を行う	／				
			(62)個人異動区分(入籍, 除籍, その他)?	／				
	入 籍		(63)入籍の処理は出生届の(15)～(20)と同じであるので省略	／				
	除 籍		(64)除籍の処理は出生届の(21)～(34)と同じであるので省略	／				

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			附票データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	6/10
処 理 名			1. 0 附票DB作成 (個人番号)		(受取側) 附票データベース		← (引渡側) 中間ファイル (仮戸籍)					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サ=サガルチン		Z 9. .				
附票データベース			中間ファイル (仮戸籍)			戸籍個人番号						
戸籍個人番号												
住記個人番号												
履歴番号												
現除区分												
作成日												
住所登録事由コード												
住所												
方書												
住定日												
消除日												
住所消除事由コード												
修正確定日												

第2 (3)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		附票データベース	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	7/10
処 理 名	2.0 附票DB作成		(受取側) 附票データベース ← (引渡側) 中間ファイル (仮戸籍), 附票データベース処理				
受 取 側		引 渡 側		コード	出力形態	備 考	
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ=ダブル・チン	Z9.,
附票データベース	戸籍個人番号		中間ファイル (仮戸籍)	戸籍個人番号			
	住記個人番号						
	履歴番号		附票データベース 処理 (届書ファイル等)	履歴番号			1を設定(1から連番で取得)
	現除区分			現除区分			0:現住所を設定
	作成日			作成日			
	住所登録事由コード			住所登録事由コード			
	住所			住所			
	方書			方書			
	住定日			住定日			
	消除日						
	住所消除事由コード						
	修正確定日						

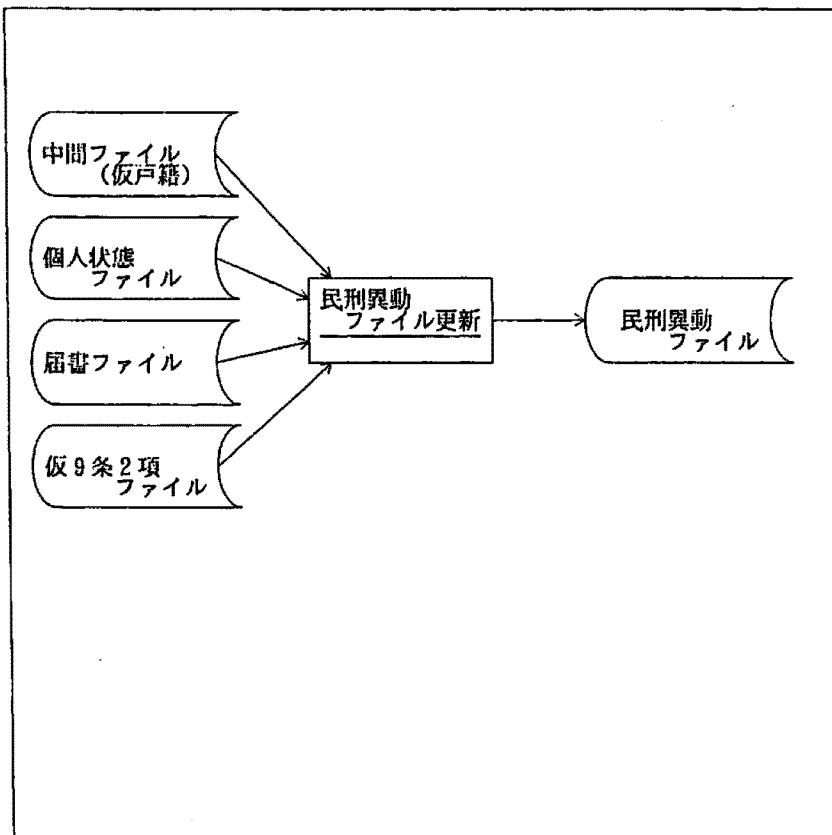
第2 3 (4)	データ編集表	作業名 附票データベース	作成者 システム化調査研究会	作成日付 平成6年12月 1日	改定日付 平成 年 月 日	版 1	頁数 8/10	
処 理 名	3. 0 附票通知ファイル作成 (受取側) 附票通知ファイル ← (引渡側) 中間ファイル (選択受領番号), 附票DB処理, 届書ファイル, 附票DB							
受 取 側		引 渡 側			コード 変換有無 サ=サブル-リン	出力形態 Z9.,	備 考	
DB・ファイル名 画面名称	項 目 名 称 記 号 名	DB・ファイル名 画面名称	項 目 名 称 記 号 名					
附票通知ファイル	受領番号		中間ファイル (選択受領番号) 届書ファイル	受領番号				
	出張所番号			出張所番号				
	市区町村コード			市区町村コード			入籍先の自治体コードを設定	
	宛名			宛名	有		入籍先の自治体の宛名を設定	
	事件コード			事件コード				
	受理日			受領日				
	新本籍			新本籍			各届書毎に項目が異なる 新本籍→異動後の本籍 旧本籍→届出前の本籍 新筆頭者→異動後の筆頭者 旧筆頭者→届出前の筆頭者 ※事件別内容部分	
	旧本籍			旧本籍				
	新筆頭者			新筆頭者				
	旧筆頭者			旧筆頭者				
	氏名			附票データベース	事件本人氏名			※事件別内容部分
	住所				住所			
	方書		方書					
住定日		住定日						

第2 3 (4)	データ編集表	作業名 附票データベース	作成者 システム化調査研究会	作成日付 平成6年12月1日	改定日付 平成 年 月 日	版 1	頁数 9/10
処理名	4.0 中間ファイル(統計)更新	(受取側) 中間ファイル(統計) ← (引渡側) 附票データベース処理					
受	取	側	引	渡	側	コード 変換有無 サ=ダブルチン	出力形態 Z9..
DB・ファイル名 画面名称	項 目 名 称 記 号 名	DB・ファイル名 画面名称	項 目 名 称 記 号 名	備 考			
中間ファイル (統計)	受領番号						
	出張所番号						
	受理送付区分						
	本非区分						
	増減戸籍数						
	増減本籍人数						
	新戸籍編製数						
	全部除籍数						
	伺い数						
	附票一部記載数						
	附票全部記載数						
	附票一部消除数						
	附票全部消除数						
	附票通知作成数		附票データベース処理	附票通知作成数			
	住民票通知作成数						
	住民票異動作成数						
相続税法58条通知作成数							

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			附票データベース		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	10/10
処 理 名			5. 0 中間ファイル(発送)作成		(受取側) 中間ファイル(発送)		← (引渡側) 中間ファイル(選択受領番号), 仮戸籍ファイル, 附票DB処理					
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サ=サブルーチン	Z 9. .					
中間ファイル (発送)	受領番号		中間ファイル (選択受領番号)		受領番号				更新の場合は附票通知フラグのみを			
	出張所番号				出張所番号				設定			
	市区町村コード		仮戸籍ファイル		届後本籍				本籍コードの上5桁(送付する市区町村名が分かればよい)			
	郵便番号						有		本籍コードの上5桁を基に送付する市区町村の郵便番号, 住所, 宛名を設定する			
	住所						有					
	宛名						有					
	送付書類区分											
	届書											
	不受理申出											
	胎児認知											
住民票通知												
附票通知		附票データベース処理						有:「1」を設定する				

第2 (3)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		民刑異動ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/4

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル(仮戸籍)	入 力		
個人状態ファイル	入 力		
届書ファイル	入 力		
仮9条2項ファイル	入 力		
民刑異動ファイル	出 力		

3. 処理概要

- (1) 中間ファイル(仮戸籍)を読み以下の処理を行う
 (2) 異動者が禁治産者、準禁治産者、破産者、犯歴者の場合、民刑異動ファイルを作成する

4. 機能体系(要件定義書の構成)

0.0 本紙 —— 1.0 データ編集表(民刑異動ファイル)

5. 備考(特記事項含む)

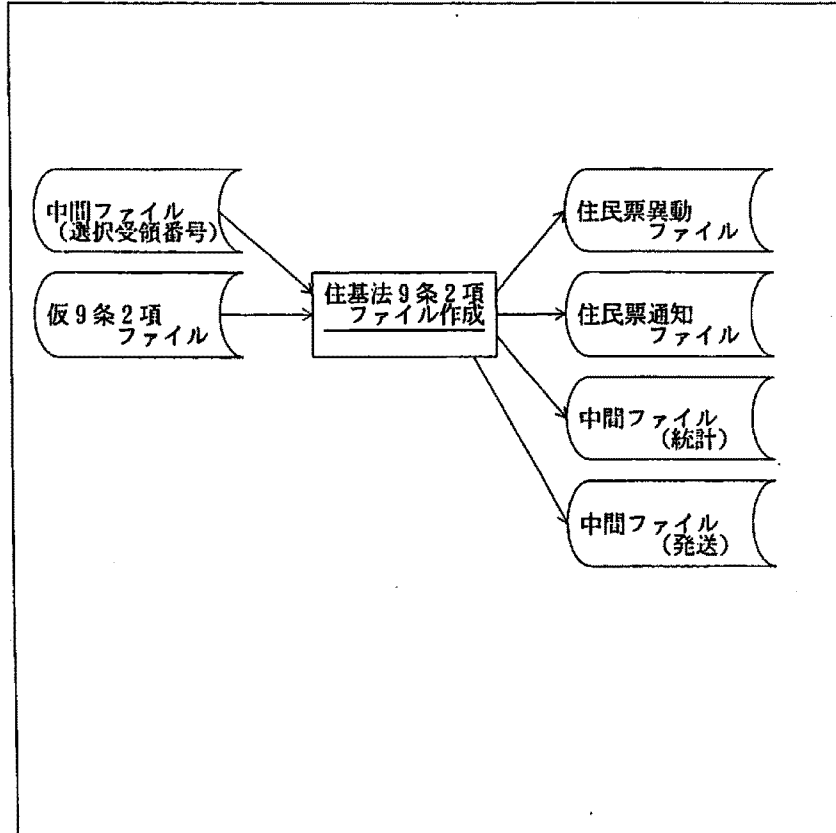
2 3 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		民刑異動ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2 / 4
処 理 名	0.0 本紙 (1/2)						備 考
(1) 中間ファイル(仮戸籍)の戸籍の数だけ(2)～(31)の処理を繰り返す				/			
(2) 構成員の数だけ(3)～(30)の処理を行う				/			
(3) 個人異動区分は除籍又は記載である (YES, NO)				/	異動者だけ処理を行うが、入籍者については ・(本→本異動)は除籍者で作成する ・(非本→本異動)は作成不要 ・(出生等入籍のみ)も作成不要 であるので入籍は処理不要		
YES	(4) 個人番号で個人状態ファイルを検索する			/			
	(5) 個人状態ファイルが存在する (YES, NO)			/			
YES	(6) 禁治産者区分, 準禁治産者区分, 破産宣告人区分, 犯歴区分の いずれかの区分=1:有 である (YES, NO)			/			
YES	(7) 中間ファイル(仮戸籍)の受領番号をキーとして 仮9条2項ファイルを検索する			/	仮9条2項ファイルがある場合は, その新旧 情報で民刑異動ファイルを作成する		
	(8) 仮9条2項ファイルが存在する (YES, NO)			/			
YES	(9) 該当受領番号の仮9条2項ファイルがなくなる まで(10)～(24)の処理を繰り返す			/			
	(10) 中間ファイル(仮戸籍)の個人番号= 仮9条2項ファイルの個人番号である (YES, NO)			/	仮9条2項ファイルの新旧情報を比較し, 同 じ項目は旧のみを登録する		
YES	(11) 仮9条2項ファイルの 新氏名=旧氏名である (YES, NO)			/			
	YES (12) 旧氏名を民刑異動ファイ ルへ設定する [1.0]			/			
	NO (13) 旧氏名と新氏名を 民刑異動ファイルへ設定 する [1.0]			/			
	(14) 仮9条2項ファイルの 新本籍=旧本籍である (YES, NO)			/			
	YES (15) 旧本籍を民刑異動ファイ ルへ設定する [1.0]			/			
	NO (16) 旧本籍と新本籍を 民刑異動ファイルへ設定 する [1.0]			/			
	(17) 仮9条2項ファイルの 新筆頭者=旧筆頭者である (YES, NO)			/			

第2 (3)	要件定義ワークシート	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		民刑異動ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/4
処 理 名	0.0 本紙 (2/2)				備 考		
		YES (18)旧筆頭者を民刑異動ファイルへ設定する [1.0]	/				
		NO (19)旧筆頭者と新筆頭者を民刑異動ファイルへ設定する [1.0]	/				
		(20)仮9条2項ファイルの 新生年月日=旧生年月日である (YES, NO)	/				
		YES (21)旧生年月日を民刑異動ファイルへ設定する [1.0]	/				
		NO (22)旧生年月日と新生年月日を民刑異動ファイルへ設定する [1.0]	/				
		(23)その他の項目を設定して民刑異動ファイルを作成する → (2)へ [1.0]	/				
		NO (24) → (9)へ	/				
		(25) → (26)へ	/				
		NO (26)中間ファイル(仮戸籍)の受領番号で届書ファイルを検索する	/				
		(27)届書ファイルの内容で民刑異動ファイルを作成する → (2)へ [1.0]	/				
		NO (28) → (2)へ	/				
		NO (29) → (2)へ	/				
		NO (30) → (2)へ	/				
		(31) → (1)へ	/				
				(32)次の処理を行う	『決裁・受付』の要件定義書に戻る		

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			民刑異動ファイル		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	4/4
処 理 名		1. 0 民刑異動ファイル作成		(受取側) 民刑異動ファイル ← (引渡側) 個人状態ファイル, 届書ファイル (又は仮9条2項ファイル)								
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無						
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ-ザル-ナ	Z 9. .					
民刑異動ファイル	処理日							処理日又は送付日又は受領日				
	出張所番号		届書ファイル (仮9条2項 ファイル)	出張所番号								
	事件コード			選択事件コード								
	禁治産者区分			禁治産者区分								
	準禁治産者区分			準禁治産者区分								
	破産宣告人区分		個人状態ファイル	破産宣告人区分								
	犯歴区分			犯歴区分								
	新氏名			新氏名				変更があった場合のみ記載				
	旧氏名			旧氏名								
	新本籍		届書ファイル (仮9条2項 ファイル)	新本籍				変更があった場合のみ記載				
	旧本籍			旧本籍								
	新筆頭者			新筆頭者				変更があった場合のみ記載				
	旧筆頭者			旧筆頭者								
	新生年月日			新生年月日				変更があった場合のみ記載				
旧生年月日		旧生年月日										

第 2 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		住基法 9 条 2 項	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 7

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力	中間ファイル (発送)	出 力
仮 9 条 2 項ファイル	入 力		
住民票異動ファイル	出 力		
住民票通知ファイル	出 力		
中間ファイル (統計)	出 力		

3. 処理概要

- (1)仮 9 条 2 項ファイルを基に以下の処理を行う
- (2)新旧のデータを比較し、変更のあるデータだけを次の条件でファイルに振り分ける
- (3)事件本人が住所人の場合、住民票異動ファイルを作成する
- (4)事件本人が非住所人の場合、住民票通知ファイル (住基法 9 条 2 項通知) と発送ファイルを作成する
- (5)住民票異動ファイル作成数及び住民票通知作成数の統計を取得する

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
 - 1.0 データ編集表 (住民票異動ファイル作成)
 - 2.0 データ編集表 (住民票通知ファイル作成)
 - 3.0 データ編集表 (中間ファイル (統計))
 - 4.0 データ編集表 (中間ファイル (発送))

5. 備考 (特記事項含む)

第 2 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		住基法 9 条 2 項	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	2 / 7
処 理 名	0. 0 本紙 (1 / 2)			備 考			
(1) 中間ファイル (選択受領番号) を読む				/			
(2) 中間ファイル (選択受領番号) の受領番号をキーとして仮 9 条 2 項ファイルを検索する				/			
(3) 該当する受領番号の仮 9 条 2 項ファイルが無くなるまで(4) ~ (36) の処理を繰り返す				/			
(4) 変更フラグに 0 をセットする				/			
(5) 旧氏名 = 新氏名である (YES, NO)				/			
YES (6) 新氏名を空白にする				/			
NO (7) 変更フラグに 1 をセットする				/			
(8) 旧生年月日 = 新生年月日である (YES, NO)				/			
YES (9) 新生年月日を空白にする				/			
NO (10) 変更フラグに 1 をセットする				/			
(11) 旧父母との続柄 = 新父母との続柄である (YES, NO)				/			
YES (12) 新父母との続柄を空白にする				/			
NO (13) 変更フラグに 1 をセットする				/			
(14) 旧本籍 (本籍コード) = 新本籍 (本籍コード) である (YES, NO)				/			
YES (15) 新本籍 (本籍コード) を空白にする				/			
NO (16) 変更フラグに 1 をセットする				/			
(17) 旧筆頭者 = 新筆頭者である (YES, NO)				/			
YES (18) 新筆頭者を空白にする				/			
NO (19) 変更フラグに 1 をセットする				/			
(20) 変更フラグ = 1 (YES, NO)				/			
YES (21) 異動者は住所人である (YES, NO)				/			
YES (22) 9 条 2 項情報を住民票異動ファイルに出力する	[1. 0]	/	住所人は住民票異動ファイルを作成する				
(23) 中間ファイル (統計) の住民票異動作成数に 1 を加える	[3. 0]	/					
NO (24) 住所は日本国内である (YES, NO)				/	外国に住所がある者は 9 条 2 項通知は不要		
YES (25) → (27) へ				/			
NO (26) → (3) へ				/			
(27) 9 条 2 項情報を住民票通知ファイルに出力する	[2. 0]	/	住所人以外は住民票通知ファイルを作成する				
(28) 中間ファイル (統計) の住民票通知作成数に 1 を加える	[3. 0]	/					
(29) 中間ファイル (発送) がある (YES, NO)				/	発送ファイルを作成する		

第2 (3)	要件定義ワークシート	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		住基法9条2項	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/7
処 理 名	0.0 本紙 (2/2)				備 考		
	YES	(30)中間ファイル(発送)の数だけ(31)~(33)の処理を繰り返す		/			
		(31)異動者の住所と発送ファイルの市区町村が同じ (YES, NO)		/			
	YES	(32)中間ファイル(発送)の送付書類区分の住民票 通知フラグに1を設定する → (3)へ [4.0]		/			
	NO	(33) → (30)へ		/			
		(34) → (35)へ		/			
	NO	(35)受領番号と異動者の住所(住所コード)で中間ファイル(発送) を作成し、送付書類区分の住民票通知フラグに1を設定する → (3)へ [4.0]		/			
	NO	(36) → (3)へ		/	(37)次の処理を行う 『決裁・受付』の要件定義書に戻る		

232 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		住基法9条2項	システム化調査研究会	平成6年12月1日	平成 年 月 日	1	4/7
処理名	1.0 住民票異動ファイル作成		(受取側) 住民票異動ファイル		←(引渡側) 仮9条2項ファイル		
受取側	側		引渡側		コード	出力形態	備考
DB・ファイル名	項目		DB・ファイル名	項目		変換有無	
画面名称	名称	記号名	画面名称	名称	記号名	サザルナ	Z9.,
住民票異動 ファイル	受領番号		仮9条2項 ファイル	受領番号			
	出張所番号			出張所番号			
	事件コード			事件コード			
	受理日			受理日			
	新氏名			新氏名			
	旧氏名			旧氏名			
	新生年月日			新生年月日			
	旧生年月日			旧生年月日			
	新父母との続柄			新父母との続柄			
	旧父母との続柄			旧父母との続柄			
	新本籍コード			新本籍コード			
	新本籍			新本籍			
	旧本籍コード			旧本籍コード			
	旧本籍			旧本籍			
	新筆頭者			新筆頭者			
	旧筆頭者			旧筆頭者			
	住所コード			住所コード			
	住所			住所			
	方書			方書			
	住定日			住定日			国籍取得, 帰化のみ設定
住民日		住民日			国籍取得, 帰化のみ設定		
世帯主		世帯主					
世帯主との続柄		世帯主との続柄			出生, 国籍取得, 帰化のみ設定		

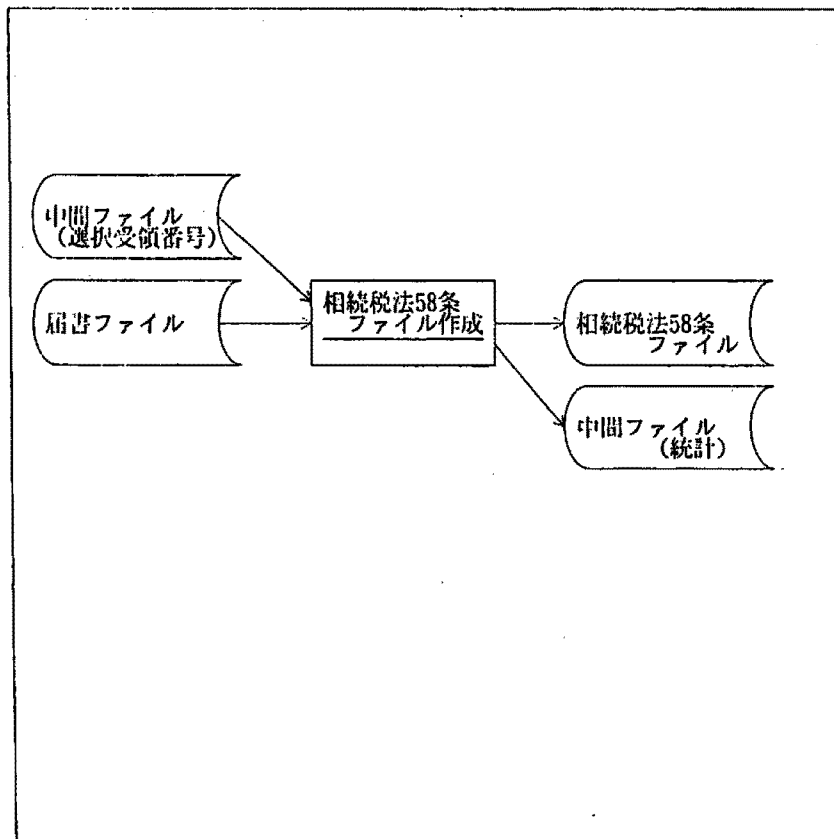
第2 3 (4)	データ編集表	作業名 住基法9条2項	作成者 システム化調査研究会	作成日付 平成6年12月1日	改定日付 平成 年 月 日	版 1	頁数 5/7
処 理 名	2.0 住民票通知ファイル作成		(受取側) 住民票通知ファイル		← (引渡側) 仮9条2項ファイル		
受 取 側		引 渡 側		コード	出力形態	備 考	
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ=サブ-チン	Z9.,
住民票通知 ファイル	受領番号		仮9条2項 ファイル	受領番号			
	出張所番号			出張所番号			
	市区町村コード			市区町村コード			
	宛名			宛名			
	事件コード			事件コード			
	受理日			受理日			
	新氏名			新氏名			
	旧氏名			旧氏名			
	新生年月日			新生年月日			
	旧生年月日			旧生年月日			
	新父母との続柄			新父母との続柄			
	旧父母との続柄			旧父母との続柄			
	新本籍			新本籍			
	旧本籍			旧本籍			
	新筆頭者			新筆頭者			
	旧筆頭者			旧筆頭者			
	住所			住所			
	方書			方書			
住定日		住定日			国籍取得, 帰化のみ設定		
住民日		住民日			国籍取得, 帰化のみ設定		
世帯主		世帯主					
世帯主との続柄		世帯主との続柄			出生, 国籍取得, 帰化のみ設定		

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			住基法9条2項		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	6/7
処 理 名		3.0 中間ファイル(統計)更新			(受取側) 中間ファイル(統計)			← (引渡側) 住基法9条2項処理				
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名 画面名称			DB・ファイル名 画面名称			変換有無 サ=ガルーチン	29.,					
中間ファイル (統計)			受領番号									
			出張所番号									
			受理送付区分									
			本非区分									
			増減戸籍数									
			増減本籍人数									
			新戸籍編製数									
			全部除籍数									
			伺い数									
			附票一部記載数									
			附票全部記載数									
			附票一部消除数									
			附票全部消除数									
			附票通知作成数									
			住民票通知作成数									
			住民票異動作成数									
			相続税法58条通知作成数									
			住基法9条2項 処理			住民票通知作成数						
						住民票異動作成数						

第2 (3)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		住基法9条2項	システム化調査研究会	平成6年12月1日	平成 年 月 日	1	7/7
処 理 名	4.0 中間ファイル(発送)作成		(受取側) 中間ファイル(発送)		← (引渡側) 仮9条2項ファイル, 住基法9条2項処理		
受 取 側		引 渡 側		コード	出力形態	備 考	
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ=ザル=チン	
中間ファイル (発送)	受領番号		仮9条2項 ファイル	受領番号			更新の場合は住民票通知フラグのみ
	出張所番号			出張所番号			を設定
	市区町村コード			住所			住所コードの上5桁(送付する市区町村名が分かればよい)
	郵便番号					有	住所コードの上5桁を基に送付する市区町村の郵便番号, 住所, 宛名を設定する
	住所					有	
	宛名					有	
	送付書類区分		住基法9条2項 処理				
	届書						
	不受理申出						
	胎児認知						
	住民票通知						有:「1」を設定する
附票通知							

第 2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		相続税法58条通知	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1 / 4

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力		
届書ファイル	入 力		
相続税法58条ファイル	出 力		
中間ファイル (統計)	出 力		

3. 処理概要

- (1)届書ファイルを基に以下の処理を行う
- (2)死亡届及び失踪届の受理扱い分であれば相続税法58条ファイルを作成する
- (3)相続税法58条通知の統計を取得する

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表 (相続税法58条ファイル)
 - 2.0 データ編集表 (中間ファイル (統計))

5. 備考 (特記事項含む)

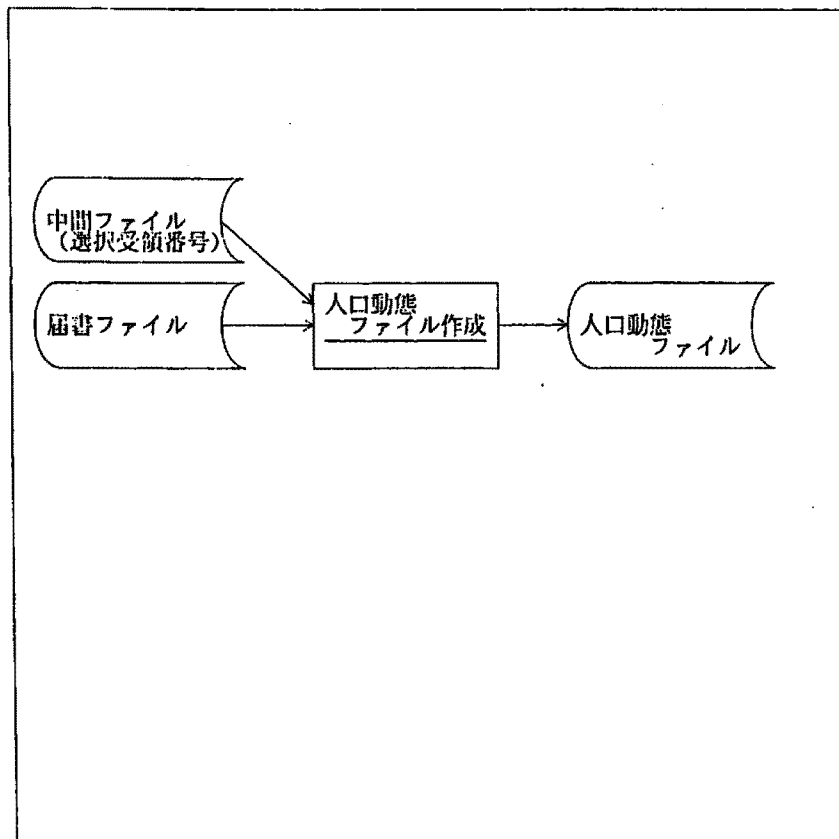
第2 （3）	要件定義ワークシート	作 業 名 相続税法58条通知	作 成 者 システム化調査研究会	作 成 日 付 平成6年12月 1日	改 定 日 付 平成 年 月 日	版 1	頁 数 2 / 4
処 理 名	0.0 本紙				備 考		
(1) 中間ファイル（選択受領番号）を読む					/		
(2) 中間ファイル（選択受領番号）の受領番号をキーとして届書ファイルを検索する					/		
(3) 届書ファイルの在外送付区分＝0（受理分の届）または2（在外公館からの直接送付）である （YES, NO）					/		
YES	(4) 相続税法58条ファイルを作成する	[1.0]	/				
	(5) 中間ファイル（統計）の相続税法58条通知作成数に1を設定する	[2.0]		(6) 次の処理を行う	『決裁・受付』の要件定義書に戻る		
N O	→						

第2 3 (4)	データ編集表	作業名		作成者	作成日付	改定日付	版	頁数	
		相続税法58条通知		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/4	
処理名	1. 0 相続税法58条ファイル作成		(受取側) 相続税法58条ファイル		← (引渡側) 届書ファイル				
受 取 側		引 渡 側		コード	出力形態	備 考			
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目					変換有無
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	サ=ダブル・チン	Z 9 . ,		
相続税法58条 ファイル	受領番号		届書ファイル	受領番号					
	出張所番号			出張所番号					
	カナ氏名			カナ氏名					
	漢字氏名			漢字氏名					
	住所			住所					
	本籍			本籍					本非区分=1 (本籍分届) のとき設定
	筆頭者区分								
	生年月日			生年月日					
	相続開始年月日			死亡日					
	死亡地			死亡地					死亡届のとき設定
	届出人氏名			届出人氏名					
	届出人住所			届出人住所					死亡届のとき設定

第2 (34)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			相統税法58条通知		システム化調査研究会		平成6年12月1日		平成 年 月 日		1	4/4
処 理 名			2.0 中間ファイル(統計)更新		(受取側) 中間ファイル(統計)		←(引渡側) 相統税法58条通知処理					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			サ-バル-チ		Z9..				
項目			項目									
名 称			名 称									
記 号 名			記 号 名									
中間ファイル (統計)			受領番号									
			出張所番号									
			受理送付区分									
			本非区分									
			増減戸籍数									
			増減本籍人数									
			新戸籍編製数									
			全部除籍数									
			伺い数									
			附票一部記載数									
			附票全部記載数									
			附票一部消除数									
			附票全部消除数									
			附票通知作成数									
			住民票通知作成数									
			住民票異動作成数									
			相統税法58条通知作成数									
			相統税法58条通知 処理									
			相統税法58条通知作成数									

第2 (3)	システム環境仕様書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		人口動態ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/2

1. 詳細フロー



3. 処理概要

- (1) 届書ファイルを基に以下の処理を行う
 (2) 出生届, 死亡届, 婚姻届, 離婚届で受理扱い分の場合, 人口動態ファイルを作成する

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

0.0 本紙

5. 備考 (特記事項含む)

データ編集表は削除する

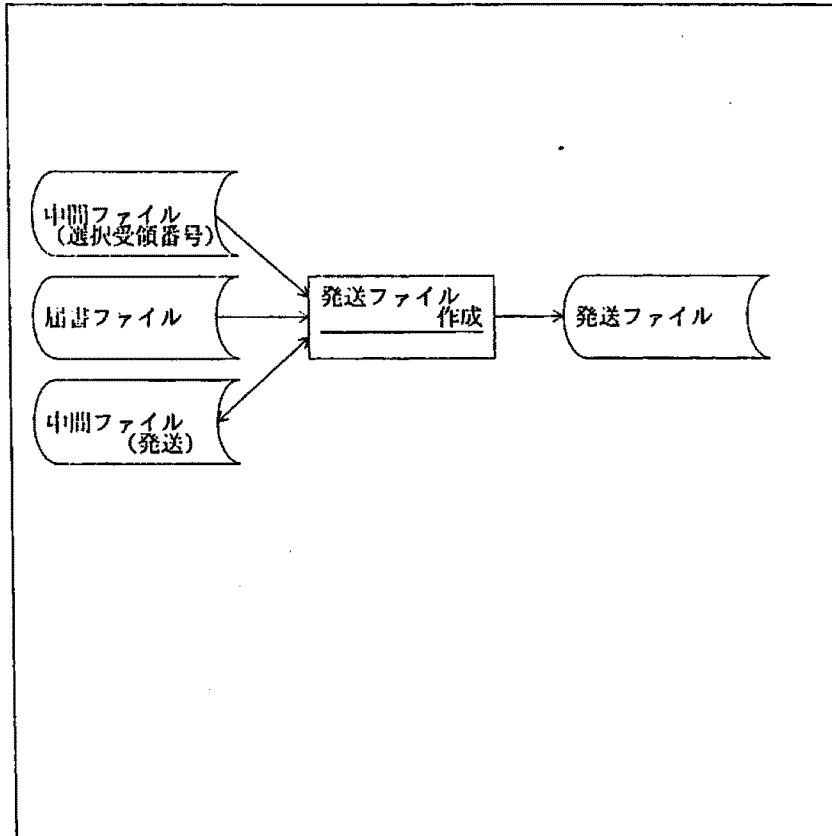
データ編集内容は厚生省の「標準仕様書」を参照のこと

2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力		
届書ファイル	入 力		
人口動態ファイル	出 力		

第 2 (3)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		発送ファイル	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 4

1. 詳細フロー



3. 処理概要

- (1) 届書ファイルを読み届書の送付が必要な場合、中間ファイル（発送）があれば追加し、なければ中間ファイル（発送）を作成する
- (2) 中間ファイル（発送）があればその内容を発送ファイルに登録する

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表（中間ファイル（発送））
 - 2.0 データ編集表（発送ファイル）

2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力		
届書ファイル	入 力		
中間ファイル（発送）	入出力		
発送ファイル	出 力		

5. 備考（特記事項含む）

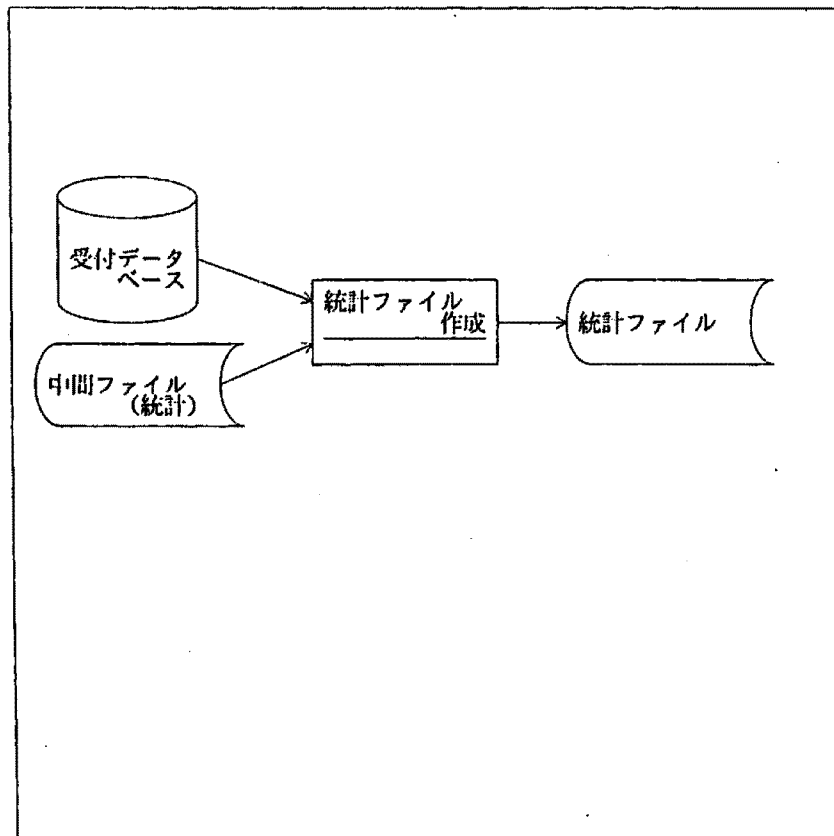
第2 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		発送ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2 / 4
処 理 名	0.0 本紙			備 考			
(1) 中間ファイル(選択受領番号)を読み込む				/			
(2) 中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして届書ファイルを検索する				/			
(3) 在外送付区分は0:『受理分の届』又は2:『在外公館の直接送付』である(YES, NO)				/			
YES (4) 届書ファイルの本籍(現本籍, 異動後本籍)の数だけ(5)~(13)の処理を繰り返す				/	届書の送付が必要な場合は発送ファイルを作成する(他市区町村へ: 国外は除く)		
(5) その本籍は管外本籍(国籍を除く)である(YES, NO)				/			
YES (6) 中間ファイル(発送)がある(YES, NO)				/			
YES (7) 中間ファイル(発送)の数だけ(8)~(10)の処理を繰り返す				/			
(8) 中間ファイル(発送)の市区町村コードと本籍コードが同じ(YES, NO)				/			
YES (9) 中間ファイル(発送)の送付書類区分の届書フラグに1を設定する → (4)へ [1.0]				/	中間ファイルがあれば届書フラグを設定する		
NO (10) → (7)へ				/			
(11) → (12)へ				/			
NO (12) 受領番号と本籍コードで中間ファイル(発送)を作成し, 送付書類区分の届書フラグに1を設定する → (4)へ [1.0]				/	中間ファイルがなければ作成し, 届書フラグを設定する		
NO (13) → (4)へ				/			
(14) → (16)へ				/			
NO (15) → (16)へ				/			
(16) 中間ファイル(発送)が存在する(YES, NO)				/			
YES (17) 中間ファイル(発送)の数だけ以下の処理を繰り返す				/			
(18) 中間ファイル(発送)の内容で発送ファイルを作成する → (17)へ [2.0]				/			
→				(19) 次の処理を行う	『決裁・受付』の要件定義書に戻る		
NO →							

第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		発送ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/4
処 理 名	1. 0 中間ファイル(発送)作成		(受取側) 中間ファイル(発送)		←(引渡側) 届書ファイル, 発送ファイル処理		
受	取	側	引	渡	側	コード 変換有無 サ=ダブルテン	出力形態 Z 9. .
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		備 考	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名		
中間ファイル (発送)	受領番号		届書ファイル	受領番号		更新の場合は届書フラグのみを設定	
	出張所番号			出張所番号			
	市区町村コード			本籍コード		本籍コードの上5桁(送付する市区町村名がわかればよい)	
	郵便番号					本籍コードの上5桁を基に送付する市区町村の郵便番号, 住所, 宛名を設定する	
	住所						
	宛名						
	送付書類区分						
	届書		発送ファイル処理			有:『1』を設定する	
	不受理申出						
	胎児認知						
	住民票通知						
附票通知							

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			発送ファイル		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	4/4
処 理 名			2.0 発送ファイル作成		(受取側) 発送ファイル		← (引渡側) 中間ファイル (発送)					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目	DB・ファイル名		項 目	変換有無						
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	サ-ザル-チン		Z 9. .		
発送ファイル		受領番号		中間ファイル (発送)		受領番号						
		出張所番号				出張所番号						
		市区町村コード				市区町村コード						
		郵便番号				郵便番号						
		住所				住所						
		宛名				宛名						
		送付書類区分				送付書類区分						
		届書				届書						
		不受理申出				不受理申出						
		胎児認知				胎児認知						
住民票通知		住民票通知										
附票通知		附票通知										

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		統計ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/4

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
受付データベース	入 力		
中間ファイル(統計)	入 力		
統計ファイル	出 力		

3. 処理概要

(1)中間ファイル(統計)の内容と受付DBから統計ファイルを作成する

4. 機能体系(要件定義書の構成)

0.0 本紙 —— 1.0 データ編集表(統計ファイル)

5. 備考(特記事項含む)

再製の統計は除く

第2 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			統計ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/4
処 理 名	0.0 本紙				備 考			
(1) 中間ファイル (統計) を読み込む					/			
(2) 処理日と中間ファイル (統計) の出張所番号で統計ファイルを読み込む					/			
(3) 統計ファイルが存在する (YES, NO)					/			
YES	(4) 中間ファイル (統計) の増減戸籍数～相続税法58条通知作成数を統計ファイルの同じ項目に加える			[1.0]	/	統計ファイルがあれば中間ファイル (統計) の内容を追加する		
NO	(5) 処理日と中間ファイル (統計) の出張所番号で統計ファイルを作成し、中間ファイル (統計) の増減戸籍数～相続税法58条通知作成数を統計ファイルの同項目に設定する			[1.0]	/	統計ファイルがなければ中間ファイル (統計) の内容で作成する		
(6) 中間ファイル (統計) の受領番号で受付DBを検索する					/			
(7) 中間ファイル (統計) の受理送付区分=1:受理である (YES, NO)					/			
YES	(8) 中間ファイル (統計) の本非区分=1:本籍である (YES, NO)			/				
YES	(9) 受付事件コードに合致する統計ファイルの事件名の本籍届出数に1を加える			[1.0]	/			
NO	(10) 受付事件コードに合致する統計ファイルの事件名の本籍届出数に1を加える			[1.0]	/			
(11) 受付事件コードに合致する統計ファイルの事件名の送付数に1を加える					/			
(12) 以下の処理 ((13)～(19)) を繰り返す					/			
(13) 次のファイル (統計) の受領番号で受付DBを検索する (ある: YES, ない: NO)					/			
YES	(14) 受付DBの関連受領番号(1)=中間ファイル (選択受領番号) の受領番号 である (YES, NO)			/				
YES	(15) 中間ファイル (統計) の受理送付区分=1:受理である (YES, NO)			/				
YES	(16) 中間ファイル (統計) の本非区分=1:本籍である (YES, NO)			/				
YES	(17) 受付事件コードに合致する統計ファイルの事件名の本籍届出数に1を加える → (13)へ			[1.0]	/			
NO	(18) 受付事件コードに合致する統計ファイルの事件名の本籍届出数に1を加える → (13)へ			[1.0]	/			
NO	(19) 受付事件コードに合致する統計ファイルの事件名の送付数に1を加える → (13)へ			[1.0]	/			
NO					(20) 次の処理を行う	『決裁・受付』の要件定義書に戻る		
NO								

第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		統計ファイル	システム化調査研究会	平成6年12月1日	平成 年 月 日	1	3/4
処理名	1.0 統計ファイル作成 (1/2)		(受取側) 統計ファイル		← (引渡側) 中間ファイル (統計), 受付DB		
受	取	側	引	渡	側	コード 変換有無 サ=サブル-ン	出力形態 Z9.,
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		備 考	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名		
統計ファイル	日付						システムで自動的に設定
	出張所番号		中間ファイル (統計)	出張所番号			
	本籍数			+増減戸籍数			
	本籍数の増減			増減戸籍数			
	本籍人口数			+増減本籍人数			
	本籍人口数の増減			増減本籍人数			
	出生			受付DB			
	本籍人届出数						
	非本籍人届出数						
	送付数						
	国籍留保 不受理中出						出生と同じ項目を持つ (事件表の事件の数分ある：省略)
	新戸籍編製数		中間ファイル (統計)	+新戸籍編製数			
	戸籍全部消除数			+戸籍全部除籍数			
	違反通知数						
	戸籍の再製・補完数						
	その他		中間ファイル (統計)	+伺い数			
	謄抄本の発行件数 (有料, 無料)						省略 (統計ファイルを参照)
	附票一部記載数			+附票一部記載数			
	附票全部記載数			+附票全部記載数			
	附票一部消除数			+附票一部消除数			
	附票全部消除数			+附票全部消除数			
	附票通知作成数			+附票通知作成数			
	住民票通知作成数			+住民票通知作成数			
住民票異動作成数		+住民票異動作成数					

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数			
			統計ファイル		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	4/4			
処理名		1. 0 統計ファイル作成 (2/2)		(受取側) 統計ファイル ← (引渡側) 中間ファイル (統計), 受付DB											
受		取		側		引		渡		側		コード 変換有無 サ=ダブルチン	出力形態 Z9.,	備考	
DB・ファイル名		項		目		DB・ファイル名		項		目					
画面名称		名		称		記号名		画面名称		名		称		記号名	
統計ファイル		相続税法58条通知作成数		中間ファイル (統計)		+ 相続税法58条通知作成数									

第 2 3 (4)	データ編集表(補足説明)		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁	
			決裁処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成12年 3月 1日	1	1/7	
処 理 名	事件の統計の取り方			(受取側)統計ファイル ← (引渡側)受付データベース					
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考	
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	Z9. ,		
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	(ダブルナ)			
								・本籍届出の件数を+1する: 受理送付区分=1(受理)で 本非区分=1(本籍)の場合 ・非本籍届出の件数を+1する: 受理送付区分=1(受理)で 本非区分=2(非本)の場合 ・送付の件数を+1する: 受理送付区分=2(送付)の場合	
統計ファイル	出生	本籍届出	受付 データベース					受付事件コード= 0101[出生] 0102[出生(国籍留保)] 0103[出生(認知)] 0104[出生(棄児発見)] 0105[出生(認知・国籍留保)] の場合、カウントアップする	
		非本籍届出							
		送付							
	国籍 留保	本籍届出							受付事件コード= 0102[出生(国籍留保)] 0105[出生(認知・国籍留保)] の場合、カウントアップする
		非本籍届出							
		送付							
	認知	本籍届出							受付事件コード= 0201[認知] 0202[認知(胎児)] 0203[認知(遺言)] 0204[認知(審判)] の場合、カウントアップする
		非本籍届出							
		送付							
	養子 縁組	本籍届出							受付事件コード= 0301[養子縁組] 0302[養子縁組(実方と親族関係終了)] 0501[特別養子縁組] 3501[縁組取消] の場合、カウントアップする
		非本籍届出							
		送付							
	縁組 取消	本籍届出							受付事件コード= 3501[縁組取消] の場合、カウントアップする
		非本籍届出							
		送付							
	養子 離縁	本籍届出							受付事件コード= 0401[養子離縁] 0402[養子離縁(調停)] 0403[養子離縁(裁判)] 0601[特別養子離縁] 3601[離縁取消] の場合、カウントアップする
		非本籍届出							
		送付							

第 2 3 (4)	データ編集表(補足説明)		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁		
			決裁処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成12年 3月 1日	1	2/7		
処 理 名	事件の統計の取り方			(受取側)統計ファイル ← (引渡側)受付データベース						
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	Z9. ,			
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	(サブルーチン)				
統計ファイル	離縁 取消	本籍届出		受付 データベース				受付事件コード＝ 3601[離縁取消] の場合、カウントアップする		
		非本届出								
		送付								
	法 73条の2 69条の2	本籍届出							受付事件コード＝ 0701[戸籍法73条の2] 0801[戸籍法69条の2] の場合、カウントアップする	
		非本届出								
		送付								
	婚姻	本籍届出							受付事件コード＝ 0901[婚姻] 3701[婚姻取消] の場合、カウントアップする	
		非本届出								
		送付								
	婚姻 取消	本籍届出							受付事件コード＝ 3701[婚姻取消] の場合、カウントアップする	
		非本届出								
		送付								
	離婚	本籍届出							受付事件コード＝ 1001[離婚] 1002[離婚(調停)] 1003[離婚(裁判)] 3801[離婚取消] の場合、カウントアップする	
		非本届出								
		送付								
	離婚 取消	本籍届出							受付事件コード＝ 3801[離婚取消] の場合、カウントアップする	
		非本届出								
		送付								
	法 75条の2 77条の2	本籍届出							受付事件コード＝ 1101[戸籍法77条の2] 1201[戸籍法75条の2] の場合、カウントアップする	
		非本届出								
		送付								
	親権・ 未成年者 の後見・ 後見監督	①届出	本籍 届出							受付事件コード＝ 1301[親権者指定] 1302[親権者指定(調停)] 1303[親権者指定(裁判)] 1304[親権者変更(調停)] 1305[親権者変更(裁判)] 1306[親権者喪失(裁判)] 1307[管理権喪失(裁判)] 1308[親権喪失取消]
			非本 届出							
			届出							
			送付							

第 2 3 (4)	データ編集表(補足説明)		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 訂 日 付		版	頁		
			決裁処理		システム化調査研究会		平成 6年12月 1日		平成23年 9月30日		14.1	3／7		
処 理 名	事件の統計の取り方			(受取側)統計ファイル ← (引渡側)受付データベース										
受 取 側							コード	出力形態	備 考					
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無						
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	(サブルーチン)	Z9. ,					
統計ファイル		(親権・ 未成年者 の後見・ 後見監督)	(①届出)		受付 データベース						1310[親権辞任] 1311[管理権辞任] 1312[親権回復] 1313[管理権回復] 1321[親権停止取消し] 1401[後見開始] 1402[後見終了] 1403[後見人更迭] 1410[後見監督開始] 1411[後見監督終了] 1412[後見監督更迭] 1501[保佐開始] 1502[保佐終了] 1503[保佐人更迭] 4101[未成年者の後見開始] 4102[未成年者の後見終了] 4103[未成年後見人更迭] 4110[未成年者の後見監督開始] 4111[未成年者の後見監督終了] 4112[未成年者後見監督人更迭] 4118[未成年後見人地位喪失] 4120[未成年後見監督人地位喪失] の場合、カウントアップする			
						受付事件コード＝ _____ 1314[親権喪失(嘱託)] 1315[管理権喪失(嘱託)] 1320[親権停止(嘱託)] 1404[後見辞任(嘱託)] _____ 1405[後見解任(嘱託)] 1413[後見監督辞任(嘱託)] 1414[後見監督解任(嘱託)] 1504[保佐辞任(嘱託)] _____ 1505[保佐解任(嘱託) 4104[未成年後見人辞任(嘱託)] 4105[未成年後見人解任(嘱託)] _____ 4113[未成年後見監督人辞任(嘱託)] 4114[未成年後見監督人解任(嘱託)] _____ 4117[未成年後見人選任(嘱託)] 4119[未成年後見監督人選任(嘱託)] _____ 4121[未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定め(嘱託)] _____ 4122[未成年後見人財産に関する権限単独行使の定め(嘱託)] _____ 4123[未成年後見人財産に関する権限事務分掌行使の定め(嘱託)] _____ 4124[未成年後見人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消し(嘱託)] _____ 4125[未成年後見人財産に関する権限単独行使の定めの取消し(嘱託)] _____ 4126[未成年後見人財産に関する権限事務分掌行使の定めの取消し(嘱託)] _____ 4127[未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定め(嘱託)] _____ 4128[未成年後見監督人財産に関する権限単独行使の定め(嘱託)] _____ 4129[未成年後見監督人財産に関する権限事務分掌行使の定め(嘱託)] _____ 4130[未成年後見監督人の権限を財産に関する権限に限定する定めの取消し(嘱託)] _____ 4131[未成年後見監督人財産に関する権限単独行使の定めの取消し(嘱託)] _____ 4132[未成年後見監督人財産に関する権限事務分掌行使の定めの取消し(嘱託)] _____ の場合、カウントアップする								
													受付事件コード＝ 1316[親権停止代行選任(嘱託)] 1317[親権停止代行改任(嘱託)] 1318[管理権停止代行選任(嘱託)] 1319[管理権停止代行改任(嘱託)] 1406[後見命令(嘱託)] 1407[後見停止代行選任(嘱託)] 1408[後見停止代行改任(嘱託)] 1409[財産管理者改任(嘱託)] 1415[後見監督停止代行選任(嘱託)] 1416[後見監督停止代行改任(嘱託)] 1506[保佐命令(嘱託)]	

第 2 3 (4)	データ編集表(補足説明)			作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 訂 日 付		版	頁				
				決裁処理		システム化調査研究会		平成 6年12月 1日		平成22年 3月 1日		13	4/7				
処 理 名		事件の統計の取り方			(受取側)統計ファイル ← (引渡側)受付データベース												
受 取 側		項 目			引 渡 側		コード		出力形態	備 考							
							変換有無										
DB・ファイル名		DB・ファイル名			項 目		変換有無		Z9. ,								
画面名称		画面名称			名 称		記 号 名						(ダブルチン)				
統計ファイル		(親権・ 未成年者 の後見・ 後見監督)	(②嘱託) (保全処分)	受付 データベース						1507[保佐停止代行選任(嘱託)] 1508[保佐停止代行改任(嘱託)] 1509[財産管理者改任(嘱託)] 4107[未成年者の後見停止代行者選任(嘱託)] 4108[未成年者の後見停止代行者改任(嘱託)] 4115[未成年者の後見監督停止代行者選任(嘱託)] 4116[未成年者の後見監督停止代行者改任(嘱託)] の場合、カウントアップする							
													受付事件コード＝ 1601[死亡] 1602[高齢者消除] の場合、カウントアップする				
					死 亡	本籍届出									受付事件コード＝ 1701[失踪宣告] 3901[失踪宣告取消] の場合、カウントアップする		
						非本届出									受付事件コード＝ 3901[失踪宣告取消] の場合、カウントアップする		
						送付									受付事件コード＝ 1801[復氏] の場合、カウントアップする		
					失 踪 宣 告	本籍届出									受付事件コード＝ 1901[婚姻関係終了] の場合、カウントアップする		
		非本届出											受付事件コード＝ 2001[推定相続人廃除(調停)] 2002[推定相続人廃除(裁判)] 4001[推定相続人廃除取消(調停)] 4002[推定相続人廃除取消(裁判)] の場合、カウントアップする				
		送付											受付事件コード＝ 4001[推定相続人廃除取消(調停)] 4002[推定相続人廃除取消(裁判)] の場合、カウントアップする				
		失 踪 宣 告 取 消	本籍届出										受付事件コード＝ 1801[復氏] の場合、カウントアップする				
			非本届出										受付事件コード＝ 1901[婚姻関係終了] の場合、カウントアップする				
			送付										受付事件コード＝ 2001[推定相続人廃除(調停)] 2002[推定相続人廃除(裁判)] 4001[推定相続人廃除取消(調停)] 4002[推定相続人廃除取消(裁判)] の場合、カウントアップする				
		復 氏	本籍届出										受付事件コード＝ 1801[復氏] の場合、カウントアップする				
			非本届出										受付事件コード＝ 1901[婚姻関係終了] の場合、カウントアップする				
			送付										受付事件コード＝ 2001[推定相続人廃除(調停)] 2002[推定相続人廃除(裁判)] 4001[推定相続人廃除取消(調停)] 4002[推定相続人廃除取消(裁判)] の場合、カウントアップする				
		婚 姻 関 係 終 了	本籍届出										受付事件コード＝ 1801[復氏] の場合、カウントアップする				
			非本届出										受付事件コード＝ 1901[婚姻関係終了] の場合、カウントアップする				
			送付										受付事件コード＝ 2001[推定相続人廃除(調停)] 2002[推定相続人廃除(裁判)] 4001[推定相続人廃除取消(調停)] 4002[推定相続人廃除取消(裁判)] の場合、カウントアップする				
		推 定 相 続 人 廃 除	本籍届出										受付事件コード＝ 1801[復氏] の場合、カウントアップする				
			非本届出										受付事件コード＝ 1901[婚姻関係終了] の場合、カウントアップする				
			送付										受付事件コード＝ 2001[推定相続人廃除(調停)] 2002[推定相続人廃除(裁判)] 4001[推定相続人廃除取消(調停)] 4002[推定相続人廃除取消(裁判)] の場合、カウントアップする				
		推 定 相 続 人 廃 除 取 消	本籍届出										受付事件コード＝ 1801[復氏] の場合、カウントアップする				
			非本届出										受付事件コード＝ 1901[婚姻関係終了] の場合、カウントアップする				
			送付										受付事件コード＝ 2001[推定相続人廃除(調停)] 2002[推定相続人廃除(裁判)] 4001[推定相続人廃除取消(調停)] 4002[推定相続人廃除取消(裁判)] の場合、カウントアップする				

第 2 3 (4)	データ編集表(補足説明)			作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁	
				決裁処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成12年 3月 1日	1	5/7	
処 理 名		事件の統計の取り方			(受取側)統計ファイル ← (引渡側)受付データベース					
受 取 側		引 渡 側			コード	出力形態	備 考			
DB・ファイル名		DB・ファイル名			変換有無	Z9.				
画面名称		画面名称			(サブルーチン)					
統計ファイル	入籍	本籍届出		受付 データベース					受付事件コード= 2101[入籍] の場合、カウントアップする	
		非本籍届出								
		送付								
	分籍	本籍届出								受付事件コード= 2201[分籍] の場合、カウントアップする
		非本籍届出								
		送付								
	国籍 取得	本籍届出								受付事件コード= 2301[国籍取得] の場合、カウントアップする
		非本籍届出								
		送付								
	帰化	本籍届出								受付事件コード= 2401[帰化] の場合、カウントアップする
		非本籍届出								
		送付								
	国籍 喪失	本籍届出								受付事件コード= 2501[国籍喪失] 2502[国籍喪失(国籍離脱)] の場合、カウントアップする
		非本籍届出								
		送付								
	国籍 選択	本籍届出								受付事件コード= 2601[国籍選択] の場合、カウントアップする
		非本籍届出								
		送付								
	外国 国籍 喪失	本籍届出								受付事件コード= 2701[外国国籍喪失] の場合、カウントアップする
		非本籍届出								
		送付								
	氏の変 更	法 107条 1項	本籍届出						受付事件コード= 2801[戸籍法107条1項] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出							
			送付							
		法 107条 2項	本籍届出						受付事件コード= 2901[戸籍法107条2項] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出							
			送付							

第2 3 (4)	データ編集表(補足説明)			決裁処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成12年 3月 1日	1	6/7
処 理 名		事件の統計の取り方			(受取側)統計ファイル		(引渡側)受付データベース		
受 取 側		引 渡 側			コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名		DB・ファイル名			変換有無				
画面名称		画面名称			(ダブルナ)	Z9.,			
統計ファイル	(氏の変更)	法 107条 3項	本籍届出		受付 データベース			受付事件コード= 3001[戸籍法107条3項] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出						
			送付						
		法 107条 4項	本籍届出					受付事件コード= 3101[戸籍法107条4項] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出						
			送付						
	名の変更	本籍届出					受付事件コード= 3201[名の変更] の場合、カウントアップする		
		非本籍届出							
		送付							
	転籍	本籍届出					受付事件コード= 3301[転籍] の場合、カウントアップする		
		非本籍届出							
		送付							
	就籍	本籍届出					受付事件コード= 3401[就籍] の場合、カウントアップする		
		非本籍届出							
		送付							
	訂正・更正	市町村長 職権	本籍届出					受付事件コード= 5001[訂正(市区町村長職権)] 7001[更正] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出						
			送付						
		法 24条 2項	本籍届出					受付事件コード= 5002[訂正(24条2項)] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出						
			送付						
		法 113条・ 法 114条	本籍届出					受付事件コード= 5003[訂正(113条)] 5004[訂正(114条)] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出						
			送付						
		法 116条	本籍届出					受付事件コード= 5005[訂正(116条)] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出						
			送付						

第 2 3 (4)	データ編集表(補足説明)		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 訂 日 付		版		頁			
			決裁処理		システム化調査研究会		平成 6年12月 1日		平成16年 11月 1日		8.3		7/7			
処 理 名		事件の統計の取り方			(受取側)統計ファイル			← (引渡側)受付データベース								
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考						
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無								
画面名称		名 称		記 号 名		画面名称		名 称		記 号 名		(サブナ)		Z9. ,		
統計ファイル		訂正・更正	続柄の記載更正(囑託)	本籍届出		受付データベース							受付事件コード=7003[続柄の記載更正(囑託)]の場合、カウントアップする			
				非本籍届出												
				送付												
			続柄の記載更正(申出)	本籍届出											受付事件コード=7004[続柄の記載更正(申出)]の場合、カウントアップする	
				非本籍届出												
				送付												
		追完	本籍届出												受付事件コード=8001[追完]の場合、カウントアップする	
			非本籍届出													
			送付													
		その他	本籍届出												受付事件コード=4401[その他] 4402[その他(本籍分明)] 4403[その他(胎児死産)] 4404[その他(死亡)] の場合、カウントアップする	
			非本籍届出													
			送付													
不受理申出	本籍届出															
	非本籍届出															
	送付															

第 2 3 (1)	システム処理の概要説明書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		在外選挙人異動者リストファイル	システム化調査研究会	平成 11 年 3 月 1 日	平成 年 月 日	2.1	0 0

(1) 在外選挙人異動者リストファイル

決裁する仮戸籍ファイル中の異動（記載・入籍・除籍）者で、当該附票D Bに在外選挙人名簿登録市区町村欄に記載がある者について、各異動処理にて作成された中間ファイル（30条の12第1項）の作成有無チェック及び、異動処理で作成されない者（事件本人以外）の通知漏れを防止する為に、在外選挙人異動者リストファイルを作成する。

当処理は、附票情報との連動により在外選挙人関連の対応が、戸籍システムで可能な場合であり、あくまでも、サンプル提示とする。

(2) 公職選挙法30条の12第1項通知該当者リスト

当処理で作成された在外選挙人異動者リストファイルに基づき、公職選挙法30条の12第1項通知該当者リストを出力する。

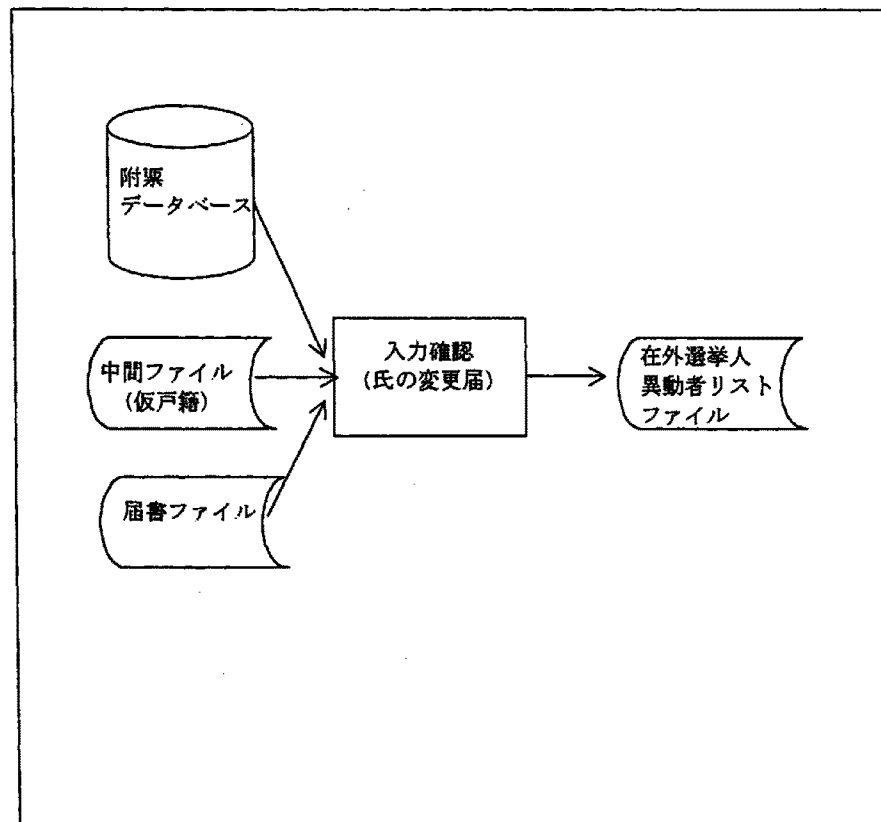
当処理は、附票情報との連動により在外選挙人関連の対応が、戸籍システムで可能な場合であり、出力項目／運用等は全てメーカー任とする。・・基準書提示はしない。

在 外 選 挙 人 異 動 者 リ ス ト							
出力範囲 (H11.06.01 ~ H11.06.02)				平成 XX 年 XX 月 XX 日 XX 頁			
受領番号	受領・送付日	事件名	氏 名	生年月日	本 籍 選挙登録地	筆頭者	異動区分
99000123	H11.06.01	婚姻	甲野義太郎	S50.05.05	平河町二丁目…………… 東京都新宿区	甲野幸雄	除籍
99000130	H11.06.02	死亡	乙野忠治	S30.01.01	永田町一丁目…………… 京都市左京区	乙野忠治	除籍

参考的に在外選挙人異動者リストを提示する

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		在外選挙人異動者リストファイル	システム化調査研究会	平成 11 年 3 月 1 日	平成 年 月 日	2.1	1 3

1. 詳細フロー



2. 使用 DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (仮戸籍)	入 力		
附票データベース	入 力		
届書ファイル	入 力		
在外選挙人異動者 リストファイル	出 力		

3. 処理概要

- (1) 届書ファイル, 中間ファイル(仮戸籍)を読む。
- (2) 該当する附票データベースを読む。
- (3) 在外選挙人異動者リストファイルを編集・出力する。

4. 機能体系(要件定義書の構成)

0.0 本紙 ----- 1.0 データ編集表(公在外選挙人異動者リストファイル)

5. 備考(特記事項含む)

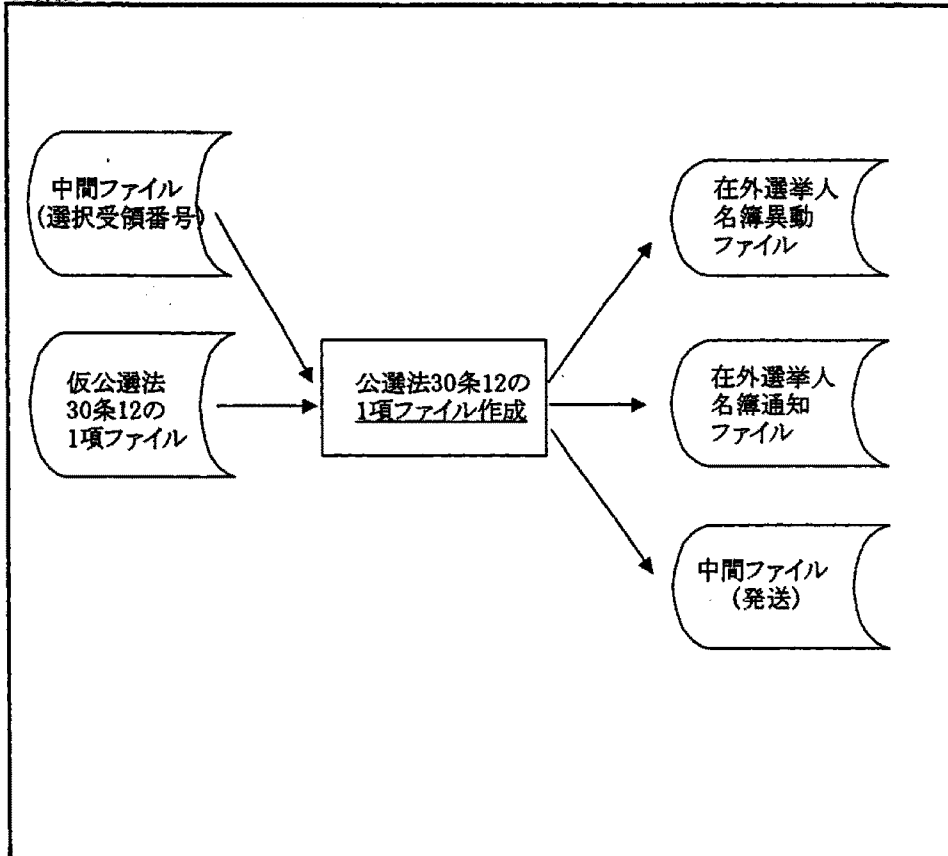
サンプル

107

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改訂日付		版		頁	
			在外選挙人異動者リストファイル		システム化調査研究会		平成11年3月1日		平成 年 月 日		2.1		3 3	
処 理 名		1.0 在外選挙人異動者リストファイル作成		(受取側) 在外選挙人異動者リストファイル		← (引渡側) 届書ファイル, 中間ファイル(仮戸籍), 附票DB								
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考				
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無						
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		サ=サブルーチン						
在外選挙人 異動者リスト ファイル		受領番号		届書ファイル		受領番号								
		市区町村コード		附票データベース		在外選挙人名簿 登録市区町村コード								
		宛名										市区町村を宛名に変換した項目		
		事件コード		届書ファイル		事件コード								
		受理日				受領日 OR 送付日						送付日がない場合は受領日を設定		
		個人番号		中間ファイル (仮戸籍)		個人番号								
		氏名				漢字氏名								
		生年月日				生年月日								
		本籍				本籍								
		筆頭者				筆頭者								
個人異動区分		個人異動区分												

第 2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		公選法30条12の1項通知作成処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成11年 3月 1日	2. 1	1/6

1. 詳細フロー



3. 処理概要

- (1) 仮公選法30条12の1項ファイルを基に以下の処理を行う
- (2) 新旧のデータを比較し、変更のあるデータだけを次の条件でファイルに振り分ける
- (3) 在外選挙人名簿の登録市町村の場合、在外選挙人名簿異動ファイルを作成する
- (4) 在外選挙人名簿の登録市町村以外の場合、在外選挙人名簿通知ファイルと発送ファイルを作成する

4. 機能体系(要件定義書の構成)

0. 0 本紙
- 1. 0 データ編集表(在外選挙人名簿異動ファイル作成)
 - 2. 0 データ編集表(在外選挙人名簿通知ファイル作成)
 - 3. 0 データ編集表(中間ファイル(発送))

5. 備考(特記事項含む)

サ ン プ ル

2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択受領番号)	入 力	中間ファイル (発送)	出 力
仮公選法30条12 の1項ファイル	入 力		
在外選挙人名簿 異動ファイル	出 力		
在外選挙人名簿 通知ファイル	出 力		

第 2 3 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
			公選法30条12の1項通知作成処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成11年 3月 1日	2.1	2/6
処 理 名	0.0 本紙 1/2		備 考					
(1) 中間ファイル(選択受領番号)を読む			/					
(2) 中間ファイル(選択受領番号)の受領番号をキーとして仮公選法30条12の1項ファイルを検索する			/					
(3) 該当する受領番号の仮公選法30条12の1項ファイルが無くなるまで (4) ~ (32) の処理を繰り返す			/					
(4) 変更フラグに0をセットする			/					
(5) 新氏名=空白である (YES, NO)			/					
YES (6) → (8)			/					
NO (7) 変更フラグに1をセットする			/					
(8) 新生年月日=空白である (YES, NO)			/					
YES (9) → (11)			/					
NO (10) 変更フラグに1をセットする			/					
(11) 新性別=空白である (YES, NO)			/					
YES (12) → (14)			/					
NO (13) 変更フラグに1をセットする			/					
(14) 新本籍=空白である (YES, NO)			/					
YES (15) → (17)			/					
NO (16) 変更フラグに1をセットする			/					
(17) 新筆頭者=空白である (YES, NO)			/					
YES (18) → (20)			/					
NO (19) 変更フラグに1をセットする			/					
(20) 変更フラグ=1 (YES, NO)			/					
YES (21) 在外選挙人名簿の登録市町村である (YES, NO)			/					
YES (22) 30条12の1項情報を在外選挙人名簿異動ファイルに出力する [1.0]			/	在外選挙人名簿の登録市町村は 在外選挙人名簿異動ファイルを作成する 在外選挙人名簿の登録市町村以外は 在外選挙人名簿通知ファイルを作成する 発送ファイルを作成する				
NO (23) 30条12の1項情報を在外選挙人名簿通知ファイルに出力する [2.0]			/					
(24) 中間ファイル(発送)がある (YES, NO)			/					
YES (25) 中間ファイル(発送)の数だけ (26) ~ (28) の処理を繰り返す			/					
(26) 在外選挙人名簿の登録市町村と発送ファイルの市町村が同じ (YES, NO)			/					
YES (27) 中間ファイル(発送)の送付書類区分の在外選挙人名簿通知フラグに1を設定する → (3) ~ [3.0]			/					
NO (28) → (25) ~			/					
(29) → (30) ~			/					

第2 3 (4)	データ編集表		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 訂 日 付		版	頁
			公選法30条12の1項通知作成処理		システム化調査研究会		平成 6年12月 1日		平成11年 3月 1日		2.1	4/6
処 理 名			1.0 在外選挙人名簿異動ファイル作成		(受取側) 在外選挙人名簿異動ファイル		← (引渡側) 仮公選法30条12の1項ファイル					
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名		項 目	DB・ファイル名		項 目	変換有無	Z9.,					
画面名称		名 称 記 号 名	画面名称		名 称 記 号 名	(サブルーチン)						
在外選挙人名簿 異動ファイル	受領番号		仮公選法 30条12の1項 ファイル	受領番号								
	出張所番号			出張所番号								
	事件コード			事件コード								
	受理日			受理日								
	新氏名			新氏名								
	旧氏名			旧氏名								
	新生年月日			新生年月日								
	旧生年月日			旧生年月日								
	新性別			新性別								
	旧性別			旧性別								
	新本籍コード			新本籍コード								
	新本籍			新本籍								
	旧本籍コード			旧本籍コード								
	旧本籍			旧本籍								
	新筆頭者			新筆頭者								
	旧筆頭者			旧筆頭者								
	住所コード			住所コード								
	住所			住所								
方書		方書										
転入届出日		転入届出日										

φ 3/1

第 2 3 (4)	デ ー タ 編 集 表	作 業 名		作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		公選法30条12の1項通知作成処理		システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成11年 3月 1日	2. 1	5/6
処 理 名	2. 0 在外選挙人名簿通知ファイル作成			(受取側) 在外選挙人名簿通知ファイル		(引渡側) 仮公選法30条12の1項ファイル		
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考
DB・ファイル名 画面名称	項 目		DB・ファイル名 画面名称	項 目		変換有無 (ダブルチェック)	Z9. ,	
	名 称	記 号 名		名 称	記 号 名			
在外選挙人名簿 通知ファイル	受領番号		仮公選法 30条12の1項 ファイル	受領番号				
	出張所番号			出張所番号				
	市区町村コード			市区町村コード				
	宛名			宛名				
	事件コード			事件コード				
	受理日			受理日				
	新氏名			新氏名				
	旧氏名			旧氏名				
	新生年月日			新生年月日				
	旧生年月日			旧生年月日				
	新性別			新性別				
	旧性別			旧性別				
	新本籍			新本籍				
	旧本籍			旧本籍				
	新筆頭者			新筆頭者				
	旧筆頭者			旧筆頭者				
住所		住所						
方書		方書						
転入届出日		転入届出日						

6/114

第7.2.(12)

「証明書発行」処理

第 7 2 (12)	オンライン処理の流れ図(概略)	作 成 者		頁 数
		シ ス テ ム 化 調 査 研 究 会		1 / 1
適 用 業 務 名		作 成 日 付	改 定 日 付	版
証 明 書 発 行 業 務		平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1

① 戸籍業務メニュー

② 証明書選択メニュー

③ 該当戸籍一覧

④ 戸籍構成員一覧

全部・個人事項証明書
戸籍事務専用

⑤ 個人詳細表示

一部事項証明書

⑥ 戸籍事項選択

⑦ 個人特定事項選択

⑧ 身分事項選択

⑨ 証明書発行確認

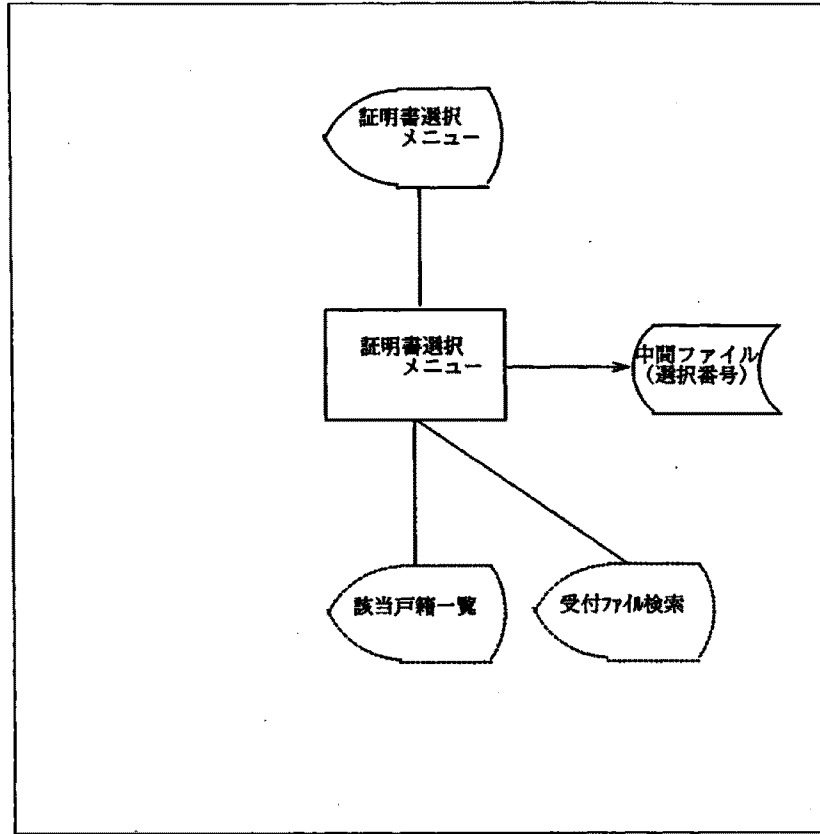
証明書

概要説明

①戸籍業務メニュー
「5. 証明処理」を選択。
②証明書選択メニュー
発行する証明書の選択番号を指定する。
③該当戸籍一覧
検索キーを入力し該当する戸籍を画面上に表示する。証明書を発行する該当戸籍を選択。
④戸籍構成員一覧
選択された戸籍の戸籍事項内容及び構成員（個人）の主な内容を表示。
個人事項証明書、一部事項証明書を発行する場合、詳細選択番号により個人を指定する。（複数人選択可）
⑤個人詳細表示
選択された個人の身分事項詳細内容を表示する。
※⑥～⑧は、一部事項証明書を選択した場合のみ遷移
⑥戸籍事項選択
戸籍事項詳細内容を表示。
戸籍事項毎（タイトル）に記録事項を選択することが可能。
⑦個人特定事項選択
個人特定事項詳細内容を表示。
項目毎に記録事項を選択することが可能。
⑧身分事項選択
身分事項詳細内容を表示。
身分事項毎（タイトル）に記録事項を選択することが可能。
⑨証明書発行確認
選択された戸籍内容（本籍・筆頭者・記載者）を表示。
内容を確認し証明書出力を行う。
発行部数を指定する。
（2部以上発行する場合に入力する）
管掌者を指定する。
（変更がある場合のみ）

第 7 2 (12)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		証明処理／証明書選択メニュー	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 4

1. 詳細フロー



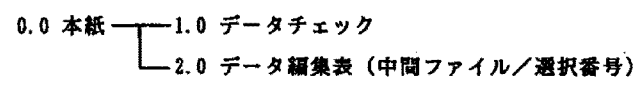
2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (選択番号)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 選択番号を中間ファイルに出力する。
- (2) 該当戸籍一覧または受付ファイル検索に制御を渡す。
(選択番号により制御先を決定する)

4. 機能体系 (要件定義書の構成)



5. 備考 (特記事項含む)

第7 2 (12)	データチェック (単体表)			作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁
				証明処理/証明書選択メニュー		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	3/4
処 理 名				画 面 名		画 面 I D							
1. 0 データチェック				証明書選択メニュー									
No	項 目 名	必須	属性	内 容				出力エラーメッセージ		17-コード	備 考		
1	選択番号	○	数字	1～5であること				「項目エラーがあります。正しく入力して下さい。」					

第 7 2 (12)	補 足 説 明 書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		証明書発行処理	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 1
処 理 名							

1. 検索業務での同処理と異なる部分

(1) 該当戸籍一覧 : 無し

(2) 戸籍構成員一覧 : ・ 証明書選択メニューで中間ファイルに出力された選択番号 (全部・個人事項証明書、一部事項証明書) を証明書種別 (*1) として中間ファイルに出力する。

証明書種別 = 1 : 全部・個人事項証明書
= 3 : 一部事項証明書

・ 証明書種別 = 1 のとき、個人詳細表示に制御を渡す。

・ 証明書種別 = 3 のとき、画面表示用中間ファイル (戸籍事項選択) を出力し、戸籍事項選択に制御を渡す。

(3) 個人詳細表示 : ・ PF 3 にて全部証明書、PF 4 にて個人証明書を決定し、証明書発行確認に制御を渡す。
このとき、個人証明書ならば中間ファイル (戸籍構成員一覧) の証明書種別に 2 を設定する。

・ PF 10、PF 11 は PF キーエラーとする。

(* 1) : 証明書種別は、証明書発行確認にて出力証明書を識別するのに使用する。

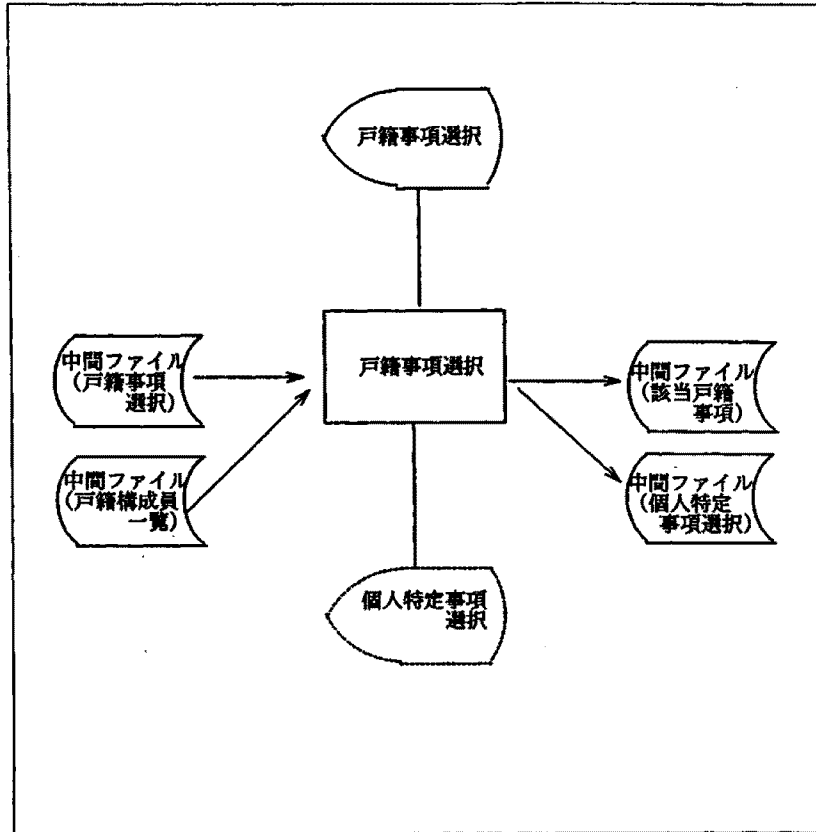
(4) 受付ファイル検索 : 画面レイアウトについては同様とし、証明を発行しようとする選択番号を別途設ける。
選択された受付ファイルの情報を中間ファイルに出力する。
その後、証明書発行確認の画面へ制御を渡す。
対象とする証明書は、

- ・ 届書受理証明書
- ・ 戸籍法 4 1 条証書提出の証明書
- ・ 届書預り証明書

とする。

第 7 2 (12)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		証明処理／戸籍事項選択	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1 / 6

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (戸籍事項選択)	入 力	中間ファイル (個人特定事項選択)	出 力
中間ファイル (戸籍構成員一覧)	入 力		
中間ファイル (該当戸籍事項)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 中間ファイル(戸籍事項選択)より当該戸籍の全戸籍事項を表示する。
- (2) 選択された戸籍事項(複数指定可)を中間ファイル(該当戸籍事項)に出力する。
- (3) 個人特定事項選択に制御を渡す。

4. 機能体系(要件定義書の構成)

- 0.0 本紙
- 1.0 データ編集表(戸籍事項選択画面)
 - 2.0 データチェック
 - 3.0 データ編集表(中間ファイル/該当戸籍事項)
 - 4.0 データ編集表(中間ファイル/個人特定事項選択)

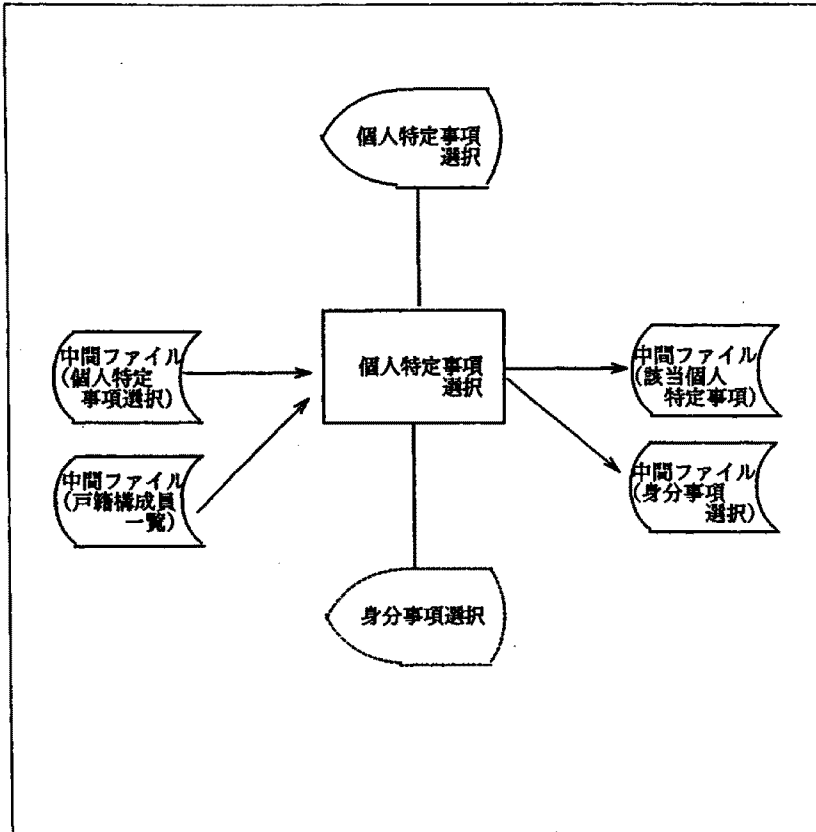
5. 備考(特記事項含む)

第7 2 (12)	データチェック (単体表)			作 業 名		作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
				証明処理/戸籍事項選択		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	4 / 6
処 理 名				画 面 名		画 面 I D				
2.0 データチェック				戸籍事項選択						
No	項 目 名	必須	属性	内 容			出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考	
1	選択番号		数字	当該戸籍事項の数を越えていないこと 番号が重複していないこと			「項目エラー、正しく入力して 下さい。」			

第 7 2 (12)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁
			証明処理/戸籍事項選択		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	6/6
処 理 名			4.0 中間ファイル編集・出力		(受取側) 中間ファイル (個人特定事項選択)		← (引渡側) 中間ファイル (戸籍構成員一覧)					
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名			DB・ファイル名			変換有無						
画面名称			画面名称			※ダブルクリック	Z9.,					
中間ファイル (個人特定事項 選択)	編製日		中間ファイル (戸籍構成員 一覧)	編製日								
	消除日			消除日								
	個人除区分			個人除区分								
	本籍コード			本籍コード								
	本籍地番			本籍地番								
	筆頭者			筆頭者								
	カナ氏名			カナ氏名								
	漢字氏名			漢字氏名								
	配偶者区分			配偶者区分								
	生年月日			生年月日								
	父			父								
	母			母								
	父母続柄			父母続柄								
	養父			養父								
	養母			養母								
	養父母続柄			養父母続柄								

第 7 2 (12)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		証明処理／個人特定事項選択	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 6

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (個人特定事項選択)	入 力	中間ファイル (身分事項選択)	出 力
中間ファイル (戸籍構成員一覧)	入 力		
中間ファイル (該当個人特定事項)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 中間ファイル（個人特定事項）より当該個人特定事項を表示する。
- (2) 選択された個人特定事項（複数指定可）を中間ファイル（該当個人特定事項）に出力する。
- (3) 身分事項選択に制御を渡す。

4. 機能体系（要件定義書の構成）

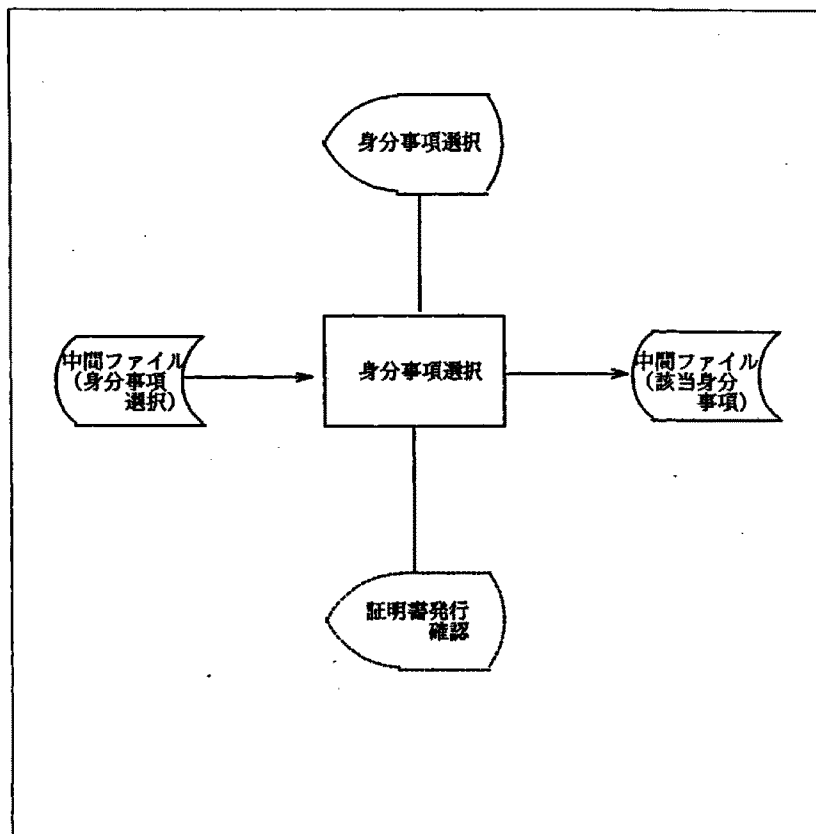
- 0.0 本紙
 - 1.0 データ編集表（個人特定事項選択画面）
 - 2.0 データチェック
 - 3.0 データ編集表（中間ファイル／該当個人特定事項）
 - 4.0 データ編集表（中間ファイル／身分事項選択）

5. 備考（特記事項含む）

第 7 2 (12)		データチェック (単体表)		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 定 日 付		版		頁	
				証明処理/個人特定事項選択		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1		4 / 6	
処 理 名				画 面 名				画 面 I D							
2.0 データチェック				個人特定事項選択											
No	項 目 名	必須	属性	内 容				出力エラーメッセージ		エラーコード		備 考			
1	選択コード		英数	' S ' 又はスペースであること				「項目エラー、正しく入力して下さい。」							

第 7 2 (12)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		証明処理/身分事項選択	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 5

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (身分事項選択)	入 力		
中間ファイル (該当身分事項)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 中間ファイル (身分事項選択) より当該個人の全身分事項を表示する。
- (2) 選択された身分事項 (複数指定可) を中間ファイル (該当身分事項) に出力する。
- (3) 証明書発行確認に制御を渡す。

4. 機能体系 (要件定義書の構成)

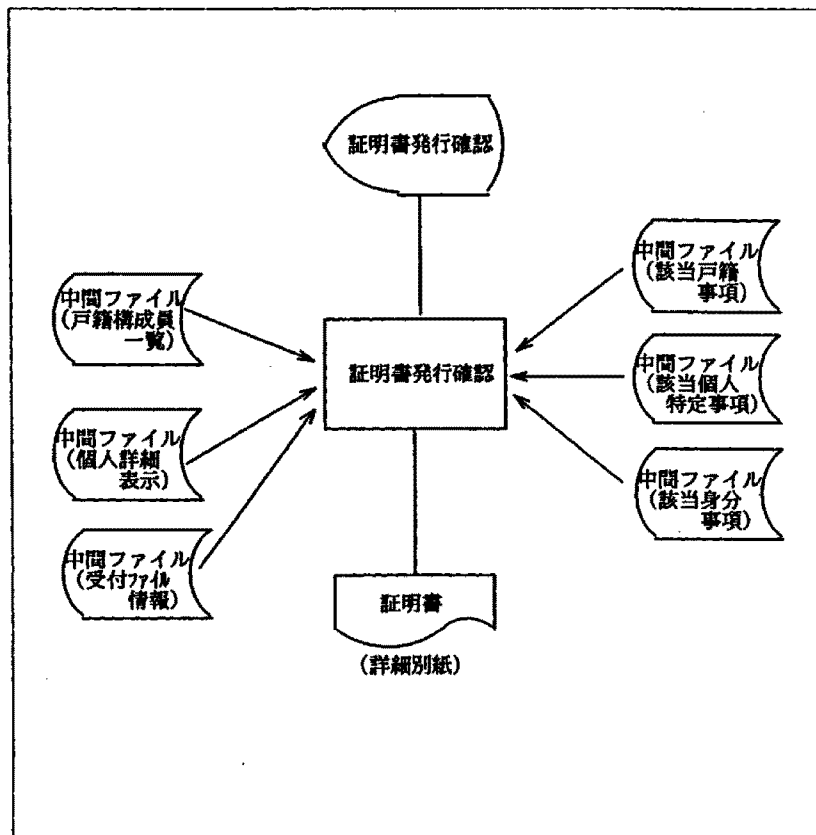
- 0.0 本紙
 - 1.0 データ編集表 (身分事項選択画面)
 - 2.0 データチェック
 - 3.0 データ編集表 (中間ファイル/該当身分事項)

5. 備考 (特記事項含む)

[illegible]

第 7 2 (12)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		証明処理/証明書発行確認	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1 / 3

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (戸籍構成員一覧)	入 力	中間ファイル (該当個人特定事項)	入 力
中間ファイル (個人詳細表示)	入 力	中間ファイル (該当身分事項)	入 力
中間ファイル (該当戸籍事項)	入 力	中間ファイル (受付ファイル情報)	入 力

3. 処理概要

- (1) 中間ファイル(戸籍構成員一覧)等より証明書発行確認画面を表示する。
- (2) 各中間ファイルより、指定された証明書を出力する。
- (3) 各中間ファイルを削除する。

4. 機能体系(要件定義書の構成)

0.0 本紙 —— 1.0 データ編集表(証明書発行確認画面)

5. 備考(特記事項含む)

第7.2.(13)

「各種ファイル更新」処理

標準仕様書修正履歴

版数:10 1/1

平成18年3月

項番	業務(届書)名	修 正 内 容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (13) (各種ファイル更新)	1. 標準仕様書修正 受付ファイル(事件本人)に”筆頭者”が存在しない。 これにより、受付ファイル(事件本人)及び、単体チェック表に ‘筆頭者’を追加する為の修正 (1) データチェック(単体表) データチェック(単体表)2.0 No.36「筆頭者」の項目を追加 No.34「送達確認2」の項目の順番を筆頭者の 後ろに移動 (2) データ編集表 データ編集表1.0 「筆頭者」の項目を追加 「送達2」、「送達2名」の項目の順番を筆頭者の 後ろに移動 データ編集表4.0 「筆頭者」の項目を追加 データ編集表5.0 「筆頭者」の項目を追加 「送達2」、「送達2名」の項目の順番を筆頭者の 後ろに移動	036	
			032	
			040	
			043	

標準仕様書修正履歴

1 / 1

版数:11.0
平成19年 3月 1日

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料No.
1	第7.2.(13) (各種ファイル更新)	標準仕様書見直しによるシステムの対応 1. システム処理の概要説明 標準準則の条文番号変更による修正(標準準則第37条→第34条)	021 026	

標準仕様書修正履歴

1 / 1

版数:12.0
平成20年 3月 1日

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料№
1	第7. 2. (13) ('各種ファイル更新' 処理)	改正戸籍法施行によるシステムの対応及び第12版により仕様書改訂 1. 不受理申出ファイル更新 (1) 不受理申出ファイル更新について「失効日」、「失効区分(コード)」の備考欄の項目セット方法を削除。 (不受理申出の失効日が、申し出があるまで無期限になる対応)	012	

第2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		ファイル更新処理選択	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/5

1. ファイル更新処理業務の概要

A. 不受理申出・個人状態ファイル更新処理

- ・不受理申出・個人状態ファイル更新には、該当戸籍一覧表示、戸籍構成員一覧表示、不受理申出ファイル更新、個人状態ファイル更新がある
- ・該当戸籍一覧表示では、該当戸籍を表示選択し、戸籍構成員一覧表示では、該当戸籍の構成員を表示し個人を選択する
不受理申出ファイル更新では、選択された個人の不受理申出ファイルを全件検索して表示・更新する
個人状態ファイル更新では、選択された個人の個人状態ファイルを検索して表示・更新する
- ・該当戸籍一覧表示での検索項目及び当説明での検索キーは、検索処理と同様である

B. 受付ファイル更新処理

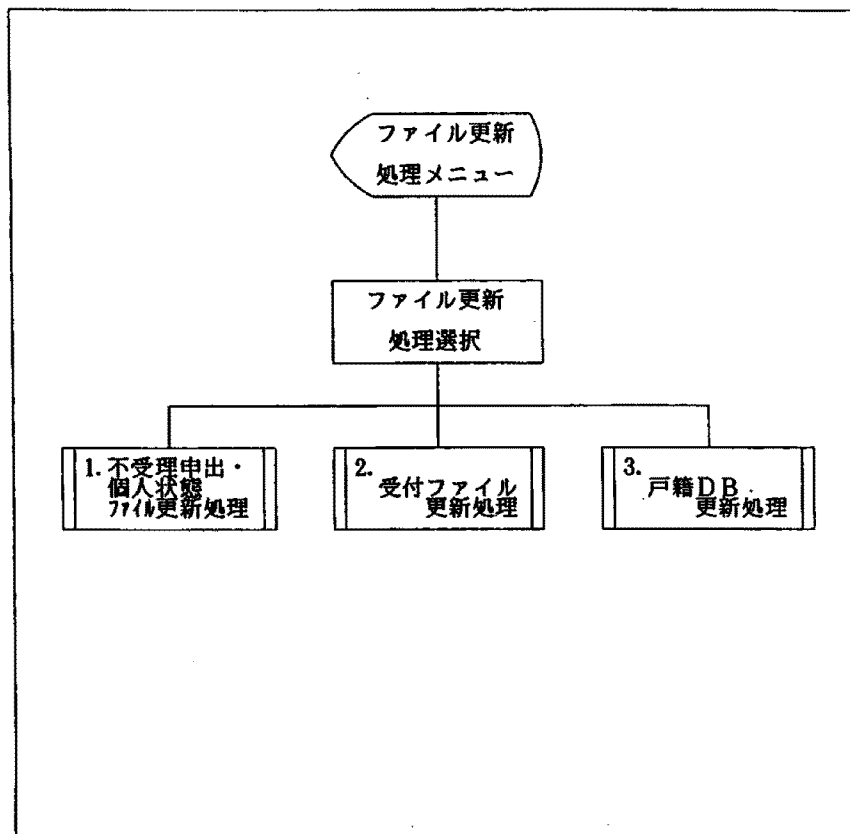
C. 戸籍DB更新処理

2. 各検索画面でのPFキー（Aの場合のみ）

PFキー	画面	ファイル更新処理に1-	該当戸籍一覧	戸籍構成員一覧	個人詳細表示	不受理申出ファイル更新	個人状態ファイル更新
PF1		戸籍業務に1-	戸籍業務に1-	戸籍業務に1-	戸籍業務に1-	戸籍業務に1-	戸籍業務に1-
PF2			ファイル更新処理に1-	ファイル更新処理に1-	ファイル更新処理に1-	ファイル更新処理に1-	ファイル更新処理に1-
PF3				前頁構成員			
PF4				次頁構成員			
PF5			該当戸籍一覧	戸籍構成員一覧	戸籍構成員一覧	戸籍構成員一覧	戸籍構成員一覧
PF6							
PF7		前頁表示	構成員項目前頁	前頁表示	前頁表示		
PF8		次頁表示	構成員項目次頁	次頁表示	次頁表示		
PF9					個人詳細表示	個人詳細表示	
PF10			戸籍項目前頁	不受理申出ファイル更新		不受理申出ファイル更新	
PF11			戸籍項目次頁	個人状態ファイル更新	個人状態ファイル更新		
PF12		入力画面初期化			不受理申出ファイルの更新	個人状態ファイルの更新	
実行キー		該当戸籍一覧	戸籍構成員一覧	個人詳細表示		画面入力項目チェック	画面入力項目チェック

第2 (2)	システム環境仕様書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		ファイル更新処理選択	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/5

1. 詳細フロー



3. 処理概要

- (1) 検索処理選択番号の入力チェック
- (2) 不受理申出・個人状態ファイル更新処理に制御を渡す
- (3) 受付ファイル更新処理に制御を渡す
- (4) 戸籍DB更新処理に制御を渡す

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
 - 1.0 別紙1（パスワード・チェック）
 - 2.0 テータチェック（単体表）

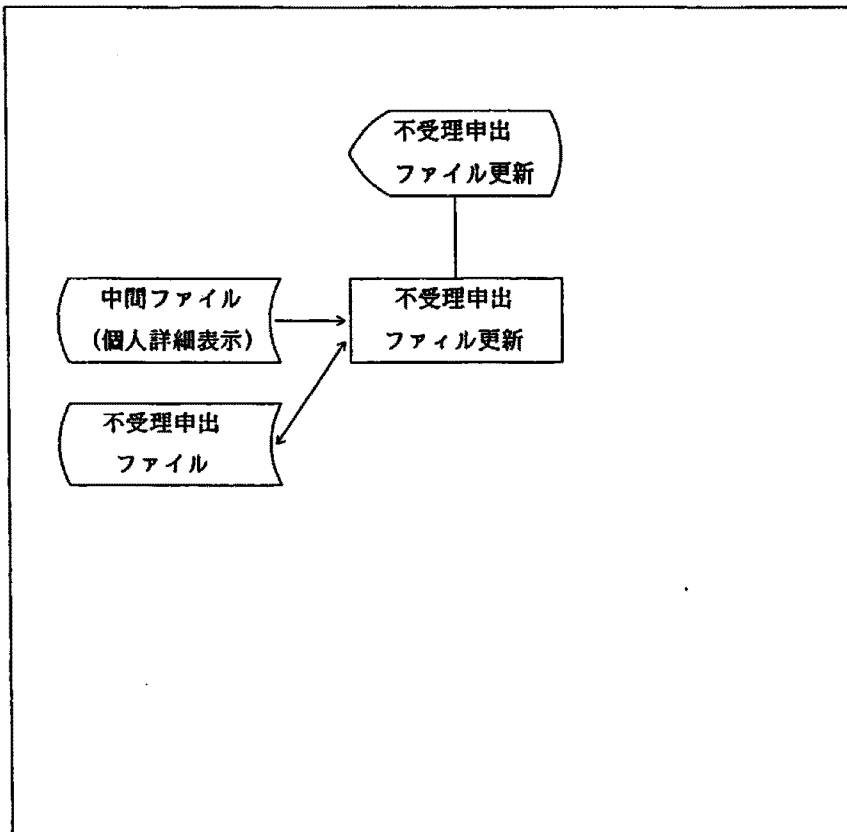
2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分

5. 備考（特記事項含む）

第2 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		不受理申出ファイル更新	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/9

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (個人詳細表示)	入力		
不受理申出ファイル	入出力		

3. 処理概要

- (1) 中間ファイル（個人詳細表示）の個人番号をキーに不受理申出ファイルを検索し、ファイルの内容等を編集する
- (2) 不受理申出ファイル更新画面の表示
- (3) 不受理申出ファイルの更新

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
 - 1.0 データ編集表（不受理申出ファイル更新画面編集）
 - 2.0 データチェック（単体表）
 - 3.0 データチェック（関連表）
 - 4.0 データ編集表（不受理申出ファイル更新画面編集）
 - 5.0 データチェック（単体表）
 - 6.0 データ編集表（不受理申出ファイル編集）

5. 備考（特記事項含む）

第2 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名 不受理申出ファイル更新	作 成 者 システム化調査研究会	作 成 日 付 平成6年12月 1日	改 定 日 付 平成 年 月 日	版 1	頁 数 2/9
処 理 名	0.0 本紙	根 拠 法 令 (マニュアル処理)					
(1) 中間ファイル(個人詳細表示)を個人番号をキーとして不受理申出ファイルを全件検索する (ある, なしに係わらず)	/						
(2) 不受理申出ファイル更新画面を編集・表示する [1.0]	/	(3) 同画面を編集する					
(4) キー選択 (実行キー, PF1, PF2, PF5, PF7, PF8, PF9, PF11, PF12, その他)	/						
実行キー	(5) 処理選択番号がある (YES, NO)	/					
YES	(6) 処理選択番号 (1~3, その他)	/					
1	(7) 入力項目のチェック (OK: YES, NG: NO) [2.0] [3.0]	/					
YES	(8) 不受理申出ファイル更新画面を編集する [4.0]	/					
	(9) メッセージ『チェックOKです。不受理申出ファイルを追加して下さい』を表示する						
NO	(10) 入力項目チェック処理にて編集したメッセージを編集・出力する		(11) 同画面を編集する				
2	(12) 入力項目のチェック (OK: YES, NG: NO) [5.0]	/					
YES	(13) 入力項目のチェック (OK: YES, NG: NO) [2.0] [3.0]	/					
YES	(14) 不受理申出ファイル更新画面を編集する [4.0]	/					
	(15) メッセージ『チェックOKです。不受理申出ファイルを更新して下さい』を表示する						
NO	(16) (17)へ	/					
NO	(17) 入力項目チェック処理にて編集したメッセージを編集・出力する		(18) 同画面を編集する				
3	(19) 入力項目のチェック (OK: YES, NG: NO) [5.0]	/					
YES	(20) メッセージ『チェックOKです。不受理申出ファイルを削除して下さい』を表示する						
NO	(21) 入力項目チェック処理にて編集したメッセージを編集・出力する						
その他	(22) エラーメッセージ『処理選択番号入力違います。再度, 入力して下さい』を表示する		(23) 同画面を編集する				

第2 (3)		要件定義ワークシート	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			不受理申出ファイル更新	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/9
処 理 名		0.0 本紙				根 拠 法 令 (マニュアル処理)		
	N O	(24)エラーメッセージ『処理選択番号を入力して下さい』を表示する			(25)同画面を編集する			
PF1	→				(26)業務選択に制御を渡す			
PF2	→				(27)ファイル更新処理 選択に制御を渡す			
PF5	→				(28)戸籍構成員一覧 表示に制御を渡す			
PF7	(29)前ページがある (YES, NO)			/				
	YES	(30)前ページ不受理申出ファイル更新画面出力						
	N O	(31)エラーメッセージ『先頭ページです』を表示する			(32)同画面を編集する			
PF8	(33)次ページがある (YES, NO)			/				
	YES	(34)次ページ不受理申出ファイル更新画面出力						
	N O	(35)エラーメッセージ『最終ページです』を表示する			(36)同画面を編集する			
PF9	→				(37)個人詳細表示に 制御を渡す			
PF11	→				(38)個人状態ファイル 更新に制御を渡す			
PF12	(39)入力項目のチェック済みである (YES, NO)			/				
	YES	(40)処理選択番号 (1~3)			/			
	1	(41)不受理申出ファイルを編集・追加する [6.0]			/			
		(42)メッセージ『不受理申出ファイルが追加されました』を表示する			(43)同画面を編集する			
	2	(44)不受理申出ファイルを編集・更新する [6.0]			/			
		(45)メッセージ『不受理申出ファイルが更新されました』を表示する			(46)同画面を編集する			
	3	(47)不受理申出ファイルを削除する			/			
		(48)メッセージ『不受理申出ファイルが削除されました』を表示する			(49)同画面を編集する			
	N O	(50) (51)へ			/			
その他	(51)エラーメッセージ『無効なキーが入力されました』を表示する				(52)同画面を編集する			

第2
3
(4)

データ編集表			作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数		
			不受理申出ファイル更新		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	4/9		
処 理 名			1. 0 不受理申出ファイル更新画面編集		(受取側) 不受理申出ファイル更新画面		← (引渡側) 中間ファイル(個人詳細), 不受理申出ファイル							
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考						
DB・ファイル名		項 目	DB・ファイル名		項 目	変換有無	Z 9 . .							
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	(サブ-名)						
不受理申出ファイル更新画面			カナ氏名		中間ファイル (個人詳細表示)		カナ氏名							
			漢字氏名				漢字氏名							
			本籍				本籍・住所コード		有					
							本籍地番							
			筆頭者				筆頭者							
			生年月日				生年月日		有					
			項番		不受理申出 ファイル		行番号						不受理申出ファイルがある場合のみ 処理を行う (MAX2件)	
			出張所				出張所番号							
			受・送				受理送付区分							
			開始日				開始日 (届出日)		有					
			送付日				送付日		有					
			失効日				失効日		有					
			失効区分 (コ-ド)				失効区分							
			失効区分 (漢字)				失効区分		有					
			不受理申出事件 (コ-ド)				不受理申出事件コード							
			不受理申出事件 (名称)				不受理申出事件コード		有					
			相手氏名1				相手方氏名1							
			相手氏名2				相手方氏名2							

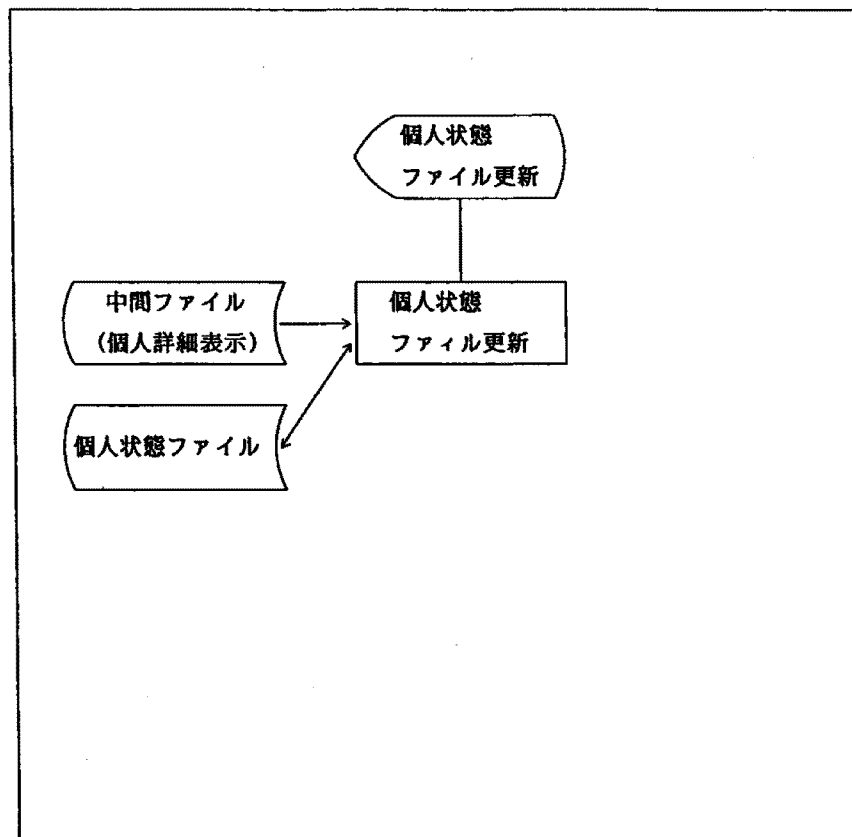
[illegible]

第2 (3)	データチェック (関連表)	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		不受理申出ファイル更新	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	6/9
処 理 名		画 面 名	画 面 I D				
3. 0 入力項目のチェック		不受理申出ファイル更新					
No	内 容			出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考	
01	(NO.3) 受・送が1 (受理)の時, (NO.5) 送付日が入力無しであること			『関連エラーがあります。 正しく入力して下さい。』			
02	(NO.3) 受・送が2 (送付)の時, (NO.5) 送付日が入力有りであること						
03	(NO.5) 送付日に入力有りの時, 送付日は (NO.4) 開始日以降であること						
04	(NO.6) 失効日に入力有りの時, 失効日は (NO.4) 開始日以降であること						
05	(NO.5) 送付日に入力有り且つ (NO.6) 失効日に入力有りの時, 送付日は失効日以前であること						

[illegible]

第2 (3)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		個人状態ファイル更新	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/6

1. 詳細フロー



3. 処理概要

- (1) 中間ファイル（個人詳細表示）の個人番号をキーに個人状態ファイルを検索し、ファイルの内容等を編集する
- (2) 個人状態ファイル更新画面の表示
- (3) 個人状態ファイルの更新

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
 - 1.0 データ編集表（個人状態ファイル更新画面編集）
 - 2.0 データチェック（単体表）
 - 3.0 データチェック（関連表）
 - 4.0 データ編集表（個人状態ファイル編集）

2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル (個人詳細表示)	入力		
個人状態ファイル	入出力		

5. 備考（特記事項含む）

第2 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			個人状態ファイル更新	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/6
処 理 名	0.0 本紙					根 拠 法 令 (マニュアル処理)		
(1) 中間ファイル(個人詳細表示)を選択されたデータ(選択区分='1')まで読みとばし、 該当データを読み込む				/				
	(2) 中間ファイル(個人詳細表示)の個人番号をキーとして個人状態ファイルを検索する (ある、なしに係わらず)			/				
(3) 個人状態ファイル更新画面を編集・表示する [1.0]				/	(4) 同画面を編集する			
(5) キー選択(実行キー, PF1, PF2, PF5, PF9, PF10, PF12, その他)				/				
実行キー	(6) 入力項目のチェック (OK: YES, NG: NO) [2.0] [3.0]			/				
	YES	(7) メッセージ『チェックOKです。個人状態ファイルを更新(PF12) して下さい』を表示する						
	N O	(8) 入力項目チェック処理にて編集したメッセージを編集・出力する			(9) 同画面を編集する			
PF1	→				(10)業務選択に制御を 渡す			
PF2	→				(11)ファイル更新処理 選択に制御を渡す			
PF5	→				(12)戸籍構成員一覧 表示に制御を渡す			
PF9	→				(13)個人詳細表示に 制御を渡す			
PF10	→				(14)不受理申出ファイル 更新に制御を渡す			
PF12	(15)入力項目のチェック済みである (YES, NO)			/				
	YES	(16)中間ファイル(個人詳細表示)が存在している (YES, NO)		/				
		YES	(17)個人状態ファイルを編集・更新する [4.0]	/				
		N O	(18)個人状態ファイルを編集・追加する [4.0]	/				
	(19)メッセージ『個人状態ファイルが更新されました』を表示する				(20)同画面を編集する			
N O	(21) (22)へ			/				
その他	(22)エラーメッセージ『無効なキーが入力されました』を表示する				(23)同画面を編集する			

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数	
			個人状態ファイル更新		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	3/6	
処 理 名		1. 0 個人状態ファイル更新画面編集			(受取側) 個人状態ファイル更新画面			← (引渡側) 中間ファイル(個人詳細), 個人状態ファイル					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考			
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無					
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		(有/無)		Z 9 . ,			
個人状態ファイル 更新画面		カナ氏名		中間ファイル (個人詳細表示)		カナ氏名							
		漢字氏名				漢字氏名							
		本籍				本籍・住所コード		有					
						本籍地番							
		生年月日				生年月日		有					
		筆頭者				筆頭者							
		禁治産者区分		個人状態ファイル		禁治産者区分						個人状態ファイルがない場合 全ての項目へ0 (ゼロ) をセット	
		準禁治産者区分				準禁治産者区分							
		破産宣告人区分				破産宣告人区分							
		裁判所通知区分				裁判所通知区分							
		(犯歴区分)				(犯歴区分)						犯歴区分は、民刑担当者が操作の場 合のみ更新できるようにする等、市 町村の判断に委ねられる	
		胎児認知区分				胎児認知区分							
		受理・処理伺い				受理伺い区分							
		保留						保留区分					
メモ						メモ						入力無しの時、ブランクをセット	

第 2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成19年 3月 1日	11	1/23

受付ファイル更新処理は、通常の異動処理では出来ない受付ファイルに対する処理を直接行う業務であり、次の9業務の処理を行える。
検索業務の受付ファイル検索と同様の流れにより、受付ファイルを特定して処理を行う。

No.	受付ファイル更新業務	処 理 概 要	処 理 対 象		履 歴
			処 分 区 分	決 裁 区 分	
1	便宜訂正	処分及び戸籍の記録内容の変わらない軽微些細な受付ファイルの記録誤りを訂正する処理。	---	決 裁	○
2	返戻(受理処分の撤回)	送付先で、「不受理申出」が出されており、返戻されてきた場合等に、受付ファイルの処分を「受理」から「受理処分の撤回」に変更する処理。	受 理	決 裁	○
3	返戻(本籍不明)	送付先において該当者が確定できずに本籍不明とされ、返戻されてきた場合に、受付ファイルの本籍欄を「不詳」に変更する処理。	受 理	決 裁	○
4	発日、発送日入力・修正	伺いをする場合における発日、届書送付をする場合における発送日の入力・修正を行う処理。	---	---	×
5	関連受領番号入力・修正	特定の受付ファイルに対して、関連する受付ファイルの受領番号(関連受領番号)を入力・修正する処理。	---	---	×
6	受理後の処理伺い	受理は確定しており受理処分を行ってあるが、戸籍の記録方法等が不明確で処理伺いを行う場合の処理。	受 理	未決裁	○
7	送達確認消し込み	届書等の送達が確認できた場合で、受付ファイルの送達区分を「未到着」を「到着済」にする処理。	受 理	決 裁	×
8	受付ファイル更新	受附帳の記載項目ではなく、システムで使用される項目の更新を行う処理。	---	---	×
9	本籍地変更後の届出 (標準準則34条)	本籍地変更後に届書類を受理した場合の処理。	受 理	決 裁	○

※処理対象は、各受付ファイル更新業務別に、処理を行おうとする受付ファイルの処分区分・決裁区分の状態で異なるが、決裁区分が「欠番」のものはすべてにおいて対象外である。

※履歴管理は、受付ファイル受領番号の枝番を使用して行われる。上記の表では、履歴欄の『○』業務が履歴管理の対象となり、他は上書き処理となる。

※本籍受領分で戸籍の記載がされている場合は、戸籍訂正処理が必要となる場合もある。

次頁以降に、それぞれの業務処理サンプルを受付ファイル(抜粋)で示す。[(2)が主に該当業務の処理結果であり、部分が変更箇所である。]

第2 3 (1)	システム処理の概要説明	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/23

1. 便宜訂正

便宜訂正の対象となる項目としては、届出人氏名1～2、届後本籍、届後戸籍の筆頭者、漢字氏名、本籍等がある。

(1) H7.01.20 婚姻届出（夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管外に新戸籍編製）

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍／筆頭者 処分 決裁

1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	----------	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目25番
乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

(2) 甲野英助の本籍が「三丁目52番地」と判明

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍／筆頭者 処分 決裁

1995000100	1	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	----------	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

2. 返戻（受理処分の撤回）

特定の受付ファイルを選択し、処理を行うことにより履歴が取られ処分区分が変更される。

(1) H7.01.20 婚姻届出（夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管外に新戸籍編製）

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍／筆頭者 処分 決裁

1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	----------	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

(2) 乙野梅子の本籍地に婚姻の不受理申出が出されていたのが判明

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍／筆頭者 処分 決裁

1995000100	1	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受撤回	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	----------	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

第2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/23

3. 返戻 (本籍不分明)

特定の受付ファイルを選択し、処理を行うことにより履歴が取られ指定された本籍欄が「不詳」に変更される。

(1) H7.01.20 婚姻届出 (夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管外に新戸籍編製)

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍/筆頭者 処分 決裁

1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	----------	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

(2) 乙野梅子が該当する本籍に存在せず本籍不分明とされて返戻されてきた場合

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍/筆頭者 処分 決裁

1995000100	1	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	----------	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
乙野 梅子	不詳

4. 発日、発送日入力・修正

発日、発送日の入力及び修正を行う。

(1) H7.01.20 婚姻届出 (夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管外に新戸籍編製)

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍/筆頭者 処分 決裁

1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	非本		管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	--	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

(2) 翌日が閉庁日のため発送日を、H7.01.23と入力する。

受領番号 事件 受付日 受送 本非 発送日 届後本籍/筆頭者 処分 決裁

1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.23	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	
------------	---	----	----------	----	----	----------	-------	------	-----	-----	--

漢字氏名 本籍

甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

第2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	4/23

5. 関連受領番号入力・修正

特定の受付ファイルを選択し、その受付ファイルと関連する受付ファイルの受領番号を関連受領番号として入力及び修正する。

ここでの入力等の判断は、操作者に委ねられる

(1) H7.01.20 婚姻届出 (夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管外に新戸籍編製)

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者	処分	決裁	関連受領番号	漢字氏名	本籍			
1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	000000000	000000000 ...	甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
													乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

(2) 他の受付ファイル (受領番号: 199500130) と関連付ける。

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者	処分	決裁	関連受領番号	漢字氏名	本籍				
1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	非本	H7.01.21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	199500130	000000000	...	甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
														乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

6. 受理後の処理伺い

特定の受付ファイル (受理・未決裁) を選択し、発日を入力する。システムでは、収日のクリア、届書Fの削除を行う。

(1) H7.01.20 婚姻届出 (夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管内に新戸籍編製)

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者	処分	決裁	発日	収日	漢字氏名	本籍
1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	本籍	管内本籍 X	筆頭者名	受 理	未決裁		甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
											乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

(2) 受理は確定しているが、戸籍編製の記録が不明確。 (発日を入力する)

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者		処分	決裁	発日	収日	漢字氏名	本籍
1995000100	1 婚姻	H7.01.20	受理	本籍		管内本籍 X	筆頭者名	処理伺	未決裁	H7.01.21		甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地
												乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地

(3) 戸籍DB更新でロックを解除、個人状態F更新で受理処理伺い区分を設定する。

第2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	5/23

7. 送達確認消し込み

送達の確認が取れた特定の受付ファイルを選択し、送達確認区分を設定する。この処理の利用は、市町村に委ねられる。

(1) H7.01.20 婚姻届出（夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管内に新戸籍編製）

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者	処分	決裁	送達確認 1	漢字氏名	本籍	送達確認	
1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	本籍	管内本籍X	筆頭者名	受 理	決 裁	不 要	甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地	未 到 着
											乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地	未 到 着

(2) 乙野梅子の本籍地への送達が確認された場合。

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者	処分	決裁	送達確認1	漢字氏名	本籍	送達確認	
1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	本籍	管内本籍X	筆頭者名	受 理	決 裁	不 要	甲野 英助	管外本籍C三丁目52番地	未 到 着
											乙野 梅子	管外本籍A一丁目16番地	到 達 済

8. 受付ファイル更新

送達の確認が取れた特定の受付ファイルを選択し、送達確認区分を設定する。この処理の利用は、市町村に委ねられる。

(1) H7.01.20 婚姻届出（夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が非本籍人で管外に新戸籍編製）

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者		処分	決裁	漢字氏名	カナ氏名	本籍	
1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	本籍		管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	甲野 英助	ヨノ イサヲ	管外本籍C三丁目52番地
											乙野 梅子	トノ メコ	管外本籍A一丁目16番地

(2) 乙野梅子のカナ氏名「トノ メコ」が「トノ ムコ」と判明。

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍／筆頭者		処分	決裁	漢字氏名	カナ氏名	本籍	
1995000100	0	婚姻	H7.01.20	受理	本籍		管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	甲野 英助	ヨノ イサヲ	管外本籍C三丁目52番地
											乙野 梅子	トノ ムコ	管外本籍A一丁目16番地

第 2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名 受付ファイル更新処理	作 成 者 システム化調査研究会	作 成 日 付 平成 6年12月 1日	改 訂 日 付 平成19年 3月 1日	版 11	頁 6/23
-------------------	-------------	---------------------	---------------------	------------------------	------------------------	---------	-----------

9. 本籍地変更後の届出(標準準則34条)

入力変更項目としては、本非区分、発送日(転送日を設定)、届後本籍(転籍先市町村名を入力)、関連受領番号、本籍がある。届後筆頭者はクリアする。

(1) H7. 01. 20 婚姻届出(夫となる甲野英助が非本籍人、妻となる乙野梅子が本籍人で管外に新戸籍編製)

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍/筆頭者	処分	決裁	関連受領番号	漢字氏名	本籍
1995000100	0	婚姻	H7. 1. 20	受理	本籍	H7. 1. 21	管外本籍B	筆頭者名	受 理	決 裁	000000000 000000000 ...
											甲野 英助 管外本籍C三丁目52番地
											乙野 梅子 管内本籍A一丁目16番地

※戸籍記録は行われており、乙野梅子は除籍となっている。

(2) H7. 01. 22 転籍届送付(H7.1.19に乙野梅子在籍戸籍の転籍届を転籍先市町村で受領、転籍先本籍:管外本籍X)

ー戸籍訂正処理(受領番号:199500130) 婚姻届により除籍となっている乙野梅子を回復させる。

ー転籍処理(受領番号:199500132) 乙野梅子を回復した戸籍の転籍処理を通常の異動処理で行う。

ー準則34条によるファイル更新処理 婚姻届の受付ファイルを更新する。

受領番号	事件	受付日	受送	本非	発送日	届後本籍/筆頭者	処分	決裁	関連受領番号	漢字氏名	本籍
1995000100	1	婚姻	H7. 1. 20	受理	非本	H7. 1. 22			受 理	決 裁	199500130 199500132 ...
											甲野 英助 管外本籍C三丁目52番地
											乙野 梅子 管外本籍X

”『戸規第41条により』 + 転籍先市町村名 + 『長へ転送』” の形で自動設定する。

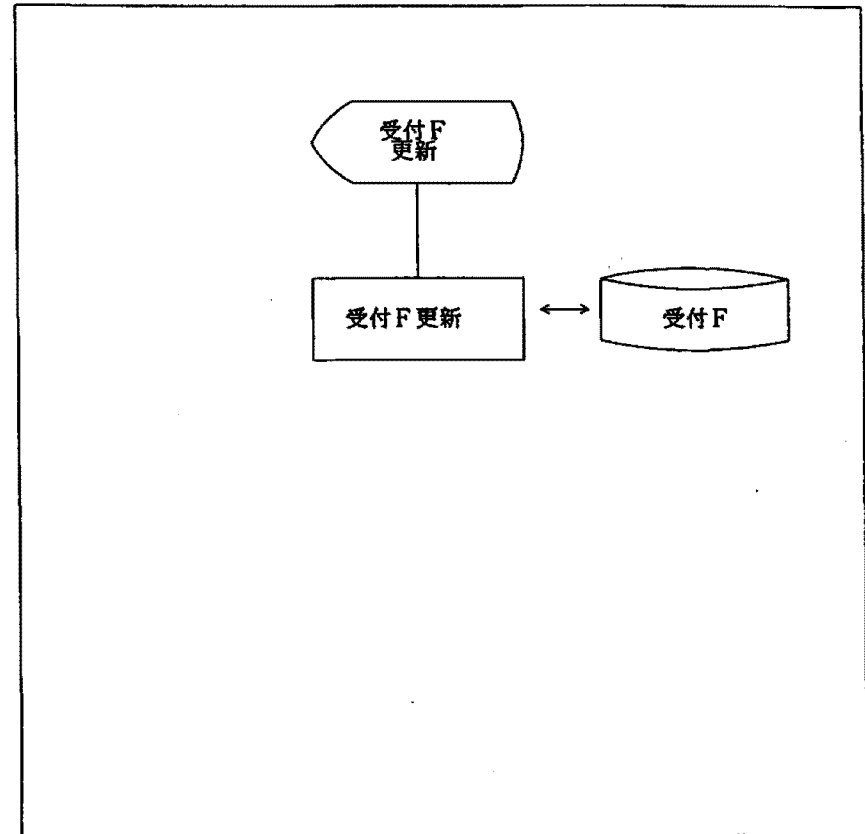
例)

a. 届後本籍入力欄に、「東京都千代田区」が入力される。

b. 受付ファイルの届後本籍に、「戸規第41条により東京都千代田区長へ転送」を設定し更新する。

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	7/23

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
受付F	入出力		

3. 処理概要

- (1) 入力された受領番号をもとに受付Fを検索し画面へ表示する
- (2) 入力された項目の単体チェックを行う
- (3) 入力された項目の関連チェックを行う
- (4) 入力されたデータから受付Fを編集・出力する

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
 - 1.0 データ編集表（受付F更新入力画面）
 - 2.0 単体チェック
 - 3.0 関連チェック
 - 4.0 データ編集表（受付F）
 - 5.0 データ編集表（受付F更新確認画面）

5. 備考（特記事項含む）

第2 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数	
			受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	8/23	
処 理 名 0.0 本紙 1/2						根 拠 法 令 (マニュアル処理)			
実行キー	(1) 入力時の受領番号7桁=検索データの受領番号3~9桁目と同じ場合繰返し処理を行う			/					
	(2) 入力された受領番号をキーとして受付Fを検索する			/					
	(3) 受付F更新入力画面を編集・表示する			[1.0]	/				
	(4) キー選択 (実行キー, PF1, PF2, PF5, PF7, PF8, その他)			/					
	O K	(5) 入力項目の単体チェック (OK,NG)		[2.0]	/				
		O K	(6) 入力項目の関連チェック (OK,NG)		[3.0]	/			
	O K		(7) 受付Fを編集する		[4.0]	/			
		O K	(8) 受付F更新確認画面を編集・表示する		[5.0]	/			
	O K		(9) キー選択 (PF1, PF2, PF5, PF7, PF8, PF9, その他)		/				
		PF1	→				(10)業務選択に制御を渡す		
	PF2		→				(11)各種ファイル更新業務選択に制御を渡す		
		PF5	(12)受付F更新入力画面を表示する		/				
	PF5		(13) → (4)へ		/				
		PF7	(14)前ページがある (YES,NO)		/				
	PF7		YES	(15)前ページ受付F更新確認画面表示			(16)同画面を編集する		
		PF7	NO	(17)エラーメッセージ「先頭ページです。」を表示					
	PF8		(18)次ページがある (YES,NO)		/				
		PF8	YES	(19)次ページ受付F更新確認画面表示			(20)同画面を編集する		
	PF8		NO	(21)エラーメッセージ「最終ページです。」を表示					
		PF9	(22)処理No=4又は5 (YES,NO)		/				
	PF9		YES	(23)受付Fを更新する (REPLACE処理)			(24)各種ファイル更新業務選択に制御を渡す		
		PF9	NO	(25)受付F・受領番号の枝番に1を加える	/				
	(26)受付Fを追加する (ADD処理)					(27)各種ファイル更新業務選択に制御を渡す			
	その他	(28)エラーメッセージ「無効なキーが入力されました。」を表示					(29)同画面を編集する		

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			受付ファイル更新処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	10/23
処理名			1.0 入力画面編集 1/4		(受取側) 受付F更新 (受付) 入力画面				← (引渡側) 受付F			
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無 (771-77)				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名						
受付F更新 入力画面 共通域		画面ID										
		システム日付										
受付F更新 入力画面 受付F (受付)		処理		受付F (受付)		処理No		有				処理名称を編集
		受領番号				受領番号						3~9桁目を移送
		受付事件名				受付事件コード		有				
		出張所No				出張所番号						
		受付日				受付日						
		事件発生日				事件発生日						
		発送日				発送日						
		事件発生時分				事件発生時分						
		受送区分				受理送付区分						
		受送名						有				
		郵送日				郵送日						
		発日				発日						
		本非区分				本非区分						
		本非名						有				
		指示日				指示日						
		収日				収日						
		涉外区分				涉外区分						
		涉外名						有				
		許可日				許可日						
		届書送付目録区分				届書送付目録区分						
		届書送付目録名						有				
送達1		送達確認1										
送達1名				有								
処分区分		処分区分										

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数	
			受付ファイル更新処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	11/23	
処 理 名		1. 0 入力画面編集 2/4		(受取側) 受付F更新 (受付) 入力画面				← (引渡側) 受付F					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考			
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無					
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		(有/なし)		Z 9 . .			
受付F更新 入力画面 受付F (受付)		処分名		受付F (受付)		処分区分		有					
		決裁区分				決裁区分							
		決裁名						有				処理名称を編集	
		関連受領No 1～5						関連受領番号 1～5				3～9桁目を移送	
		届出人資格 1						届出人資格区分 1					
		届出人資格名称 1						届出人資格名称 1					
		届出人氏名 1						届出人氏名 1					
		届出人資格 2						届出人資格区分 2					
		届出人資格名称 2						届出人資格名称 2					
		届出人氏名 2						届出人氏名 2					
		届後本籍区分						届後本籍区分					
		届後本籍名								有			
		届後本籍コード						届後本籍コード					
		届後本籍						届後本籍					
		届後戸籍の筆頭者						届後戸籍の筆頭者					
		事件発生日時						事件発生日時					

第2 (7)	補 足 説 明 書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	13/23

処 理 名 1.0 入力画面編集 4/4

選択処理番号により、以下の項目が入力可能となる。(入力可能項目名は高輝度表示とする。)

選択処理番号 1 (便宜訂正)

届出人氏名1～2, 届後本籍コード, 届後本籍, 届後戸籍の筆頭者, 漢字氏名, 本籍コード, 本籍 等

選択処理番号 2 (返戻(受理処分の撤回))

選択処理番号 3 (返戻(本籍不分明))

本籍

選択処理番号 4 (発日, 発送日修正)

発日, 発送日

選択処理番号 5 (関連受領番号入力・修正)

関連受領番号1～5

選択処理番号 6 (受理後の処理伺い)

発日

選択処理番号 7 (送達確認消し込み)

送達1, 送達2

選択処理番号 8 (受付ファイル更新)

出張所番号, 届書送付目録区分, カナ氏名

選択処理番号 9 (本籍地変更後の届出)

本非区分, 発送日(転送日), 届出後本籍, 関連受領番号1～5

第2 (5)		データチェック (単体表)		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 定 日 付		版		頁 数	
				受付ファイル更新処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1		14/23	
処 理 名				画 面 名				画 面 I D							
2. 0 単体チェック表 (1/3)				受付F更新 (受付) 画面											
No	項 目 名	必須	属性	内 容				出力エラーメッセージ				エラーコード		備 考	
1	出張所番号		数字					「項目エラーがあります。 正しく入力して下さい。」							
2	受付日	○	英数	「日付チェックサブルーチン」											
3	事件発生日		英数	「日付チェックサブルーチン」											
4	発送日		英数	「日付チェックサブルーチン」											
5	事件発生時分		数字												
6	受理送付区分	○	数字	(1:受理, 2:送付) であること											
7	郵送日		英数	「日付チェックサブルーチン」											
8	発日		英数	「日付チェックサブルーチン」											
9	本非区分	○	数字	(1:本籍分届, 2:非本籍分届) であること											
10	指示日		英数	「日付チェックサブルーチン」											
11	収日		英数	「日付チェックサブルーチン」											
12	涉外区分	○	数字	(0:日本人, 1:涉外, 2:外国人) であること											
13	許可日		英数	「日付チェックサブルーチン」											
14	送達確認1		数字	(△:不要, 0:到着済, 2:未到着) であること											
15	処分区分		数字	(1:受理, 2:不受理, 3:受理伺い, 4:処理伺い, 5:返戻, 6:取下げ, 7:保留, 8:受理処分後の 撤回, 9:誤処理) であること											
16	決裁区分		数字	(0:未決裁, 1:決裁, 3:修正, 4:欠番) であること											
17	関連受領番号		数字												
18	届出人資格区分1		数字	コード表参照											
19	届出人資格名称1		漢字												
20	届出人氏名1		漢字												
21	届出人資格区分2		数字	コード表参照											
22	届出人資格名称2		漢字												
23	届出人氏名2		漢字												
24	届後本籍区分		数字	(1:入籍, 2:新戸籍編製) であること											

第 2 3 (5)	データチェック(単体表)		作 業 名		作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
			受付ファイル更新処理		システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成16年11月 1日	8.3	16/23
処 理 名			画 面 名			画 面 I D			
2.0 単体チェック表 (3/3)			受付F更新(事件本人)画面						
No	項 目 名	必須	属性	内 容		出力エラーメッセージ		エラーコード	備 考
29	事件本人区分		数字	コード表参照		「項目エラーがあります。正しく 入力して下さい。」			
30	届出人区分		数字	(0:△、1:届出人)であること					
31	カナ氏名		カナ						
32	漢字氏名		漢字						
33	生年月日		英数	「日付チェックサブルーチン」					
34	本籍コード		数字						
35	本籍		漢字						
36	筆頭者		漢字						
37	送達確認2		数字						

第2 (3) (6)	データチェック (関連表)	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数	
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	17/23	
処 理 名		画 面 名	画 面 I D					
3. 0 関連チェック表 (1/1)		受付F更新 (受付, 事件本人) 画面						
No	内 容			出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考		
1	(NO. 3) 事件発生日≠スペースの時, (NO. 2) 受付日≧ (NO. 3) 事件発生日であること			『関連エラーがあります。 正しく入力して下さい。』				
2	(NO. 4) 発送日≠スペースの時, (NO. 2) 受付日≦ (NO. 4) 発送日であること							
3	(NO. 8) 発日≠スペースの時, (NO. 2) 受付日≦ (NO. 8) 発日であること							
4	(NO.11) 収日≠スペースの時, (NO. 8) 発日≠スペース かつ (NO. 8) 発日≦ (NO.11) 収日 であること							
5	(NO.28) 事件発生日時≠スペースの時, 受付F. 受付事件コード=16 (死亡) であること							

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			受付ファイル更新処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	18/23
処 理 名			4.0 受付F編集 1/3		(受取側) 受付F (受付)		← (引渡側) 受付F更新確認画面					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目	DB・ファイル名		項 目	変換有無		29..				
画面名称		名 称 記 号 名	画面名称		名 称 記 号 名	(サブリン)						
受付F (受付)		出張所番号	受付F更新 確認画面		出張所No							
		受付日			受付日							
		事件発生日			事件発生日							
		事件発生時分			事件発生時分							
		事件発生日時			事件発生日時							
		受理送付区分			受理送付区分							
		本非区分			本非区分							
		涉外区分			涉外区分							
		発送日			発送日							
		郵送日			郵送日							
		発日			発日							
		収日			収日							
		指示日			指示日							
		許可日			許可日							
		関連受領番号1～5			関連受領番号1～5							
		届出人資格区分1			届出人資格区分1							
		届出人資格名称1			届出人資格名称1							
		届出人氏名1			届出人氏名1							
		届出人資格区分2			届出人資格区分2							
		届出人資格名称2			届出人資格名称2							
		届出人氏名2			届出人氏名2							
		届後本籍区分			届後本籍区分							
		届後本籍コード			届後本籍コード							
		届後本籍			届後本籍							
		届後戸籍の筆頭者			届後戸籍の筆頭者							
		送達確認1			送達確認1							

第2 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			受付ファイル更新処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	19/23
処 理 名 4.0 受付F編集 2/3			(受取側) 受付F (受付)			← (引渡側) 受付F更新確認画面						
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無						
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	(7/11-7/12)	Z 9 . ;					
受付F (受付)	届書送付目録区分		受付F更新 確認画面	届書送付目録								
	処分区分			処分区分								
	決裁区分			決裁区分								

第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改訂日付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成18年 3月 1日	10	20/23
処 理 名	4.0 受付F編集 3/3	(受取側)受付F(事件本人) ← (引渡側)受付F更新確認画面					
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態
DB・ファイル名	項 目	DB・ファイル名	項 目	変換有無			備 考
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	(97ルーナ)	Z9.
受付F(事件本人)	事件本人区分1～n		受付F更新 確認画面	事件本人区分			
	届出人区分1～n			届出人区分			
	カナ氏名1～n			カナ氏名			
	漢字氏名1～n			漢字氏名			
	生年月日1～n			生年月日			
	本籍コード1～n			本籍コード			
	本籍1～n			本籍			
	筆頭者			筆頭者			
	送達確認2 1～n			送達確認2			

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
			受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	21/23
処 理 名	5.0 確認画面編集 1/3		(受取側) 受付F更新 (受付) 確認画面 ← (引渡側) 受付F					
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	Z 9 . .	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	(97L-77)		
受付F更新 確認画面 共通域	画面ID							
	システム日付							
受付F更新 確認画面 受付F (受付)	処理		受付F (受付)	処理No		有		処理名称を編集
	受領番号			受領番号				3～9桁目を移送
	受付事件名			受付事件コード		有		
	出張所No			出張所番号				
	受付日			受付日				
	事件発生日			事件発生日				
	発送日			発送日				
	事件発生時分			事件発生時分				
	受送区分			受理送付区分				
	受送名					有		
	郵送日			郵送日				
	発日			発日				
	本非区分			本非区分				
	本非名					有		
	指示日			指示日				
	収日			収日				
	涉外区分			涉外区分				
	涉外名					有		
	許可日			許可日				
	届書送付目録区分			届書送付目録区分				
	届書送付目録名					有		
	送達1			送達確認1				
	送達1名					有		
	処分区分			処分区分				

第2 3 (4)		データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
				受付ファイル更新処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	22/23
処 理 名		5.0 確認画面編集 2/3				(受取側) 受付F更新 (受付) 確認画面				← (引渡側) 受付F			
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考			
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無 (Y/N/F)		Z 9 . .			
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名						
受付F更新 確認画面 受付F (受付)		処分名		受付F (受付)		処分区分		有					
		決裁区分				決裁区分							
		決裁名						有					
		関連受領No 1～5				関連受領番号 1～5							
		届出人資格 1				届出人資格区分 1							
		届出人資格名称 1				届出人資格名称 1							
		届出人氏名 1				届出人氏名 1							
		届出人資格 2				届出人資格区分 2							
		届出人資格名称 2				届出人資格名称 2							
		届出人氏名 2				届出人氏名 2							
		届後本籍区分				届後本籍区分							
		届後本籍名						有					
		届後本籍コード				届後本籍コード							
		届後本籍				届後本籍							
		届後戸籍の筆頭者				届後戸籍の筆頭者							
		事件発生日時				事件発生日時							

第2 3 (4)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改訂日付	版	頁
		受付ファイル更新処理	システム化調査研究会	平成 6年12月 1日	平成18年 3月 1日	10	23/23
処 理 名	5.0 確認画面編集 3/3	(受取側)受付F更新(事件本人)確認画面 ← (引渡側)受付F					
受 取 側		引 渡 側		コード	出力形態	備 考	
DB・ファイル名	項 目	DB・ファイル名	項 目	変換有無 (9ブルーチン)			
画面名称	名 称	画面名称	名 称		Z9.		
受付F更新 確認画面 共通域	画面ID						
	システム日付						
受付F更新 確認画面 受付F(事件本人)	処理		処理No.	有		処理名称を編集	
	事件本人No.1～n					1～n件のシーケンス番号設定	
	事件本人区分1～n	受付F(事件本人)	事件本人区分				
	事件本人名1～n			有			
	届出人区分1～n		届出人区分				
	届出人名1～n			有			
	カナ氏名1～n		カナ氏名				
	漢字氏名1～n		漢字氏名				
	生年月日1～n		生年月日				
	本籍コード1～n		本籍コード				
	本籍(上段)1～n		本籍			1～25文字を設定	
	本籍(下段)1～n					26～50文字を設定	
	筆頭者1～n		筆頭者				
	送達2 1～n		送達確認2				
	送達2名1～n			有			

第2 (1)	システム処理の概要説明書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		戸籍DB更新処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/1

戸籍DBの特定項目のみを、資格（パスワード制御）をもった者が変更できる処理を「戸籍DB更新処理」と呼ぶ。

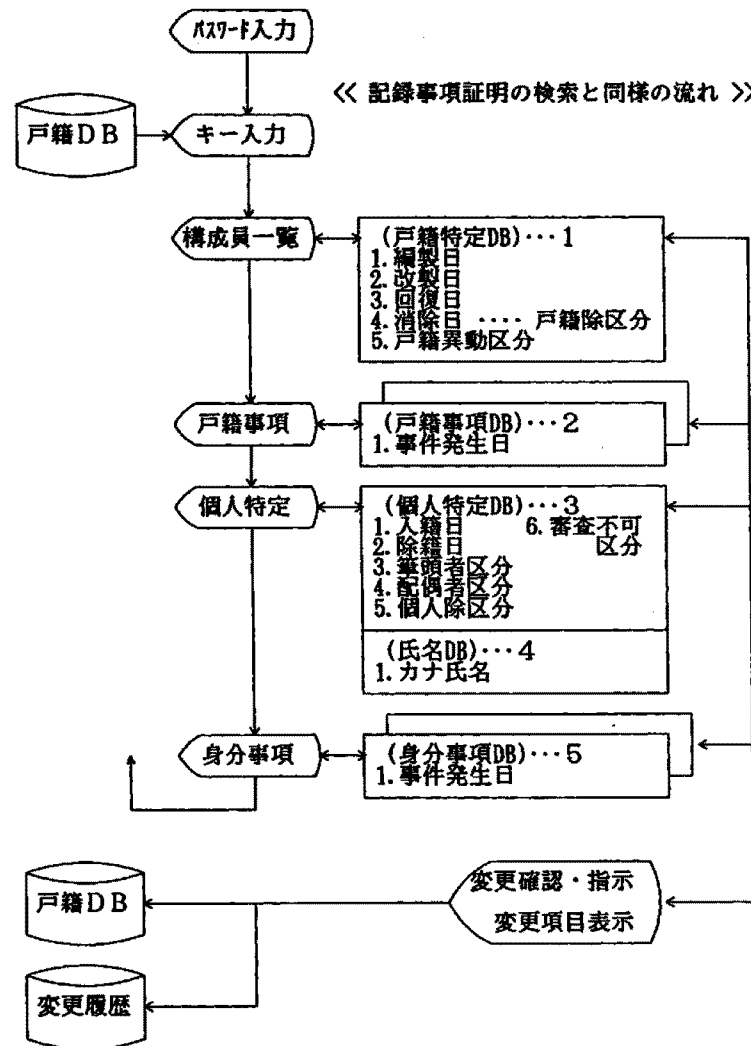
戸籍原簿としてのデータ項目以外で、システムが使用する特定項目のみが対象。

【 処 理 条 件 概 要 】

1. 処理操作者の限定を、パスワード等により行う。
2. 変更可能な項目を、左記の枠組みの中の項目のみとする。
3. 戸籍事項・身分事項等との係わりは、操作者の責任で確認する。
4. 配偶者区分の更新は、『生存配偶者』から『未』へのみ可とする。
5. カナ氏名については、変更前のカナ氏名を「旧氏名」とする。（氏名DB履歴）他の項目については、上書き方式とする。
6. 戸籍DBの検索から更新までの間の排他制御は、行うようにする。
7. すべての変更に対して、変更履歴ファイルを作成する。
作成後のファイル利用は、各自自治体に委ねる。
8. 戸籍異動区分については、特に配慮を要する。

【 戸 籍 D B 変 更 履 歴 F 】 レコード長:200バイト 順次編成

NO	項 目 名	項目のバイト数	備 考
1	変更日	9 (8)	yyyymmdd (西暦)
2	変更時間	9 (9)	ttmmssnnn
3	変更者	N (15)	パスワード
4	変更場所	N (7)	出張所(3)+端末(4)
5	戸籍番号	9 (10)	
6	個人番号	9 (10)	戸籍特定、戸籍事項DBの変更時は不使用。
7	行番号	9 (2)	戸籍事項、身分事項、氏名DBの変更時のみ使用。
8	記載コード	9 (4)	戸籍事項、身分事項DBの変更時のみ使用。
9	変更対象区分	9 (2)	11:戸籍特定DB・編製日 ~ 51:身分事項DB・事件発生日
10	区分別内容	X (120)	変更前と後を持つ。変更対象区分が「11」であれば 変更前編製日:9(7)と変更後編製日:9(7)を持つ。
11	予備	X (13)	

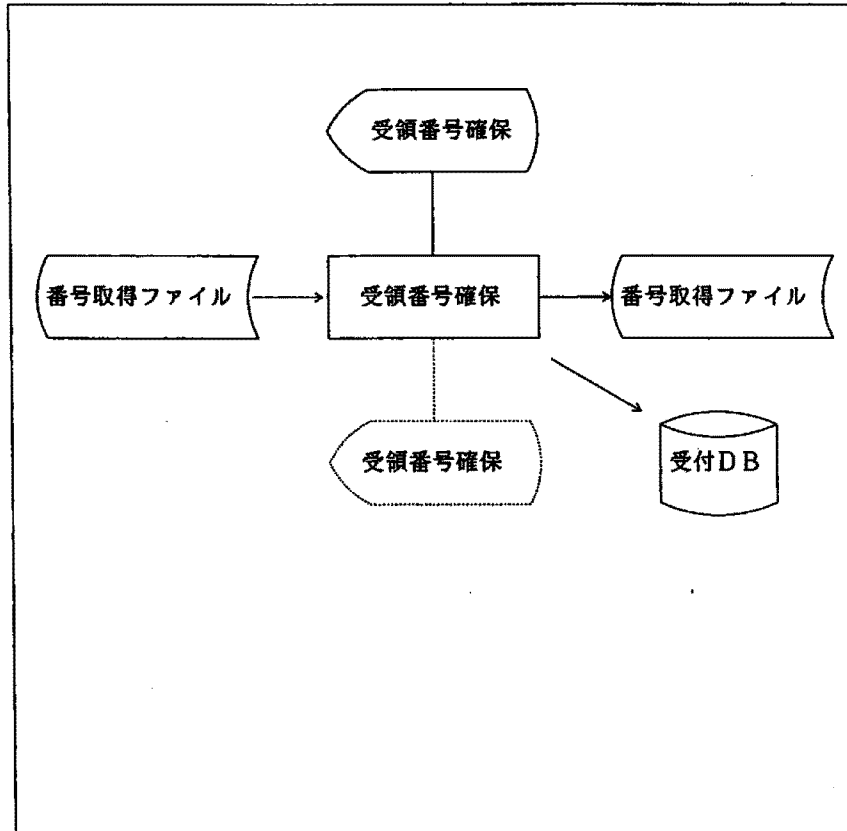


第7.2.(14)

「受領番号確保」処理

第2 (3)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		休日・夜間分 受領番号確保	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/7

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
番号取得ファイル	入出力		
受付DB	出力		

3. 処理概要

- (1) 届出日と届出日毎の届書枚数の入力及び受領番号の確保
- (2) 受領番号に対応する受付DBの作成

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
 - 1.0 テータ編集表（休日・夜間分(受領番号確保)画面作成)
 - 2.0 テータ編集表（番号取得ファイル更新）
 - 3.0 テータチェック（単体表）
 - 4.0 テータ編集表（受付DB）

5. 備考（特記事項含む）

[illegible]

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者	作成日付	改定日付	版	頁数	
			休日・夜間分 受領番号確保		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	6/7	
処理名	4.0 受付DB (受付) 作成		(受取側) 受付DB (受付)		← (引渡側)					
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考		
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無 (ダブル-)				
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名		Z 9 . .			
受付DB (受付)	受領番号			受領番号						
	出張所番号									
	受付事件コード									
	受付日									
	事件発生日									
	事件発生時分									
	事件発生日時									
	受理送付区分									
	本非区分									
	涉外区分									
	発送日									
	郵送日									
	発日									
	収日									
	指示日									
	許可日									
	関連受領番号(1~5)									
	届出人資格区分1									
	届出人資格名称1									
	届出人氏名1									
届出人資格区分2										
届出人資格名称2										
届出人氏名2										
届後本籍区分										
届後本籍コード										
届後本籍										

第7.2.(15)

「帳票出力」処理

第 7 2 (15)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		帳票出力処理	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 1

1. 処理範囲

- (1) 帳票出力処理では、戸籍法令等で示されている帳票または、戸籍事務内で使用する帳票を対象にしている。
- (2) 帳票レイアウトは、帳票設計書で示した様式で規定する。(一部除く)

2. 処理概要

- (1) 帳票出力する際、抽出条件が必要となるものがあるため、各帳票毎に抽出条件入力画面を設け範囲指定を行う。
- 入力された抽出条件の妥当性をチェックし、正しければ帳票出力処理を行う。
- (出力処理については、対象ファイル全件検索しなければならないものもあるため、バッチ起動を行う等システム環境に合わせた運用が必要となる。
- そのため、出力手順(方式)についてはメーカーに任せる)

(2) 帳票の種類

- ・ 受付帳
- ・ 種類番号帳
- ・ 届書送付目録(本籍人、渉外関係)
- ・ 届書送達確認書
- ・ 戸籍事務専用
- ・ 宛名シール
- ・ 高齢者消除該当一覧(許可申請書)
- ・ 本籍町名変更通知

その他、運用に合わせて帳票追加しても構わない

第7.2.(16)

「統計」処理

第 7 2 (16)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		統計処理	システム化調査研究会	平成 6 年 1 2 月 1 日	平成 年 月 日	1	1 / 1

1. 処理範囲

- (1) 統計処理では、戸籍事件表を作成するための処理を行う。事件表を作成するため、自治体毎に日計表、週計表、月計表など作成し管理を行っているが、基準書内では、最終目的とする事件表（年計）を対象としている。
(日計表～月計表においては、オプションでシステム化を図っても可)
- (2) また、証明書発行枚数等、一部システム化に馴染まない項目があるため統計ファイル更新処理機能を取り込み、実態の数値を直接入力できることとした。

2. 処理概要

- (1) 事件表出力処理は、統計ファイルの情報を編集し、事件表を作成する。（月計表など出力条件が必要な場合は、出力条件入力画面を設け階層的に展開するものとし、対象ファイルは統計ファイルのみから編集可能な内容とする）
- (2) 統計ファイル更新処理は、日単位に作成される統計情報に対して更新する。累積データ（週計、月計等）を作成した場合は、それぞれの整合性（表間突合）が合うように更新する必要がある。

第7.2.(17)

「関連業務」処理

第7 2 (17)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		関連業務処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1 / 1

1. 処理範囲

- (1) 関連業務処理では、戸籍事務の一連処理として行う業務を特定し展開するものである。性質的に、他省庁との協議事項が関与するため、詳細仕様について今後検討する必要がある。
- (2) 以下に示す関連業務は、参考的に載せているのでシステム化に当り、事前の調整・検討が必要となる場合もある。また、厚生省で検討を進めている「人口動態システム」においても、関連事務として位置づけ今後取り入れていく。

2. 処理概要

関連業務処理として位置づけているものを以下に示す。

(1) 身分証明書

現状では、発行する自治体により様式が異なっている。証明項目では(準)禁治産者及び、破産者の有無について証明している点が共通しているため、出力項目について標準化を図っている。

(2) 相続税法58条通知

現状では、地域により用いられている様式が異なっている。(連名方式、単票方式等)

帳票設計書で示したレイアウトは、国税庁の承認を得て参考的に示している。実際の運用に関しては、管轄税務署との事前確認を得てシステム化を図る必要あり。

(3) 附票関連事務

平成4年度における「戸籍附票部会結果報告書」を参照。

要件定義書として、9条2項処理を示す。

第2 3 (1)	システム処理の概要説明書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
		9条2項処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/1

1. 9条2項処理の内容

(1) 9条2項ファイルメンテ処理

9条2項ファイルの内容の確認、追加、修正、削除が生じた場合、9条2項ファイルメンテから処理を開始する。

本処理が使用できるのは、仮9条2項ファイルが存在する間（処分決定（受理）後～決裁（決裁）前）、または住民票異動ファイル及び住民票通知ファイルが存在する間である。

画面展開は

- ①9条2項ファイル内容表示：処理する9条2項ファイルを選択する。
- ②9条2項通知者一覧：処理対象となる者を選択する（処理内容も）。
- ③9条2項内容：9条2項内容を表示、入力する。

(2) 仮9条2項ファイル表示処理

仮9条2項ファイルの内容を表示するだけの処理で、決裁処理から制御が渡される。

画面展開は

- ①9条2項通知者一覧：処理対象となる者を選択する（処理内容は入力不可：表示のみ）。
- ②9条2項内容：9条2項内容を表示する。

2. 9条2項ファイルメンテでのPFキー

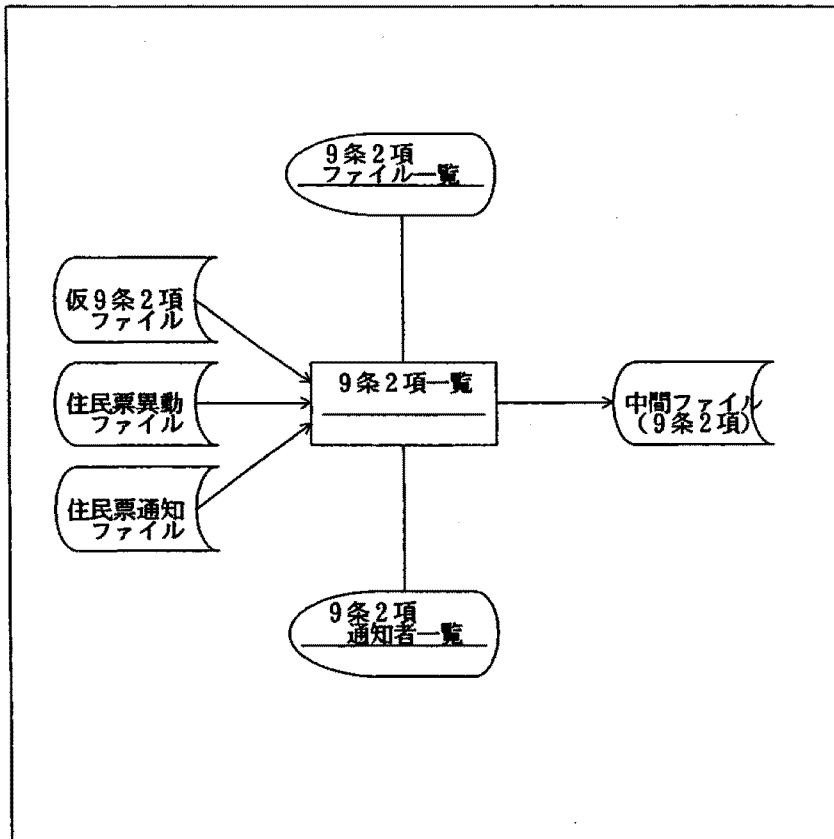
PFキー	画面	9条2項ファイル一覧	9条2項通知者一覧	9条2項内容処理
PF1		戸籍業務メニューへ	戸籍業務メニューへ	戸籍業務メニューへ
PF2		ファイル管理画面へ	ファイル管理画面へ	ファイル管理画面へ
PF3				9条2項内容処理
PF4				
PF5		戸籍業務メニューへ	9条2項ファイル一覧へ	9条2項通知者一覧へ
PF6				
PF7		前頁表示	前頁表示	
PF8		次頁表示	次頁表示	
PF9				
PF10				
PF11				
PF12				画面の初期化
実行キー		9条2項通知者一覧へ	9条2項内容処理へ	画面内容確認

仮9条2項ファイル表示でのPFキー

PFキー	画面	9条2項通知者一覧	9条2項内容処理
PF1		決裁処理画面へ	決裁処理画面へ
PF2			
PF3			
PF4			
PF5		決裁処理画面へ	9条2項通知者一覧へ
PF6			
PF7		前頁表示	
PF8		次頁表示	
PF9			
PF10			
PF11			
PF12			
実行キー		9条2項通知者一覧へ	

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		9条2項ファイル一覧表示	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/7

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
仮9条2項ファイル	入 力		
住民票異動ファイル	入 力		
住民票通知ファイル	入 力		
中間ファイル (9条2項)	出 力		

3. 処理概要

- (1) 仮9条2項ファイル、住民票異動ファイル、住民票通知ファイルのデータ一覧を表示する。
- (2) 処理する受領番号を選択して、9条2項通知者一覧へ制御を渡す。

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
 - 1.0 単体チェック表
 - 2.0 データ編集表（9条2項ファイル一覧画面：仮9条2項ファイル）
 - 2.1 データ編集表（9条2項ファイル一覧画面：住民票異動ファイル）
 - 2.2 データ編集表（9条2項ファイル一覧画面：住民票通知ファイル）
 - 3.0 データ編集表（中間ファイル（9条2項））

5. 備考（特記事項含む）

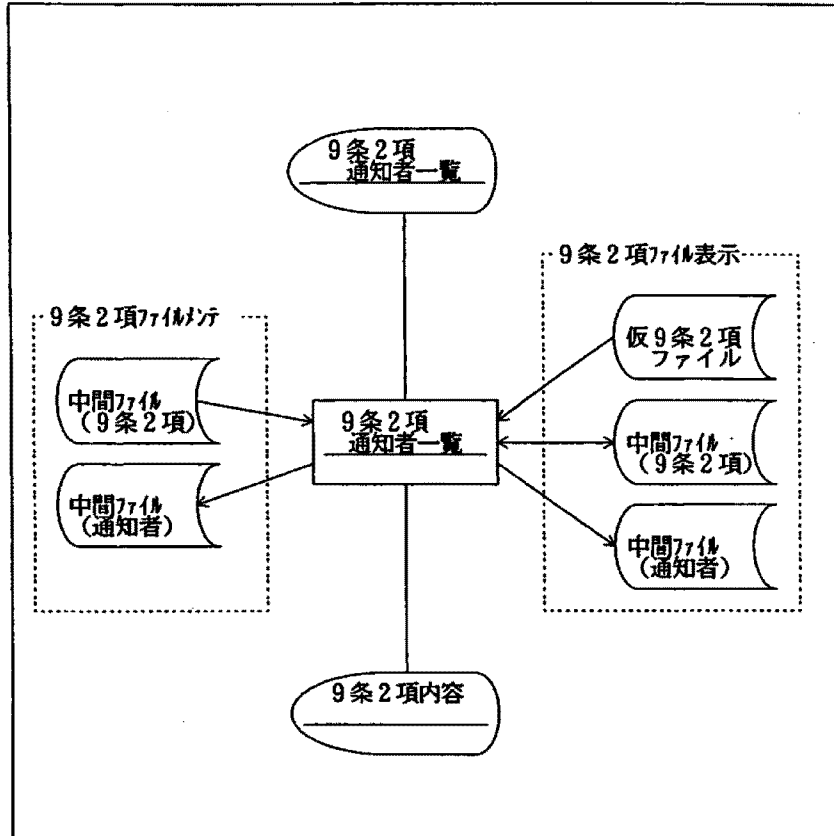
第2 3 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数		
		9条2項ファイル一覧表示	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/7		
処 理 名 0. 0 本紙					備 考				
(1) 仮9条2項ファイルがある (YES, NO)				/					
YES	(2) 仮9条2項ファイルの内容を9条2項ファイル一覧画面に表示する	[2.0]	/						
N O	(3) → (4) へ		/						
(4) 住民票異動ファイルがある (YES, NO)				/					
YES	(5) 住民票異動ファイルの内容を9条2項ファイル一覧画面に表示する	[2.1]	/						
N O	(6) → (7) へ		/						
(7) 住民票通知ファイルがある (YES, NO)				/					
YES	(8) 住民票通知ファイルの内容を9条2項ファイル一覧画面に表示する	[2.2]	/						
N O	(9) → (10) へ		/						
(10) 表示が1件もない (YES, NO)				/					
YES	(11) エラーメッセージ「9条2項データが1件もありません」を表示する			(12) ファイルマネに制御を渡す				エラーメッセージはファイルマネ画面で表示	
N O	(13) → (14) へ			/					
(14) キー選択 (実行キー, PF1, PF2, PF5, PF7, PF8, その他)				/					
実行キー	(15) 入力項目の単体チェック (OK: YES, NG: NO)	[1.0]	/						
	YES (16) 選択番号に該当する9条2項データがある (YES, NO)		/						
	YES (17) 該当するデータの受領番号とファイル種別を基に、ファイル (仮9条2項, 住民票異動, 住民票通知) を読み、その内容で中間ファイル (9条2項) を作成する。	[3.0]		(18) 9条2項通知者一覧に制御を渡す	同一受領番号でレコードがあるだけ作成する				
	N O (19) エラーメッセージ「選択番号に該当するデータがありません」を表示			(20) → (14) へ					
	N O (21) エラーメッセージを表示する								
PF1	→			(22) 業務選択に制御を渡す					
PF2	→			(23) ファイルマネに制御を渡す					
PF5	→			(24) 業務選択に制御を渡す					
PF7	(25) 前ページがある (YES, NO)		/						
	YES (26) 前ページ分の9条2項ファイル一覧画面を編集する			(27) 同画面を編集する → (14) へ					
	N O (28) エラーメッセージ「先頭ページを表示中です」を表示する								
PF8	(29) 次ページがある (YES, NO)		/						
	YES (30) 次ページ分の9条2項ファイル一覧画面を編集する			(31) 同画面を編集する → (14) へ					
	N O (32) エラーメッセージ「最終ページを表示中です」を表示する								
その他	(33) エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する			(34) 同画面を編集する → (14) へ					

第2 3 (5)	データチェック (単体表)			作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
				9条2項ファイル一覧表示	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/7
処 理 名				画 面 名		画 面 I D			
1. 0 単体チェック				9条2項ファイル一覧					
No	項 目 名	必須	属性	内 容		出力エラーメッセージ		エラーコード	備 考
1	選択番号	○	数字			「項目エラーがあります。」 正しく入力して下さい。」			

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
			9条2項ファイル一覧表示		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	7/7
処 理 名			3. 0 中間ファイル (9条2項) 作成		(受取側) 中間ファイル (9条2項)		← (引渡側) 仮9条2項, 住民票異動, 住民票通知ファイル		
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考	
DB・ファイル名		項 目	DB・ファイル名		項 目	変換有無	Z 9. .		
画面名称		名 称 記 号 名	画面名称		名 称 記 号 名	(#74-75)			
中間ファイル (9条2項)		受領番号	仮9条2項ファイル 住民票異動ファイル 住民票通知ファイル		受領番号				
		出張所番号			出張所番号				
		事件コード			事件コード				
		受理日			受理日				
		新氏名			新氏名				
		旧氏名			旧氏名				
		新生年月日			新生年月日				
		旧生年月日			旧生年月日				
		新父母との続柄			新父母との続柄				
		旧父母との続柄			旧父母との続柄				
		新本籍コード			新本籍コード				
		新本籍			新本籍				
		旧本籍コード			旧本籍コード				
		旧本籍			旧本籍				
		新筆頭者			新筆頭者				
		旧筆頭者			旧筆頭者				
		住所コード			住所コード				
		住所			住所				
		方書			方書				
		住定日			住定日				
住民日	住民日								
世帯主	世帯主								
世帯主との続柄	世帯主との続柄								
ファイル種別		システム処理						1: 仮9条2項ファイル 2: 住民票異動ファイル 3: 住民票通知ファイル	

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		9条2項通知者一覧表示	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/9

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
【9条2項ファイルメンテ】		【9条2項ファイル表示】	
中間ファイル(9条2項)	入 力	仮9条2項ファイル	入 力
中間ファイル(通知者)	出 力	中間ファイル(9条2項)	入出力
		中間ファイル(通知者)	出 力

3. 処理概要

(1) 9条2項ファイル一覧から制御を渡されたとき

① 中間ファイル(9条2項)から通知者一覧を表示する。

② 通知者の内容の表示、変更、削除か、追加を指定して9条2項処理へ制御を渡す。

(2) 決裁処理から制御を渡されたとき

① 該当の受領番号から仮9条2項ファイルを検索し、通知者一覧を表示する。

② 表示する通知者の選択番号を指定して、9条2項処理へ制御を渡す。

4. 機能体系(要件定義書の構成)

0.0 本紙	1.0 単体チェック表
	2.0 関連チェック表
	3.0 データ編集表(9条2項一覧画面)
	3.1 データ編集表(中間ファイル(9条2項):9条2項表示)
	4.0 データ編集表(中間ファイル(通知者):9条2項メンテ)
	4.1 データ編集表(中間ファイル(通知者):9条2項表示)

5. 備考(特記事項含む)

第2 (3)		要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数		
				9条2項通知者一覧表示	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/9		
処 理 名 0.0 本紙 (1/2)							備 考				
(1) 9条2項ファイルメンテから制御が渡された (YES, NO)							/				
YES	(2) 中間ファイル (9条2項) から9条2項通知者一覧画面を表示する					[3.0]	/				
	(3) キー選択 (実行キー, PF1, PF2, PF5, PF7, PF8, その他)					/					
	実行キー	(4) 入力項目の単体チェック (OK: YES, NG: NO)					[1.0]	/			
		YES	(5) 入力項目の関連チェック (OK: YES, NG: NO)					[2.0]	/		
			YES (5) → (9) へ					/			
			N O (6) エラーメッセージを表示する					(7) → (3) へ			
	N O	(8) エラーメッセージを表示する									
	(9) 該当番号に当たるデータがある (YES, NO)					/					
	YES	(10) 画面に入力の処理区分は2: 「追加」である					/				
		YES	(11) 中間ファイル (通知者) を作成し, 処分区分を設定する					[4.0]	(12) 9条2項内容処理 へ制御を渡す	「受領番号」～「受理日」は必ず設定	
	N O	(13) 該当のレコードで中間ファイル (通知者) を作成し, 処分区分を設定する					[4.0]				
	N O	(14) エラーメッセージ「該当のデータは有りません」を表示する					(15) → (3) へ				
	PF1	→					(16) 業務選択へ制御を渡す				
	PF2	→					(17) ファイルメンテへ制御を渡す				
	PF5	→					(18) 9条2項ファイル一覧へ制御を渡す				
PF7	(19) 前ページがある (YES, NO)					/					
	YES	(20) 前ページ分の9条2項通知者一覧画面を編集する					[3.0]	(21) 同画面を編集する→(3) へ			
	N O	(22) エラーメッセージ「先頭ページを表示中です」を表示する									
PF8	(23) 次ページがある (YES, NO)					/					
	YES	(24) 次ページ分の9条2項通知者一覧画面を編集する					[3.0]	(25) 同画面を編集する→(3) へ			
	N O	(26) エラーメッセージ「最終ページを表示中です」を表示する									
その他	(27) エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する					(28) 同画面を編集する→(3) へ					
N O	(29) 決裁処理している受領番号を基に仮9条2項ファイルを検索する (ある: YES, なし: NO)					/					
	YES	(30) → (33) へ					/				
	N O	(31) エラーメッセージ「9条2項データは存在しません」を表示する					(32) 決裁処理へ制御を渡す エラーメッセージは決裁処理で表示する				
	(33) 該当のデータで中間ファイル (9条2項) を作成する					[3.1]	/ 同一受領番号でデータがあるだけ作成する				
	(34) 中間ファイル (9条2項) から9条2項通知者一覧画面を表示する					[3.0]	/				

第2 3 (5)	データチェック (単体表)			作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
				9条2項通知者一覧表示	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	4/9
処 理 名				画 面 名	画 面 I D				
1. 0 単体チェック				9条2項通知者一覧					
No	項 目 名	必須	属性	内 容		出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考	
1	処理区分	○	数字	(1:表示, 2:追加, 3:修正, 4:削除)であること		「項目エラーがあります。 正しく入力して下さい。」		9条2項表示は104	
2	該当番号		数字					9条2項表示は必須	

第2 3 (6)	データチェック (関連表)	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		9条2項通知者一覧表示	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	5/9
処 理 名		画 面 名		画 面 I D			
2. 0 関連チェック		9条2項通知者一覧					
No	内 容			出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考	
1	(No.1) 処理区分=2 (追加) のとき, (No.2) 該当番号=スペースであること			関連エラーがあります。正しく入力してください。		9条2項ファイルのみ関連チェックが必要	
2	(No.1) 処理区分≠2 (追加) のとき, (No.2) 該当番号≠スペースであること						

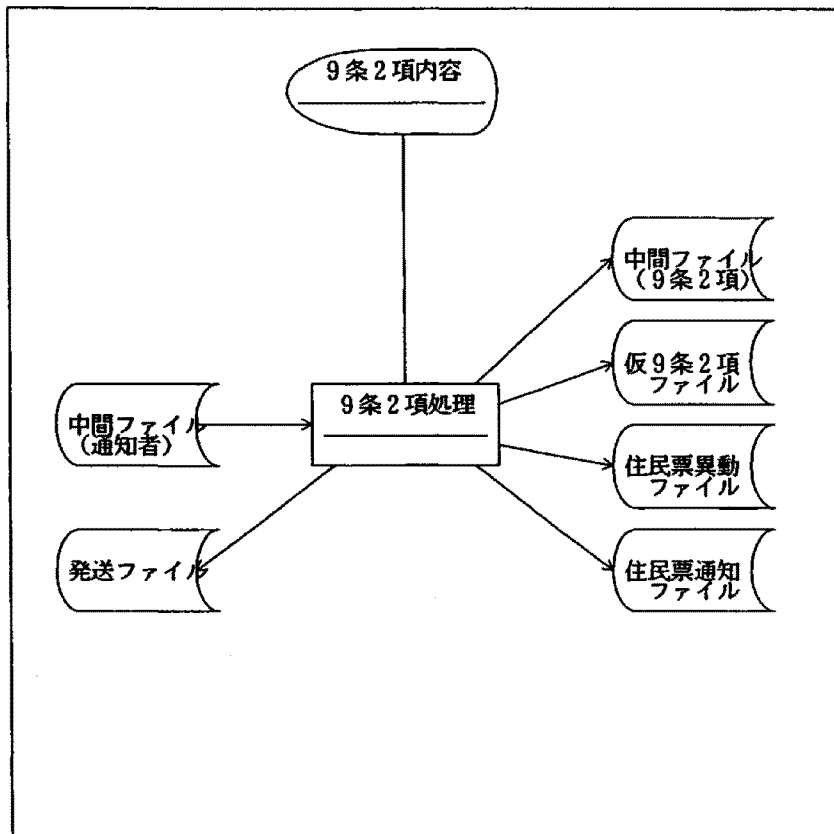
第2 3 (4)	データ編集表		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 定 日 付		版	頁 数
			9条2項通知者一覧表示		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	7/9
処 理 名			3. 1 中間ファイル(9条2項)作成		(受取側) 中間ファイル(9条2項)		← (引渡側) 仮9条2項ファイル					
受 取 側			引 渡 側		コード		出力形態		備 考			
DB・ファイル名			DB・ファイル名		変換有無		Z 9. .					
画面名称			画面名称		(ダブル)							
項目			項目									
名 称 記 号 名			名 称 記 号 名									
中間ファイル (9条2項)			仮9条2項 ファイル									
受領番号			受領番号									
出張所番号			出張所番号									
事件コード			事件コード									
受理日			受理日									
新氏名			新氏名									
旧氏名			旧氏名									
新生年月日			新生年月日									
旧生年月日			旧生年月日									
新父母との続柄			新父母との続柄									
旧父母との続柄			旧父母との続柄									
新本籍コード			新本籍コード									
新本籍			新本籍									
旧本籍コード			旧本籍コード									
旧本籍			旧本籍									
新筆頭者			新筆頭者									
旧筆頭者			旧筆頭者									
住所コード			住所コード									
住所			住所									
方書			方書									
住定日			住定日									
住民日			住民日									
世帯主			世帯主									
世帯主との続柄			世帯主との続柄									
ファイル種別			システム処理						1 : 仮9条2項ファイル を設定			

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			9条2項通知者一覧表示		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	8/9
処理名	4.0 中間ファイル(通知者)作成			(受取側) 中間ファイル(通知者)			← (引渡側) 中間ファイル(9条2項)					
受 取 側			引 渡 側			コード 変換有無 (7/10-1)	出力形態 Z 9. .	備 考				
DB・ファイル名 画面名称	項 目 名 称 記 号 名		DB・ファイル名 画面名称	項 目 名 称 記 号 名								
中間ファイル (通知者)	受領番号		中間ファイル (9条2項)	受領番号				処理区分が2「追加」の場合 「新氏名」～「世帯主との続柄」は 空白とする(データの移送はない)				
	出張所番号			出張所番号								
	事件コード			事件コード								
	受理日			受理日								
	新氏名			新氏名								
	旧氏名			旧氏名								
	新生年月日			新生年月日								
	旧生年月日			旧生年月日								
	新父母との続柄			新父母との続柄								
	旧父母との続柄			旧父母との続柄								
	新本籍コード			新本籍コード								
	新本籍			新本籍								
	旧本籍コード			旧本籍コード								
	旧本籍			旧本籍								
	新筆頭者			新筆頭者								
	旧筆頭者			旧筆頭者								
	住所コード			住所コード								
	住所			住所								
	方書			方書								
	住定日			住定日								
住民日		住民日										
世帯主		世帯主										
世帯主との続柄		世帯主との続柄										
ファイル種別		ファイル種別										
処理区分		システム処理	処理区分				1:表示, 2:追加, 3:修正, 4:削除					

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			9条2項通知者一覧表示		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	9/9
処 理 名			4. 1 中間ファイル (通知者) 作成		(受取側) 中間ファイル (通知者)		← (引渡側) 中間ファイル (9条2項)					
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考		
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無				
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		(有/無)		Z 9. .		
中間ファイル (通知者)		受領番号		中間ファイル (9条2項)		受領番号						
		出張所番号				出張所番号						
		事件コード				事件コード						
		受理日				受理日						
		新氏名				新氏名						
		旧氏名				旧氏名						
		新生年月日				新生年月日						
		旧生年月日				旧生年月日						
		新父母との続柄				新父母との続柄						
		旧父母との続柄				旧父母との続柄						
		新本籍コード				新本籍コード						
		新本籍				新本籍						
		旧本籍コード				旧本籍コード						
		旧本籍				旧本籍						
		新筆頭者				新筆頭者						
		旧筆頭者				旧筆頭者						
		住所コード				住所コード						
		住所				住所						
		方書				方書						
		住定日				住定日						
住民日		住民日										
世帯主		世帯主										
世帯主との続柄		世帯主との続柄										
ファイル種別		ファイル種別										
処理区分		システム処理		処理区分						1 : 仮9条2項ファイル のみ		
										1 : 表示 のみ		

第2 3 (2)	システム環境仕様書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		9条2項内容処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1/14

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
中間ファイル(通知者)	入 力		
中間ファイル(9条2項)	出 力		
仮9条2項ファイル	出 力		
住民票異動ファイル	出 力		
住民票通知ファイル	出 力		
発送ファイル	出 力		

3. 処理概要

(1)処理区分により以下の処理を行う

- ・「表示」：9条2項内容画面に表示し、内容を確認してもらう
(9条2項表示はこの処理のみ)
- ・「追加」：9条2項内容画面に追加するデータを入力してもらう
確認後(実行キーの押下)、PF3キーの押下によりデータを追加する
- ・「修正」：9条2項内容画面に表示し、データを修正してもらう
確認後(実行キーの押下)、PF3キーの押下によりデータを更新する
- ・「削除」：9条2項内容画面に表示し、内容を確認してもらう
確認後(実行キーの押下)、PF3キーの押下によりデータを削除する

(2)住民票通知ファイルへデータを追加する場合、発送ファイルも作成する

4. 機能体系(要件定義書の構成)

0.0 本紙	1.0 単体チェック表
	2.0 関連チェック表
	3.0 データ編集表(9条2項内容画面)
	4.0 データ編集表(中間ファイル(9条2項))
	4.1 データ編集表(仮9条2項ファイル)
	4.2 データ編集表(住民票異動ファイル)
	4.3 データ編集表(住民票通知ファイル)
	5.0 データ編集表(発送ファイル)

5. 備考(特記事項含む)

第2 3 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数		
			9条2項内容処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	2/14		
処 理 名	0. 0 本紙 (1/4)					備 考				
表 示	(1) 中間ファイル（通知者）を読んで9条2項内容画面を編集する [3.0]				/					
	(2) 処理区分別に以下の処理を行う（1：表示，2：追加，3：修正，4：削除）				/					
	(3) 9条2項ファイルメンテの処理である（YES，NO）				/					
	YES	(4) キー選択（PF1，PF2，PF5，その他）				/				
		PF1	→				(5) 業務選択に制御を渡す			
		PF2	→				(6) ファイルメンテ に制御を渡す			
		PF5	→				(7) 9条2項通知者一覧に制御を渡す			
	その他	(8) エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する				(9) → (4)へ				
	NO	(10)キー選択（PF1，PF5，その他）				/				
		PF1	→				(11)決裁処理に制御を渡す			
		PF5	→				(12) 9条2項通知者一覧に制御を渡す			
		その他	(13)エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する				(14) → (10)へ			
	追 加	(15)キー選択（実行キー，PF1，PF2，PF5，PF12，その他）				/				
		実行キー	(16)入力項目の単体チェック（OK：YES，NG：NO） [1.0]				/			
			YES	(17)入力項目の関連チェック（OK：YES，NG：NO） [2.0]			/			
			YES	(18) → (22)へ			/			
			NO	(19)エラーメッセージを表示する				(20) → (15)へ		
NO		(21)エラーメッセージを表示する								
		(22)キー選択（実行キー，PF1，PF2，PF3，PF5，PF12，その他）				/				
実行キー		(23) → (22)へ				/				
PF1		→					(24)業務選択に制御を渡す			
PF2		→					(25)ファイルメンテ に制御を渡す			
PF3		(26)画面入力されたデータを中間ファイル（9条2項）に追加する [4.0]				/				
		(27)中間ファイル（通知者）のファイル種別？ （1：仮9条2項，2：住民票異動，3：住民票通知）				/				
		1	(28)画面入力されたデータを仮9条2項ファイルに追加する [4.1]			/				
		2	(29)画面入力されたデータを住民票異動ファイルに追加する [4.2]			/				
		3	(30)画面入力されたデータを住民票通知ファイルに追加する [4.3]			/				

第2 (3)	要件定義ワークシート		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			9条2項内容処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	3/14
処 理 名		0.0 本紙 (2/4)			備 考			
			(31)中間ファイル(通知者)のファイル種別は、 3(住民票通知)である(YES, NO)	/	(35)9条2項通知者 一覧に制御を渡す			
			YES (32)中間ファイル(通知者)の受領番号を基に、発送ファイル を検索する(ある: YES, ない: NO)	/				
			YES (33)中間ファイル(通知者)の住所と発送ファイルの 市区町村が同じ(YES, NO)	/				
			YES (34)発送ファイルの送付書類区分の住民票 通知フラグに1を設定し、 発送ファイルを更新する [5.0]					
			N O (36)発送ファイルの送付書類区分の住民票 通知フラグに1を設定し、 発送ファイルを作成する [5.0]					
			N O (37)発送ファイルの送付書類区分の住民票通知フラグ に1を設定し、発送ファイルを作成する [5.0]					
			N O →					
			PF5 →		(38)9条2項通知者一覧に制御を渡す			
			PF12 (39)9条2項内容画面を初期化する → (15)へ	/				
			その他 (40)エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する		(41)同画面を編集する→(22)へ			
			PF1 →		(42)業務選択に制御を渡す			
			PF2 →		(43)ファイルマネに制御を渡す			
			PF5 →		(44)9条2項通知者一覧に制御を渡す			
			PF12 (45)9条2項内容画面を初期化する → (15)へ	/				
			その他 (46)エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する		(47)同画面を編集する→(15)へ			
修 正			(48)キー選択(実行キー, PF1, PF2, PF5, PF12, その他)	/	(53) → (48)へ			
			実行キー (49)入力項目の単体チェック(OK: YES, NG: NO) [1.0]	/				
			YES (50)入力項目の関連チェック(OK: YES, NG: NO) [2.0]	/				
			YES (51) → (55)へ	/				
			N O (52)エラーメッセージを表示する		(53) → (48)へ			
			N O (54)エラーメッセージを表示する					
			(55)キー選択(実行キー, PF1, PF2, PF3, PF5, PF12, その他)	/				
			実行キー (56) → (55)へ	/				

第2 (3)	要件定義ワークシート	作 業 名		作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数	
		9条2項内容処理		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	4/14	
処 理 名		0. 0 本紙 (3/4)				備 考			
	PF 1	→				(57)業務選択に制御を渡す			
	PF 2	→				(58)ファイルマネ に制御を渡す			
	PF 3	(59)画面入力されたデータで中間ファイル (9条2項) を更新する [4.0]			/				
		(60)中間ファイル (通知者) のファイル種別? (1:仮9条2項, 2:住民票異動, 3:住民票通知)			/				
	1	(61)画面入力されたデータで仮9条2項ファイルを更新する [4.1]			(62)9条2項通知者 一覧に制御を渡す				
	2	(63)画面入力されたデータで住民票異動ファイルを更新する [4.2]							
	3	(64)画面入力されたデータで住民票通知ファイルを更新する [4.3]							
	PF 5	→				(65)9条2項通知者一覧に制御を渡す			
	PF 1 2	(66)9条2項内容画面を初期化する → (48)へ			/				
	その他	(67)エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する				(68)同画面を編集する→(55)へ			
	PF 1	→				(69)業務選択に制御を渡す			
	PF 2	→				(70)ファイルマネ に制御を渡す			
	PF 5	→				(71)9条2項通知者一覧に制御を渡す			
	PF 1 2	(72)9条2項内容画面を初期化する → (48)へ			/				
	その他	(73)エラーメッセージ「無効なキーが入力されました」を表示する				(74)同画面を編集する→(48)へ			
	削 除	(75)キー選択 (実行キー, PF 1, PF 2, PF 5, その他) メッセージ「削除してよろしいですね, 確認して下さい (実行キー)」を表示する			/				
		実行キー	(76)キー選択 (実行キー, PF 1, PF 2, PF 3, PF 5, その他) メッセージ「PF 3キーでデータが削除されます」を表示する		/				
			実行キー	(77) → (76)へ					/
		PF 1	→						
		PF 2	→				(79)ファイルマネ に制御を渡す		
PF 3		(80)確認されたデータを中間ファイル (9条2項) から削除する			/				
		(81)中間ファイル (通知者) のファイル種別? (1:仮9条2項, 2:住民票異動, 3:住民票通知)			/				
		1	(82)確認されたデータを仮9条2項ファイルから削除する						(83)9条2項通知者 一覧に制御を渡す
		2	(84)確認されたデータを住民票異動ファイルから削除する						
3		(85)確認されたデータを住民票通知ファイルから削除する							

第2 3 (5)	データチェック (単体表)		作 業 名		作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			9条2項内容処理		システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	6/14
処 理 名			画 面 名		画 面 I D				
1. 0 単体チェック			9条2項内容						
No	項 目 名	必須	属性	内 容		出力エラーメッセージ	15-コード	備 考	
1	現氏名		漢字			「項目エラーがあります。 正しく入力して下さい。」		「追加」の場合必須	
2	新氏名		漢字						
3	現本籍		漢字						「追加」の場合必須
4	新本籍		漢字						
5	現筆頭者		漢字						「追加」の場合必須
6	新筆頭者		漢字						
7	現生年月日		数字	「日付チェックサブルーチン」					
8	新生年月日		数字	「日付チェックサブルーチン」					
9	現父母との続柄		数字	(10:男 ~ 49:十九女) であること					
10	新父母との続柄		数字	(10:男 ~ 49:十九女) であること					
11	住所		漢字						「追加」の場合必須
12	方書		漢字						
13	世帯主		漢字						「追加」の場合必須
14	世帯主との続柄		数字						「修正」の場合は 「住所」
15	住定日		数字	「日付チェックサブルーチン」					「住民日」 だけ修正可能
16	住民日		数字	「日付チェックサブルーチン」					

第2 3 (6)	データチェック (関連表)	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数	
		9条2項内容処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	7/14	
処 理 名		画 面 名	画 面 I D					
2. 0 関連チェック		9条2項内容						
No	内 容			出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考		
1				関連エラーがあります。正しく入力してください。				
2								
3								
4	「追加」のとき、 (No.8) 新生年月日≠スペースであれば、(No.7) 現生年月日≠スペースであること							
5	「追加」のとき、 (No.10) 新父母との続柄≠スペースであれば、(No.9) 現父母との続柄≠スペースであること							
6	「追加」のとき、(No.2) 新氏名 または (No.4) 新本籍 または (No.6) 新筆頭者 または (No.8) 新生年月日 または (No.10) 新父母との続柄 のいずれかに入力があること							
7	「追加」のとき、(No.2) 新氏名≠スペース であれば (No.1) 現氏名≠(No.2) 新氏名 であること							
8	「追加」のとき、(No.4) 新本籍≠スペース であれば (No.3) 現本籍≠(No.4) 新本籍 であること							
9	「追加」のとき、(No.6) 新筆頭者≠スペース であれば (No.5) 現筆頭者≠(No.6) 新筆頭者 であること							
10	「追加」のとき、(No.8) 新生年月日≠スペース であれば (No.7) 現生年月日≠(No.8) 新生年月日 であること							
11	「追加」のとき、(No.10) 現父母との続柄≠スペース であれば (No.9) 現父母との続柄≠(No.10) 現父母との続柄 であること							

第2 3 (4)	データ編集表		作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
			9条2項内容処理	システム化調査研究会	平成6年12月1日	平成 年 月 日	1	8/14
処 理 名	3. 0 9条2項内容編集処理 (1/2)		(受取側) 9条2項内容画面		← (引渡側) 中間ファイル (通知者)			
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	Z 9. .	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	(有/無)		
9条2項内容画面	画面ID		システム処理					
	システム日付							
	現ページ/総ページ							
	受領番号		中間ファイル (通知者)	受領番号				
	支所番号			出張所番号				
	事件名称			事件コード		有		
	現氏名			旧氏名				
	新氏名			新氏名				
	現本籍			旧本籍コード		有		
				旧本籍				
	新本籍			新本籍コード		有		
				新本籍				
	現筆頭者			旧筆頭者				
	新筆頭者			新筆頭者				
	現生年月日			旧生年月日		有		
	新生年月日			新生年月日		有		
	現父母との続柄			旧父母との続柄				
	現父母との続柄名称					有		
	新父母との続柄			新父母との続柄				
	新父母との続柄名称					有		
	住所			住所コード		有		
				住所				
	方書			方書				
	世帯主			世帯主				
	世帯主との続柄			世帯主との続柄		有		
	世帯主との続柄名称					有		

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			9条2項内容処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	10/14
処 理 名		4. 0中間ファイル(9条2項)作成・更新		(受取側) 中間ファイル(9条2項)		← (引渡側) 9条2項内容画面						
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目						
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	(ヤブナ)	Z 9. .			
中間ファイル (9条2項)	受領番号			9条2項内容画面	受領番号							
	出張所番号				支所番号							
	事件コード				事件コード							
	受理日				受理日							
	新氏名				新氏名							
	旧氏名				現氏名							
	新生年月日				新生年月日							
	旧生年月日				現生年月日							
	新父母との続柄				新父母との続柄							
	旧父母との続柄				現父母との続柄							
	新本籍コード				新本籍							
	新本籍											
	旧本籍コード				現本籍							
	旧本籍											
	新筆頭者				新筆頭者							
	旧筆頭者				現筆頭者							
	住所コード				住所							
	住所											
	方書				方書							
	住定日				住定日							
	住民日				住民日							
	世帯主				世帯主							
世帯主との続柄			世帯主との続柄									
ファイル種別												

第2 3 (4)	データ編集表		作 業 名		作 成 者		作 成 日 付		改 定 日 付		版	頁 数
			9条2項内容処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	11/14
処 理 名		4. 1 仮9条2項ファイル 作成・更新		(受取側) 仮9条2項ファイル		← (引渡側) 9条2項内容画面						
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目						
画面名称		名 称	記 号 名	画面名称		名 称	記 号 名	(ダブルナ)	Z 9. .			
仮9条2項 ファイル	受領番号			9条2項内容画面		受領番号						
	出張所番号					支所番号						
	市区町村コード			9条2項内容処理		住所コード				市区町村部分だけのコード		
	宛名					宛名				上記部分を宛名に変換した項目		
	事件コード			9条2項内容画面		事件コード						
	受理日					受理日						
	新氏名					新氏名						
	旧氏名					現氏名						
	新生年月日					新生年月日						
	旧生年月日					現生年月日						
	新父母との続柄					新父母との続柄						
	旧父母との続柄					現父母との続柄						
	新本籍コード					新本籍						
	新本籍											
	旧本籍コード					現本籍						
	旧本籍											
	新筆頭者					新筆頭者						
	旧筆頭者					現筆頭者						
	住所コード					住所						
	住所											
	方書					方書						
	住定日					住定日						
	住民日					住民日						
	世帯主					世帯主						
	世帯主との続柄					世帯主との続柄						

第2 3 (4)	データ編集表		作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
			9条2項内容処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	12/14
処 理 名	4. 2 住民票異動ファイル 作成・更新		(受取側) 住民票異動ファイル		← (引渡側) 9条2項内容画面			
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考
DB・ファイル名	項 目		DB・ファイル名	項 目		変換有無	Z 9..	
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名	(ダブル-チ)		
住民票異動 ファイル	受領番号		9条2項内容画面	受領番号				
	出張所番号			支所番号				
	事件コード			事件コード				
	受理日			受理日				
	新氏名			新氏名				
	旧氏名			現氏名				
	新生年月日			新生年月日				
	旧生年月日			現生年月日				
	新父母との続柄			新父母との続柄				
	旧父母との続柄			現父母との続柄				
	新本籍コード			新本籍				
	新本籍							
	旧本籍コード			現本籍				
	旧本籍							
	新筆頭者			新筆頭者				
	旧筆頭者			現筆頭者				
	住所コード			住所				
	住所							
	方書			方書				
	住定日			住定日				
住民日		住民日						
世帯主		世帯主						
世帯主との続柄		世帯主との続柄						

第2 3 (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数
			9条2項内容処理		システム化調査研究会		平成6年12月 1日		平成 年 月 日		1	13/14
処 理 名		4. 3 住民票通知ファイル 作成・更新		(受取側) 住民票通知ファイル		← (引渡側) 9条2項内容画面						
受 取 側			引 渡 側			コード	出力形態	備 考				
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目						
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		(ヤ/ナ/フ)	Z 9. .			
住民票通知 ファイル	受領番号				9条2項内容画面		受領番号					
	出張所番号						支所番号					
	市区町村コード				9条2項内容処理		住所コード				市区町村部分だけのコード	
	宛名						宛名				上記部分を宛名に変換した項目	
	事件コード				9条2項内容画面		事件コード					
	受理日						受理日					
	新氏名						新氏名					
	旧氏名						現氏名					
	新生年月日						新生年月日					
	旧生年月日						現生年月日					
	新父母との続柄						新父母との続柄					
	旧父母との続柄						現父母との続柄					
	新本籍コード						新本籍					
	新本籍											
	旧本籍コード						現本籍					
	旧本籍											
	新筆頭者						新筆頭者					
	旧筆頭者						現筆頭者					
	住所コード						住所					
	住所											
	方書						方書					
	住定日						住定日					
	住民日						住民日					
	世帯主						世帯主					
	世帯主との続柄						世帯主との続柄					

画面 I D

9 条 2 項ファイル一覧

X 9 9 . 9 9 . 9 9

9 9 / 9 9

No.	受領番号	支所No.	事 件 名 称	ファイル名
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K
9 9	9 9 9 9 9 9 9	9 9 9	K ————— K (1 8) ————— K	K K K K K

選択番号

9 9

P F ガ イ ド ラ イ ン

K ————— K (3 9) ————— K

画面 I D

9 条 2 項通知者一覧

X 9 9 . 9 9 . 9 9

9 9 / 9 9

受領No	9 9 9 9 9 9 9	支所No	9 9 9	事件名称	K	K (1 8)	K
------	---------------	------	-------	------	---	-----------	---

No	氏 名
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K
9 9	K K (3 0) K

処理区分	9	1 : 表示	2 : 追加	3 : 修正	4 : 削除	該当番号	9 9
------	---	--------	--------	--------	--------	------	-----

P F ガ イ ダ ン ス

K	K (3 9)	K
---	-----------	---

画面 I D

9 条 2 項内容

X99.99.99 99/99

受領No	9999999	支所No	999	事件名称	K	K (18)	K
------	---------	------	-----	------	---	--------	---

氏 名	現	K K (30) K					
	新	K K (30) K					
本 籍	現	K K (30) K					
	新	K K (30) K					
筆頭者	現	K K (30) K					
	新	K K (30) K					
生年月日	現	X99.99.99	父母との続柄	現	99	K K K	
	新	X99.99.99		新	99	K K K	
住 所	K K (30) K						
方 書	K K (30) K						
世帯主	K K (30) K						
世帯主との続柄		999999	K K (25)				K
住定日	X99.99.99	住民日	X99.99.99				

P F ガ イ ダ ン ス

K K (39) K

第2 4 (4)		画面項目一覧表		主 管 課 名			頁 数
				シ ス テ ム 化 調 査 研 究 会			1 / 1
通 用 業 務 名				作 成 日 付		改 定 日 付	版
9条2項内容処理				平成6年12月 1日		平成 年 月 日	1
画面番号				画 面 名		9条2項内容	
No.	項 目 名			桁数	タイプ	入出力	備 考
1	画面ID			8	英数字	出	
2	システム日付			7	英数字	出	「元号コード 年. 月. 日」で編集
3	現ページ／総ページ			5	英数字	出	「99／99」で編集
4	受領番号			7	数 字	出	
5	支所番号			3	数 字	出	
6	事件名称			18	漢 字	出	
7	現氏名			30	漢 字	入	
8	新氏名			30	漢 字	入	
9	現本籍			30	漢 字	入	
10	新本籍			30	漢 字	入	
11	現筆頭者			30	漢 字	入	
12	新筆頭者			30	漢 字	入	
13	現生年月日			7	英数字	入	元号コード入力有
14	新生年月日			7	英数字	入	元号コード入力有
15	現父母との続柄コード			2	数 字	入	コード入力有
16	現父母との続柄名称			3	漢 字	出	
17	新父母との続柄コード			2	数 字	入	コード入力有
18	新父母との続柄名称			3	漢 字	出	
19	住所			30	漢 字	入	
20	方書			30	漢 字	入	
21	世帯主			30	漢 字	入	
22	世帯主との続柄コード			6	数 字	入	コード入力有
23	世帯主との続柄名称			25	漢 字	出	
24	住定日			7	英数字	入	元号コード入力有
25	住民日			7	英数字	入	元号コード入力有
26	PFガイダンス1			39	漢 字	出	
27	PFガイダンス2			39	漢 字	出	
28	エラーメッセージ行			39	漢 字	出	

第7.2.(18)

「一括」処理

第 7 2 (18)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		一括処理	システム化調査研究会	平成6年12月 1日	平成 年 月 日	1	1 / 2

1. 処理範囲

(1) 該当ファイル全件を検索する処理、またはオンライン処理中に実行すると、著しく性能低下を招くような処理を一括処理として切り分ける。

例えば、高齢者消除の該当者抽出処理のように、戸籍DB全件（現在戸籍）を順次検索し、条件に適合した者を抽出する処理などがあげられる。

2. 処理概要

(1) 純粹なるバッチ処理、または、オンライン起動によるバッチ処理など運用形態がシステム処理により異なるが、前者の純粹なるバッチ処理を想定し概要を示す。

(ア) 高齢者消除抽出処理

①基準日を指定し、戸籍DBを以下の条件で検索する。

- ア) 現在戸籍のもの
- イ) 満100才以上でありかつ他に生存している在籍者が存在しない
- ウ) 戸籍附票データの住所欄がスペースである

②条件に全て該当する者を抽出し、一覧表に出力する。

以降の処理については、運用にあわせてシステム化を図ること。（参考的に次頁参照）

(イ) 本籍町名変更通知

①現本籍と、新本籍の対応表を作成する（事前準備）。

②変更する現本籍コードを指定し、戸籍DBを以下の条件で検索する。

- ア) 現在戸籍のもの
- イ) 現本籍コードと同じ戸籍

③条件に全て該当する戸籍事項（本籍、筆頭者）を抽出し、地番順に並び替える。

④地番順に並び替えられたデータを新本籍の対応表と突き合わせ、新本籍を付加する。

⑤現本籍と新本籍の比較が把握できる一覧表を作成。

⑥変更する内容を確認（目検）。

⑦正しければ、新本籍に置き替える（更正事項も付加）。

⑧変更履歴確認リストを出力。

⑨⑤の内容で本籍町名変更通知を作成する。

第7 2 (18)	システム処理の概要説明	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		一括処理	システム化調査研究会	平成6年12月1日	平成 年 月 日	1	2 / 2

高齢者消除処理

1. 処理概要

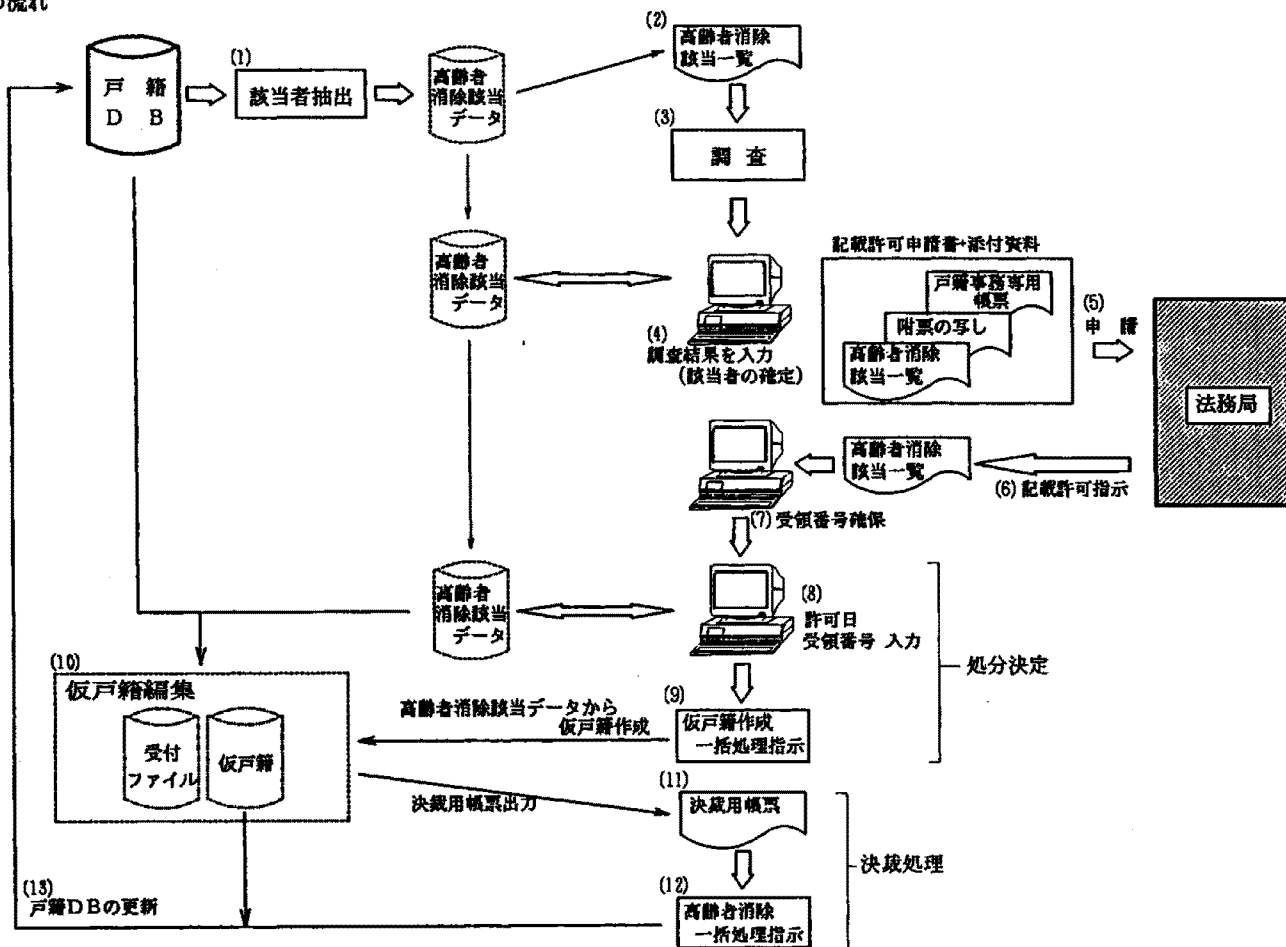
戸籍DBから該当データを抽出して一覧表を作成する。(抽出条件は、帳票設計書を参照)

高齢者消除該当一覧表をもとに、調査を行い高齢者消除の許可申請書を作成し法務局に提出する。

法務局から許可を得られた者に対して、高齢者消除処理を行う。高齢者消除処理は、審査結果入力処理で対応するか、バッチ処理で行うかは任せる。

以下に、高齢者消除処理をバッチ処理で行った場合の流れ(参考)を示す。バッチ処理においても、仮戸籍データを作成しオンラインの流れに準じて各事務工程を設定すること。

2. 処理の流れ



第 7. 2. (19)

「行政区画土地の名称変更」処理

第2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		行政区画土地の名称変更	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成 年 月 日	1	1/9

0. 前提

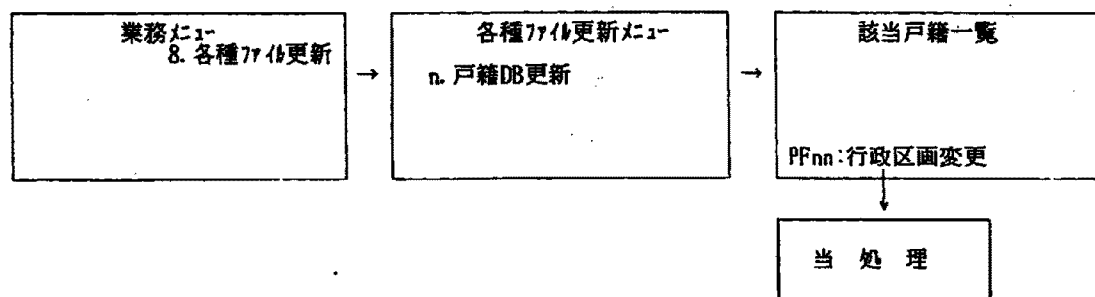
本基準書はオンラインによる「行政区画土地の名称変更」処理の一例を示すものであり、画面・P Fキー・位置付け等はサンプルとします。

但し、「行政区画土地の名称変更」処理機能を業務メニュー等の前面に提示することは、なるべく避けていただきたい。

当仕様では、同時に附票DB、住民票異動ファイル、住民票通知ファイルを更新・作成しているが、参考仕様と考えていただきたい。

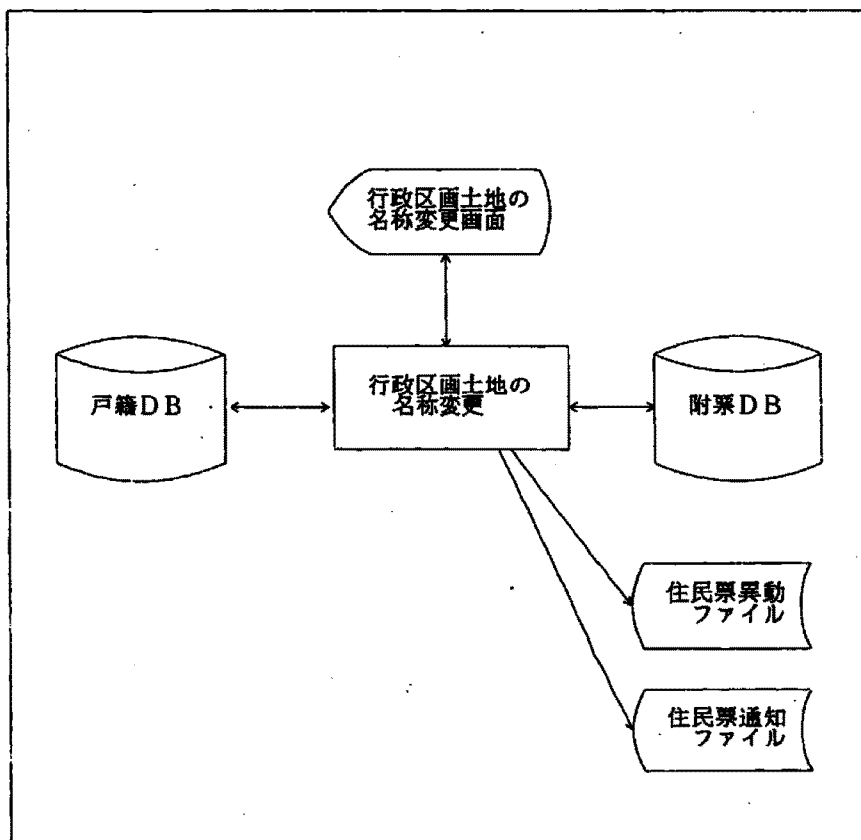
特に、住民票通知は通常の通知の様式とは自治体毎に異なる可能性が大きいと思える。

当処理の位置付け（参考）



第2 (2)	システム環境仕様書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		行政区画土地の名称変更	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成 年 月 日	1	2/9

1. 詳細フロー



2. 使用DB・ファイル一覧

名 称	入出力区分	名 称	入出力区分
戸籍DB	入出力		
附票DB	入出力		
住民票異動ファイル	出 力		
住民票通知ファイル	出 力		

3. 処理概要

- (1) 選択された戸籍に対し、新本籍、記録日、更正事由（事件発生日、事由）を入力し、戸籍DBを更新する。
- (2) 当該附票DBを更新する。 ← 参考
- (3) 当該戸籍に在籍している者が住所人の場合、
住民票異動ファイルを作成する。 ← 参考
- (4) 当該戸籍に在籍している者が非住所人の場合、
住民票通知ファイルを作成する。 ← 参考

4. 機能体系（要件定義書の構成）

- 0.0 本紙
 - 1.0 単体チェック
 - 2.0 関連チェック
 - 3.1 テータ編集(戸籍特定DB)
 - 3.2 テータ編集(戸籍事項DB)

5. 備考（特記事項含む）

第2 (3)	データチェック (単体表)		作 業 名		作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			行政区画土地の名称変更		システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成 年 月 日	1	4/9
処 理 名			画 面 名		画 面 I D				
1.0 単体チェック表			行政区画土地の名称変更						
No	項 目 名	必須	属性	内 容		出力エラーメッセージ	エラーコード	備 考	
1	新本籍	○	漢字			「項目エラーがあります。 正しく入力して下さい。」		管内住所SUBより	
2	記録日	○	英数	「日付チェックサブルーチン」, 未来日チェック					
3	事件発生日	○	英数	「日付チェックサブルーチン」, 未来日チェック					
4	事件発生事由		数字	1:土地の名称変更 ~ 6:町となったため					
5	事由入力		漢字						

第2 (6)	データチェック (関連表)		作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁 数
			行政区画土地の名称変更	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成 年 月 日	1	5/9
処 理 名		画 面 名		画 面 I D				
2.0 関連チェック表		行政区画土地の名称変更						
No	内 容			出力エラーメッセージ		エラーコード	備 考	
1	(No.2)記録日 ≥ (No.3)事件発生日 であること			「関連エラーがあります。 正しく入力して下さい。」				
2	(No.4)事件発生事由, (No.5)事由入力 のいずれか一方に入力があること							
3	(No.1)新本籍は現在の本籍と異なること							

第2 (3)	データ編集表	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁数
		行政区画土地の名称変更	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成 年 月 日	1	6/9
処 理 名	3.0 戸籍特定編集		(受取側) 戸籍特定事項		(引渡側) 行政区画土地の名称変更画面		
受 取 側		引 渡 側		コード	出力形態	備 考	
DB・ファイル名	項 目	DB・ファイル名	項 目	変換有無 (サブ・ナ)	Z 9 . ,		
画面名称	名 称	記 号 名	画面名称	名 称	記 号 名		
戸籍特定	戸籍番号		行政区画土地の 名称変更画面	_____			
	編製日			_____			
	改製日			_____			
	回復日			_____			
	消除日			_____			
	本籍コード			新本籍のコード		*当然、管内のみ	
	本籍			新本籍			
	筆頭者			_____			
	記録者数			_____			
	在籍者数			_____			
	除籍者数			_____			
	戸籍・除籍区分			_____			
戸籍異動区分		_____					

第2 (3) (4)	データ編集表		作業名		作成者		作成日付		改定日付		版	頁数		
			行政区画土地の名称変更		システム化調査研究会		平成10年 2月27日		平成 年 月 日		1	7/9		
処 理 名		3.1 戸籍事項編集			(受取側) 戸籍事項		← (引渡側) 行政区画土地の名称変更画面							
受 取 側			引 渡 側			コード		出力形態		備 考				
DB・ファイル名		項 目		DB・ファイル名		項 目		変換有無 (有/無)						
画面名称		名 称 記 号 名		画面名称		名 称 記 号 名		Z 9 . .						
戸籍事項		戸籍番号		行政区画土地の 名称変更画面		_____								
		行番号				_____								
		出力区分				_____				「0」を設定				
		タイトルコード				_____				7001:「更正」を設定				
		記録コード				_____				7001:「基本事項の更正の記録」を設定				
		管掌者コード				_____								
		事件発生日				_____		記録日						
		更正日				_____		記録日						
		更正事項				_____		_____				本籍 を設定		
		更正事由				_____		事件発生日				(事件発生日) + 選択された(事件 発生事由) 又は (事件発生日) + (事由入力) を 編集し、設定		
								事件発生事由						
								事由入力						
		従前の記録				本籍								
		特記事項				_____								

第2 (37)	補 足 説 明 書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		行政区画土地の名称変更	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成 年 月 日	1	8/9

行政区画土地の名称変更画面 (サンプル)

01	PROGRAM-ID	行政区画土地の名称変更(入力)	X.99.99.99
02			
03			
04	本 籍 籍 地	K	K
05	筆 頭 者	K	K
06			
07	新 本 籍 籍 地	K	K
08	記 録 日	9 99 99 99	【更正日】に記録されます。
09	更 正 事 由	9 99 99 99	【更正事由】日付+事由の日付へ記録されます
10	事件発生日	9 99 99 99	下記区分を入力して下さい。ない場合は直接事由入力となります
11	事件発事由	K	K
12	事由入力	K	K
13			
14	(事 由)	1. 土地の名称変更	
15		2. 行政区画変更	
16		3. 行政区画の名称変更	
17		4. 行政区画及び土地の名称変更	
18		5. 市となったため	
19		6. 町となったため	
20			
21			
22	PF3 : 該当戸籍選択	PF5 : 戸籍構成員一覧	PF10 : 管内住所選択
23		PF12 : 画面初期	実行 : 確認画面
24			
25			

本 籍 籍 地 : 選択された戸籍の本籍 (表示)
 筆 頭 者 : 選択された戸籍の筆頭者氏名 (表示)
 新 本 籍 籍 地 : 管内住所SUB等で設定した本籍 (入力)
 記 録 日 : 更正する日 (入力)
 更 正 事 由 : 更正事案施行日 (入力)
 事件発生日 : 更正事案施行日 (入力)
 事件発事由 : 事由区分 (1~6) (入力)
 事由入力 : 事由入力領域 (入力)

第2 (37)	補足説明書	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		行政区画土地の名称変更	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成 年 月 日	1	9/9

行政区画土地の名称変更 前

(1の1)

全部事項証明

本籍氏名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 河野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成10年1月1日
戸籍に記録されている者	【名】義太郎

行政区画土地の名称変更 後

(1の1)

全部事項証明

本籍氏名	東京都千代田区平河町八丁目10番地 河野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製 更正	【編製日】平成10年1月1日 【更正日】平成12年1月5日 【更正事項】本籍 【更正事由】平成12年1月1日行政区画変更 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目10番地
戸籍に記録されている者	【名】義太郎

第 7. 2. (20)

「受付ファイル欠番」処理

標準仕様書修正履歴

1/1

平成10年2月

項番	業務（届書）名	修正内容	ページ	添付資料 NO
1	第Ⅰ.Ⅰ. (X) (受付ファイル 欠番処理)	1. 受付ファイル欠番処理：新規追加 夜間・休日分の受領番号を余分に取得した場合や、非本籍分等の届書 入力を誤って複数処理した場合など、1度採番された受領番号に対し て取消しを行う処理における対応方法（統一事項及び留意点）の提示。	001,002, 003,004	

第× × (×)	システム処理の処理概要	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		受付ファイル欠番処理	システム化調査研究会	平成10年2月27日	平成 年 月 日	2	1/4

1. 欠番処理の目的

夜間・休日分の受領番号を余分に取得した場合や、非本籍分等の届書入力を誤って複数処理した場合など、1度採番された受領番号に対して取消を行うことを目的とする。

2. 処 理 概 要

業務メニューの「ファイル更新」→「受付DBメンテ」処理内に「欠番処理」を設け、異動処理から独立した処理とする。

欠番処理を行うに当たって、受付ファイルの状態により以下のパターンに分類することができると共に、そのパターン毎に処理内容が異なるので確認すること。

《パターン》

(1) 夜間・休日分受領番号取得処理において余分に取りすぎた場合

受付ファイルの内容は未入力状態（受領番号のみで、他の項目は初期化状態）

(2) 同一届書を複数入力してしまった場合

(ア) 決裁処理未完了（処分決定まで完了）

受付ファイルは「未決裁」の状態。届書ファイル、仮戸籍ファイル等の中間ファイルが存在する。

(イ) 決裁処理まで完了

一連の処理が完了し受付ファイルは「決裁済」の状態。届書の内容により、戸籍記載の有無がある。

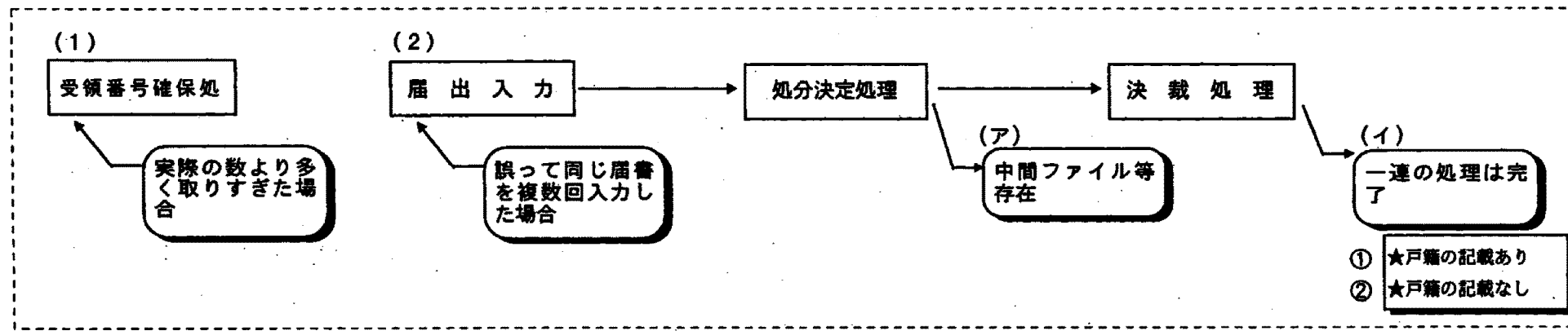
受理分については、住基法9条2項通知など通知関係のファイルが作成されている。また事件表に関する統計情報もカウントされた状態

①戸籍の記載があるもの

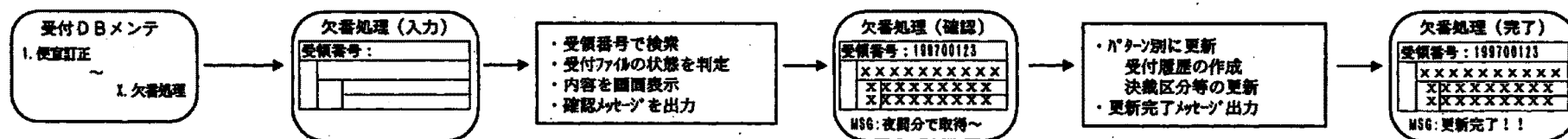
本籍分の同一届書入力を複数行ってしまった場合

②戸籍の記載がないもの

非本籍分の同一届書入力を複数行ってしまった場合、または、本籍人分ではあるが戸籍の記載がないもの



第× × (×)	システム処理の処理概要	作業名	作成者	作成日付	改定日付	版	頁
		受付ファイル欠番処理	システム化調査研究会	平成10年2月27日	平成 年 月 日	2	2/4



欠番処理を行おうとする受付ファイルの内容を画面表示させ、操作者が確認できるよう考慮すること。（履歴があれば参照できるのが好ましい）
処理権限（パスワードチェック）を、必要に応じて行うことは特に差し支えない。

3. 処理詳細

処理概要であげたパターン別に処理詳細を以下に示す。画面レイアウト等については特に示さないで、必要に応じて設計すること。

受付番号を指定した際に、その受付番号種別をシステムが判定し確認させるためのメッセージを出力するものとする。

3.1 夜間・休日受付番号取得処理において余分に取りすぎた場合

- ・ 受付番号を指定入力
- ・ 確認メッセージ出力：「夜間分で取得された受付帳です」
- ・ 受付ファイルの決裁区分を書き換えて更新する。（履歴レコードは作成しない）

	「受付番号」	「処分区分」	「決裁区分」
更新前	199700100-0	ｽﾊﾟｰｽ	ｽﾊﾟｰｽ
更新後	199700100-0	ｽﾊﾟｰｽ	欠 番

3.2 同一届書を誤って複数入力した場合

3.2.1 決 裁 前

- ・ 受付番号を指定入力
- ・ 確認メッセージ出力：「決裁前の受付帳です（中間ファイルの削除、同時に作成した受付帳の欠番処理を行います）」
- ・ 当該届で作成された受付ファイルに履歴を追加して決裁区分が欠番のものを作成する。

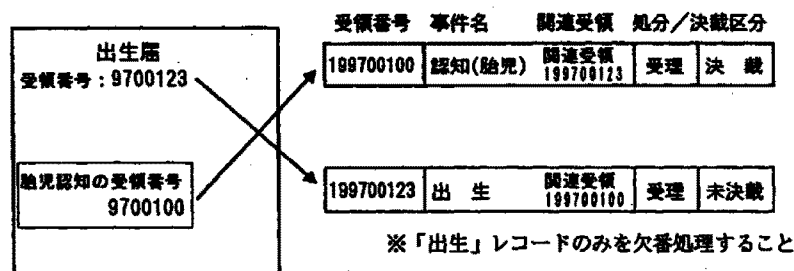
	「受付番号」	事件本人 ～	「処分区分」	「決裁区分」	
更新前	199700100-0	甲野 太郎	受 理	未決裁	
更新後	199700100-0	甲野 太郎	受 理	欠 番	
	199700100-1		ｽﾊﾟｰｽ	欠 番	←追加

第× × (×)	システム処理の処理概要	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付ファイル欠番処理	システム化調査研究会	平成10年2月27日	平成 年 月 日	2	3/4

・当該届で複数作成された受付ファイルについても上記と同様な処理を行うものとする。

届書の同時決裁受領番号を参照し欠番処理を行う。→胎児認知の出生届で認知の受付帳を欠番処理しないための方策)

基本となる届出の受領番号からでないと選択できないため。(届書ファイルは基本部のみ)



出生届を欠番する場合、既に作成されている「認知(胎児)」の受付レコードまで欠番しないよう注意が必要である。
あくまで、該当届出で作成された受付レコードを対象とすること。

・本籍人の場合、戸籍にロックがかかっているのを解除する。

・中間ファイルの削除処理を行う。

仮戸籍ファイル、届書ファイル、エラー履歴ファイル、(要旨ファイル)

3. 2. 2 決 裁 後

(1) 戸籍に記載があるもの

・欠番処理は不可

戸籍訂正処理により対応することとなる。

但し、システム側で戸籍記載の有無について判定できないため、操作員が判断するものとする。

(2) 戸籍に記載がないもの

・受領番号を指定入力

・確認メッセージ出力: 「決裁済の本籍人分の受付帳です。戸籍に記載されているか内容を確認して下さい。」←

「決裁済の非本籍人分の受付帳です。内容を確認して下さい。」←

本非区分を判定してメッセージ内容を変える。

・指定された受領番号のみの受付ファイルに履歴を追加して決裁区分が欠番のものを作成する。

	「受領番号」	事件本人	「処分区分」	「決裁区分」	
更新前	199700100-0	甲野 太郎	受 理	決 裁	
更新後	199700100-0	甲野 太郎	受 理	決 裁	
	199700100-1		入*ス	欠 番	←追加

複数受付ファイルが作成されている届出であったとしても、個別に指定し複数回処理するものとする。

第× × (×)	システム処理の処理概要	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 定 日 付	版	頁
		受付ファイル欠番処理	システム化調査研究会	平成10年2月27日	平成 年 月 日	2	4 / 4

※作成済のファイル等については、システムから更新等連動しない

- ・統計（事件表）：そのまま
- ・送付目録：印刷物を修正
- ・通知関係：印刷物を廃棄
- ・人口動態：人口動態システムにおいて欠番処理を行う

4. 欠番データの扱い

(1) 検索画面表示

- ・一覧画面には表示させないものとする。
→事件本人氏名等による検索を行っても、一覧表示および詳細表示できないものとする
- ・詳細表示については、受領番号ダイレクト検索により表示できるものとする。
- ・詳細表示の際、極力最新データを先に表示する。
→欠番のデータは、内容が初期化状態のため履歴データを先に表示した方が良いとの考えもあるため

(2) 受理証明書

受理証明書の発行を抑止するものとする
(送付分と同様に発行できないような仕掛けを設ける)

(3) 受付帳（印刷）

印刷する際に、「欠番」のレコードをスキップし出力しない方が望ましい。
(欠番のデータは、受付帳（ファイル）ではない扱いとなるため)

5. 補 足

「帰化」「入籍」届出において、当初入力した人数に変更があった場合も欠番処理にて対応することとなる。

【理由】：届出入力側で再入力時に人数のチェックを行っているため変更ができない。

(1) 増分するケース（3人→4人）

- ・増分の1名を新規届書入力で対応
- ・受付ファイルメンテで関連受領番号を入力し対応付けする
(連続した受領番号を付番する場合には、右記（2）の処理を行う)

(2) 減少するケース（4人→3人）

- ・当初入力した該当届について欠番処理を行う（必ず決裁前の状態）
- ・正しい人数で再度新規届書入力する
(当初入力した届出は欠番（取消）)

第7. 2. (21)「再製」处理

21. 再製

標準仕様書修正履歴

1/1

平成10年2月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料 NO
1	第 X. X. (X) (虞れ再製)	1. 虞れ再製: 新規追加 システム戸籍において虞れ再製が発生した場合の戸籍情報システムでの 対応方法(統一事項及び留意点)の提示。	001, 002	

標準仕様書修正履歴

1/1
平成12年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (21) (おそれ再製)	(1) 処理範囲に成年後見制度による再製を追加 (2) 再製原戸籍中の在籍者の個人除区分の設定内容を補記 ・在籍者は「2: 戸籍消除者」を設定する旨追加 (3) 用語の整理による対応 ・「虞れ」を「おそれ」に修正	001 001 001, 002	

標準仕様書修正履歴

1/5
平成13年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7.2.(21) (おそれ再製)	(1) 再製原戸籍と再製後の戸籍について戸籍特定の各種日付の設定内容について補記 (2) 再製により人の増減をさせないことについて補記 (3) (1)(2)の対応により頁数増加 (4) 戸籍事務専用帳票のみの出力について注意書きを追加 ・戸籍事務専用帳票でしか出力できないため、自治体としては一般行政証明として出力する場合、注意を要する。	001 001 001-1 002	

標準仕様書修正履歴

平成15年3月^{1/1}

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (21) (再製)	(1) 標準仕様書の目次体系 「おそれ再製」を「再製」に改める。 (2) 処理範囲について ・申出再製制度と成年後見制度に分けて記述。 ・セットアップに関する記述について削除 (3) 処理概要について ・戸籍・除籍区分の設定内容について、再製の事由毎の条件について補記 戸籍・除籍区分に「4: 申出再製原戸籍」を新設。 ・再製原戸籍の保存年限について追記 (4) 再製処理後の再製原戸籍、戸籍及び附票データの持ち方 事例について、申出再製制度発足以前の再製の場合と成年後見制度による再製の場合であることを明記。 (5) 再製原戸籍を一般行政証明として発行する場合について ・内容の見直し及び申出再製の場合の対応を追記 ・出力帳票イメージについて申出再製による戸籍事務専用帳票として見直し ・一般行政証明のレイアウトを提示	001 001 001 001-1 002 002-1	

標準仕様書修正履歴

1/1
平成16年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (21) (再製)	(1)再製原戸籍の訂正について (2)にウ)の項目を追加	002	

標準仕様書修正履歴

1/1
平成17年3月

項番	業務(届書)名	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第7. 2. (21) (再製)	1. 処理範囲(3) 嫡出でない子の戸籍における父母との続柄の更正後、再製の申出 があった場合の処理内容を追加した。	001	

第7 2 (21)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		再製	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成17年 3月 1日	9	1/2

1. 処理範囲

- (1) 申出再製制度により相当と認められる関係人から再製の申出があった場合におそれ再製に準じて戸籍の再製を行う。
システム戸籍において再製が発生する場合として以下のような事案等が考えられる。
 - ・市区町村長の過誤により訂正があった戸籍に対して申し出があった場合
 - ・錯誤による届出等により訂正があった戸籍に対して申し出があった場合
 - ・虚偽の届出等により訂正があった戸籍に対して申し出があった場合
- (2) 成年後見制度により成年後見登記センタに移行した場合におそれ再製に準じて戸籍の再製を行う。
- (3) 嫡出でない子の戸籍における父母との続柄の更正後、再製の申出があった場合におそれ再製に準じて戸籍の再製を行う。

2. 処理概要

(1) 再製処理

ア) 再製後のシステム戸籍の作成に関して、戸籍情報システムでその機能を規定することを必須とはしないが以下の点に留意する。

(但し、戸籍情報システムで対応するとした場合の戸籍処理選択メニューへの組み込みは、メーカーの任意とする。)

・再製原戸籍の戸籍特定の戸籍・除籍区分は、再製の事由により設定内容を区別する。

申出再製制度により再製した場合：「4：申出再製原戸籍」とする。

成年後見制度により再製した場合：「3：再製原戸籍」とする。

申出再製制度発足前に成年後見制度による再製以外で再製した場合：「3：再製原戸籍」とする。

・保存年限について

戸籍・除籍区分が「3：再製原戸籍」の場合は1年保存の対象とする。

戸籍・除籍区分が「4：申出再製原戸籍」の場合は以下2通りとする。

I. 戸籍法第11条の2第1項の規定による再製の場合…80年

II. 戸籍法第11条の2第2項の規定による再製の場合…1年

※除籍を再製する場合、再製完了時点で除籍の保存年限が再製原戸籍の年限より下の場合は、除籍の保存年限を継続で活用する。

・再製をした際の戸籍特定の各種日付の設定内容については以下の内容に従う。

<戸籍の再製>

日 付	再製原戸籍	再製後の戸籍
編製日	変更なし	変更なし
改製日	変更なし	変更なし
回復日	変更なし	変更なし
消除日	再製した日	変更なし

<除籍の再製>

日 付	再製原除籍	再製後の除籍
編製日	変更なし	変更なし
改製日	変更なし	変更なし
回復日	変更なし	変更なし
消除日	変更なし	変更なし

・再製原戸籍中の在籍している個人の個人特定の個人除区分は「2：戸籍消除者」とする。

(在籍者以外は設定中の内容の通りとする。)

・統計において、「戸籍の再製・補完」(事件表 第2表)を計上する。

・統計において、「新戸籍編製」「戸籍全部消除」(事件表 第2表)は計上しない。

・統計において、「本籍数」「本籍人口数」(事件表 第3表)は計上しない。

再製により人の増減は発生しない。戸籍訂正により、人を増減させてから再製する。

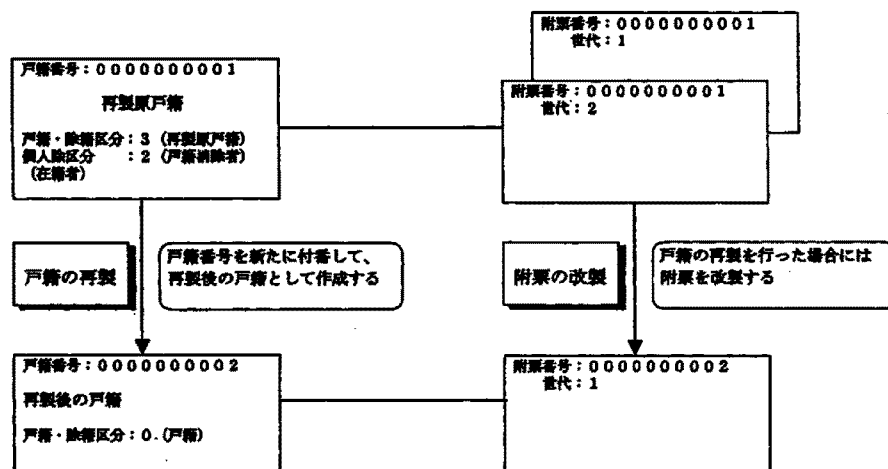
・受付ファイルは作成しない。

第7 2 (21)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		再製	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成14年12月18日	6.1	1-1/2

イ) 再製処理後の再製原戸籍、戸籍及び附票データの持ち方

- ・再製処理を行うことにより、再製原戸籍、戸籍及び附票データの関連は以下のようにする。
(但し、附票に関してはサンプル提示である。)

※申出再製制度発足以前に成年後見制度による再製以外で再製した場合または成年後見制度による再製をした場合のデータの持ち方の事例
申出再製制度による再製の場合は、上記事例における再製原戸籍の戸籍・除籍区分が「4：申出再製原戸籍」となる。



第7 2 (21)	システム処理の概要説明	作業名	作成者	作成日付	改訂日付	版	頁
		再製	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成16年3月1日	8	2/2

(2) 再製原戸籍の扱いに関して

ア) 画面表示

- ・システム上で再製原戸籍であることを認識が行えること。
- ・画面上に再製原戸籍と分かる表記がある、該当戸籍を選択すると再製原戸籍である旨のメッセージが表示される等

イ) 証明書・帳票の発行

- ・再製原戸籍の戸籍証明書としての発行は抑止する。
- ・再製原戸籍の戸籍事務専用帳票としての発行は可能とする。出力帳票を図1及び図2に示す。
- ・認証文については以下に示す。
 申出再製制度による再製原戸籍の場合：「これは、戸籍法第11条の2第1項（又は第2項）の規定による再製原戸籍の写しである。」（図1参照）
 申出再製制度以外による再製原戸籍の場合：「これは、再製原戸籍に記録されている全ての事項を出力したものである。」（図2参照）
- ・証明枠の左上の枠に「再製原戸籍」と印字する。
- ・一般行政証明として出力する場合、証明書右上の「事務専用帳票」及び管掌者コードが表示されるのは好ましくない。一般行政証明としてのレイアウトを次頁図3及び図4に示す。認証文は戸籍事務専用帳票と同様である。

ウ) 再製原戸籍の訂正

- ・訂正を行う・行わないかは自治体の判断による。
- ・訂正を行う場合は、履歴を残した訂正をする（訂正事項を付記する）。
- ・再製原戸籍訂正単独の受付ファイルは作成しない。

再製原戸籍 (1の1) 戸籍事務専用	
本 籍	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏 名	甲野 太郎
戸籍事項 0101 戸籍改製 0103 戸籍消除	【改製日】 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 【消除日】平成yy年yy月yy日 【特記事項】戸籍法第11条の2第1項の規定による再製につき消除
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】 【配偶者区分】
身分事項 0101 出 生	【略】
0102 婚 姻	【略】
	【略】

発行番号 zzzzzzzz

これは、戸籍法第11条の2第1項（又は第2項）の規定による再製原戸籍の写しである。
平成yy年yy月yy日

図1 申出再製制度による再製原戸籍（戸籍事務専用帳票）

再製原戸籍 (1の1) 戸籍事務専用	
本 籍	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏 名	甲野 太郎
戸籍事項 0101 戸籍改製 0103 戸籍消除	【改製日】 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 【消除日】平成yy年yy月yy日 【特記事項】再製につき消除
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】 【父】 【母】 【続柄】 【配偶者区分】
身分事項 0101 出 生	【略】
0102 婚 姻	【略】
	【略】

発行番号 zzzzzzzz

これは、再製原戸籍に記録されている全ての事項を出力したものである。
平成yy年yy月yy日

図2 申出再製制度以外による再製原戸籍（戸籍事務専用帳票）

第7 2 (21)	システム処理の概要説明	作業名	作成者	作成日付	改訂日付	版	頁
		再製	システム化調査研究会	平成10年 2月27日	平成14年12月18日	6.1	2-1/2

再製原戸籍 (1の1)	
本 籍	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏 名	甲野 太郎
戸籍事項 戸籍改製 戸籍消除	【改製日】 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 【消除日】平成yy年yy月yy日 【特記事項】戸籍法第11条の2第1項の規定による再製につき消除
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】 【配偶者区分】 【父】 【母】 【続柄】
身分事項 出 生	【略】
婚 姻	【略】
	【略】

発行番号 ZZZZZZ

これは、戸籍法第11条の2第1項（又は第2項）の規定による再製原戸籍の写しである。

平成yy年yy月yy日

東京都△△△△市長 東京 太郎

職印

図3 申出再製制度による再製原戸籍（一般行政証明書）

再製原戸籍 (1の1)	
本 籍	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏 名	甲野 太郎
戸籍事項 戸籍改製 戸籍消除	【改製日】 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 【消除日】平成yy年yy月yy日 【特記事項】再製につき消除
戸籍に記録されている者	【名】太郎 【生年月日】 【配偶者区分】 【父】 【母】 【続柄】
身分事項 出 生	【略】
婚 姻	【略】
	【略】

発行番号 ZZZZZZ

これは、再製原戸籍に記録されている全ての事項を出力したものである。

平成yy年yy月yy日

東京都△△△△市長 東京 太郎

職印

図4 申出再製制度以外による再製原戸籍（一般行政証明書）

第7. 2. (23)

不受理処分整理簿管理
(サンプル)

第 2 3 (1)	システム処理の概要説明	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		不受理処分整理簿	システム化調査研究会	平成19年3月 1日	平成 年 月 日	11	1/15

0. 前提

本仕様は不受理処分整理簿および不受理証明書の管理処理の一例を示すものである。

1. 【遵守】 不受理処分整理簿のレイアウト・出力項目

後述の不受理処分整理簿の帳票設計書・帳票項目一覧表を参照

2. 【遵守】 不受理処分整理簿用のファイル仕様書

後述のファイル仕様書の不受理処分ファイルを参照

<補足説明>

不受理処分整理簿中、受付ファイル中に存在しない項目は以下の4つ存在する。

①不受理処分決定年月日 ②届出年月日（受付ファイルの項目「受付日」と同一日） ③返戻年月日 ④不受理の理由

上記②を除く3項目に受領番号を加えた（受付ファイルとのリンク付用）4項目を格納するものが不受理処分ファイルである。

3. 【任意】 不受理処分レコード作成・修正方法

メーカーに一任とする。

4. 【遵守】 不受理証明書のレイアウト・出力項目

後述の不受理証明書の帳票設計書・帳票項目一覧表を参照

5. 【遵守】 不受理処分整理簿、不受理証明書の作成条件

受付ファイルの処分区分は「不受理」または「受理処分の撤回」であること。

6. 使用DB・ファイル一覧

名称	入出力区分
受付ファイル	入出力
不受理処分整理簿 ファイル	入出力

第 2 4 (8)	ファイル仕様書		主 管 課 名		頁 数
			シ ス テ ム 化 調 査 研 究 会		1/1
適 用 業 務 名			作 成 日 付	改 訂 日 付	版
戸 籍 (共 通)			平成19年 3月 1日	平成 年 月 日	11
ファイル名		メインキー項目	副次キー項目	媒 体	編成
レコード長					
不受理処分		受領番号		ディスク	DB
					400
No.	項 目 名	タイプ(桁数)	コード化の有無	繰り返し回数	備 考
1	受領番号	9(9)	無	無	
2	返戻年月日	9(8)	無	無	
3	不受理処分決定日	9(8)	無	無	
4	不受理の理由	K(123)	無	無	
5	予備	X(129)	—	—	

第5 6 (1)	新 帳 票 一 覧 表	作成者				頁数
		システム化調査研究会				1 / 1
運 用 業 務 名		作成日付		改定日付		版
証 明 等 に 係 る 業 務		平成19年3月1日				11
項 番	帳 票 名	規格	根拠法令	保存期間 (年)	オンライン バッチ区分	出力 サイクル
1	不受理処分整理簿	有	準則		オンライン	随時
2	不受理証明書	有	戸規66条		オンライン	随時

第5 6 (2)	帳 票 設 計 書	作成者		頁数
		システム化調査研究会		1 / 1
帳 票 名 称		作成日付	改定日付	版
不 受 理 処 分 整 理 簿		平成19年3月1日		11

1. 様式

- (1) A4版横
- (2) 出力項目及び様式は規定

2. 編集条件

- (1) 出力サイクル
随時
- (2) 編集内容
帳票項目一覧を参照

3. 運用関係

特になし

第5 6 (7)	帳 票 設 計 書	作 業 名	作 成 者	作 成 日 付	改 訂 日 付	版	頁
		不受理処分整理簿	システム化調査研究会	平成19年 3月 1日	平成 年 月 日	11	1/1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
平成 年 月 日 ページ																																																																																																			
不 受 理 処 分 整 理 簿																																																																																																			
不 受 理 処 分 決 定 年 月 日 受付番号 受理送付の区分 件 名 届 出 年 月 日 返 戻 年 月 日																																																																																																			
不受理の理由																																																																																																			
届出人(資格)																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
不 受 理 処 分 決 定 年 月 日 受付番号 受理送付の区分 件 名 届 出 年 月 日 返 戻 年 月 日																																																																																																			
不受理の理由																																																																																																			
届出人(資格)																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
不 受 理 処 分 決 定 年 月 日 受付番号 受理送付の区分 件 名 届 出 年 月 日 返 戻 年 月 日																																																																																																			
不受理の理由																																																																																																			
届出人(資格)																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
不 受 理 処 分 決 定 年 月 日 受付番号 受理送付の区分 件 名 届 出 年 月 日 返 戻 年 月 日																																																																																																			
不受理の理由																																																																																																			
届出人(資格)																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
不 受 理 処 分 決 定 年 月 日 受付番号 受理送付の区分 件 名 届 出 年 月 日 返 戻 年 月 日																																																																																																			
不受理の理由																																																																																																			
届出人(資格)																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			
()																																																																																																			

[illegible]

第5 6 (2)	帳 票 設 計 書	作成者		頁数
		システム化調査研究会		1 / 1
	帳 票 名 称	作成日付	改定日付	版
不 受 理 証 明 書		平成19年3月1日		11

1. 様式

(1) A4版横又は縦

(2) 出力項目は規定

2. 編集条件

(1) 出力サイクル
随時

(2) 編集内容
帳票項目一覧を参照

3. 運用関係

特になし

[illegible]

3 その他関連資料

(目 次)

- (1) 「民事行政審議会の答申について」
- (2) 「セットアップ部会検討結果報告書」
- (3) 「附票部会検討結果報告書」

民事行政審議会の答申について

法 務 省 民 事 局

1 法務大臣の諮問事項

電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する制度を導入することについて意見を承りたい。

2 審議会の日程

平成5年10月14日に第1回の会議を開催し、平成6年1月31日答申、この間4回にわたり会議を開催した。

3 答申の内容

(1) 電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する制度の導入について

電子情報処理組織（以下「コンピュータシステム」という。）を用いて戸籍事務を処理する制度を導入することは、相当である。

(2) コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する方式についての基本構想について

ア 戸籍事務を全国的に統一した内容及び方式により処理するため、市区町村長は、法務省が定める統一性確保のための基準に適合したコンピュータシステムを導入するものとする。

イ 戸籍事務のコンピュータシステムは、市区町村における他の事務に必要な戸籍情報を提供することができるものとするとともに、他の事務を処理するコンピュータシステムからはアクセスできないシステムとするものとする。

ウ 戸籍事務を処理するコンピュータシステムにおいては、自動審査機能及び自動記録機能を有するものとする。

(3) 戸籍情報の保全及び保護対策について

ア 戸籍情報の改ざんを防止するため、コンピュータシステム自体が不当

な手段による戸籍情報ファイルの更新を防止する機能を備え、戸籍事務担当者がパスワードを入力しない限り戸籍情報ファイルに変更を加えることができず、また、戸籍情報ファイルに痕跡を残さないでこれを変更することができない仕組みとする等、この点についての十分な対策を講ずべきである。

イ 戸籍情報の保全のため、市区町村長は、戸籍情報ファイルの万全なバックアップ体制を備えるべきものとし、これに加えて、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局にバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを送付し、監督法務局等がこれを保管し、障害に備えるものとするべきである。

ウ 戸籍情報の適切な取扱いを確保するため、市区町村長は、戸籍情報がコンピュータシステムに接続された電気通信回線を通じて第三者に知られることを防止し、かつ、戸籍情報が滅失・き損することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとするべきである。

(4) 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書について

ア コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する市区町村における戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明は、全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書を交付してするのが相当である。

イ 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書は、左横書きとし、アラビア数字を用いるものとし、その記録事項の表示方法についても、インデックスを設ける等の改善を図るべきである。

(5) コンピュータシステムの導入に関する基本方針について

ア コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入する市区町村長については、その申出に基づき、法務大臣が指定するものとし、当該指定は、官報に告示してするものとする。

イ 段階的に市区町村の一部の区域を定めて、当該区域に本籍を定める者の戸籍のみをコンピュータシステムを用いて処理することができるものとする。

(6) 移行について

ア 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、戸籍に記載されている事項のうち、新戸籍編製の場合に移記を要しない事項の入力を省略することができるものとするのが相当である。

イ 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、誤字・俗字を解消すべきである。

誤字・俗字を解消する場合には、誤字・俗字の正字への対応関係が明らかなものである場合を除き、事前又は事後に本人にその旨を告知するものとする。

ウ 移行作業を外部委託する市区町村長は、移行作業の従事者がその事務に際して知り得た事項を不当な目的に使用することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。

(7) その他

戸籍事務のコンピュータ化に際しては、戸籍の附票事務についても、同時にコンピュータ化を図るのが相当である。

民事行政審議会答申

第1 電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する制度の導入について

電子情報処理組織（以下「コンピュータシステム」という。）を用いて戸籍事務を処理する制度を導入することは、相当である。

（説明）

コンピュータシステムを用いて大量の情報を迅速かつ正確に処理することは、我が国の社会、経済の多くの分野におけるすう勢であり、市区町村においても、行政需要の増大と多様化に対応するため、住民基本台帳事務を始めとする各種業務の分野にコンピュータシステムを導入し、その一層の拡大が図られているところである。

このような状況の中で、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入することは、以下の観点からして相当であると考えられる。

(1) 行政サービスの向上

戸籍事務のコンピュータ化により、戸籍事務処理の迅速化及び正確化が図られることとなるため、国民の身分関係が速やかに、かつ、正確に公示されることが可能となるとともに、戸籍に記録されている事項等についての証明書の速やかな交付が可能となる。また、市区町村の支所又は出張所においても、端末装置を設置することにより本庁と同様のサービスの提供が可能となる。

このように、戸籍事務のコンピュータ化により行政サービスの向上が図られる。

(2) 戸籍事務処理の迅速性及び正確性の向上

戸籍事務のコンピュータ化により、コンピュータシステムが通有する情報処理の迅速性、正確性、自動処理性等の特性を活用することが可能となり、戸籍事務処理の迅速化及び正確化が図られることとなる。すなわち、コンピュータシステムにおける戸籍の「検索機能」により検索時間の短縮が図られ、「記録機能」により記録時間の大幅な短縮とより正確な戸籍の

記録が確保されることとなる。また、コンピュータシステムに「審査機能」を付加することにより審査事務的確性を確保することができることとなり、さらに、統計事務、報告事務等をコンピュータシステム化することにより戸籍事務処理全体としての効率化及び正確化が図られることとなる。

なお、帳簿のブックレス化により、戸籍及び除かれた戸籍の編綴作業や見出帳の記載作業がなくなり、戸籍事務処理の負担が軽減される。

(3) 関連事務処理の迅速性及び正確性の向上

戸籍事務のコンピュータ化により、戸籍事務と住民基本台帳事務、人口動態調査事務等のいわゆる戸籍関連事務との一元的な処理が可能となり、これにより、これら関連事務の大半を占める転記や点検の作業の迅速化及び正確化が図られるとともに、事務量の軽減が図られることとなる。

なお、この場合には、第2の2に記述するとおり、プライバシー保護及びデータ保護を図る必要がある。

(4) 戸籍情報の保全及び保護

戸籍事務のコンピュータ化については、プライバシー保護及びデータ保護の観点から、磁気データ化された戸籍情報の保全及び保護をいかに確保するかが重要な問題となるが、これについては、第3で記述するとおりの対応方策を講じることにより、その保全及び保護を図ることができ、コンピュータシステムの導入の障害とはならないものと考えられる。

第2 コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する方式についての基本構想について

- 1 戸籍事務を全国的に統一した内容及び方式により処理するため、市区町村長は、法務省が定める統一性確保のための基準に適合したコンピュータシステムを導入するものとする。
- 2 戸籍事務のコンピュータシステムは、市区町村における他の事務に必要な戸籍情報を提供することができるものとするとともに、他の事務を処理するコンピュータシステムからはアクセスできないシステムとするものとする。

- 3 戸籍事務を処理するコンピュータシステムにおいては、自動審査機能及び自動記録機能を有するものとする。

(説明)

- 1 戸籍事務処理の統一性の確保

戸籍は日本国民の身分関係を登録及び公証するものであり、その様式及び事務処理の内容は、民法、戸籍法、戸籍法施行規則等により厳格に規定され、戸籍事務は、国の事務として、全国的に統一した内容及び方式により処理されるべきものである。そのため、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する市区町村長は、統一性確保のために法務省が定める基準に適合したコンピュータシステムを導入するものとする。

- 2 戸籍情報と関連事務との関係

戸籍事務をコンピュータ化する場合は、市区町村における他の事務にも必要な戸籍情報を提供し、情報の一元化を図ることにより、他の事務の処理の正確化及び迅速化並びに事務量の軽減化に資することが望ましい。しかし、同時に、戸籍事務は国民の親族的身分関係を登録及び公証するものであり、国民のプライバシーにかかわる事務であるので、戸籍事務のコンピュータシステムを構築するに当たっては、他の事務を処理するコンピュータシステムから戸籍情報ファイルに自由にアクセスし、戸籍情報を自由に用いることなどを厳に防止する必要がある。

そこで、戸籍事務を処理するコンピュータシステムは、他の事務を処理するコンピュータシステムに、法令の規定に基づき必要とされる範囲のデータを提供するが、他の事務を処理するコンピュータシステムからは戸籍情報ファイルに直接アクセスできないシステムとするものとする。

- 3 審査機能及び戸籍記録機能

- (1) 戸籍事務を処理するコンピュータシステムにおいては、コンピュータシステムに自動審査機能を付加し、これにより戸籍事務処理の正確性を高めるべきである。すなわち、戸籍の届出事件の処理に当たっては、届出の内容をコンピュータに入力することにより、コンピュータシステムが当該届

出データの内容が民法、戸籍法等の法令に適合しているかどうかを審査し、これが法令に違反している場合はその旨を画面に表示するなど、可能な範囲において自動的に審査を行う機能を有するシステムとすべきである。(2) 現行の戸籍事務処理においては、戸籍の記載事務がその事務の相当の部分をお占めていることから、戸籍のコンピュータシステムにおいては、届出を受理するに際し入力された情報や既に戸籍情報ファイルに記録されている情報に基づき、可能な範囲において自動的に記録を行う機能を持つことにより、戸籍の記録の正確性を確保するとともに迅速化を図るシステムとすべきである。

第3 戸籍情報の保全及び保護対策について

- 1 戸籍情報の改ざんを防止するため、コンピュータシステム自体が不当な手段による戸籍情報ファイルの更新を防止する機能を備え、戸籍事務担当者がパスワードを入力しない限り戸籍情報ファイルに変更を加えることができず、また、戸籍情報ファイルに痕跡を残さないでこれを変更することができない仕組みとする等、この点についての十分な対策を講ずべきである。
- 2 戸籍情報の保全のため、市区町村長は、戸籍情報ファイルの万全なバックアップ体制を備えるべきものとし、これに加えて、監督法務局若しくは地方法務局又はその支局にバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを送付し、監督法務局等がこれを保管し、障害に備えるものとすべきである。
- 3 戸籍情報の適切な取扱いを確保するため、市区町村長は、戸籍情報がコンピュータシステムに接続された電気通信回線を通じて第三者に知られることを防止し、かつ、戸籍情報が滅失・き損することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとすべきである。

(説明)

1 戸籍情報の改ざんの防止

戸籍情報の改ざんの防止は、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度に対する国民の信頼を確保する上で最も重要な課題である。

- (1) 戸籍情報ファイルの改ざんは、コンピュータシステム内の戸籍情報ファイルの内容の不当な更新によって行うことが可能であるから、その最も有効な防止策は、システム自体が不当な手段による戸籍情報ファイルの更新を防止する機能を備えることである。そのため、市区町村の戸籍情報ファイルについては、端末装置を順次操作しなければ、これを変更することができない仕組みとすべきである。

具体的には、戸籍事務処理の手続に従い、届書の記載内容の入力、受理・不受理の処分決定、移記事項入力、校合指示という一連の手順を踏むことによって、初めて戸籍情報ファイルの内容が変更できる仕組みとすることが考えられる。

- (2) 新たな戸籍情報を戸籍情報ファイルに付加する校合事務については、その端末装置の操作者が正当な権限を有する者であることをコンピュータが確認した上でなければ、その処理ができない仕組みとすべきである。例えば、事前に登録されたパスワードによって、校合事務を処理する権限を有する者であることが確認されて、初めてその処理ができるものとするなどの措置を講ずることが相当である。

- (3) 戸籍情報ファイルの改ざんは、戸籍情報ファイルを構成するデータの一部を別のデータに差し替える方法によって行われることもあり得る。したがって、戸籍情報ファイルを構成するデータについては、当該データの変更、訂正等によりその差し替えをした場合には、その差し替えをしたことが明らかとなり、かつ、差し替え前のデータが変更、訂正等の経緯と共に必ず保存されることとすべきである。

2 市区町村及び監督法務局におけるバックアップ体制

- (1) 戸籍情報の重要性から、その保全のためのバックアップ体制は万全なものでなければならない。そのため、市区町村においては、万全なバックアップ体制を備えるべきであることは当然である。その方策として、市区町村長は、戸籍情報ファイルのほかに、必ず、別にバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを保有するものとすべきである。

(2) 現行のブックシステムにおいては、市区町村長は、戸籍の副本を監督法務局若しくは地方法務局又はその支局に送付し、監督法務局等がこれを保存することとされているが、コンピュータシステムを用いる市区町村長は、この副本に相当するものとしてバックアップ用の戸籍情報ファイルのデータを監督法務局等に送付し、監督法務局等がこれを保管することにより、市区町村の戸籍情報ファイルの障害に備えるものとすべきである。

3 戸籍情報の適切な取扱いを確保するための措置

戸籍情報の適切な取扱いを確保するため、戸籍事務を管掌する市区町村長は、戸籍情報がコンピュータシステムに接続された電気通信回線を通じて第三者に知られることを防止し、かつ、戸籍情報が滅失・き損することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとすべきである。

第4 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書について

- 1 コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する市区町村における戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明は、全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書を交付してするのが相当である。
- 2 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書は、左横書きとし、アラビア数字を用いるものとし、その記録事項の表示方法についても、インデックスを設ける等の改善を図るべきである。

(説明)

1 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書の交付

戸籍事務は、国民の身分関係を登録し、公証するものであるから、コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する場合には、戸籍及び除かれた戸籍の謄本、抄本並びに記載事項証明書の交付の制度に相当するものとして、戸籍に記録されている事項を証明した書面を交付する制度を設けるべきである。

証明書の種類は、戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した全部事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍に記録されている個人に関する事項の全部を証明した個人事項証明書並びに戸籍及び除かれた戸籍に記録

されている事項中の証明を求められた事項を証明した一部事項証明書とするのが相当である。

なお、戸籍の記録についての証明書を請求する場合の方法等は現行の戸籍の謄本等を請求する場合のそれ（戸籍法第10条及び戸籍法施行規則第11条参照。）と、また、除かれた戸籍についての証明書を請求することができる者及びその請求をすることができる場合等は現行の除かれた戸籍の謄本等を請求する場合（同法第12条の2，同規則第11条の2及び第11条の3参照。）と同様とするのが相当である。

2 戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書の様式

コンピュータシステムにより戸籍事務を処理する方式の下では、戸籍は、コンピュータの電磁的記録として保存されることになるから、その記録事項の証明書の様式も、現行の謄抄本のそれにとらわれず、より分かりやすく見やすいものとすべきである。

現在の戸籍の謄本及び抄本は、いずれも、縦書きであり、これに使用される文字のうち年月日は壱，貳，参，拾の漢数字を用いるべきものとされている。しかし、近時の社会のすう勢にかんがみ、コンピュータシステムによる戸籍及び除かれた戸籍の記録についての証明書については、その様式を左横書きにし、併せてそれらに表示する数字もアラビア数字を用いるものとすべきであり、その記録事項の表示方法についても、当該記録事項のインデックスを設ける等の改善を図るべきである。

第5 コンピュータシステムの導入に関する基本方針について

- 1 コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入する市区町村長については、その申出に基づき、法務大臣が指定するものとし、当該指定は、官報に告示してするものとする。
- 2 段階的に市区町村の一部の区域を定めて、当該区域に本籍を定める者の戸籍のみをコンピュータシステムを用いて処理することができるものとする。

（説明）

1 コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する市区町村長の指定

コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理することについては、国民の社会生活に深くかかわっている戸籍事務の処理の方法の大きな変更であることから、市区町村長が導入しようとするコンピュータシステムが法務省の定める基準に適合するかどうか、戸籍情報の保全及び保護対策が採られているかどうか等を審査した上で、これを導入する市区町村長を国民に対して明確に公示する必要がある。

そこで、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度を導入する市区町村長については、その申出に基づき、法務大臣が指定するものとし、当該法務大臣の指定は、広く一般国民に対して公示する意味で官報に告示してするものとする。

2 市区町村の一部の戸籍のコンピュータ化

コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理するについては、市区町村のすべての戸籍事務を一律に処理することが理想であり、これを原則とするが、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理する制度への移行には、相当な費用と期間を要することが見込まれるため、段階的に市区町村の一部の区域を定めて、当該区域に本籍を定める者の戸籍のみをコンピュータシステムを用いて処理することができるものとする。

第6 移行について

1 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、戸籍に記載されている事項のうち、新戸籍編製の場合に移記を要しない事項の入力を省略することができるものとするのが相当である。

2 移行に際しての戸籍情報ファイルの作成においては、誤字・俗字を解消すべきである。

誤字・俗字を解消する場合には、誤字・俗字の正字への対応関係が明らかなるものである場合を除き、事前又は事後に本人にその旨を告知するものとする。

- 3 移行作業を外部委託する市区町村長は、移行作業の従事者がその事務に際して知り得た事項を不当な目的に使用することを防止するため必要な措置を講じなければならないものとする。

(説明)

- 1 移行する事項の範囲

移行のための戸籍情報ファイルの作成作業は、膨大な労力と経費を要する。移行を能率的に実施し、現行法の下での新戸籍を編製する場合との整合性を図るため、戸籍に記載されている事項の全部の入力を要せず、その事項のうち新戸籍編製の場合に移記を要しない事項の入力を省略することができるものとするのが相当である。

- 2 誤字・俗字の解消

移行のための戸籍情報ファイルの作成作業に際しては、氏名についての誤字・俗字を解消して正字に引き直すものとするのが相当である。

誤字・俗字を解消する場合には、何らかの方法で事前又は事後に本人にその旨を告知するのが相当ではあるが、一方、コンピュータ化に際しては、この処理が多量に、かつ、同時期に実施されることになる。そこで、市区町村長が誤字・俗字を解消する旨の周知のための広報活動を十分に行う場合において、誤字・俗字である文字がその対応する正字に訂正されることが、一般人の常識をもって判断した場合に明らかであるときには、本人がその旨を知ることができるから、本人に対する個別の告知を要しないこととして差し支えないものとするのが相当である。

- 3 外部委託の場合のプライバシーの保護

移行のため戸籍情報ファイルを作成する作業は、相当規模の作業人員を必要とするものであることから、移行作業のうち外部委託になじむものについては、これを外部委託によって処理する必要があるが、この場合には、プライバシー保護についての必要かつ十分な措置が採られなければならない。

そのため、市区町村長は、移行作業を外部委託しようとするときは、移行作業の従事者がその事務に際して知り得た事項を不当な目的に使用すること

を防止するため必要な措置を講じなければならないものとすべきである。その方法としては、市区町村長は、プライバシー保護のため、受託業者に、戸籍データの保管の施設及び体制、移行作業の場所及び体制等を適正なものさせるとともに、秘密保持義務を課した上、これに違反した場合の責任を明確にするなどの十分な措置を講ずべきである。

第7 その他

戸籍事務のコンピュータ化に際しては、戸籍の附票事務についても、同時にコンピュータ化を図るのが相当である。

(説明)

戸籍事務のコンピュータ化に際しては、市区町村における事務処理全体の合理化の観点から、戸籍事務に密接に関連する戸籍の附票事務も、同時にコンピュータ化を図るのが相当と考えられる。

戸籍コンピュータ化調査研究会

セッティング部会

検討結果報告書

平成 4 年 度

財団法人 民事法務協会

※※※※ 目 次 ※※※※

はじめに	1
第1 戸籍事務をコンピュータにより処理するに当たっての移行の方法について	
1 はじめに	2
2 移行の方法	2
3 改製方式、再製方式及び第三方式の各移行方式の比較	
(1) 各方式の比較	3
4 改製方式、再製方式及び第三方式による作業工数について	
(1) 作業工程について	8
(2) 作業工数について	9
5 改製方式、再製方式及び第三方式の検討結果	11
(1) 現行の戸籍との整合性について	12
(2) 移行経費について	12
(3) 市区町村の職員が行う作業の軽減の問題について	13
7 結論	13
8 移行作業に係る提言	14
第2 戸籍事務のコンピュータ化に伴うシステム認容申請手続について	
1 はじめに	15
2 システム認容申請手続について	
(1) システム認容申請手続の方法	15
(2) システム認容申請手順	16
(3) システム認容申請手続における問題点	17
第3 移行作業期間中のデータ保護及びプライバシー保護	
1 はじめに	19
2 データ保護・プライバシー保護のための遵守事項	20
(1) 委託業者の全般に係る事項	20
(2) 受託業者以外の第三者に係る事項	20
(3) データの管理・保管に係る事項	21
(4) データ等の授受・運搬に係る事項	21
(5) 戸籍データ作成に係る事項	21
(6) 受託業者の契約違反に伴う措置に関する事項	22
(7) その他	22
第4 外字の取扱いについて	
1 はじめに	23
2 誤字・俗字の解消	23
3 外字の対応方法	24
(1) 外字の対応ができない場合の取扱	24
(2) 外字の管理及び統一化	25

- 「各方式の比較表」 別 紙 (1)
- 「作業方式別作業工程図」 別 紙 (2)
- 「移行作業工数比較表」 別 紙 (3)
- 「システム認容申請手順」 別 紙 (4)

はじめに

戸籍事務のコンピュータ化については、昭和60年から戸籍事務コンピュータ化調査研究会（以下「研究会」という。）が組織され、戸籍事務をコンピュータによって処理することとした場合の種々の問題点についての調査研究が進められてきているところである。

この研究会による調査研究は、各年度ごとに文書によって報告されており、平成元年度に、それまでの成果を集大成した「戸籍事務を電子情報処理組織により処理することとした場合における設計・製造及び運用についての調査研究報告書」が提出され、この報告書において、戸籍事務にコンピュータを利用すれば、現在よりも能率的・合理的な処理が可能であるとの一応の結論が示された。この結果に基づいて、平成2年度から市区町村が将来戸籍事務にコンピュータ・システムを導入する場合に遵守すべき最小限の仕様・条件を定めた「基準書」の作成に取り組んでいる。「基準書」は、すでにその一部が完成し、残りの部分も近く完成する見込みである。また、豊島区の協力を得て、「基準書」の既に完成した部分についてその実用性を検証する作業（戸籍パイロット・システム）を開始している。

上記のとおり、戸籍事務のコンピュータ化の調査研究については、ほぼ最終段階にさしかかっており、研究会としては「基準書」の作成と並行して、現行の戸籍（簿）の移行作業の実施方法、戸籍情報システム（パッケージソフト）等の認容手順、移行作業におけるデータ保護・プライバシー保護の問題等について、検討する必要があるとされた。

そのため、研究会の下に「セットアップ部会」を設け、移行作業及びシステム認容手続における問題点の分析を行い、具体的な事務処理の方法、問題点の解決方法及び今後の課題等について検討するとともに、研究会における「基準書」及び法務省の「移行要領」等のための資料を提供することとされたものである。

今回、これらの検討結果を取りまとめたので、「セットアップ部会検討結果報告書」として提出する。

第 1 戸籍事務をコンピュータにより処理するに当たっての移行の方法について

1 はじめに

戸籍事務をコンピュータによって処理する場合には、戸籍（簿）をはじめとした既存の戸籍関係諸帳簿に記載されている事項を、コンピュータの磁気記録媒体に移し替える作業が必要かつ不可欠となる。このための一連の作業を移行という。

本部会では、昭和 63 年度の「戸籍事務を電子情報処理組織により処理することとした場合における現行戸籍簿等の移行及びプライバシー・データ保護についての調査研究報告書」を前提に、より具体的な移行の方法及び問題点の再検討を行った。

昭和 63 年度の報告書においては、戸籍に記載された身分事項等について、従前どおりの文書形式により移記して処理することを前提としていたが、その後の戸籍コンピュータ化調査研究会において、コンピュータ化に際しては、審査機能との関連などから身分事項等を各要素に分解し、項目化することが適切であるとの結論に達したため、これを前提に再検討を行ったものである。

2 移行の方法

戸籍は、日本人の身分関係を登録・公証するものであり、そこには、出生をはじめ婚姻、縁組等「人の身分」に関する様々な情報が登録されている。これらの戸籍データをどの範囲でコンピュータの磁気媒体へ移し替えるかについては、移行の効率化及び移行後の戸籍のあり方等を考慮した上で、慎重に決定されなければならない。

市区町村においては、戸籍事務のコンピュータ化に伴って、現存の戸籍等に記載された膨大なデータを短期間に移行する必要があるが、また、それに要する経費も非常に高額となることが予想される。この点は、今後、戸籍事務のコンピュータ化を望む市区町村にとっては、避けられない問題であり、その方式のいかんは、戸籍事務のコンピュータ化の拡大を左右しかねない重要な問題であると考えらる。

現在の戸籍事務においては、戸籍（簿）に記載されている内容を新しい戸籍用紙に移し替える場合の取扱いとして、改製の手続による場合（戸籍法第128条）と再製の手続による場合（戸籍法第11条）の二つの方式が規定されている。

戸籍法上、改製とは、戸籍（簿）の様式が法律又は命令に基づき改められた場合に、従前の規定による様式で編製されていた戸籍を新しい様式に改めるための編製替をいい、また、再製とは、戸籍（簿）が滅失の虞れがある場合、あるいは滅失した場合に、戸籍を元の状態に再現するための編製替をいう。

ところで、昭和63年度の報告書においては、前述の改製方式と再製方式のほか、第三の方式として、除籍された者の事項を除き全部の事項をそのまま移記する、いわゆる在籍者再製方式（以下「第三方式」という。）が提案されている。そのため本部会においては、以上の三つの方式について、そのメリット・デメリットを比較検討することとした。

3 改製方式、再製方式及び第三方式の各移行方式の比較

(1) 各方式の比較

今回検討した各方式の異同について項目別に比較したのが、別紙(1)「各方式の比較表」である。

① 基本的内容について

各方式の法律上の根拠については、前述のとおり、改製方式及び再製方式については現行の戸籍法によって規定されており、これらは過去の法改正等に伴う改製作業あるいは滅失等に伴う再製作業等により、現実の戸籍実務において運用されてきている方法である。しかし、第三方式については、過去に実施された経緯がなく、まさに今回の戸籍事務のコンピュータ化のための便宜的な方法として検討されているものである。

すなわち、改製方式及び再製方式は、現行の法制度において対応することが可能であるが、第三方式を採用した場合は、別途このための法律的裏付け（法改正）が必要となる。

② 移記前の原本（戸籍）の取扱いについて

移記前の原本（戸籍）の保存期間については、改製方式とした場合は、

過去に改製が実施された際の取扱いから推測して、50年ないし80年の期間となると考えられる。再製方式による場合は、原則として現行の戸籍（簿）をそのまま移記することから、10年間の保存とされている。また、第三方式の場合は、除籍者を除いた全ての事項が移記されるが、基本的には現在の戸籍（簿）の一部が移記される点において再製方式と異なり、改製方式と同様な取扱いとなるものと考えられる。

今後、コンピュータ化を実施する市区町村においては、前述の保存期間は依然として移記前の原本（戸籍）を保管しなければならないことから、この保存期間の長短は、市区町村の保管スペースの確保などこの保管のための負荷の面において大きな問題となると思われる。

しかしながら、現在の除籍簿の保管においては、マイクロフィルム等により管理することが認められていることから、保管スペースの問題はある程度解決されている問題と考える。

③ 移記後の原本（戸籍）の取扱いについて

各方式による移記により、どのような形で戸籍がデータベース化されるかについては、できあがった戸籍の整合性の問題があり、相当に重要な要素となる。

改製方式によれば、移記される事項は戸籍法施行規則第37条、39条に規定された事項に限定され、従前の戸籍（簿）に記載されている事項が、現行の記載例に対応していない場合は、現行の記載例に引き直して移記される。また、追完・訂正事項については、原則として身分事項欄等に反映させた上で移記されることから、最も整理された形での戸籍となる。

再製方式によれば、原則として従前の戸籍（簿）に記載された全ての事項をそのまま移記することとなるため、戸籍（簿）によっては現行記載例に対応しない記載例が存在するが、改製方式と同様に、現行の記載例に引き直して移記することが認められている（昭48.11.17民二第8522号通知）。しかし、移記される事項は、従前の戸籍（簿）に記載された全ての事項を移記することが原則であるため、改製方式以上に項目化が対応できない部分が発生する可能性がある。

第三方式については、従前の戸籍に記載された事項のうち、除籍者以外の事項について、原則として全ての事項を移記することから、再製方式と同様の問題点が存在する。また、除籍者が離婚によるものである場合は、当該配偶者は除籍されているため移記の必要がないが、他方の配偶者の身分事項欄には、依然として婚姻・離婚事項が残ること等、戸籍の整合性が問題となる。はたして第三方式によりできあがった戸籍について該当住民等の理解が得られるか疑問であり、これが大きな問題となる可能性があるだろう。

④ システム上の問題点について

移記されたデータベースを基に、コンピュータ稼働後は処理を進めていくこととなるため、コンピュータに記録されるデータ量は増加の一途をたどることが予想される。そのためには、当初のデータ量は最小限のもので運用をスタートすることが望ましく、このことは導入するコンピュータの容量・機種を決定する上でも重要な要素となるものと考えられる。

改製方式では、戸籍法施行規則第37条、39条に基づく事項のみを移行すれば足りることから、移記事項が限定されデータ量が減少する。一方、再製方式では、原則として現行の戸籍（簿）に記載された事項の全てを移記することとなることから、データ量は相当大きなものとなると考えられる。また、第三方式では、除籍者のデータが移記されないことから、ある程度のデータを減少させることができ、データ量的には、改製方式と再製方式の内側の再製方式に近いところに位置するものと思われる。

さて、戸籍事務コンピュータ化のシステム開発において、特記されるものとしては、そのシステムで審査機能を付加した点が挙げられる。これは、市区町村が総合窓口制を採用する場合が増加し、戸籍事務に関する専門的な知識を有する職員の確保が非常に難しくなっていることから、基本的なチェックをコンピュータに行わせようとするものである。例えば、離婚による女性の待婚期間の確認、婚姻における婚姻適齢の確認等である。これらの審査機能を活用するためには、従前の記載事項を

データベースとして保有していることが前提となるが、改製方式による場合は、移記事項が現に効力を有する事項のみとなることから、稼働後の一定期間においては、この機能が効果を発することができないことが生ずる。

ところで、移行作業は、戸籍のデータ量が膨大であることから、その作業は相当長期間に及ぶものと考えられ、移行期間中に発生する事件に係る戸籍データ（以下「異動データ」という。）については、再度入力することが必要となる。本来の改製方式によれば、従前のデータをいったんデータベース化した場合であっても、これらの異動データの入力も、稼働日の時点において整序され、改製した形とすることが望ましいが、現実問題として市区町村においてはこの追いかけ処理が不可能であると思われる。そこで、移行期間中の異動データについては、当該戸籍内に除籍者が生じている場合であっても、例外的に追加入力の処理ができるとする取扱いが認められれば、それらの異動事項がデータベースとして戸籍内に存在することとなり、審査機能の活用に質することも可能となると考える。

なお、第三方式において移行期間が6カ月以上かかる場合は、審査機能における待婚期間の審査について、移行期間中に待婚期間が満了してしまうことから、移行開始時までの離婚等の事項がデータベースに移記されていても審査機能に活用できないこととなる。

⑤ 住民関係について

戸籍事務のコンピュータ化及び移記された戸籍データベースについては、地域住民としても大きな関心を寄せることが想定される。

これは「私の戸籍」という概念で示されるように、国民の感情論として戸籍が国の文書であるという意識よりも、当該国民個人のための文書と意識されるものとして存在してきていることを否定できないことによる。そのため、今回の戸籍事務のコンピュータ化に伴っても、どの程度の身分事項を移記し、どのような戸籍とするかは慎重に検討しなければならないものと思われる。

改製方式によれば、必要最低限の移記事項に特定され、戸籍の整合性

が確保される点において、住民感情的なトラブルは少ないと考えられるが、再製方式又は第三方式による場合には、現在戸籍の全て又は現存者の身分事項がそのまま移記されるため、依然として離婚歴が残る等により、地域住民の理解を得られるか、また、戸籍の整合性を説明し得るかが懸念される。

また、移記前の戸籍（簿）について、その謄抄本等の証明書（以下「証明書等」という。）の請求がどの程度発生するかの問題がある。

再製方式の場合は、原則として全ての記載事項が移記され、また、移記前の原本（戸籍）は戸籍原本としての効力を失っているため、原則として証明書等の発行には応じられないこと等から、その請求は数少ないものと思われる。改製方式の場合は、移記事項が整理された形となる反面、相続における従前戸籍の確認などのために改製原戸籍とされる移記前の戸籍の証明書等の請求が相当程度なされることが考えられる。また、第三方式の場合は、改製方式による場合よりは減少すると思われるが、同様な趣旨から、相当程度の請求がされるものと予測される。

しかし、そもそも今回の移行作業は、記載内容の項目化を前提としていることから、再製といっても従前の文書形式による記載内容と著しく異なる形式となるため、再製の場合であっても移記前の原本の証明が求められることが考えられ、はたして各方式によりどの程度の差が発生するかは予測し難いものがある。

⑥ 移行用戸籍データの作成について

現行の戸籍（簿）に記載されたデータを移行するためには、パンチ入力を容易にし、入力によるミスを極力減少させる必要があるため、現在の戸籍に記載された事項を入力し安いように加工し、移行のための戸籍データを作成する必要がある。また、今回の戸籍事務のコンピュータ化に際しては、従前の文書形式による記載事項を各項目に分解し入力することを前提としているため、この項目化のためのコーディング作業が必要不可欠である。

移行用の戸籍データ作成に関しては、移行作業のコスト面及びその正確性の確保が大きな要素となる。

戸籍データのパンチ入力については、そのデータ量が減少すればパンチ入力の量が減少するため、結果的には入力によるミスも減少することが考えられる。この点に関しては、改製方式が最も効果的であるが、次の問題点が考えられる。

改製方式によれば、除籍された者及び在籍者の身分事項のうち、移記不要事項及び追完・訂正事項の身分事項への反映等についての判断及びこれに伴うマーキングが必要となり、再製方式によれば、改製方式による場合のような移記不要事項の見極め、マーキングは不要であるが、市区町村長限りの職権訂正事項についてはマーキング等が必要となり、また、第三方式によれば、在籍者についての訂正・追完事項については、内容によって身分事項に反映すべきものが存在するため、その判断及びマーキングが必要となる。

前述の移記不要事項の見極め及びマーキング作業は、戸籍の専門的知識を必要とすることから、市区町村職員が行うこと、あるいは移行作業を行う業者が独自に戸籍についての知識を有する要員を確保する必要がある。

市区町村職員が行うこととした場合は、通常事務を処理しつつ当該事務の処理を進める必要があり、また、これができない場合は別途人員を確保する必要があるなど、市区町村が負担を負うことが問題となる。

一方、業者が要員を確保して行うこととした場合は、現実に適切な要員の確保が可能であるのかといった問題のほか、この専門知識を有する要員を確保するための移行経費の増加が考えられる。

以上のように、この入力不要部分のマーキング及び項目化のコーディング作業は、移行作業における経費面及び市区町村にかかる負担の点から、どの方式によるかを決定する上で重要なポイントであると思われる。

4 改製方式、再製方式及び第三方式による作業工数について

(1) 作業工程について

各方式による作業工程については、おおむね別紙(2)「作業方式別作業工程図」のとおりであると考えられる。

一般的な移行作業の実施に当たっては、移行すべき戸籍（簿）の特定の

ための事前準備として戸籍（簿）の点検及び入力データ作成のためのコード番号付け，入力用原票（移行用戸籍データ）の作成，従前の記載事項の見極めと項目化するためのマーキング及びコーディング，項目化後のデータに基づくパンチ入力，パンチ入力されたデータの照合及び修正，移行期間中の異動データの反映及び最終確認を行った上での納品という工程を踏むものと考えられる。

なお，ここで示したそれぞれの作業工程は，一般的に想定される一例として示したものであって，今後，市区町村が実際に移行作業を実施する際には，これとは異なる工程により行われることも当然にあり得るものと思われる。

別紙(2)のとおり，各方式により工程そのものには大きな差はないと思われるが，前述のとおり，従前の記載事項の見極めと項目化するためのマーキング及びコーディングの作業において，各方式により若干の相違が生ずるものと考えられる。

(2) 作業工数について

各方式によるメリット・デメリットを検討する上で，移行作業に係る経費の差がどの程度発生するかについては，実際にコンピュータを導入しようとする市区町村にとっては，最も関心があることであろう。

そこで，本部会においては，参加したセットアップメーカーに，実際の移行作業を前提に各方式による工数の積算依頼を行い，その結果を踏まえて検討することとした。各メーカーからの報告を集計した結果は別紙(3)

「移行作業工数比較表」のとおりである。なお，この調査を依頼する際に示した前提条件は次のとおりである。

7) 自治体作業レベルは，複写作業の立会い事務と検査作業の最終確認事務のみとし，メーカーにおいて，精度の高いデータを作成するものとする。

4) 戸籍人数割合は，1戸籍2.8人とする。

9) 改製による入力不要部分の発生割合は，1割とする。

1) その他算出基礎は，昭和63年財団法人民事法務協会の報告書による。

なお，この集計表は各メーカー単位で各方式を比較することを目的とす

るものであって、メーカー間における作業工数は各メーカーの作業方法及び各作業に対するウエイトの置き方等がそれぞれ異なるため、各メーカー間での比較は適当でない。また、メーカーに対する積算依頼は、10,000戸籍と100,000戸籍とについて行い、この双方についての報告を受けたが、結果的に10,000戸籍と100,000戸籍との間においてはその数の差によるもののほかは、各方式においても格別の相違点も存しなかったことから、この報告書では10,000戸籍による比較を紹介するに留めることとした。

① 各メーカーの作業工数の比較

各メーカーによる工数の積算については、メーカー各社の移行作業におけるノウハウが加味され、また、各メーカーが具体的に想定する処理工程が異なり、これを事前に同一のものとして特定することが困難であったため、工数積算の前提が不明確となる点があったが、各メーカーにおける各方式による相違点を知るという点においては、ほぼ目的を達成できるものであると考えられる。

各方式による作業工数の比較は、A社を除き、改製方式が最も少なく、次いで第三方式、再製方式の順となっている。また、A社は第三方式が最も少なく、次いで改製方式、再製方式の順となっている。

これは、A社とその他社との間の移記不要部分のマーキング作業、マーキング作業により移記すべき事項が特定された後の項目化作業、入力作業及び確認作業のウエイトの置き方の差による工数の増減によるものと考えられるが、A社を含めても工数的には各社とも各方式による相違には大きな差は存在しない結果となっている。

② 各方式による移行経費の比較

今回の調査においては、工数のみの比較とし、実際の移行経費による比較は行わなかった。これは、移行経費額が提示されることにより、当該経費額がひとり歩きをすることを避けるため、あえて行わなかったものである。しかしながら、各作業区分毎における工数が実数で明示されていることから、移行経費額は各作業に従事する者の単価を設定すれば、容易に積算できるものであろう。

実際に経費を積算し、各方式を比較した場合には、入力データの不要

部分のマーキング作業には戸籍の専門的知識を要することから、経費積算の上で大きな影響力があるものと思われる。その結果、改製方式による場合はマーキング作業のウエイトが大きいことから、実際の経費額による比較では、改製方式による場合の経費が増加し、再製方式による場合はマーキング作業はほとんどないことから相対的に経費額は減少するものの、データ量が多いことから入力作業及び確認作業による経費並びにシステム稼働後のファイル容量の増に係る経費が増加するものと考えられる。

改製方式と第三方式との比較においては、作業工数に大きな差がなく、マーキング作業のウエイトからして、現実の経費額では第三方式によることが最も安価となるものと思われるが、改製方式との間ではそれほどのかい離がないものと見込まれる。

5 改製方式、再製方式及び第三方式の検討結果

移行作業の方式の決定については、各方式のメリット・デメリットを比較し、総合的に最も適当と思われる方式を検討する必要がある。今回検討した各方式については、前述のとおり、その比較項目ごとにそれぞれメリット・デメリットが存在し、一概にその結論を導き出すことは容易ではなかった。しかし、移行作業に当たっては、各市区町村が望むそれぞれ異なった方式により処理することは適当でなく、統一化される必要がある。そこで、この報告書では、検討の経緯を踏まえ一応の結論を提示することとする。

どの方式を採用するか判断基準としては、次の事項が挙げられる。

その第一は、現行の戸籍（簿）との整合性の問題である。コンピュータ化後の戸籍は、戸籍事項及び身分事項の項目化を前提としている。これを踏まえた上で現行戸籍との整合性を検討する必要がある。

第二は、移行の経費の問題である。いわゆるバブル経済の崩壊後、市区町村においては税収が大幅ダウンするなど、移行経費の節減は重要な課題である。

第三は、市区町村の職員が行う作業の軽減の問題である。市区町村にとっては、この移行作業のための職員を特別に確保することは困難であり、現行の職員での対応を前提としないことによる。

(1) 現行の戸籍との整合性について

改製方式は、法律的な裏付けがあり、過去の法改正等において実施されている方式であり、戸籍の整合性を論ずる上では、最も問題のない方式論であると考えられる。また、3-(1)-④で提案した移行期間中の異動データについて追加入力の方法が認められた場合は、結果的にコンピュータ処理がスタートした時点では、稼働日現在による改製戸籍となっていないが、これは移行処理上やむを得ないことであって、このことが改製方式の適否を左右するものではないと考える。

再製方式についても、法律的な裏付けがあり整合性を論ずる上では問題はないと考えられるが、旧記載例について、項目化が困難なものが発生することも考えられ、この点をいかに解決するかの問題点が存する。

第三方式については、戸籍事務のコンピュータ化のために提案された経費節減及び市区町村職員の負担軽減のための新しい方式であり、当然のことながら法律的な裏付けは存在しない。この方式を実現するためには、戸籍法上新たな戸籍の移行方式として立法する必要がある。しかし、コンピュータ化のための移行方式として、経費節減あるいは市区町村職員の負担を軽減する目的のみということではたして国民に容認されるかという点については、戸籍の整合性の上で問題点を多く含んでいることから疑問が感じられる。既述のとおり、離婚歴がある場合に離婚した配偶者が除籍されているため移記されないにもかかわらず、身分事項欄には、婚姻事項及び離婚事項が移記されることなど、少なからず問題を抱えている。

(2) 移行の経費について

今回調査した別紙(3)「移行作業工数比較表」においては、各作業項目の内容及びメーカーごとの方法及び技術が異なり、また、メーカーと市区町村との作業分担のウエイトの置き方が統一されていないため、一概に結論を導き出すことは困難である。

しかし、工数的には、再製方式はデータ量が減少しないことから最も工数が増加し、改製方式及び第三方式は、ほとんど差が生じていない結果となっている。また、この結果は実際の経費により積算されたとしても方法論の決定を左右するほどの大きなかい離が生ずるものとは考えられないで

あろう。

(3) 市区町村の職員が行う作業の軽減の問題について

戸籍事務のコンピュータ化に関しては、その移行すべきデータが膨大であり、通常事務と並行して移行作業を行う必要があることから、市区町村職員の負担を極力軽減する方策を検討する必要がある。

移行作業における市区町村職員の負担は、移行にたずさわるメーカーの技術及び方法により異なる結果となっている。改製方式によれば、マーキング作業に戸籍の知識を有する要員が必要となるが、移行業者においてこの手当てがされることが予定されており、このことを前提として、それぞれの方式により大きな差は生じていない。

7 結論

戸籍事務のコンピュータ化は、市区町村にとって一大事業であり、地域住民に及ぼす影響も非常に大きなものである。この点を認識するならば、ただ単に移行のための経費節減及び市区町村職員の負担軽減ということのみで結論に到達することは、必ずしも相当ではないであろう。

市区町村としては、戸籍事務のコンピュータ化がスムーズになされるよう最善の方法を検討するとともに、その処理体制を確保することが重要であり、責務であると考ええる。また、コンピュータ化をひとつの契機として、従前の戸籍を整理し、整然とした戸籍を作り上げることも、将来、戸籍制度を運用していく上で重要な意味を有するものと考ええる。

部会における検討では、最終的に改製方式あるいは第三方式によるべきかが論議されたが、経費の問題、戸籍の整合性の問題、コンピュータ化による戸籍の将来の運用の問題からして、移行作業の方式は、改製方式によるのが適当であるとの結論に達した。

また、改製日をどの時点とするかについては、従前の戸籍（簿）を凍結した日、あるいは、個々の戸籍（簿）の移行が完了した日とする等の意見も出されたが、コンピュータ稼働日（官報に告示された日）とするのが最も適当であると考ええる。

なお、各方式の検討途中において提言された第三方式を指示する理由を次に付言する。

第一に、改製方式による場合は、移記不要事項の見極めが非常に大きな事務量となり、その結果、市区町村の負担が増加すること。

第二に、移記不要事項の見極めが専門的知識を必要とされることから、移記事項にミスが発生する可能性が高いこと。

第三に、移行期間中の異動データの追いかけ処理について、本来の改製戸籍とするためには、一端データベース化した事項も移記不要部分の見極めを行った上で再入力する必要がある、現実的にはその処理が不可能であること。

第四に、改製方式によれば、データベース化されたデータ量が少ないため、コンピュータによるシステム審査機能を活用できないこと。

等である。

8 移行作業に係る提言

本部会においては、移行作業方法として改製方式によるのが相当であるとの結論に達したが、前述のとおり第三方式を指示する意見があったことも事実である。そこで、本部会としては、改製方式によるデメリットを解決する方策等について検討する必要があると考え、次の事項を提言する。

- 7) 市区町村職員の負担軽減のため、移記不要事項の見極め作業を移行メーカーが責任をもって処理できる体制を確保すること。
- 8) 移行期間中の異動データの入力に関しては、改製方式による場合も、いったん移記されたデータに追加入力を行うという便宜的な処理を認めること。
- 9) 改製原戸籍については、戸籍事項欄に改製による除籍事項の記載が必要となるが、稼働日現在で大量の処理を必要とするため、欄外にこの旨記載する等の便宜的な方法を検討すること。
- 10) 改製原戸籍の保存方法については、従前どおりの紙による場合、マイクロフィルムによる場合等が考えられるが、今後、光ディスク等による場合も想定できることから、その可否について検討すること。

第2 戸籍事務のコンピュータ化に伴う システム認容申請手続について

1 はじめに

市区町村が戸籍事務をコンピュータによって処理しようとする場合は、その事務が国の機関委任事務であることから、監督法務局との連絡・調整を密にし、統一的に手続が行われるよう配慮する必要がある。

戸籍事務は性質上国の事務であり、全国统一の方式により処理されなければならないものであるから、理想をいえば、戸籍情報システム（以下「システム」という。）も、全国の市区町村が同一のハードで、同一のプログラムを用いることが望ましい。しかしながら、今日多くの市区町村においてOA化が進められ、大規模な市や区にあっては、ホスト・コンピュータとして種々のメーカーの機種が導入されているほか、比較的規模の小さい市区町村においてもオフィス・コンピュータが導入されているなど、市区町村が使用するコンピュータの機種は同一ではない。このため、システムの設計に当たっては、こうした市区町村のコンピュータ化の状況を前提に置かなければならない。

そこで、考えられたのが「基準書」による統一化で、これは、現在各市区町村で用いられている各種のコンピュータのハードとソフトの共通要素を拾い出し、各機種の処理能力で実現可能な範囲内において、各機種に適応する統一の仕様を作成しようとするもの、すなわち、この範囲内においてプログラムの統一性を図ろうとするものである。

この結果、戸籍事務のコンピュータ化に参画するメーカーは、自社のコンピュータハードを使用し独自のシステムを開発したとしても、あたかもその処理は全国统一のシステムを用いて処理するのと同様の効果を得ることができるのである。

戸籍コンピュータシステムを開発するメーカーは、この趣旨を十分理解し、「基準書」を遵守することが、前提条件となることは言うまでもない。

2 システム認容申請手続について

(1) システム認容申請手続の方法

市区町村が戸籍事務をコンピュータにより処理するためには、当然そのためのコンピュータ機器及びシステムを導入する必要がある。しかし、導入するシステムが「基準書」に示された基準をクリアしているか否かの判断をしなければならず、また、どのような方法によりその検証を行うかが問題となる。

従前は、メーカーが「基準書」に基づき開発したシステムを、メーカー単位のパッケージソフトとして認容する方法が検討されていたが、そもそも法務局あるいは法務省は、民間のメーカーが開発したパッケージソフトに対して直接許認可することができるか、その手続はどのようにするか等について疑問が存した。そこで、従来の戸籍事務の一部処理システムについての認容手続が、各法務局・地方法務局の定める戸籍事務取扱準則に示された「事務改善等により戸籍事務に関する処理方法及び組織機構を改めたとき」に該当するものとして取り扱われていることから、この方法に類した手続により一連の認容手続を進めることが現行の法制度の中では、最も適当であると考えられる。

(2) システム認容申請手順

システム認容申請手順として考えられる方法として、本部会としては、別紙(4)による手続方法を提案する。

① 移行作業に着手する前の手続

コンピュータを導入しようとする市区町村は、移行作業に着手する前提として、市区町村としての全体のコンピュータ化計画案及び移行作業のための計画案等を作成するとともに、導入するメーカー、機種、プログラム及びコンピュータ化後の戸籍事務の処理方法等について、管轄法務局・地方法務局長に対し認容申請を行う。

なお、この場合には、当該市区町村が、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第26条による個人情報の適切な取扱いを保護するための必要な施策を策定し、実施するものであることを明らかにしなければならない。

認容申請を受けた法務局・地方法務局は、全体計画の整合性を確認するとともに、導入されるシステムが「基準書」に適合するか否かを検証

する。確認・検証の結果、問題がないと判断された場合は認容し、問題がある場合は法務省に対し照会する。

照会を受けた法務省は、市区町村が導入するメーカーのソフトについても必要に応じ検証を行った上で、適宜、法務局・地方法務局に対し回答する。

なお、移行作業着手前の手続に関して、認容権者は法務局長又は地方法務局長となるのか、認容許可がないと移行作業に着手できないかといった問題が残されているが、今後、これらの問題点について検討する必要があるとともに、認可されたメーカーのソフトについては、法務省で適宜の方法により公表すること等も検討すべきであるとする。

② 移行期間中の手続

市区町村が戸籍データの移行に着手した場合、その処理の方法について、様々な疑義、不明事項が発生することが予想される。

当然、これらの事項についても、統一的に問題が解決され処理することが必要であるため、法務局・地方法務局に確認・照会を行うことが不可欠である。また、法務局・地方法務局において判断できない事項については、適宜、法務省に回答を求めることも必要である。

③ コンピュータ稼働前の手続

市区町村は、移行作業がある程度収束し、その終了日を特定できる状態になった時点で、監督法務局・地方法務局長に対し、コンピュータにより戸籍事務を取り扱うこと（コンピュータ稼働日の特定）についての申報を行う。

申報を受けた法務局・地方法務局の長は、移行作業の進捗状況等について調査を行い、稼働日等について問題がないと判断された場合は、法務大臣に対して、その具申を行う。

具申を受けた法務省は、どの市区町村（地域等が特定される場合も考えられる。）がいつから戸籍事務をコンピュータによって処理するか等について、官報に告示の手続を行う。

(3) システム認容申請手続における問題点

システム認容申請手続は、一例として、前述のとおりの方法が考えられ

る。この方法を部会において検討する上で、種々の問題点の提起がなされた。その主なものは次のとおりである。

- 7) 戸籍事務の一部処理の認容申請において、申請から認容までの期間が相当長期間となり、問題となったケースがあるが、戸籍事務のコンピュータ化の認容申請に関しては短期間に処理がなされること。
- 1) ひとつの市区町村で認可されたパッケージソフトを使用して認容申請をする場合は、原則どおりの手続を必要とせず、簡便な方法を検討すべきこと。
- 2) 法務局においてパッケージソフトの検証する場合、処理システムのプログラムを直接確認できる要員もしくは専門的知識を有する職員を確保することは不可能であることから、その検証方法を確立する必要があること。
- 3) 移行作業は短期間のうちに完了する必要があることから、その期間中に生じた疑義に対して、法務局等から早急に回答が得られるようにすること。
- 4) 市区町村の一部の地域等を限定して、コンピュータ化を実施することについて、認容することができるのか。また、地域等の限定の方法に、一定の基準、制限が必要とされるか等について検討すること。

第 3 移行作業期間中のデータ保護及び プライバシー保護

1 はじめに

戸籍簿又は除籍簿は、事変を避けるためでなければ、市区役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことができないとされ（戸規第7条）、また、これらの簿冊は、施錠のある耐火性の書庫又は倉庫に蔵めてその保存を厳重にしなければならないと規定されている（戸規第8条）。

戸籍データの移行作業に関連しても、当然にこれら規定は適用されるべきものであり、市区町村がセットアップ業者（以下「業者」という。）に委託して移行作業を処理する場合にも、戸籍簿又は除籍簿を直接市区役所又は町村役場の外に持ち出すことは許されないであろうと思われる。また、たとえ戸籍簿又は除籍簿の写しであっても、この戸籍の持つ特殊性を十分理解した上、データ保護及びプライバシー保護が図られなければならないことはいうまでもない。

したがって、移行作業は、そのすべてを公務員として守秘義務を負った市区町村職員が市区役所又は町村役場内で行うことが最も望ましいが、既存の戸籍に記載された膨大なデータを、平常事務を進めながら移行することは、現実に不可能であるといわざるを得ない。

そこで、当部会においては、各市区町村及び業者の移行作業工程を前提に、移行作業において当然に発生するであろうと思われる事項について検討を行った。

しかしながら、戸籍が人の身分関係の登録簿であるという性格を認識するならば、移行作業において、そのデータ及びプライバシーに関する守秘義務が当然に発生するものであり、また、これが遵守されなければならないことはいうまでもないことである。現実には、各市区町村においては、各種の場面においてそのデータ保護・プライバシー保護に関しての独自の条例等が制定されており、その実現のため、細心の注意が払われていることは周知の事実である。そこで、ここで提案する事項は、最低限守らなければならない事項とし、その表現も一般的な規定程度のものに留めた。実際の移行作業に当

たっては、実施する市区町村がデータ保護・プライバシー保護の確保のために、具体的な措置を実際の移行作業に即して独自に講ずることが望ましいと考える。

2 データ保護・プライバシー保護のための遵守事項

移行作業について、市区町村が業者に委託して作業を進める場合は、データ保護及びプライバシー保護を十分図っていくことが重要である。そのためには、次の諸点について十分認識し、必要な措置等を講ずることが肝要であると考えらる。

(1) 委託業務の全般に係る事項

市区町村から委託された業者は、市区町村から提供された入力資料及び記録媒体等（以下「データ等」という。）について、善良な管理者の注意をもって保管・管理することを義務付ける必要がある。

具体的方策としては、次の諸点が考えられる。

- 7) 受託業者は、データ等を委託した市区町村が指示した目的以外の目的に使用してはならないこと。
- 1) 受託業務遂行過程において生じた記録又は入力情報が記載されているデータ等は、原則として、市区町村にその全てを返還すること。
- 4) 受託業者は、契約業務終了後、又は契約解除後においても、受託業務によって知り得た情報を外部に洩らすことのないよう守秘義務を負うこと。
- 1) 市区町村の職員は、入力資料等の管理状況その他これらに関する設備及び処理方法等を調査するため、受託業者の作業施設に立入り、必要に応じ改善させる等の措置を講ずること。
- 4) 受託業者は、その責任を明確にするため、市区町村に対し受託業務の管理責任者、作業内容別の担当者及び従事者を文書をもって報告する等、必要な措置を講ずること。

(2) 受託業者以外の第三者に係る事項

戸籍を移行する場合は、そのデータ等が個人の身分関係に関するものであることから、移行作業の過程で、関係機関以外の第三者に流出することのないよう最善の注意を払わなければならないことは言うまでもない。し

かし、実際の移行作業には、移行用の戸籍データの作成、移記事項の項目化、パンチ入力、入力事項の確認等、様々な業者を介在して進めなければ実現できないことは事実であろう。

すなわち、戸籍に関するデータ等の一部もしくは全部が、作業を委託した市区町村が関知する範囲を超えて他の業者等に流れることは、そのデータ等の特殊性及び散逸を防止する観点から、細心の注意を払わなければならないと考える。

そこで、受託業者が、受託した業務の一部もしくは全部を他の業者に再委託する場合は、その再委託の範囲及び処理方法について、事前に市区町村の承認を得るなど、各作業の責任の所在を明確にすることが肝要である。ただし、市区町村の条例等によって再委託が禁止されている場合は、その条例に従うことは当然のことである。

(3) データの管理・保管に係る事項

受託業者は、業務を遂行するために必要なデータ等の保管体制、施設及び管理等について、内部規定を設定し、事前に市区町村の承認を得る等、データ保護・プライバシー保護に関して、十分な措置を講ずることが必要である。

具体的方策としては、次の諸点が考えられる。

- 7) 受託業務の処理に当たっては、専用の処理室を設けるなどして、データ等の散逸を未然に防止する方策を検討すること。
- 1) データ等の授受及び保管に当たっては、データリストを作成し、記録に残すこと。
- り) 受託業務の処理に当たって作成されるチェックリスト、データ等についても、その保管には万全を期すること。

(4) データ等の授受・運搬に係る事項

市区町村と受託業者との間におけるデータ等の授受に当たっては、授受・運搬途中におけるデータ等の飛散及び紛失を防ぐため、それぞれ指定した職員が、内容及び数量等の確認を行う等、その管理、方法に十分な注意を払うことが必要である。

(5) 戸籍データ作成に係る事項

コンピュータ化のためには、現行の戸籍（簿）に記載されたデータをコンピュータの記録媒体に入力することが前提となるが、その入力用の戸籍データの作成については、遺漏、散逸がないよう留意する必要がある。戸籍データの作成方法には、マイクロフィルムによる場合、戸籍（簿）を複写機を用いてコピーする場合、光ディスクに記録する場合等、様々なものが考えられる。

そこで、入力用の戸籍データの作成に当たっては、その場所、方法等に関して事前に市区町村と協議して定め、データ等の散逸がないよう厳格に管理することが必要である。

(6) 受託業者の契約違反に伴う措置に関する事項

一連の移行作業においては、委託した市区町村と受託した業者との信頼関係が重要であり、信義則に反するような行為があってはならないことが前提となる。

そこで、受託業者が契約内容に違反した場合は、直ちに契約を解除することができること、委託した市区町村の損害又は業務の支障に対して、速やかに賠償又は修復の措置を講ずる等、移行作業の重要性を認識させるとともに、その責任の所在を明確にする必要がある。

(7) その他

戸籍事務のコンピュータ化に伴う移行作業に関しては、何ら問題なく完了することが原則であり、移行作業について少なからず問題が提起された場合は、社会的にも大きな問題に発展しかねないこと、及び今後のコンピュータ化の拡大を左右する問題となる点を十分認識する必要がある。そのため、次の点にも留意することが必要であると考える。

7) 受託業者は、戸籍及びプライバシー保護の重要性を認識し、受託業務に係わる従事者に対して、必要な研修・教育を行う等、作業が厳格に行われるよう留意することが重要である。

1) 受託業務に係る不明事項に関しては、市区町村と協議するとともに、市区町村が判断できない事項については、市区町村から必要に応じ監督法務局の指示を仰ぐ等、取扱いの統一を図る必要があり、今後、その具体的方法論を検討する必要があるものと考える。

第 4 外字の取扱いについて

1 はじめに

現行の戸籍（簿）の記載事項は、手書きであるもの、タイプライターを使用したもの、戸籍の一部処理によりパソコン等のプリンターを使用したもの等、様々な記入方法により編製されている。

戸籍事務のコンピュータ化に伴って、戸籍の記載事項はコンピュータのデータベースとして管理されることとなり、当然に、戸籍に記載される文字（漢字）もコンピュータでの対応となる。しかし、戸籍に用いられる漢字は、通常の行政文書等と異なり、「氏」及び「名」が存在する関係から、正字とされている漢字についてはその全てを対応できるシステムが必要である。現在の戸籍（簿）には「氏」に用いる漢字についての制限がないことから、様々な漢字が存在する結果となり、移行作業及びコンピュータ稼働後の運用に大きな影響を及ぼす可能性がある。

現在のコンピューターシステムにおいては、JIS規格に基づく第一水準及び第二水準程度の漢字については対応できるものの、全ての正字に対応できるものは開発されていない。

2 誤字・俗字の解消

平成2年10月20日付け法務省民二第5,200号通達に基づき、婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により、従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏若しくは名を記載する場合は、当該氏又は名が従前戸籍、現在戸籍等において誤字又は俗字で記載されているとしても、これに対応する字種及び字体による正字で記載するものとされている。

戸籍事務のコンピュータ化に伴い、従前の戸籍（簿）の記載事項をコンピュータのデータベースに移記することとなるが、この場合も観念的には新戸籍編製と同様であることから、積極的に誤字・俗字を解消すべきものと考えらる。

ところで、前述の通達発出後は、市区町村においても通達の趣旨に則り事

務処理が行われているが、一部には、勝手に「氏」が変えられたとして当該人から苦情が寄せられるケースも発生している。戸籍事務のコンピュータ化に伴い、これらの処理が一律、広範囲にわたって実施されることから、大きな問題に発展する可能性も否定できない。

これらの問題を解決するためには、今以上に広く国民へ周知することが必要であると考えられ、具体的方法としては、通達の発出のみに留まらず、マスコミ等を利用した広報等を検討すべきであり、市区町村としても地域住民の理解を得られるよう周知の方法等を検討することが重要であるとする。

また、前述の通達は、コンピュータのデータベースへの移行の方法として、改製方式とすることを明言はしていないため、この趣旨をより明らかにするため、新たに通達を発出することも必要であるとする。

3 外字の対応方法

戸籍における「氏」及び「名」に用いられる漢字は、国民の感情論的な問題も付加され、それが正字である以上、現行の戸籍（簿）に記載されている漢字どおりに移記されることが原則であり、コンピュータにより対応できないことだけの理由をもって、他の文字あるいはひらがな等に変更することは許されないであろう。また、正字である漢字については、できるかぎりこれを忠実に表現することが戸籍制度の基本であるとして運用されてきており、これに対応できるシステムとすることが必要であるとする。

そこで、システムを開発するメーカーにおいては、この趣旨を十分理解し、何らかの方法で漢字の対応が可能となるよう期待するものである。

なお、本部会に参加したメーカーについて、その対応方法を確認したが、その方法論は異なるものの、ほぼ現行の戸籍（簿）に使用されている漢字については、対応できるとの確認がなされた。しかし、具体的な各メーカーの方法は、機密事項となるため、この報告書に提示することは省略する。

(1) 外字の対応ができない場合の取扱

移行作業に係る部分については、その期間がある程度長期となることから、期間内に外字として登録し、管理することによって、戸籍データベースへの入力が可能であるとする。

問題となるのは、稼働後に非コンピュータ化庁から転籍あるいは婚姻等

によりコンピュータ入力が必要となった場合、対応する漢字が登録されていないと処理ができないこととなる点にある。一端データベース化された戸籍については、漢字での対応ができないことをもってデータベース化されない戸籍（事故簿）とすることは、極力避けられるべきである。

そこで、このような事案の場合は、届出を受理した後、外字の作成のため、戸籍を編製するためには若干の期間を要することを届出人に説明し理解を得るとともに、受理証明の請求があった場合は、手書きにより対応するより方法がないものと思われる。

(2) 外字の管理及び統一化

戸籍事務処理のためのコンピュータは、市区町村単位で導入され、その機種も異なることから、前述のような市区町村間での異動があった場合は、ひとつの市区町村で作成・登録した外字を他の市区町村で活用することができない状況にある。

外字を作成しシステムに登録するためには、その期間と経費を必要とし、これを各市区町村ごとに同じ文字を作成することは、非常に非効率的であると思われる。本来であるならば、ひとつの登録パターンが作成され、それを画一的に使用できるシステムが望まれるが、現実的には不可能であろう。

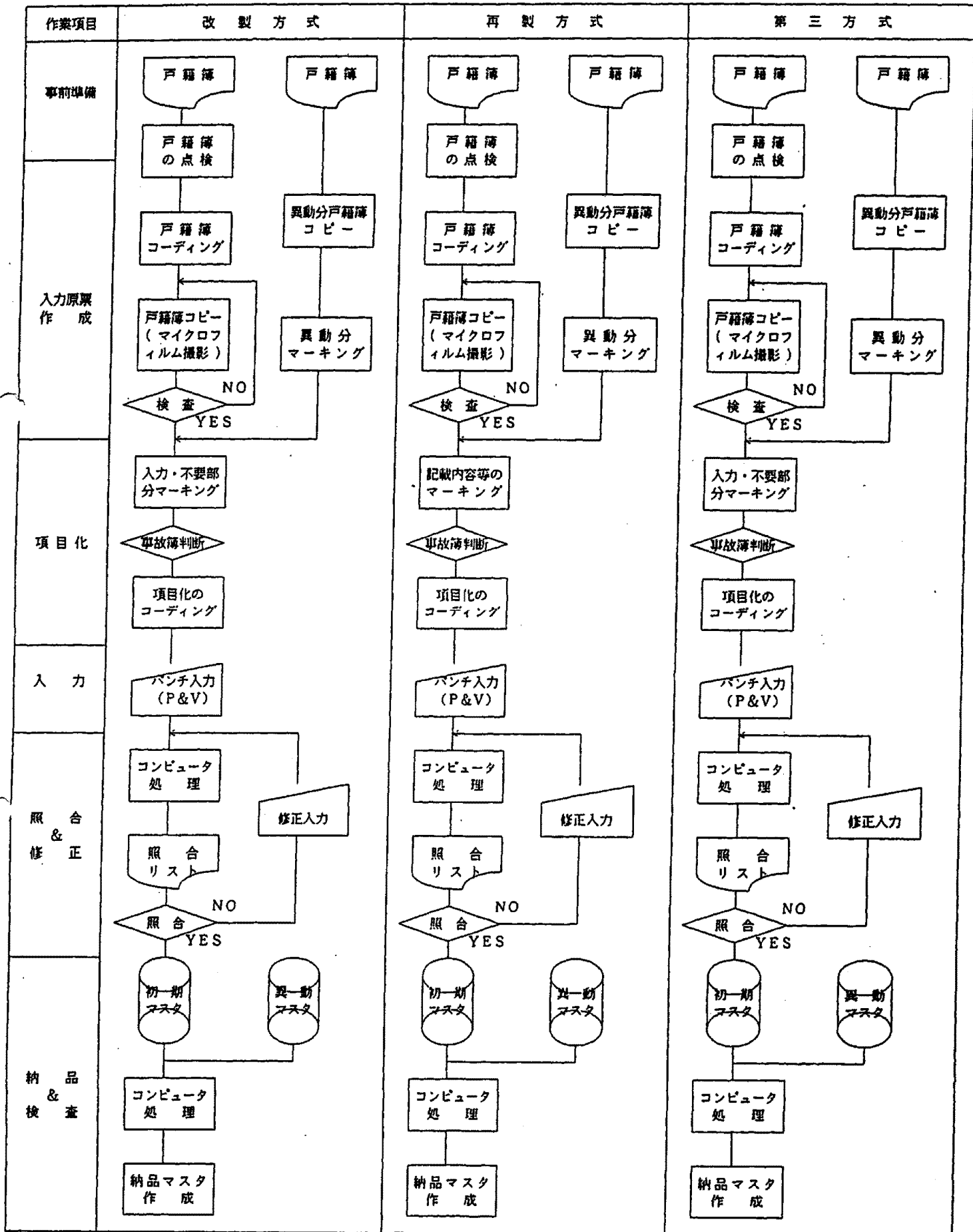
今後、外字の作成・登録が容易であり、その検索及び管理が可能なシステムの開発が望まれる。

各方式の比較表

項目	比較項目	改製方式	再製方式	第三方式
基本的内容	法律上の定義	戸籍の様式が法律または命令に基づき改められた場合に、従前の様式を新しい様式に改めるための手続。	戸籍の全部又は一部が、滅失したとき、又は滅失の虞れがある場合に戸籍を元の状態に戻すための手続。	戸籍のコンピュータ化に伴い、新たな方式として提案された手続。 ※ 現行法上の根拠はない。
	移記事項の取扱	現に効力を有する事項のみ項目化した上で移記する(戸籍法施行規則第37条ただし書き及び同第39条1項準用)。なお、現行記載例に対応しない事項については、現行記載例に引き直す。	従前戸籍の記載事項をそのまま項目化した上で移記する。なお、現行記載例に対応しない事項については、現行記載例に引き直す。	除籍者を除き在籍者の全ての身分事項を項目化した上で移記する。なお、現行記載例に対応しない事項については、現行記載例に引き直す。 改製方式と再製方式の中間的方式である。
	効力の発生時期	各戸籍につき、各市区町村が実際に改製した時(一戸籍ごとの処理)。 ※ 戸籍事務のコンピュータ化においては一括稼働となるため、稼働日を改製日とすることが妥当である。	監督法務局が調査完了した時(大13.5.6民7383号回答)。 ※ 戸籍事務のコンピュータ化においては一括稼働となるため、稼働日を再製日とすることが妥当である。	過去に実施した経緯がない。 ※ 戸籍事務のコンピュータ化においては一括稼働となるため、稼働日を効力発生日とすることが妥当である。
移記前の原本の取扱	基本的な考え方	除籍	戸・除籍として効力はない。	除籍
	保存期間	当該年度の翌年から80年又は50年。	再製の翌年から10年(昭39.2.27民381号通達)	当該年度の翌年から80年又は50年。
	謄抄本の交付	改製原戸籍として交付する。 ※ 移記事項が限定されることから、証明発行件数は増加すると思われるが、改製原戸籍の検索はコンピュータ化される。	戸籍原本としての効力を失っているため、謄抄本の交付には応じられない。特に必要のある場合には、一般行政証明として交付(昭37.11.2民3175号回答)。 ※ 項目化した後に移記することから、交付請求が全くないとは考えられない。	改製原戸籍として交付する。 ※ 移記事項が一部限定されることから、証明発行件数は若干増加すると思われるが、改製原戸籍の検索はコンピュータ化される。
	戸籍事項欄への記載等	戸籍事項欄に改製除籍の旨を記載する。なお、朱線交差又は除籍印をする必要はない(昭32.6.1民1002号通達)。 「改製原戸籍」と押印する。	上部欄外(右側)に再製除籍の旨を記載する。なお、朱線交差又は除籍印をする必要はない。 「再製原戸籍」と押印する。	取扱未定 ※ 改製原戸籍と同様の取扱になるとと思われる。
移記後の原本の取扱	基本的な考え方	戸籍	戸籍	戸籍
	戸籍事項欄への記載等	戸籍事項欄に改製による編製の旨を記載する。なお、各人の身分事項欄には、改製による入籍事由は記載しない。	戸籍事項欄に再製による編製の旨を記載する。なお、各人の身分事項欄には、再製による入籍事由は記載しない。	取扱未定 ※ 改製原戸籍と同様の取扱になるとと思われる。
	入力の方法	従前戸籍に記載されている事項が、現行の記載例に対応していない場合は現行記載例に引き直し、また、追完・訂正事項については、身分事項欄等に反映させ、項目化した後入力する。 ※ 最も理路整然とした戸籍となる。	原則として従前戸籍の記載事項全てを項目化した後入力するが、現行の記載例に対応していない場合は現行記載例に引き直す。 ※ 対応しない記載例が増加する可能性がある。	従前の戸籍に記載された事項のうち、除籍者以外の事項について、原則として全ての事項を項目化した後入力するが、現行記載例に対応しない場合は現行記載例に引き直す。 ※ 追完・訂正事項については改製方式と、また、項目化については再製方式と同様の問題点が存在する。 ※ 一例として、離婚の事実がある場合、身分事項欄にはその事項が残るが、相手方は同一戸籍に記載されていない等、戸籍の合理性を欠くこととなる。
システム上の問題	コンピュータの負荷	入力データ量が減少することから、負荷が少ない。	ほとんど入力データ量が減少しないことから、負荷が大きい。	入力データ量は、改製方式と再製方式の中間に位置する。
	審査機能の活用	待婚期間等の審査ロジックが活用できない。 ※ 戸籍凍結後の異動データを上書きする方法によれば、審査ロジックが活用できるため、その方法論を検討する必要がある。	待婚期間等の審査ロジックが活用できる。	待婚期間等の審査ロジックが活用できる。 ※ 移行期間が6月以上となる場合は、移行期間中に待婚期間が満了するため、移記の必要性に欠ける。
住民関係	住民感情	最新の身分事項のみであるため、トラブルは少ない。	全身分事項が記載されているため、離婚歴が残る等の問題が解消されない。	在籍者の全身分事項が記載されているため、離婚歴が残る等の問題が解消されない。
	証明書の手数料負担	改製原戸籍の証明書が必要となる場合が増加すると考えられることから、手数料負担が増加する。	再製原戸籍の証明書は、原則発行されないことから、手数料負担は少ない。 ※ 入力事項が項目化されることから、どの程度住民の需要が減少するか疑問がある。	改製原戸籍の証明書が必要となる場合が増加すると考えられることから、手数料負担が増加する。

項目	比較項目	改 製 方 式	再 製 方 式	第 三 方 式
データ作成	データ作成のコスト	データ量は減少するが、入力不要部分等の作業コストが増加する。	データ量が大きく、パンチ入力等のコストが増加する。	データ量は改製方式より大きく、再製方式より減少し、総合的なコストは安価となる。
	データ作成の正確性	身分事項欄に記載された事項について、入力不要部分をマーキングする必要がある、専門的な知識を求められる。	原則として古い戸籍記載事項を現行の記載事項に項目化した上で移記する必要がある、対応できない記載事項の発生及びデータ量が減少しないこと等から、正確性は落ちる。	身分事項欄に記載された事項について、入力不要部分をマーキングする必要はないが、再製方式と同様に現行の記載例に対応できない記載事項の発生が考えられる。
	照合の負荷	入力不要部分の確認が必要となるが、データ量が減少することから、総合的な負荷は減少する。	複雑な記載例の確認及びデータ量が大きいことから、負荷は大きい。	入力不要部分の確認が必要ないため、改製方式より照合の負荷は軽減される。
	異動処理	異動データについても、入力不要部分の判断が必要となるため、専門的な知識が必要となる。 ※ 追加入力が認められた場合は、この問題は解決する。	入力不要部分の判断は必要としない。	入力不要部分の判断は必要としない。

作業方式別作業工程図



移行作業工数比較表

対象戸籍 10,000戸籍

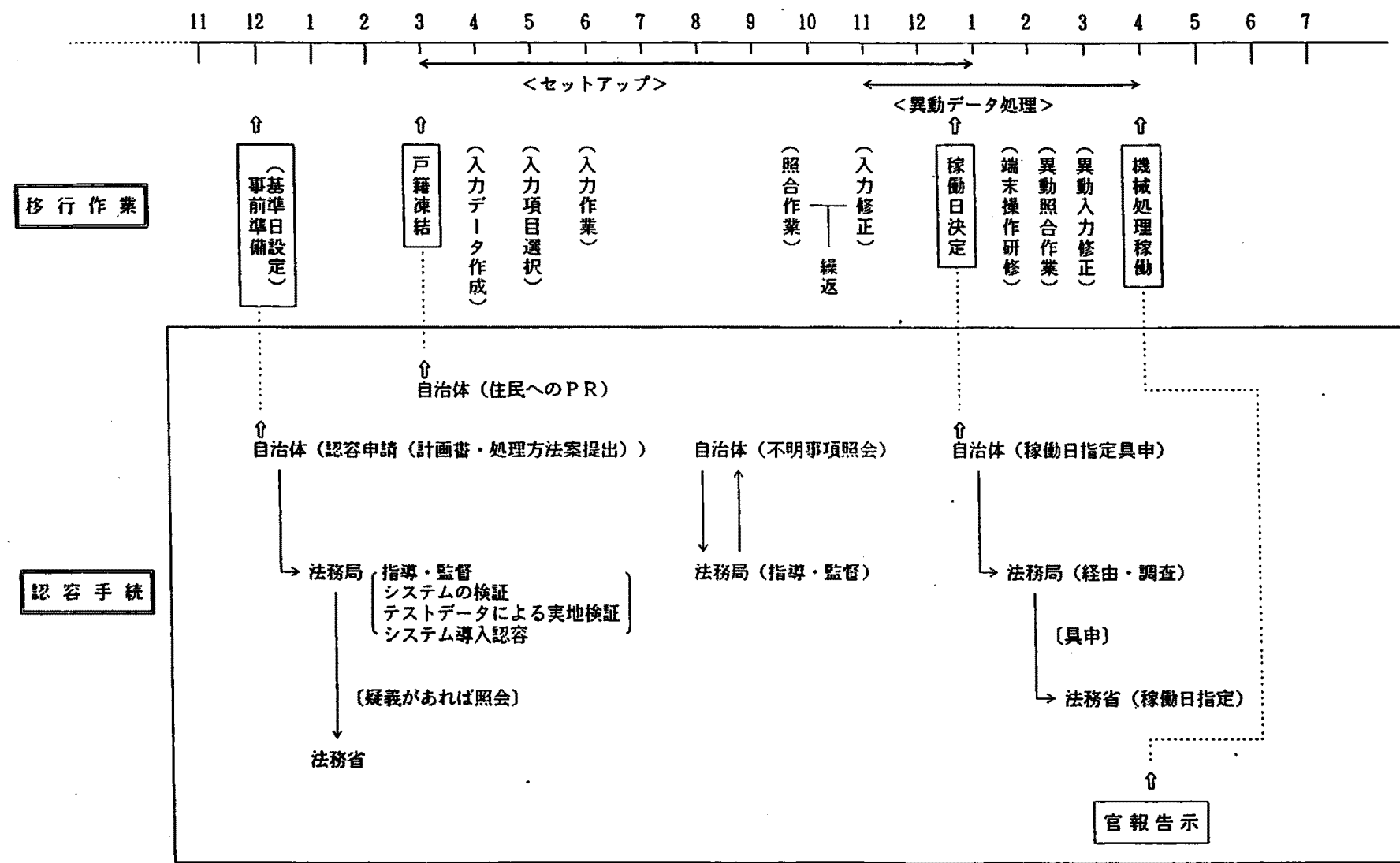
(単位:人月)

分類	作業項目	A 社			B 社			C 社			D 社			E 社		
		再製	改製	第三	再製	改製	第三	再製	改製	第三	再製	改製	第三	再製	改製	第三
事前準備	事前作業 入力用データ複写 台帳コード付け	※ 統一処理とし、比較検討項目から除外した。														
マーキング	資料事前審査等	3.7	3.0	3.1	1.6	1.4	1.5	2.0	0.0	5.0	2.4	2.4	2.4			
	入力不要部分マージ	0.0	4.3	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	7.0	0.0	0.0	6.6	6.0	1.4	5.0	4.0
	点検・確認	1.0	3.0	2.0				1.0	3.0	2.0				1.0	4.0	3.3
	(小 計)	4.7	10.3	5.1	1.6	2.4	1.5	3.0	10.0	7.0	2.4	9.0	8.4	2.4	9.9	8.2
項目化	身分事項等コード化	25.0	19.0	21.0	4.8	4.3	4.3									
	項目化のマーキング				5.1	4.6	5.0	10.5	7.0	8.0	10.0	7.0	7.7	14.0	10.0	12.0
	事故簿判断・確認	3.7	2.8	3.1				3.0	3.0	3.0	3.5	3.0	3.0			
	(小 計)	28.7	21.8	24.1	9.9	8.9	9.3	13.5	10.0	11.0	13.5	10.0	10.7	14.0	10.0	12.0
入力	入力管理	1.0	1.0	1.0												
	入力作業	12.7	10.8	11.8	94.8	85.2	92.8	35.0	20.0	22.0	34.7	20.5	22.5	34.6	20.8	22.6
	電算処理・外字索引等	1.0	1.0	1.0				2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0
	(小 計)	14.7	12.8	13.8	94.8	85.2	92.8	37.0	22.0	24.0	36.7	22.5	24.5	37.6	23.8	25.6
照合	照合リスト作成										0.5	0.5	0.5			
	第1回照合	10.5	8.0	8.9	18.5	16.6	18.1	10.0	9.0	9.5	16.0	12.0	13.5	8.0	7.0	7.5
	第2回照合	1.0	0.8	0.9	0.3	0.3	0.3	3.0	2.0	2.5	1.0	1.0	1.0	8.0	7.0	7.5
	第3回照合	0.1	0.1	0.1	21.4	10.2	20.9	1.0	1.0	1.0	23.3	17.5	17.5			
	第4回照合				0.3	0.3	0.3	4.0	3.0	3.0	1.0	1.0	1.0			
	(小 計)	11.6	8.9	9.9	40.5	36.4	39.6	18.0	15.0	16.0	41.8	32.0	33.5	16.0	14.0	15.0
修正	修正箇所を入力	0.2	0.2	0.2	0.8	0.8	0.8	1.8	1.0	1.1	1.8	1.0	1.2	2.0	1.4	1.6
	(小 計)	0.2	0.2	0.2	0.8	0.8	0.8	1.8	1.0	1.1	1.8	1.0	1.2	2.0	1.4	1.6
検査	原票との照合確認	0.7	0.7	0.7				2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	入力不要部分検査等				6.4	6.3	6.2				0.3	0.3	0.3			
	(小 計)	0.7	0.7	0.7	6.4	6.3	6.2	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3	2.0	2.0	2.0
その他	運用管理	5.0	5.0	5.0												
	戸籍の点検										3.5	3.5	3.5			
	(小 計)	5.0	5.0	5.0							3.5	3.5	3.5			
合計	自治体作業分工数	0.0	0.0	0.0	28.1	25.8	27.4	0.0	0.0	0.0	20.8	24.0	24.0	8.0	7.0	7.5
	メーカー作業分工数	65.6	50.7	58.8	125.9	114.2	122.8	75.3	60.0	61.1	72.2	56.3	60.1	66.0	54.1	56.9
	全作業工数合計	65.6	50.7	58.8	154.0	140.0	150.2	75.3	60.0	61.1	102.0	80.3	84.1	74.0	61.1	64.4

 の部分は、自治体において処理を行う。

別紙(4)

システム認容申請手順



附票部会
検討結果報告書

平成5年3月31日

戸籍コンピュータ化調査研究会
— 附票部会 —

— 目 次 —

はじめに	-----	1
1. 戸籍附票を電算化する必要性等		
(1) 必要性	-----	2
(2) 開発方針	-----	3
2. 現行制度について		
(1) 戸籍制度と住民基本台帳制度	-----	4
(2) 戸籍附票の運用形態	-----	4
(3) 改製の方法	-----	6
戸籍附票事務の流れ図（資料）	-----	7
3. 〔附票システム〕の概要		
(1) 〔附票システム〕の範囲	-----	2 4
(2) 他システムとの関係	-----	2 5
4. 〔附票システム〕のシステム化案		
(1) 異動処理の方法	-----	2 8
(2) データ保護と安全対策	-----	3 0
〔附票システム〕のドキュメント（資料）	-----	3 6
システム化後の改製方式（資料）	-----	6 2
5. まとめ		
(1) 検討項目内容	-----	6 4
6. 参考資料	-----	6 7
画面展開図（資料）	-----	6 8
帳票仕様（資料）	-----	7 6

はじめに

戸籍事務のコンピュータ化については、戸籍事務に直接携わっている市区町村からかなりの要望があり、また、大量情報の処理にコンピュータを利用することは、時代のすう勢でもあることから、昭和60年度から戸籍事務コンピュータ化調査研究会（以下「研究会」という）を組織し、戸籍事務をコンピュータによって処理することとした場合の種々の問題点等についての調査研究が進められてきているところである。

本研究の初年度である昭和60年度の調査研究においては、「戸籍事務を電子情報処理組織により処理することとした場合の問題点等」について調査研究がされ、コンピュータ化にあたっての基本的な問題の指示がされた。そして、昭和61年度以降は、これらの指示事項について順次調査研究が行われ、昭和61年度は、「電子情報処理組織に入出力する漢字の取扱い等について」、同62年度は、「戸籍関係諸帳簿の様式及び記入方法等について」、同63年度は、「現行戸籍簿の移行及びプライバシー・データ保護について」の各テーマについて調査研究が行われた。さらに、平成元年度には、コンピュータシステムを採用する場合のすべての事項を対象とした、「戸籍事務をコンピュータにより処理することとした場合のシステムの設計、製造及び運用について」の調査研究が行われた。そして、この5年間の調査研究によって、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理することは技術的に可能であり、しかも、現行の可視台帳を前提とする事務処理方法におけるよりは、事務の迅速化・正確化を図ることができるとの結論が得られた。この成果を踏まえて、平成2年度からは、戸籍事務のコンピュータ化の実現をめざし、本格的な調査研究を進めることとし、具体的なプログラム設計のための仕様・条件を明らかにした「基準書」を作成するため、市区町村における戸籍事務処理の実態調査を行い、現行の事務処理の分析、コンピュータ処理する事務の範囲、コンピュータ化した場合の事務処理手続の流れの概略、画面のレイアウト等について調査研究を行ってきている。上記の一連の研究過程において、戸籍事務をコンピュータで処理することとした場合の処理の流れのなかで、戸籍事務に関連する戸籍の附票、住民票、人口動態調査票等の事務処理の効率化をも考慮して、これらの事務処理についても検討する必要があるとされた。

これらのうち、附票の事務処理に関しては、「戸籍附票部会」を設け、戸籍と附票事務の現行業務の分析と相互の関連について及び現在研究中の戸籍事務のコンピュータシステムとの連携を図るとした場合にはどのような方法が考えられるのか、また、そのための問題点はどこにあるのか、さらに今後の課題としてどのようなものが残されているのか、について検討をすることとされたものである。

今回、これらの検討の結果を取りまとめたので、「附票部会検討結果報告書」として提出する。

1. 戸籍附票を電算化する必要性等

(1) 必要性

近年、コンピュータによる高度情報処理技術の発達が目覚ましいものがあり、現代社会のあらゆる分野に導入されている状況にある。こうした動きは全国の各地方公共団体の事務処理にも大きな影響を及ぼし、事務改革の一つの手段とするとともに、行政サービスの向上を図ることを目的として高度情報処理技術の導入が進められており、平成4年4月1日現在においては、全市区町村（3,259団体）の99.0%にあたる3,227団体において、何らかの業務にコンピュータが利用されている（自治省調べ）。

こうした状況にあって、住民基本台帳事務については、昭和59年度に自治省において「住民記録に係るプライバシーの保護等に関する研究委員会」が設定され、住民記録のコンピュータ化について、「現行の住民基本台帳事務の処理方法の中には、近年の新しい情報処理技術の活用を阻害している面も見受けられるため、個人情報の適正な保護・管理の方策と併せて、新しい情報処理技術を活用して住民の福祉の増進や行政事務の合理化を図る方向で、事務処理方法の再検討を行う必要がある。例えば、個人情報を記録した磁気ファイル等を住民基本台帳として認める等が挙げられる。」との研究委員会報告を得た。

この研究委員会報告を受けて、昭和60年の住民基本台帳法の一部を改正する法律により、市町村長は住民票を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）で調製することができるものとされた。

これは、第一に、改正前の法ではコンピュータ処理を行う場合の明文の規定がなかったため、たとえ磁気テープをもって住民票を調製するとしても、一方で必ず可視台帳を備え付けることとされていたものを、磁気テープを住民票の原本とみなし、可視台帳に代えることを可能とし、市町村の事務処理の簡素化、効率化等を図ったものである。

また、第二に、磁気テープによる住民票の調製方法、磁気テープの保護・管理の方法等、住民記録をコンピュータ処理する場合の基準を定めることにより、事務処理の統一化を図るとともに、コンピュータ処理の場合の住民記録の適正な管理を図ろうとしたものである。これにより、住民票を磁気テープをもって調製し、コンピュータ、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、住民基本台帳に関する記録を管理し、住民基本台帳に関する事務を処理する住民記録システムが急速に普及することとなった。

住民記録システムの導入状況は、平成4年4月1日現在で、全市区町村の85.2%、人口割合にすれば96.6%にのぼっている（自治省調べ）。

しかし、上記法改正においては、戸籍事務がコンピュータ化されていないことから、戸籍の附票の事務については、コンピュータ化が見送られた。

一方、戸籍事務については、事務に直接携わっている市区町村から、戸籍事務のコンピュータ化の早期実現を要望されているところである。

このため、法務省において昭和60年度から戸籍事務コンピュータ化調査研究会を組織し、昭和60年度においては、戸籍事務を電子情報処理組織により処理すること

とした場合の問題点等について調査研究がなされ、同61年度から同63年度まで、これらの指摘事項について順次研究が進められた。

これらの調査研究においては、いずれも戸籍事務をコンピュータ化することは、一応可能であるとしている。

しかし、これらの調査研究は、戸籍事務の流れのうち、主要な事項を指摘して研究が行われたものである。このため、戸籍事務のコンピュータ化の実現に向けては、さらに問題点を洗い出し、これを詳細に検討する必要があるため、平成元年度以降引き続き調査研究が進められているところである。

今後、この調査研究結果を踏まえ、市町村長は戸籍を磁気媒体を利用し調製することができ旨の戸籍法等の所要の改正を待ち、平成7年中の実施を目指している。

以上のように、法的に住民基本台帳事務のコンピュータ化が認められ、また、戸籍事務のコンピュータ化を検討している現状を鑑みれば、本籍地で作成される戸籍と住所地で調製される住民票との間を連絡・媒介するための帳票である戸籍の附票の事務についても、磁気テープを戸籍の附票の原本とみなし可視台帳に代えることを可能とし、市町村の事務処理の簡素化、効率化等を図るとともに、住民記録の適正な管理を図るため、コンピュータ化を進める必要がある。

(2) 開発方針

戸籍の附票事務のコンピュータ化を進めるに当たっては、事務処理の簡素化、効率化及び住民サービスの面から、市町村の事務処理の統一化を図るための一定の基準を設ける必要がある。

この基準の設定に当たっては、現在、事務がどのようになされ、他の市町村と、あるいは他の行政事務とどのようにかかわっているかを整理しておく必要がある。

その上で、下記の事項について一定の基準を設定することとする。

7) コンピュータ化するシステムの範囲、

1) コンピュータ化した場合の戸籍システム、住民記録システムとのリンクの方法、範囲、

2) 戸籍の附票の異動処理の方法

3) 磁気テープの管理方法 等

2. 現行制度について

(1) 戸籍制度と住民基本台帳制度

戸籍制度は、本籍地において人の親族的身分関係を登録・公証する制度であり、住民基本台帳制度は、住所地において人の居住関係を公証することを任務とする制度である。両制度とも同一人を公簿に記録し、これを基に公証するという点では同じであり、また、人を統一的に把握するためには身分関係と居住関係の両面から総合的にみることが必要である。したがって、人の出生や死亡の事実、又はその人が同一人であることを確定するための基本的事項、すなわち氏名、出生の年月日、性別等について戸籍の記載と住民票の記載とに矛盾があるとすれば、同一人物の把握に支障が生じ、市町村の行う公証制度や社会生活に混乱をもたらすことは言うまでもない。

他方、市町村長は住民基本台帳法に基づき、その市町村の区域内に本籍を有するものについて、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。附票には、戸籍の表示（本籍・筆頭者）、その戸籍に在籍している者の氏名、住所、住所を定めた年月日が記載されている（住民基本台帳法16条、17条）。戸籍の届出があるつど、あるいは住所の変更に関する届出（転入届、転居届等）があるつど、戸籍の届出地から住所地へ、住所地から本籍地へ通知がなされ、住民票や戸籍の附票に記載がなされる（同法18条、19条、同法施行令12条）。

すなわち、戸籍と住民票を相互に関連させ、それぞれの記載の公正性を保つための媒介物の役割を果たすものが戸籍の附票である。

(2) 戸籍附票事務の運用形態

7) 戸籍附票事務の運用形態

戸籍及び住民票の異動が起こったときに戸籍附票の処理が発生する。附票事務の運用形態としては次の3つが考えられる。

- ① 戸籍係（戸籍担当職員）が附票事務を処理する
- ② 住基係（住基担当職員）が附票事務を処理する
- ③ 附票係（附票担当職員）が附票事務だけを処理する

上記3形態の中では①の形態を採用している市区町村が殆どであると思われる。これは、附票の様式が戸籍と類似していること、戸籍の異動において附票の作成、消除が行われること等の理由が挙げられる。またこの場合に、附票は戸籍と一緒に綴られて管理されるのが一般的である。

②、③の形態で附票事務を運用している市区町村は稀であろうが、近年住民記録システムを導入している自治体において附票事務の電算化がなされた場合に、①から②、③の運用形態に移行するところが増えている。これは附票を磁気媒体で管理している（原票として可視台帳が必要）、住民記録システムとデータ連携を図るため住基担当者が処理した方が効率的であること等の理由による。ただし附票を電算化している市区町村でも戸籍の一部処理システムを導入しているところは①で運用している。

イ) 附票事務

附票の事務は異動事務、証明事務、統計事務の3つに大別される。各事務で行われる主な処理を以下に示す。

① 異動事務

- ・戸籍の異動による附票の作成
- ・戸籍の異動による附票の消除及び住基法19-3通知の作成
- ・住民票の異動による附票の修正

② 証明事務

- ・附票の証明書発行（全部、一部）
- ・附票除票の証明書発行（全部、一部）
- ・改製原附票の証明書発行（全部、一部）

③ 統計事務

- ・附票事務に関する統計の取得

ロ) 各処理形態における事務の流れ図

各処理形態における事務の流れ図を別紙に示すが、あくまでも一般的な流れを示しただけでこの流れで全市区町村が処理しているわけではない（戸籍、住基、附票とも電算化の有無は考えていない）。戸籍、住基独自の処理については附票に係わるもの以外は省略した。附票の処理は今回示したもの以外にもあるが、代表的な処理をとりあえず示した。また、まとめられるところはなるべくまとめて流れ図に記入した。7)で示したように、附票を取り扱う係が異なることにより処理の流れも異なるが、大きくは書類の流れと担当する職員が異なる程度なので、各係別での流れ図の作成は省略した（相違点は流れ図から読み取っていただきたい）。

以上の点を踏まえ今回示す流れ図は以下のものである。

I 異動処理

- I-1 新しい戸籍を編製することによる附票の作成
 - I-1-1 同一本籍内で異動する場合
 - I-1-2 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）
 - I-1-3 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）
 - I-1-4 帰化等で住所、住定日が届書から確定できる場合
- I-2 既存の戸籍へ入籍することによる附票の記載
 - I-2-1 同一本籍内で異動する場合
 - I-2-2 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）
 - I-2-3 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）
 - I-2-4 出生等で住所、住定日が届書から確定できる場合
- I-3 戸籍の記載を変更したことによる附票の修正（氏名変更、管内転籍等）
- I-4 戸籍から除かれたことによる附票の一部消除（離縁、離婚等）
- I-5 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除①（管外転籍）

I-6 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除②（管外転籍以外：死亡、復氏等）

I-7 住民基本台帳法に基づく届出又は職権による住民票記載等による附票の修正

I-8 I-7で附票が改製される場合

I-9 住民基本台帳法の通知による附票の修正（法19条1項，法19条3項）

I-10 I-9で附票が改製される場合

II 証明処理

II-1 戸籍附票の証明（除票，改製原附票の証明も含む）

(3) 改製の方法

附票の改製については，住民基本台帳法施行令第21条で住民票の改製（同施行令第16条）に準ずることとなっており，市町村長が認める場合に改製できると規定されている。市町村長が認める場合とは，一般的には

①附票の記載欄（住所欄及び住所を定めた日欄）に余白がない場合

②附票の汚損，き損が著しい場合

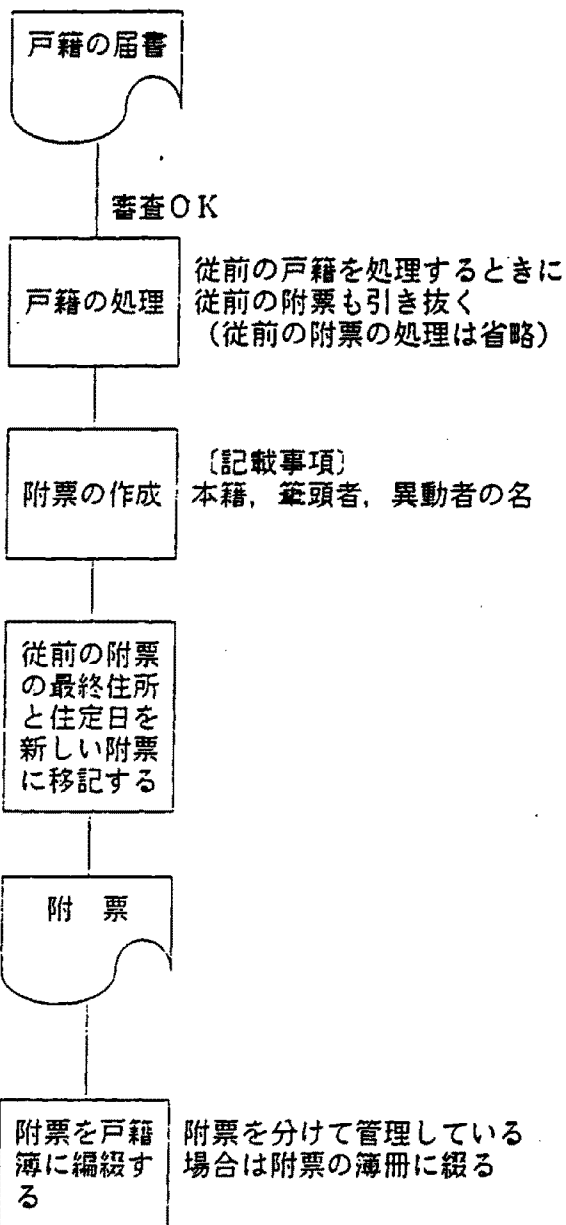
が考えられる。①，②ともこのような状態になっているものは，書き換えない限り附票としての役割を果たしているとはいえないので改製をするのは当然のことである。上記①に関連してシステム化後の記載欄は1欄で十分ではないかとの意見が出された。この理由として，

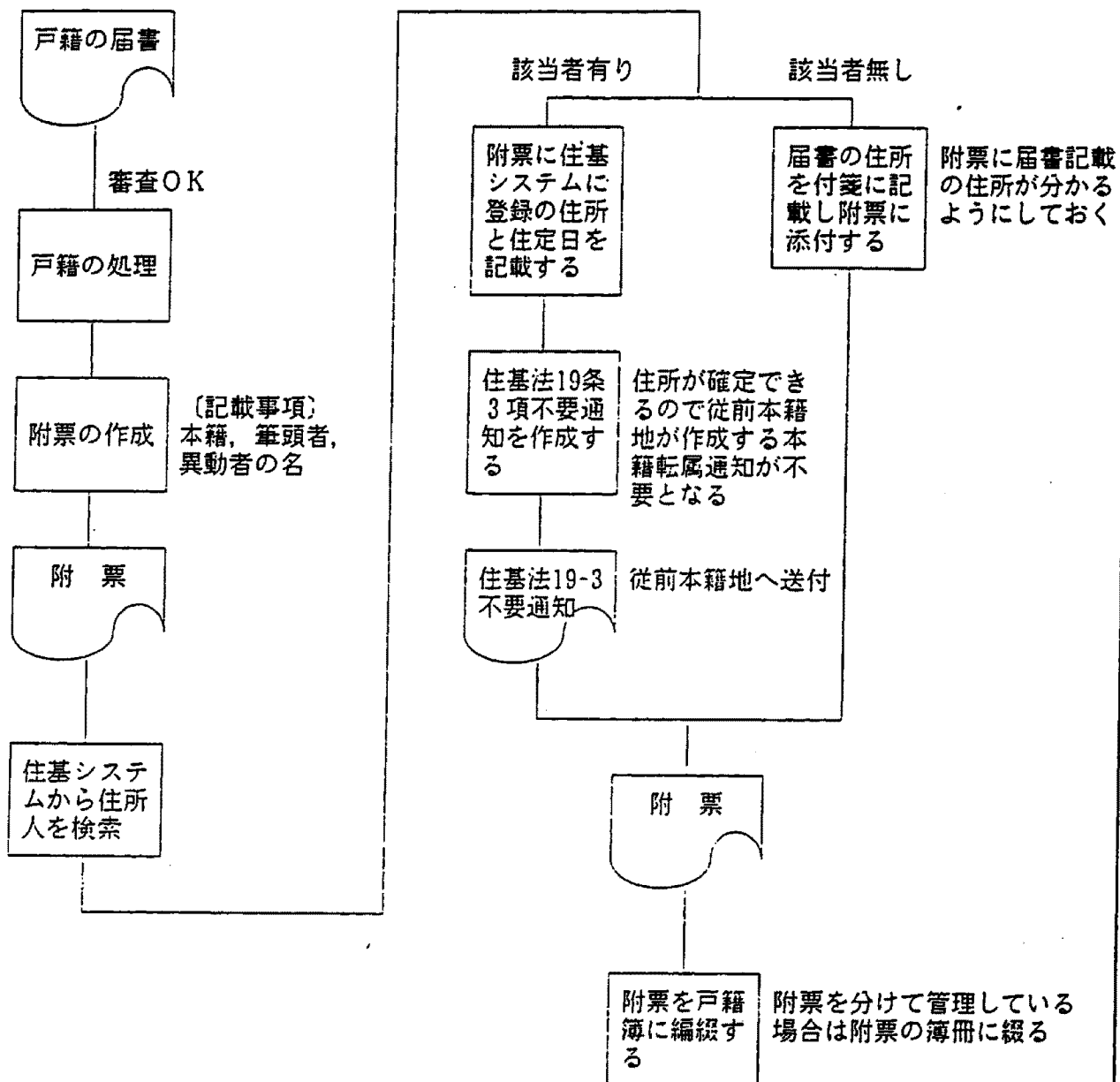
- ・住所の履歴を持つことを法律では定めていない
- ・附票の記載事項は現行の情報だけでよいと判断できる（住民基本台帳法第17条）
- ・従前の情報の証明も法律で定められているのではなく，行政サービスの一環である

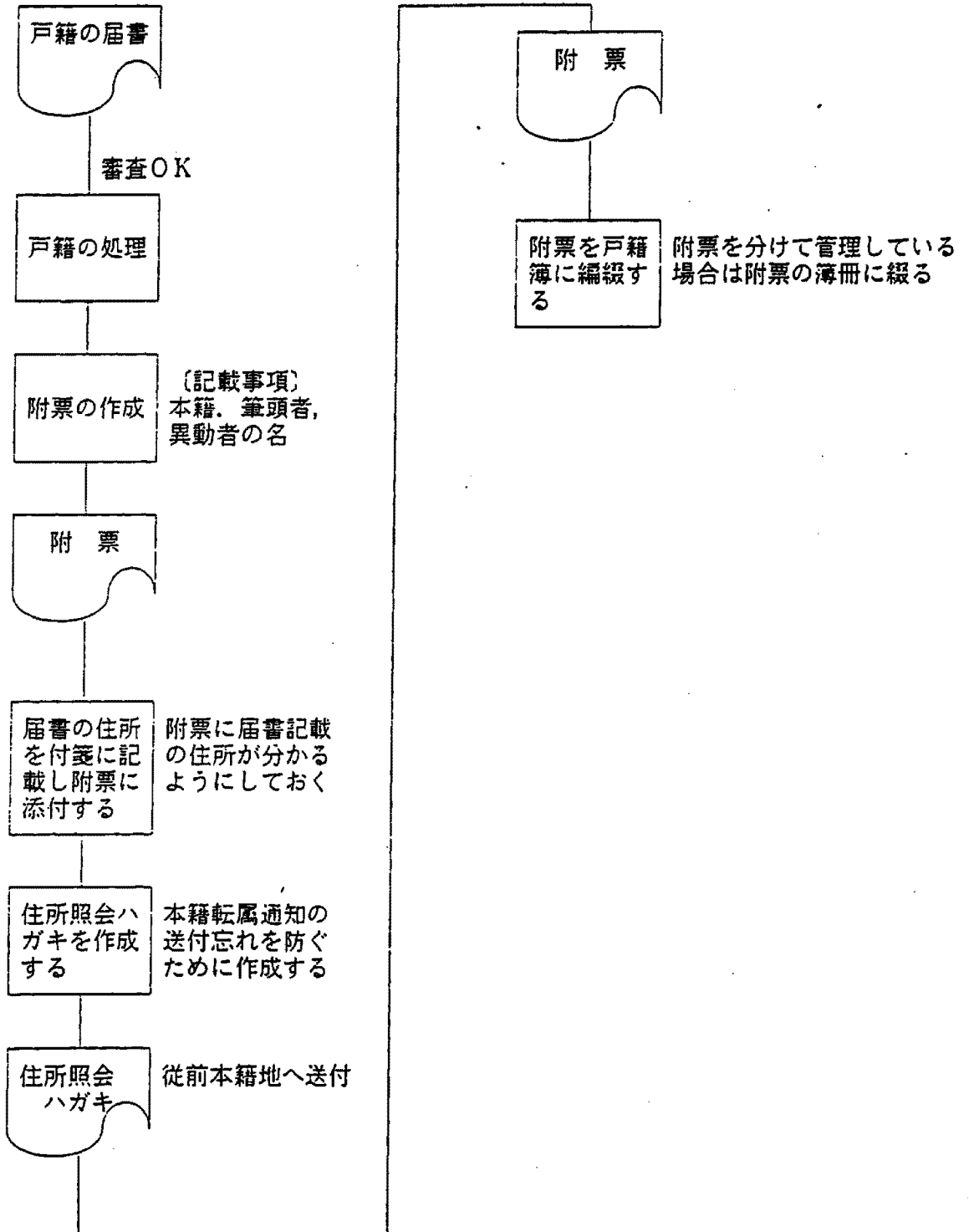
が挙げられた（現行の運用形態は，住民基本台帳事務処理要領に掲げられている戸籍附票の参考様式（記載欄が5欄）がもとになっているためと考えられる）。

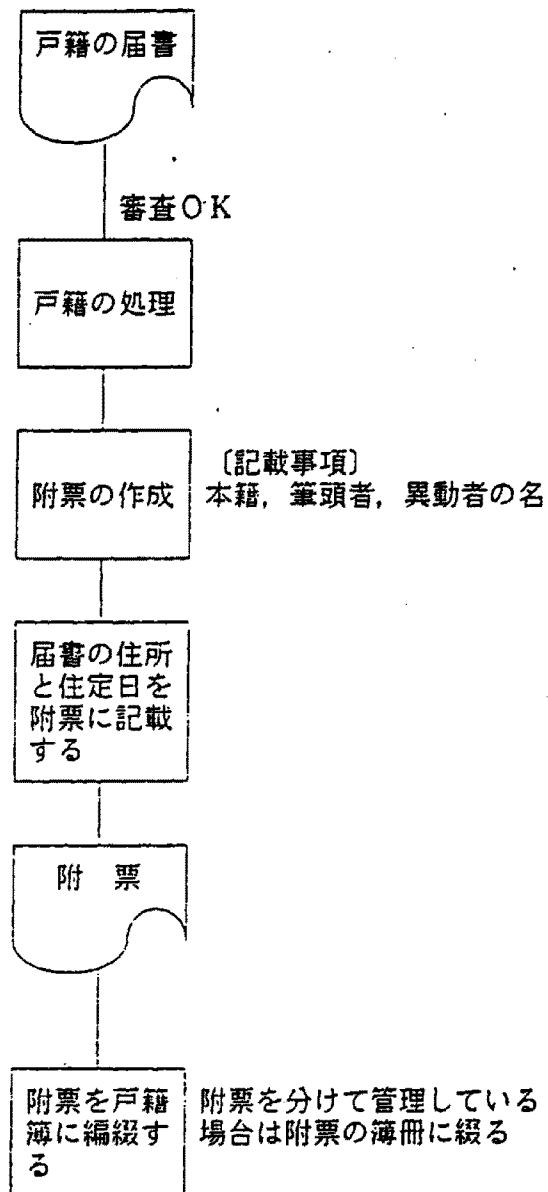
これに対し，実際に住所履歴を必要としている事務が存在すること（登記，車検，国外転入等），住民の要求が依然としてあること等を考えれば，システム化になったからといって現在の情報のみの証明でよいとするのは住民サービスの低下につながるのではないかとの意見が出された。

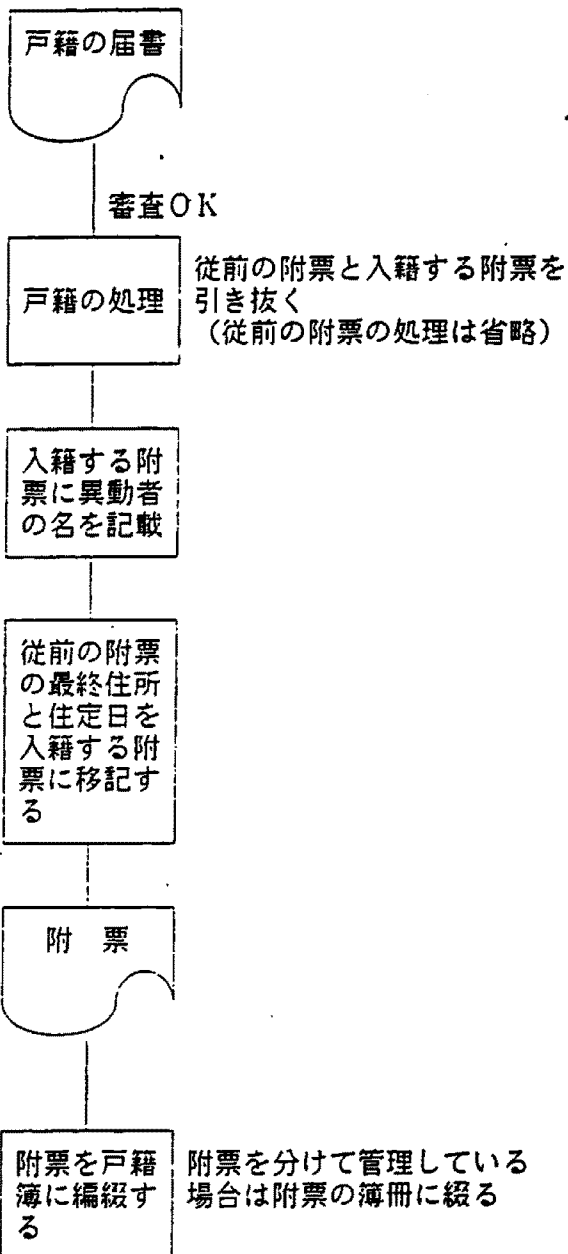
本報告書では，とりあえず現行と同じ取り扱いができるようなシステム提案を行うこととしている。

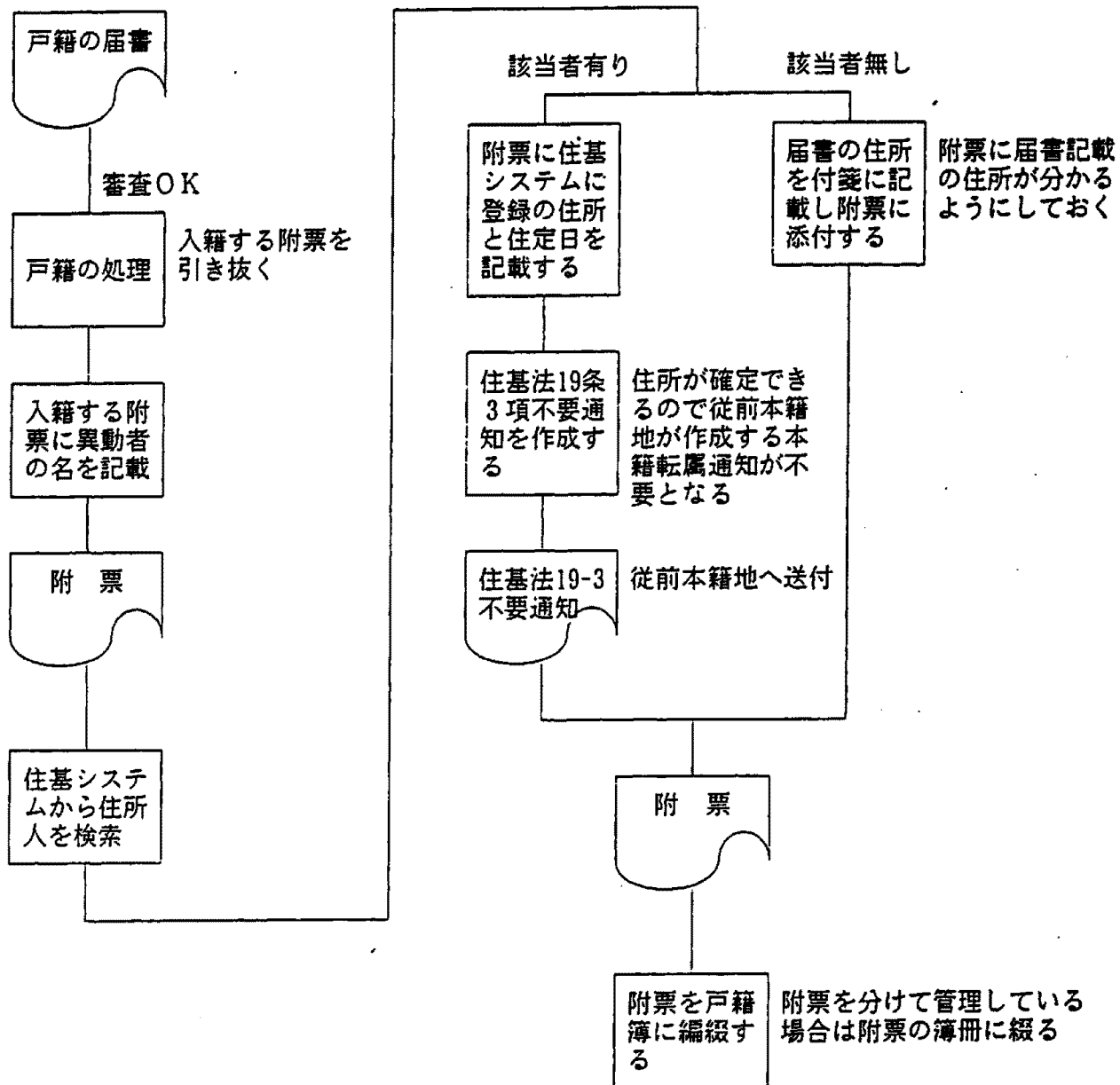


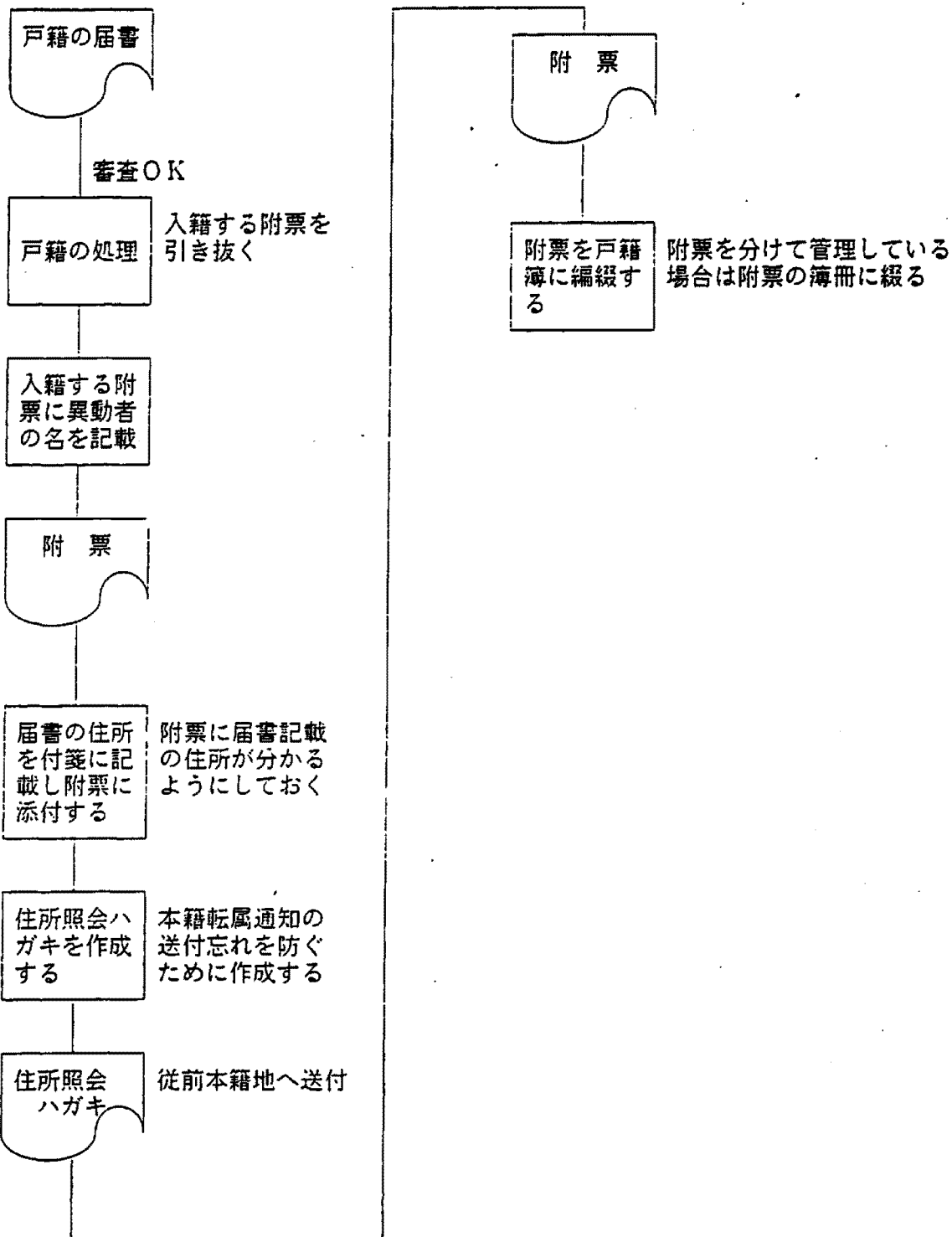


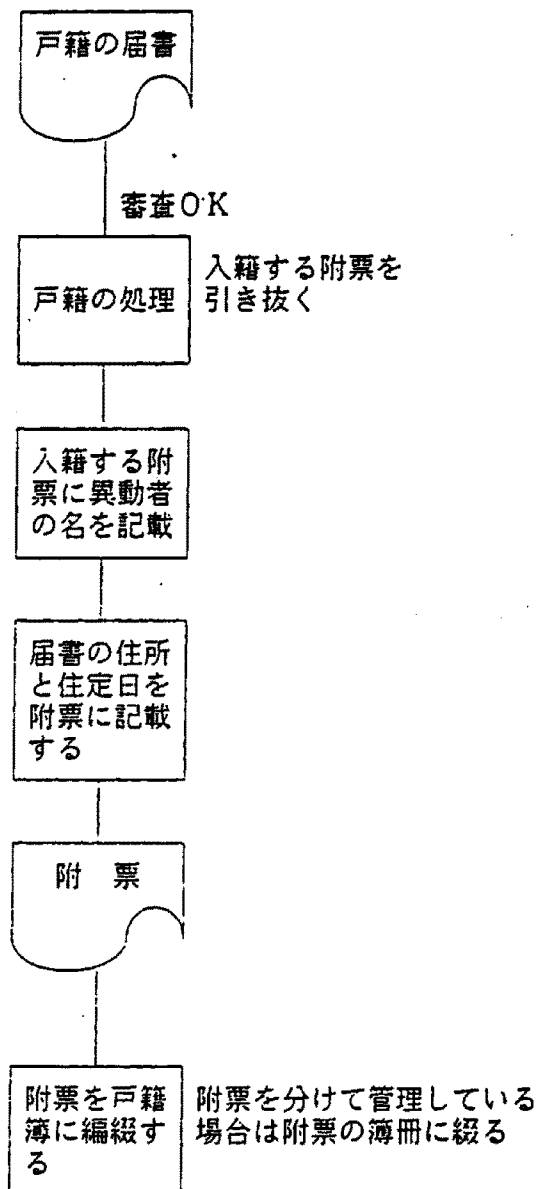


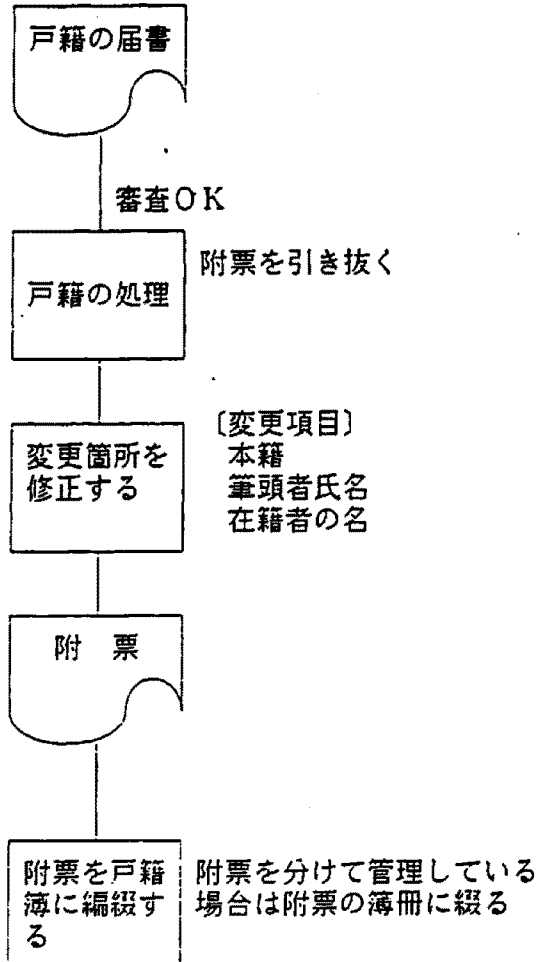


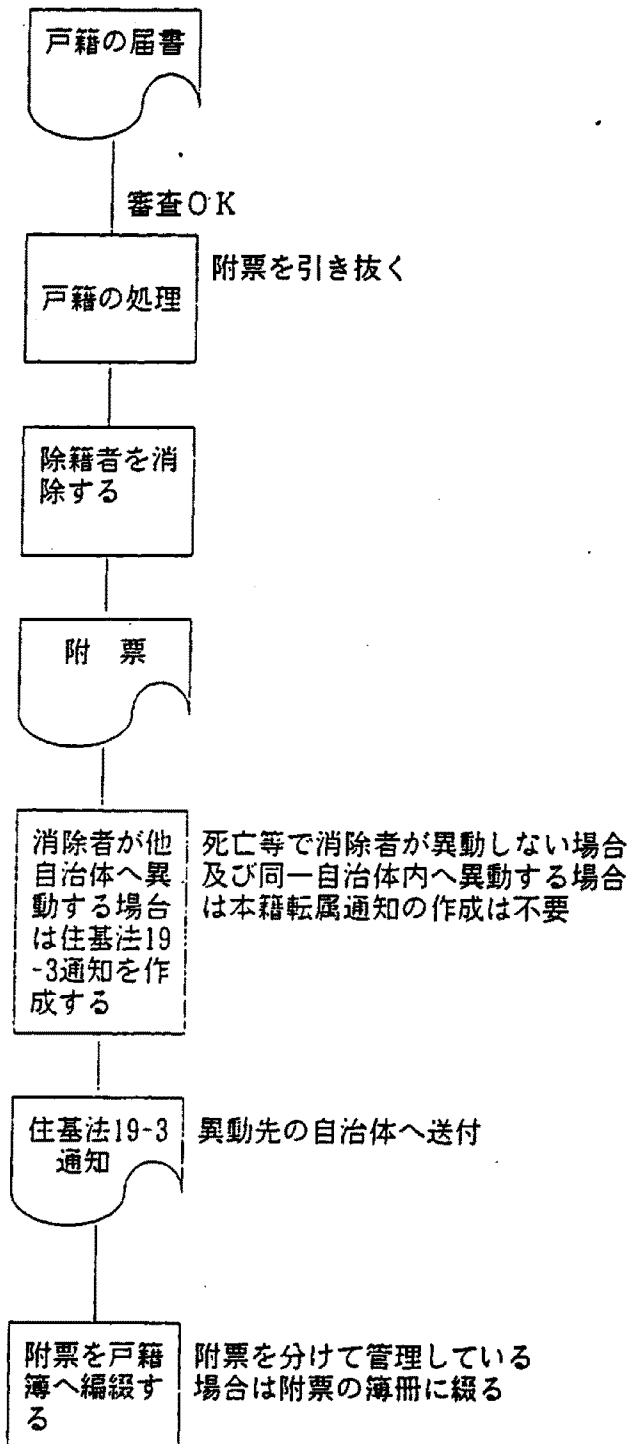












戸籍の届書

審査OK

戸籍の処理

附票を引き抜く

附票記載事由欄に転籍による消除日を記載する（除票印を押印）

転籍による消除であることを明確にする
個人は消除しない

附票の除票

在籍者全員の住基法19-3通知を作成する

住基法19-3通知

異動先の自治体へ送付

附票を除籍簿へ編綴する

附票を分けて管理している場合は附票（除票）の簿冊に綴る

戸籍の届書

審査OK

戸籍の処理

附票を引き抜く

除籍者を消
除する

附票記載事
由欄に消除
日を記載す
る（除票印
を押印）

在籍者がいなくなり除票と
なったことを明確にする

附票の除票

消除者が他
自治体へ異
動する場合
は住基法19
-3通知を作
成する

死亡等で消除者が異動しない場合
及び同一自治体内での異動の場合
は本籍転属通知の作成は不要

住基法19-3
通知

異動先の自治体へ送付

附票を除籍
簿へ編綴す
る

附票を付けて管理している
場合は附票（除票）の簿冊
に綴る

住基の届書

審査OK

住基の処理

戸籍簿から
附票を引き
抜く

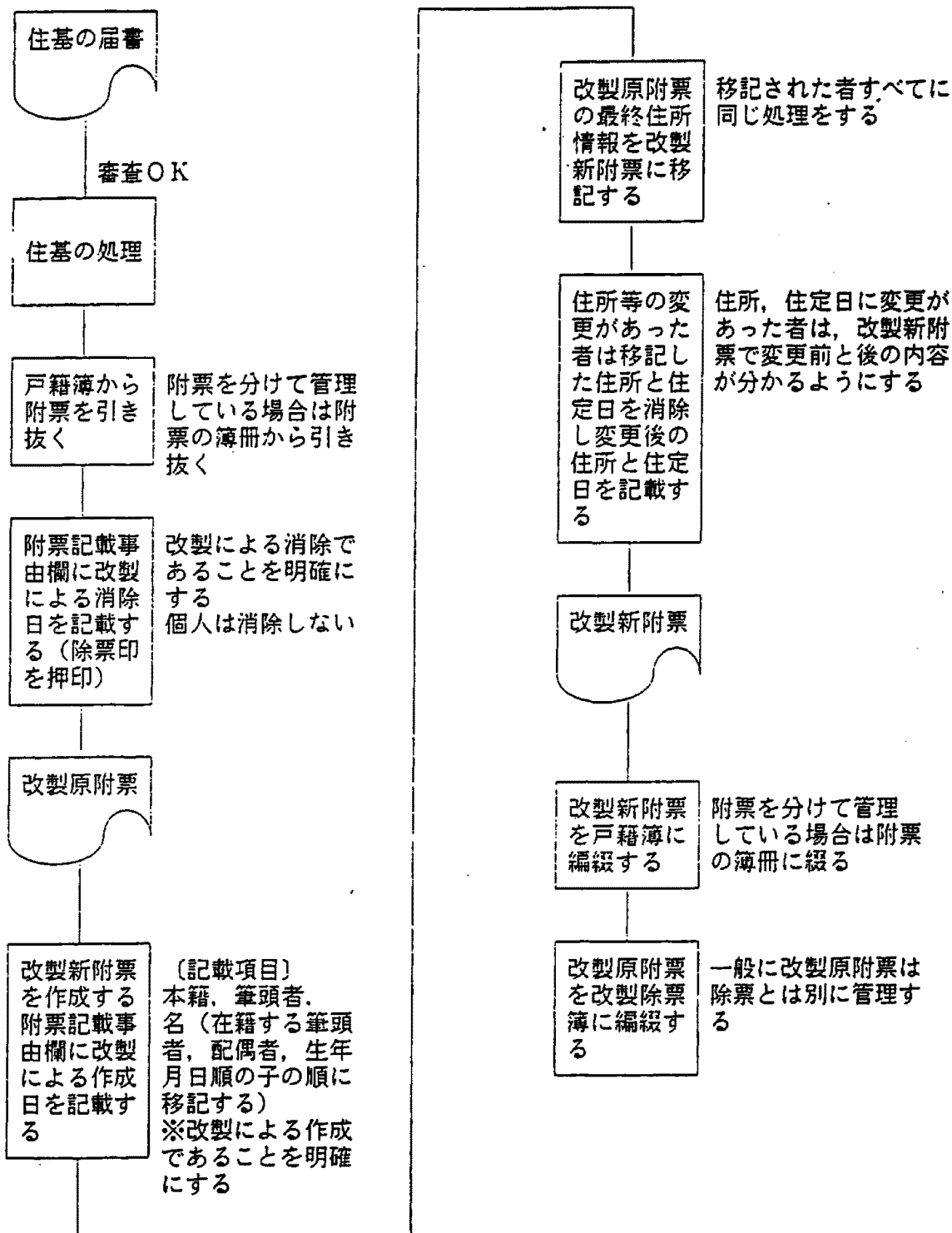
附票を分けて管理している
場合は附票の簿冊から引き抜く

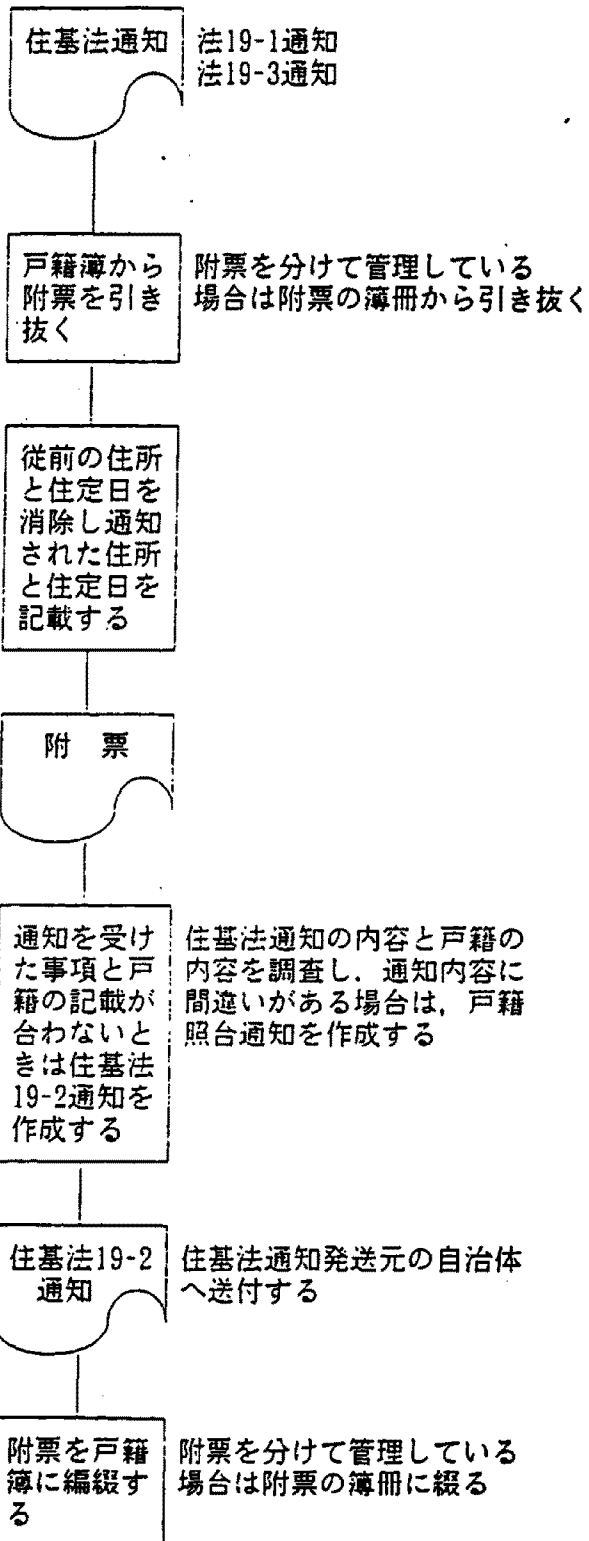
従前の住所
と住定日を
消除し変更
後の住所と
住定日を記
載する

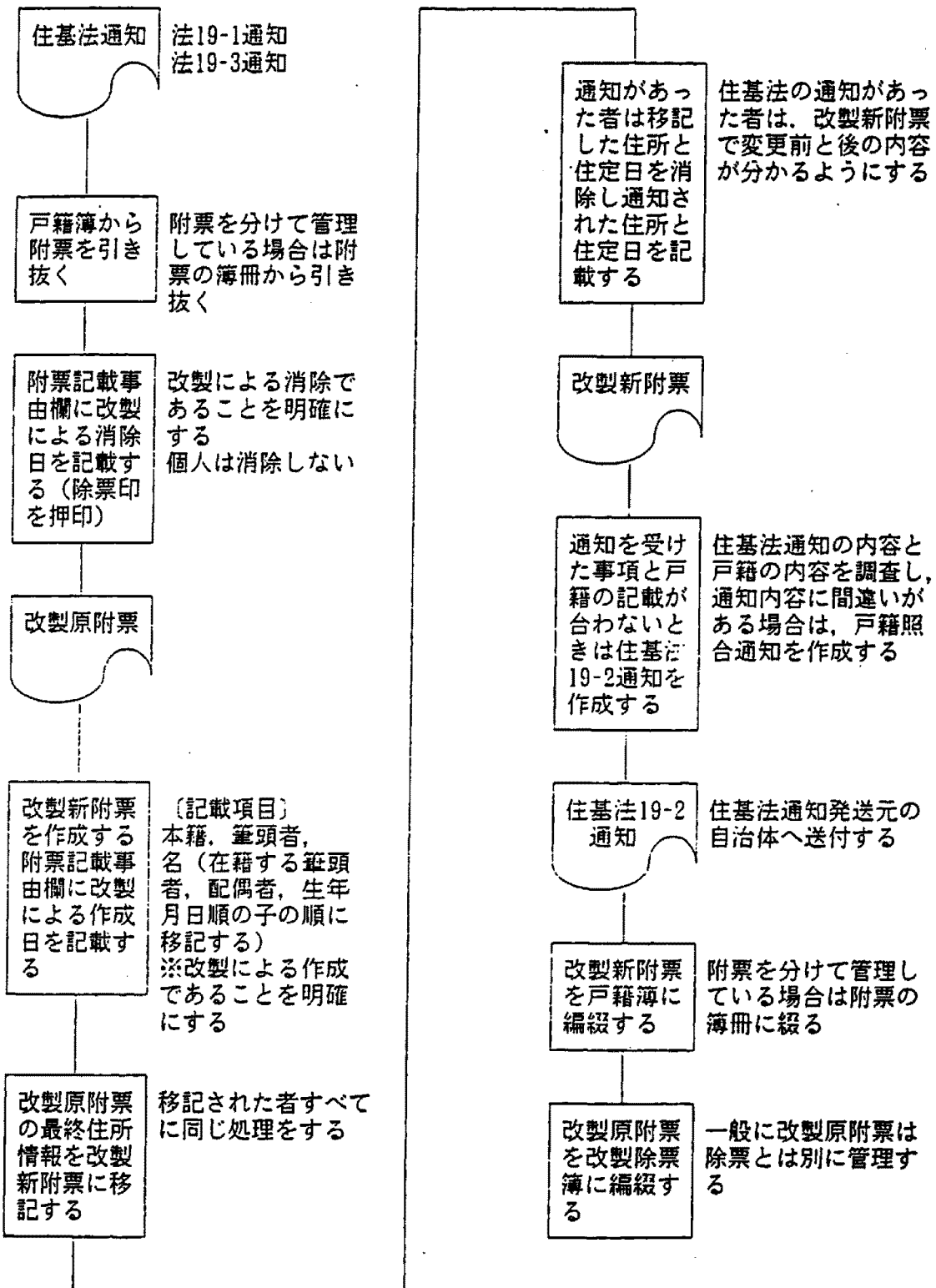
附 票

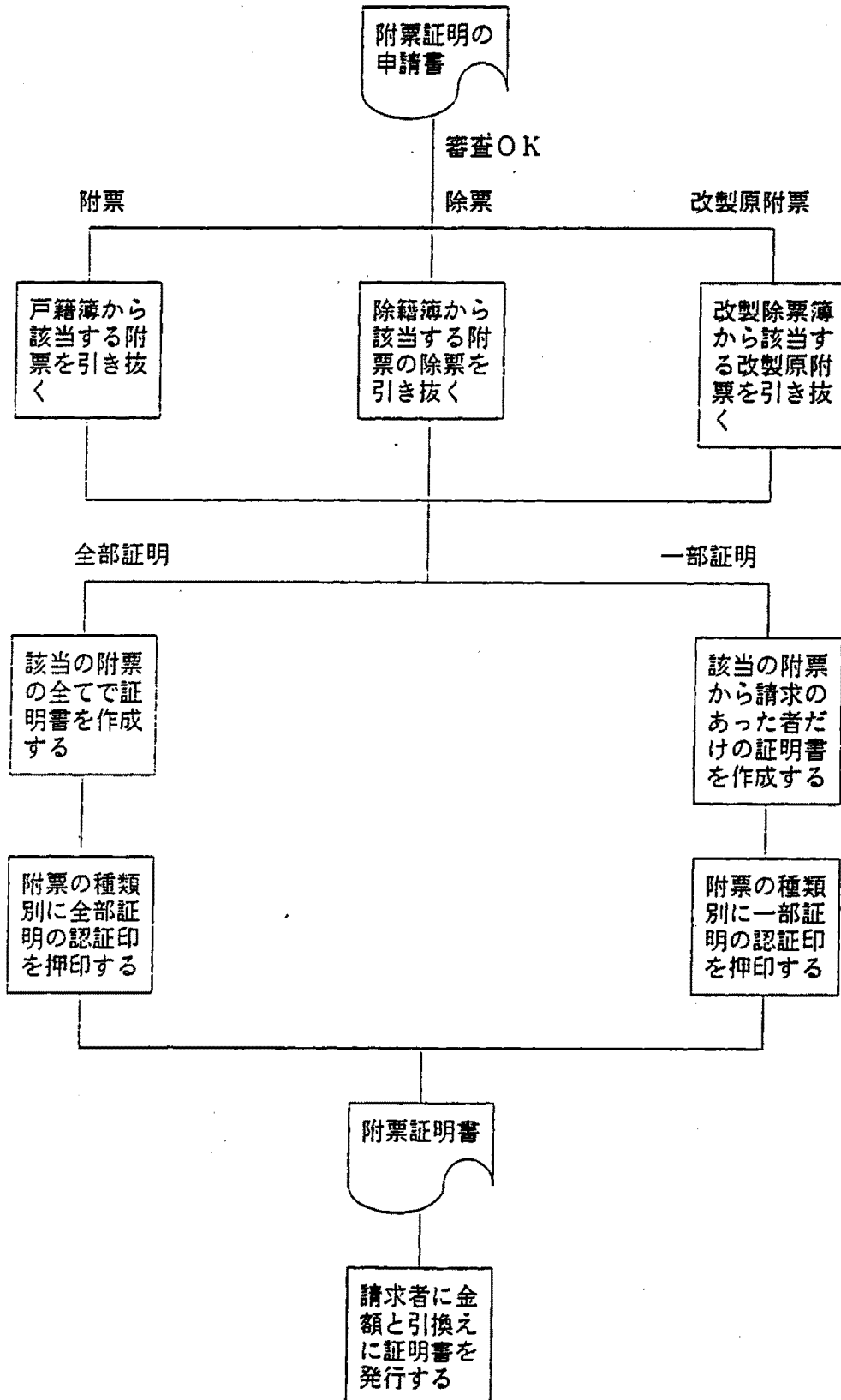
附票を戸籍
簿に編綴す
る

附票を分けて管理している
場合は附票の簿冊に綴る









3. 〔附票システム〕の概要

現在、戸籍の附票は紙で管理されるもので、住民票と異なり磁気テープで調製することとは許されていない。しかし、いくつかの市町村では、附票の管理は紙で行うものの、事務処理の部分をコンピュータ処理させる附票システムを使用しているところがある。

本報告書で提示する附票のコンピュータ処理概要は、戸籍の附票をブックレス管理（磁気媒体で記録）するシステムであるので、すでに使用されている附票システムとは、根本的に異なるものである。そこで、本報告書ではカギ括弧付きの附票システム（〔附票システム〕）と呼ぶことで、現在使用されている附票システムとの混同を防ぐ。

(1) 〔附票システム〕の範囲

戸籍の附票事務内容については、2. (2)イ)の中で簡単に述べたが、ここでは、システム化する事務の範囲を、オンラインシステムによる事務の範囲、バッチシステムによる事務の範囲に区分して検討する。

ア) オンラインシステムによる事務の範囲

入力したデータがすぐに有効になる事務、データを即時に取得できる事務をオンライン処理とする。

① 戸籍の附票の異動事務

ア 戸籍の異動にともない発生する事務

- ・ 附票の作成
- ・ 附票への個人追加
- ・ 附票の個人消除
- ・ 附票の全部消除
- ・ 附票の本籍、筆頭者、名の修正

イ 住民票の異動にともない発生する事務

- ・ 附票の住所の変更
- ・ 附票の住所の消除
- ・ 附票の住所の回復

ウ 通知による事務

- ・ 住民基本台帳法第19条1項通知による、附票の住所の変更、消除、回復
- ・ 住民基本台帳法第19条3項通知による、附票の住所の記載

② 戸籍の附票の証明事務

- ・ 全部証明書の発行
- ・ 一部証明書の発行
- ・ 記載事項証明書の発行

③ 戸籍の附票の統計事務

- ・ 附票の異動に関する統計の取得
- ・ 附票の証明書発行に関する統計の取得

イ) バッチシステムによる事務の範囲

即時対応が求められない事務で、サイクルを決めて一括処理を行うのに適している事務をバッチ処理とする。

① 戸籍の附票の通知書作成事務

- ・住民基本台帳法第19条2項通知の作成
- ・住民基本台帳法第19条3項通知の作成
- ・住民基本台帳法第19条3項不要通知の作成
- ・住所照会通知の作成

② 戸籍の附票の統計表の出力

ロ) 戸籍附票事務のシステム化の範囲

上記で示した事務に関連する事務ごとにまとめ、システム化する事務とその処理形態をオンライン、バッチ（含むオンライン・バッチ）及び手作業の区分でまとめた表を次ページに示す（附票事務システム範囲表）。なお、△はシステムで処理ができなかった場合に、手作業によって補完することができる処理である。

(2) 他システムとの関係

ア) 戸籍システムとの関係

住民基本台帳法施行令第18条の規定により、新しく戸籍が編製されたとき及び戸籍の編製後その戸籍に入った者があるときは附票にその者に関する記載をすることになっている。また、同施行令第19条では戸籍にある者が消除されたときは附票からも消除する規定である。さらに、この場合に消除された者が他の市町村に転属したときは附票に記載してある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない（住民基本台帳法第19条3項）。

したがって、戸籍の附票事務をコンピュータ化した場合、戸籍システムの異動処理にともない、あるいは原籍地市町村長からの通知により戸籍の附票システムを稼動することとなる。

コンピュータ処理する際の処理の流れは下記のとおりとなる。

① 戸籍システムの異動処理にともなう処理

ア 出生届、婚姻届又は職権等により戸籍の記載を行うため、戸籍システムを使用し、処理を開始する。

イ 入力画面から、出生届等に記載されている項目、職権により記載すべき項目を入力する。

ウ 入力項目を法令等の面からチェックし、異動内容を仮の戸籍データベースに記録する。

エ 戸籍の異動形態によって他に記載がある場合はその内容を仮の戸籍データベースに追記する。

オ 仮の戸籍データベースの内容を再確認し、間違いがなければ戸籍データベースに記録する。

(附票事務システム範囲表)

関連届等	個 別 事 務	オンライン処理	バッチ処理	手作業
戸 籍 の 届 に よ る 処 理	附票の作成	○		
	附票の修正	○		
	附票の消除	○		
	住基法19-3通知の作成・出力		○	△
	住基法19-3不要通知の作成・出力		○	△
	住所照会通知の作成・出力		○	△
住 届 る 基 に 処 理 の よ	附票の修正	○		
	附票の改製	○		
住 よ る 基 通 知 に 処 理	附票の修正	○		
	附票の改製	○		
	住基法19-2通知の作成・出力		○	△
そ の 他 の 処 理	附票証明書発行	○		
	統計事務	○		
	統計表の出力		○	

カ 戸籍の異動内容に則して、附票データベースを作成又は更新する。他の市町村に転属する場合は、法19条3項通知ファイルを作成する。

キ 戸籍の附票システムを使用し、法19条3項通知ファイルから住民基本台帳法第19条3項通知を出力する。

② 原籍地市町村長からの通知による処理

ア 戸籍の附票システムを使用し、処理を開始する。

イ 附票データベースから本籍、氏名、生年月日等をキーに該当する附票を検索する。

ウ 入力画面から、原籍地市町村長からの通知に記載されている項目を入力し、附票データに記録する。

イ) 住民記録システムとの関係

現在、戸籍の附票の記載事項のうち、住所及び住所を定めた年月日は、本籍地と住所地が同一である場合には住民票の記載により、また、異なる場合には住所地市町村長からの通知により職権で記載されることになっている。

したがって、戸籍の附票事務をコンピュータ化した場合、住民記録システムの異動処理にともない、あるいは住所地市町村長からの通知により戸籍の附票システムを稼動することとなる。

コンピュータ処理する際の処理の流れは下記のとおりとなる。

① 住民記録システムの異動処理にともなう処理

ア 転入届、転居届又は職権により住民票の記載を行うため、住民記録システムを使用し、処理を開始する。

イ 入力画面から、転入届に記載されている項目、職権により記載すべき項目を入力する。

ウ 入力項目を法令等の面からチェックし、異動内容を住民記録データベースに記録する。

エ 住民記録データベースに記録するデータを基に、住民記録異動ファイルを作成する。

オ 住民記録異動ファイルを基に、戸籍の附票システムを使用し、異動内容を附票データベースに記録する。

② 住所地市町村長からの通知による処理

ア 戸籍の附票システムを使用し、処理を開始する。

イ 附票データベースから本籍、氏名、生年月日等をキーに該当する附票を検索する。

ウ 入力画面から、住所地市町村長からの通知に記載されている項目を入力し、附票データに追記又は更新する。

エ 住所及び住所を定めた年月日以外で通知の内容と戸籍の記載の内容が異なる場合には、住民基本台帳法第19条2項通知を作成する。

4. 【附票システム】のシステム化案

(1) 異動処理の方法

ここでは前段までの内容を踏まえ、附票を磁気テープをもって調製する方法、即ち附票事務をシステム化した場合の方法を考える。

今回作成したものは附票事務のシステム化の一実現方法であり、これが唯一の方法ではない。ここでシステム化案を作成した目的は、附票をコンピュータで処理できることを証明するのではなく、システム化において守られるべき事項の洗い出しにある。

7) 【附票システム】の処理形態

戸籍附票事務のシステム形態は、戸籍及び住民基本台帳のシステムとの関連をどう考えるかで異なってくる。

- ① 戸籍システムとの連動を考えた附票システム
- ② 住民記録システムとの連動を考えた附票システム
- ③ 附票を独自で考える附票システム
- ④ 戸籍システム、住民記録システムの双方との連動を考えた附票システム

上記①～③は2. (2)7) 戸籍附票事務の運用形態で述べた①～③の形態に各々当てはまる。本来であれば全部の処理形態でシステム化案を示すべきであろうが、今回は①～③の形態をすべて程度取り込んでいる④の形態のシステム化案を示すこととする。④だけを示す理由としては他にも次のものが挙げられる。

- ・戸籍附票のシステム化は現在法務省が進めている戸籍のシステム化に伴い発生したもので、その戸籍システムとの連動を考えなければならない。
- ・戸籍附票は戸籍と住民票の双方の異動により処理が起こるもので、単一の業務との連動では附票システムの性能が半減してしまう。

しかし、④の処理から戸籍システムとの連動を外したものが②の処理であり、住民記録システムとの連動を外したものが①の処理であり、双方との連動を外したものが③の処理であるといえるので、①～③の処理の流れは報告書から読み取ることが可能である。

4) 他システムとの連動における【附票システム】の範囲

附票事務のシステム範囲については3. (1)で述べたが、現行附票事務の中で他のシステムに係わる部分をどのように捕らえるかで【附票システム】の構成が変わってくる。構成が変わると言っても、3. (1)のシステムの範囲が変更になるのではなく、3. (1)で示した事務の一部を戸籍システムや住民記録システムに取り込むことにより、【附票システム】そのものの事務の数が変わるということである。

しかし、戸籍及び住民基本台帳に関する部分を各々のシステムで取り込めるかどうかは、法務省及び自治省の考えもあるので、本報告書で可能であるとは断言できない。しかしデータの有効利用及び使用者（運用）の使い勝手等、総合的にシステムを考えると、各システムで附票部分を取り込み、また、データを連動させた方がよいので、この考えに基づいたシステム化案を提案する。なお、住民記録システムとの連動は、本籍地と住所地が同一の者しか行えない。

り) 【附票システム】の仕様

実際にシステム化する際には種々の仕様書が必要になるが、ここでは最小限必要と思われるものだけを示す。また、今回はシステム化の方途を探るのが目的で、システムそのものの構築を考えるのではないから、内容も抽象化して記載する。

今回示すドキュメントは以下のものである。

I 戸籍・附票・住民記録システム関連図

II 附票項目一覧

III 附票処理パターン

III-1 戸籍システムでの附票処理

III-1-1 新しい戸籍を編製することによる附票の作成

III-1-1-1 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が一部消除）

III-1-1-2 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が全部消除）

III-1-1-3 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）

III-1-1-4 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）

III-1-1-5 帰化等で住所、住定日が届書から確定できる場合

III-1-2 既存の戸籍へ入籍することによる附票の記載

III-1-2-1 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が一部消除）

III-1-2-2 同一本籍内で異動する場合（従前の附票が全部消除）

III-1-2-3 他の本籍地から異動してきた場合（住所人）

III-1-2-4 他の本籍地から異動してきた場合（非住所人）

III-1-2-5 出生等で住所、住定日が届書から確定できる場合

III-1-3 戸籍の記載を変更したことによる附票の修正（氏名変更、管内転籍等）

III-1-4 戸籍から除かれたことによる附票の一部消除

III-1-4-1 他の本籍地へ異動する場合

III-1-4-2 死亡等で他への異動がない場合

※ 同一本籍地への異動はIII-1-1-1、III-1-2-1で示したとおり

III-1-5 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除（管外転籍）

III-1-6 戸籍から除かれたことによる附票の全部消除（管外転籍以外）

III-1-6-1 他の本籍地へ異動する場合

III-1-6-2 死亡等で他への異動がない場合

※ 同一本籍地への異動はIII-1-1-2、III-1-2-2で示したとおり

III-2 住民記録システムでの附票処理

III-2-1 住民基本台帳法に基づく届出による附票の修正

III-2-1-1 本籍地に転入してきた場合

III-2-1-2 本籍人である住所人が転居等をした場合

III-2-2 職権での住民票修正による附票の修正（住所人が本籍人の場合）

III-2-3 住民基本台帳法に基づく届出又は職権での住民票修正による附票の修正（附票が改製される場合）

III-3 附票システムでの附票処理

III-3-1 附票修正処理

- Ⅲ-3-1-1 住民基本台帳法の通知による附票の修正
- Ⅲ-3-1-2 住民基本台帳法の通知による附票の修正（附票が改製される場合）
- Ⅲ-3-2 証明書発行処理（附票・除票・改製原附票（一部証明、全部証明））
- Ⅲ-3-3 各種帳票出力処理

1) システム化後の改製について

改製については2.(3)で述べたとおりであるが、システム化においては附票を磁気媒体で管理するため記載欄の満欄が考えにくいこと、附票の汚損及びき損があり得ないことから、厳密に言えば現行の可視台帳上の改製はシステム化において発生しないことになる。

しかし改製がないとすると、附票の証明書ではすべての住所履歴が出力されるため、2.(3)の意見でもあったとおりその是非が問題となってくる。今回はとりあえず現行と同じ方途を残すこととし、住所の履歴回数がある規定回数を越えたら改製と同じ扱いをするということとしている。

一例として、履歴回数が5回を越えたデータが改製の条件に合致すると仮定し、【別紙】にシステム化での改製方法を2つ示す。

- ① 附票にいる者の1人を改製することで全員が改製となる方法
- ② 改製の条件にあった者だけを改製する方法

以上のように、システム化でも改製はある得ると考えるべきとは思いますが、改製のきっかけをどうするのかは、自治省及び法務省の意見を待たなければならないと考える。

(2) データ保護と安全対策

1) データ保護と安全対策の概要

当初、コンピュータによる情報処理システムは、コンピュータの四則演算機能、比較機能、記憶機能を利用したバッチ処理システムとして導入されてきた。さらに現在では、通信回線を利用したオンライン処理システムへの移行が進んでいる。

オンライン処理システムでは、データを記憶しておくファイルが集中化・大量化し、災害や故意・過失等の発生により、コンピュータによる情報処理システムが停止すると、行政サービスの停滞等、その影響は非常に大きなものとなる。

そのため、システム開発においては、信頼性の高いデータ保護と安全対策を講ずることが求められている。

① データ保護と安全対策の必要性

コンピュータによる情報処理システムの停止による影響のほか、データ保護と安全対策を必要とする主な要因は次のとおりである。

ア 集中化、大容量化したデータファイルが壊されると、その再生に多大な時間と経費が必要となる。

イ 通信回線の利用やネットワーク化は、盗聴などの外部から介入されやすくなるため、犯罪や事故の可能性が増大する。

ウ オンライン処理システムでは、文書決裁等のチェックが行われないうまま処理が完結するため、故意による情報操作が容易となる。

エ オンライン処理システムでは、端末装置が分散配置されるため、その管理が十分に行えなくなる。

オ オンライン処理システムは、多数のプログラムが組み合わさって稼動しており、システムが巨大かつ複雑になってきている。そのため、設計者等、特定の者しかシステムの維持ができなくなりやすく、障害時の復旧も時間がかかるようになる。

1) データ保護対策

データ保護の目的は、データの正確性の確保、データの漏洩・損失・き損・改ざんを防止するとともに、火災や地震等の災害からデータを守ることにある。ここでは、運用管理面とソフトウェアから見たデータ保護対策について整理することとした。

① 運用管理面からのデータ保護対策

ア 入出力情報及び媒体の管理

- i) 入力原票の受け渡しでは、受け渡し票により、原票の枚数、相手の氏名等の記入を確認する。
- ii) 出力帳票は、配付先、部数等を一覧表にしておくとともに、受け渡しは、受け渡し票による確認のほか、特異な帳票については受領者を指名する。
- iii) 定期、あるいは日時が指定された出力帳票が、その指定どおりに出力されないときは、その原因を調査する。
- iv) 入出力帳票は、その保存期間を定めるとともに、廃棄するときは、シュレッダーの使用や焼却等の方法により復元できないようにする。
- v) 未使用の入出力帳票の保管は、定期的に在庫管理を行い、不正使用や不足による処理の遅延を防止する。
- vi) 帳票や磁気テープ等の出力媒体を外部に持ち出すときは、業務担当部門の承認の上、貸出期間等を記入した貸出票を作成し、変換等の管理をする。
- vii) 入力原票から出力帳票の利用、廃棄までの一連の手続きは、帳票の流れ図等により、必ず明確にしておく。

イ データベース（一般常駐ファイルを含む）の管理

- i) 特定のパスワードまたはIDカードを登録し、権限のない者が端末装置によるデータベースのデータの操作ができないようにする。
- ii) データベースにどのような情報がどのような状態で保管されているかを、特定の者以外には秘密にしておく。
- iii) 暗号等を使用し、データの内容を特定の者以外に理解できないようにする。
- iv) リカバリ対策として、データベースの世代管理や二重管理をしておく必要がある。

ウ ドキュメント（システム設計者）の管理

- i) 記入方法の標準化を図るとともに、管理体制を一元化する。

ii) 外部への持ち出しは、貸出方法等の手続きを明確にする。

iii) システムの変更等によるプログラムの修正が発生したときは、プログラム仕様書の訂正等、ドキュメントの内容を最新の状態にあわせておく。

エ オペレーション（機器操作）の管理

i) オペレータが的確に操作できるように、操作手引書（操作手順・異常時の対処の方法及び報告事項、完了時の報告事項等）を作成する。

ii) オペレータが適切に処理できるように、作業指示書（ジョブ名、処理日、使用ファイル、入出力帳票、手順等）を作成する。

iii) オペレータの教育訓練を行うとともに、職員の健康管理に留意する。

iv) オペレーション作業の標準化、簡略化を図る。

オ 電子計算機室等の入退室管理

i) 入室の許可を受けない者が入室できなようにする。

ii) 電算担当課職員以外の入室許可者の入退室の管理を行う。

iii) 部外者の入室には、電算担当課職員が必ず立ち会う。

iv) オペレーションは、複数の職員で行う。

v) 夜間等の無人時には、不用な者が入室できないようにする。

② ソフトウェアによるデータ保護対策

運用管理面以外のシステム設計時に、データ保護のチェックをソフトウェア（プログラム）で行う方法を紹介する。

ア オペレーティングシステム

i) 管理プログラムのデータ保全機能により、あるプログラムが他のプログラムに干渉したり、変更したりできないようにする。

ii) パスワードの設定時に更新不能のパスワードを付加して、情報の改ざんを防止する。

iii) データベース等のファイルにアクセスしたときに記録するロギング機能を使用し、問題が生じたときの解決の手がかりを確保する。

iv) 管理プログラム（オンライン制御、システム制御、保全管理、運用管理、データ管理等）の機能を有効に活用する。

イ プログラミング

プログラム上の障害としては、プログラミングの誤修正、本番データの破壊、不注意によるミス等がある。この対策として、構造化プログラミング（モジュール化）の採用、トップダウンプログラミングの採用等が挙げられる。

ウ システムの稼働テスト

プログラミングのミスや誤データの混入等によるデータの破壊を防止するには、十分なテスト計画やテスト（システムの運用テスト）が必要である。

エ システムの保守

稼働後にシステムの修正や変更があったときは、ドキュメントの内容を最新の状態に合わせておくとともに、十分にシステムの運用テストを行う必要がある。

カ) 安全対策実施上の留意点

① 安全目標の明確化

コンピュータによる情報処理システムを取り巻く危険を防止する、絶対かつ確実な方策はあり得ないといえる。そのため、障害の発生に伴う損失や許容できるダウン対策などを、量的に表示した目標安全、あるいは、最低維持すべき機能やデータ、プログラムなどを、定期的に記述した目標安全度を設定し、安全対策を講ずることが求められている。

② 重点的な安全対策の実施

安全対策は、多くの費用や手数などを必要とする。しかし、いかなる危険によって、どの程度の損失を被るかを分析し、必要最小限の対策は講じなければならない。それには、滅多に生じない大きな災害はもちろん、日常生じやすい小さな事故やミス、エラー等についても十分に考慮する必要がある。

③ 安全対策に対する継続的な関心と努力

安全対策の前提となる危険や対策による効果の予測は、十分に把握されていない。コンピユータ情報処理システムの内外環境も常時変化している。また、従事職員が運用管理を十分に認識していないと、安全対策に対する意識を低下させてしまう。したがって、安全対策の実効を維持していくためには、安全対策を定期的に見直すとともに、必要に応じて改善していく必要がある。

④ 組織的な安全対策の確立

安全対策は、様々な手段を組み合わせることで初めて実効あるものとなる。それには、対策に投じる予算措置、関係法規の整備など、組織をあげての対策が必要となる。従事職員のデータ保護や重要性に対する自覚や認識をはじめ、管理者の積極的な指示と理解がなければ、安全対策を確立することは難しくなる。

⑤ 従事職員に対する管理の適正化

いかに精巧にできている装置や設備も、最終的には人間の操作や管理手続きに依存することになる。また、危険が生ずるのも人間の行動に起因するものがほとんどであり、安全対策の実効を確保する上で、従事職員の意識と行動は、大きなウェイトを占めている。したがって、職員の適材適所という人事管理面での配慮とともに、従事職員に対しては設備や装置の操作、運用管理手続きの習熟、倫理観の高揚を図るために、計画的、体系的な教育や研修が必要となる。

⑥ 応急対策及び復旧対策の重要性

地方公共団体の事務処理において、長期にわたるシステムの停止やデータ等の損失は許されない。このため、災害や事故が発生した場合は、その被害を最小限に抑え、業務を速やかに正常に戻す必要があり、応急対策や復旧対策が極めて重

要となる。

1) 機器の安全対策

機器の安全対策については、通産省の「電子計算システム安全対策」がひとつのチェックの指標として作成されている。この基準は、保護される対象ごとに項目化し、それぞれ対策内容と三段階の基準が列挙されているので、これを参考としてシステムの特性に応じた最も有効な組み合わせ、選択を行う必要がある。

① 機器構成

処理が停止することによって、非常に大きな影響をもたらすときは、早期リカバリーあるいは瞬時に他のシステムが代替できるような構成にする必要がある。

② 設備

ア 共通事項

- i) 防災設備の完備及び防災体制を確立する。
- ii) 設備の現状を把握する。
- iii) 保守点検を実施する。
- iv) 保守作業スペースを確保する。

イ 建築物

- i) 防水、耐震設備を完備する。
- ii) 延焼遮断設備を完備する。
- iii) ガラスの飛散を防止する。

ウ 電子計算組織室

- i) 避難通路、非常口を設置する。
- ii) カーテン等の不燃化物、防火設備を完備する。
- iii) 静電気を帯びる物を設置しない。
- iv) 侵入の防止設備を完備する。

エ 電子計算組織

- i) 転倒防止を図る。

オ データ等の保管室

- i) キャビネット等の施錠のできる保管庫に保管する。
- ii) 磁界の影響を受けないような措置を講じる。

カ 電源室、空気調整室

- i) 消火器を設置する。

キ 電気設備

- i) 電子計算機の起動電流を考慮して、電源の容量を考慮する。
- ii) 負荷変動の激しい機器との共用を避ける。
- iii) 電流の遮断防止設備を完備する。
- iv) 無停電装置を完備する。

ク 空気調整設備

- i) フィルターや電気集塵機等により、電子計算機室内の空気中に埃や有毒ガスが混入することを防止する。
- ii) 本体及び周辺機器の発熱容量を考慮し、余裕を持った機器を設置する。

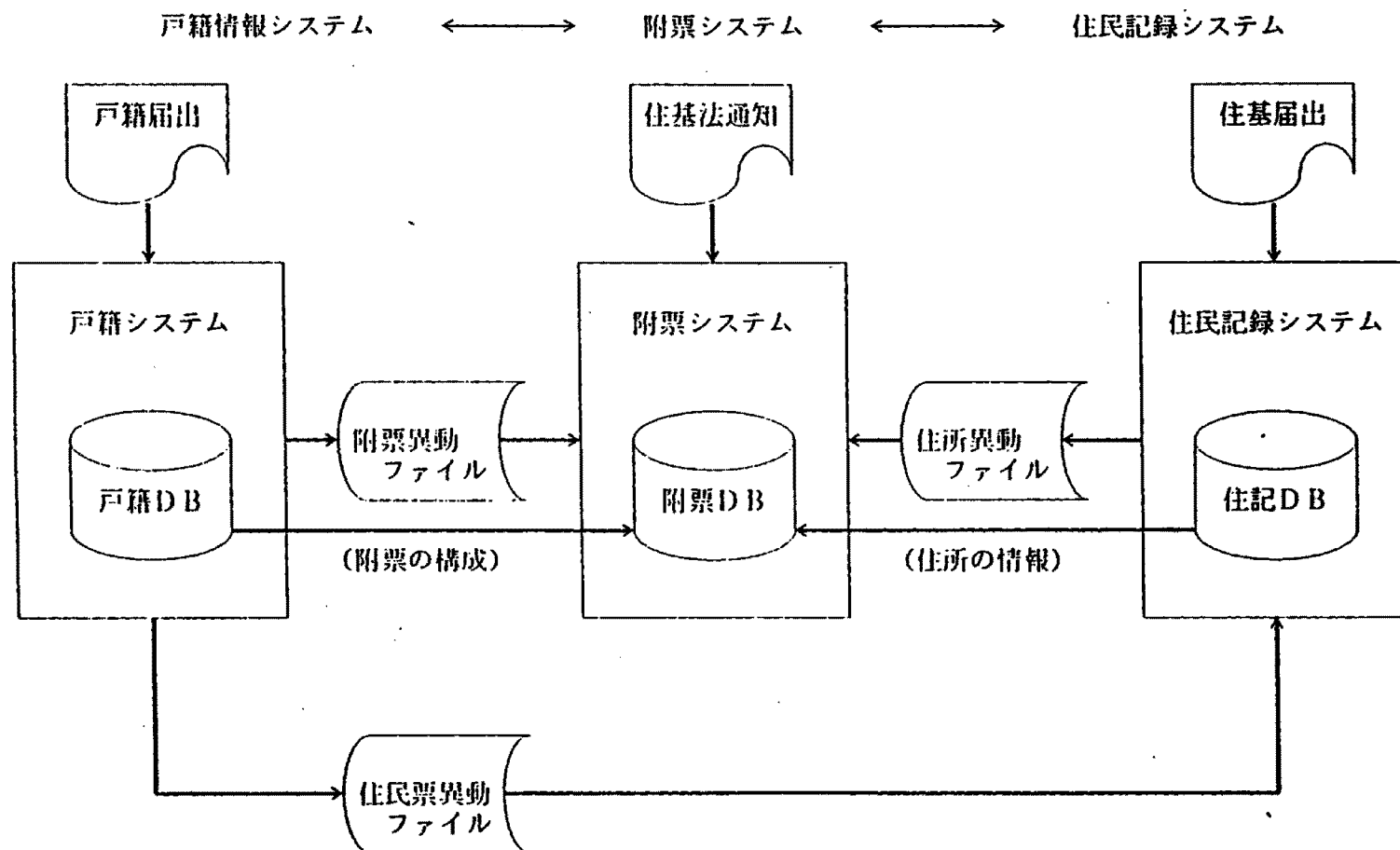
わ) コンピュータシステム停止時の対策（ダウン対策）

十分に考慮した安全対策を施してもなお、システムのトラブルを完全に避けることはできない。たとえ、可能性は少ないとしても、コンピュータシステムが全く停止してしまうという事態も想定しておかなければならない。このような場合、オンラインサービスを前提とした窓口をはじめとして、組織全体に大きな混乱が生じかねない。そこで、トラブルに応じた段階的な対処策をマニュアル化しておくなど、混乱を最小限に抑えるための工夫が必要となる。

多くのオンライン実施団体では、「ダウン対策マニュアル」、「バックアップ手順書」、等の呼称で、システム停止時の運用方法の取り決めを行っている。それらの中から、特に重要と思われる事項を以下に提示することとする。

- ・ サービス窓口、コンピュータ所管部署の双方に連絡責任者を置き、緊急時の連絡体制を一本化する。なお、専用の連絡手段を確保し、必要なときに即座に連絡がとれるようにしておかなければならないこと。
- ・ トラブル時の説明の方法など、来客に対する対応を決めおくこと。
- ・ トラブル時の分担を決めておくこと。たとえば、業務運用担当（手処理、窓口説明等）、復旧担当（連絡、機器操作等）、状況記録、報告担当など。
- ・ トラブルに応じた復旧の方法を洗い出しておくこと。

この他に、特にコンピュータ所管部署では、コンピュータメーカー、保守担当業者、電力会社、通信業者（NTT）等との連絡網を整備して、早期の原因発見と復旧が行える体制を整えておくことが肝要である。



戸籍情報システム：戸籍の処理、附票異動ファイルの作成、住民票異動ファイルの作成

住民記録システム：住民票の処理、住所異動ファイルの作成

附票システム：附票の処理、各異動ファイルの取り込み

4. (1) Ⅱ	附票項目一覧	頁 数 1 / 1
-------------	--------	--------------

1. 附票データベース項目

〔附票管理データ項目〕

No.	項 目 名	項目長	コード化の有無	備 考
1	附票番号	9 (9)	無	戸籍番号と同一番号を使用する
2	附票作成日	9 (8)	無	附票が作成された日
3	附票作成区分	9 (1)	有	1 : 戸籍編製での作成 2 : 改製による作成
4	附票除票日	9 (8)	無	附票が消除された日
5	附票除票区分	9 (1)	有	1 : 消除 2 : 転籍消除 3 : 改製消除
6	本籍	K (5 0)	無	
7	筆頭者	K (3 0)	無	

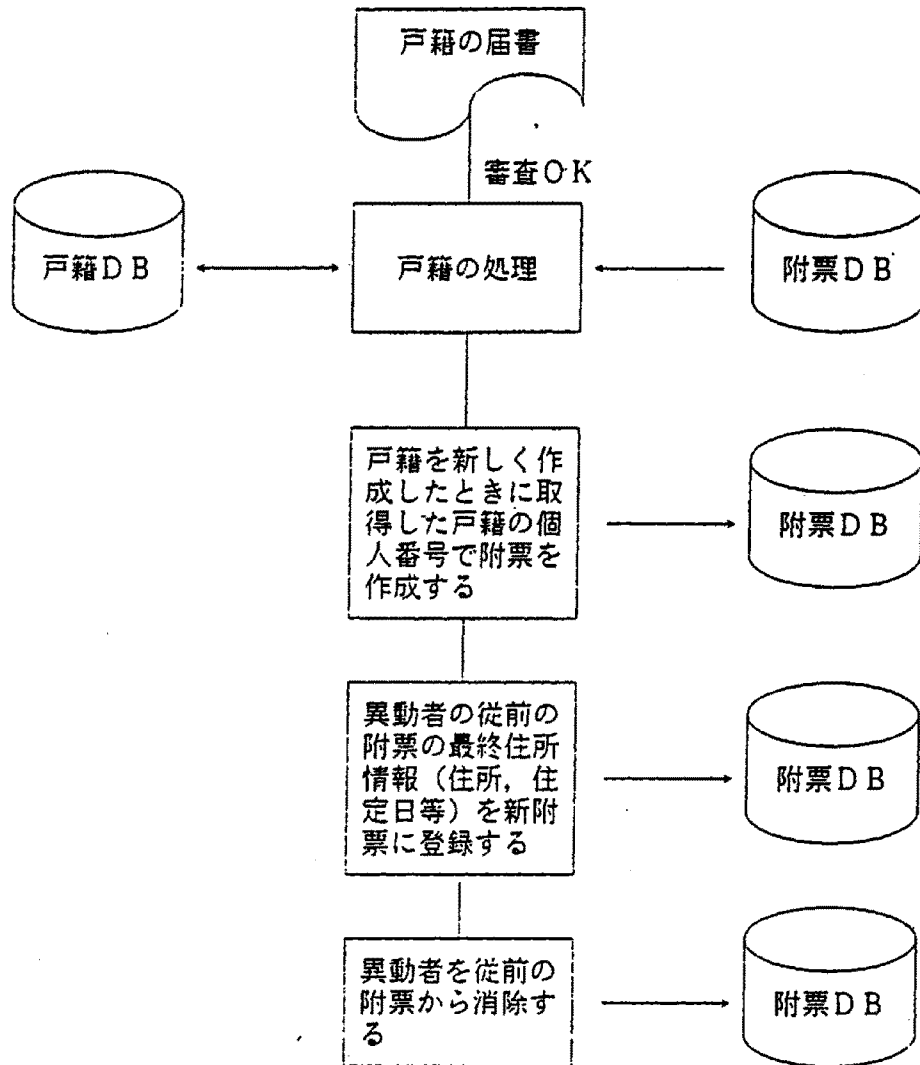
〔附票データ項目〕

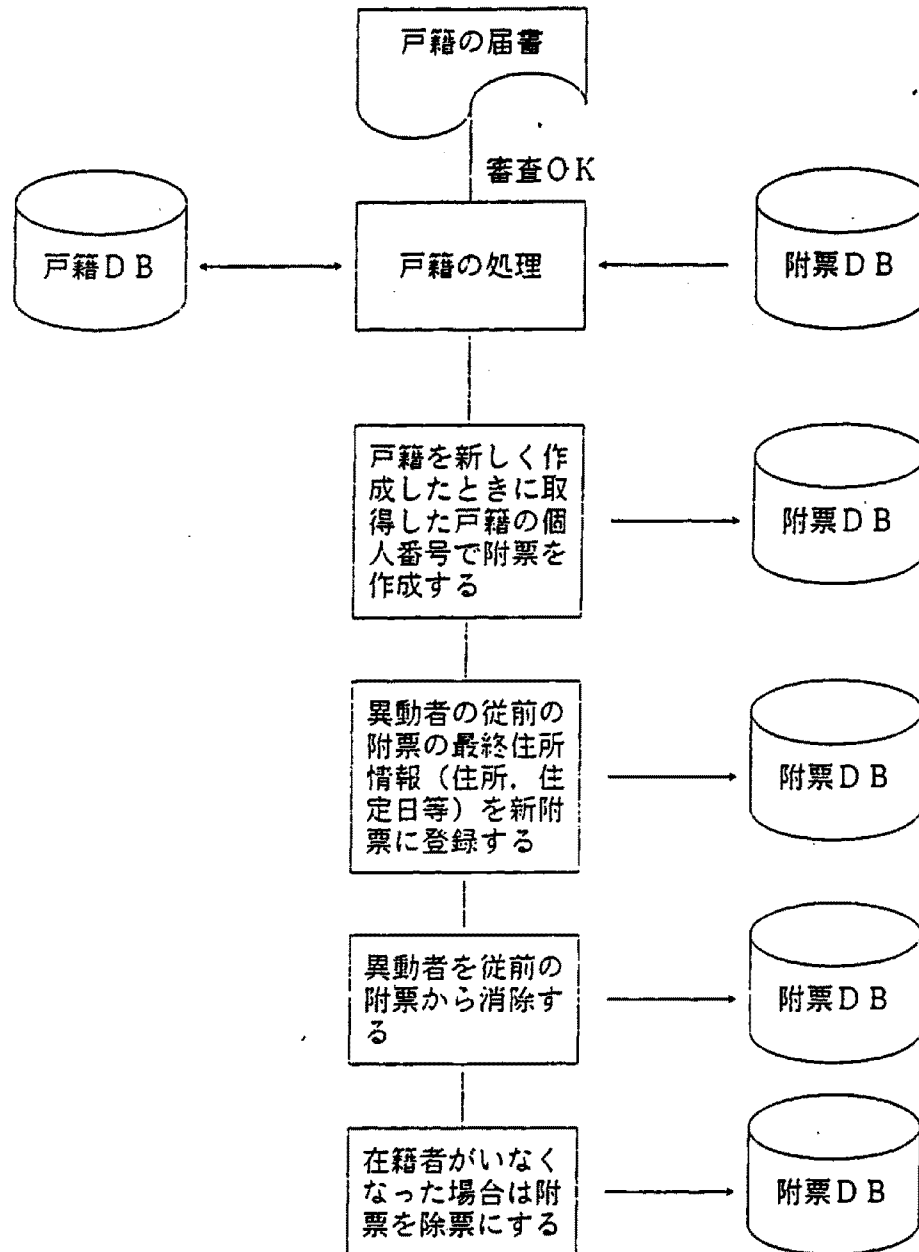
No.	項 目 名	項目長	コード化の有無	備 考
1	附票番号	9 (9)	無	附票管理データと結び付ける番号
2	戸籍個人番号	9 (1 0)	無	戸籍データベースと結び付ける番号
3	住記個人番号	9 (1 0)	無	住記データベースと結び付ける番号
4	住所履歴番号	9 (2)	無	D Bの種別によっては不要項目
5	現除区分	9 (1)	有	1 : 現住所 2 : 消除住所
6	作成日	9 (8)	無	住所が記載された日
7	住所	K (5 0)	無	
8	方書	K (5 0)	無	
9	住定日	9 (8)	無	
1 0	消除日	9 (8)	無	住所が消除された日

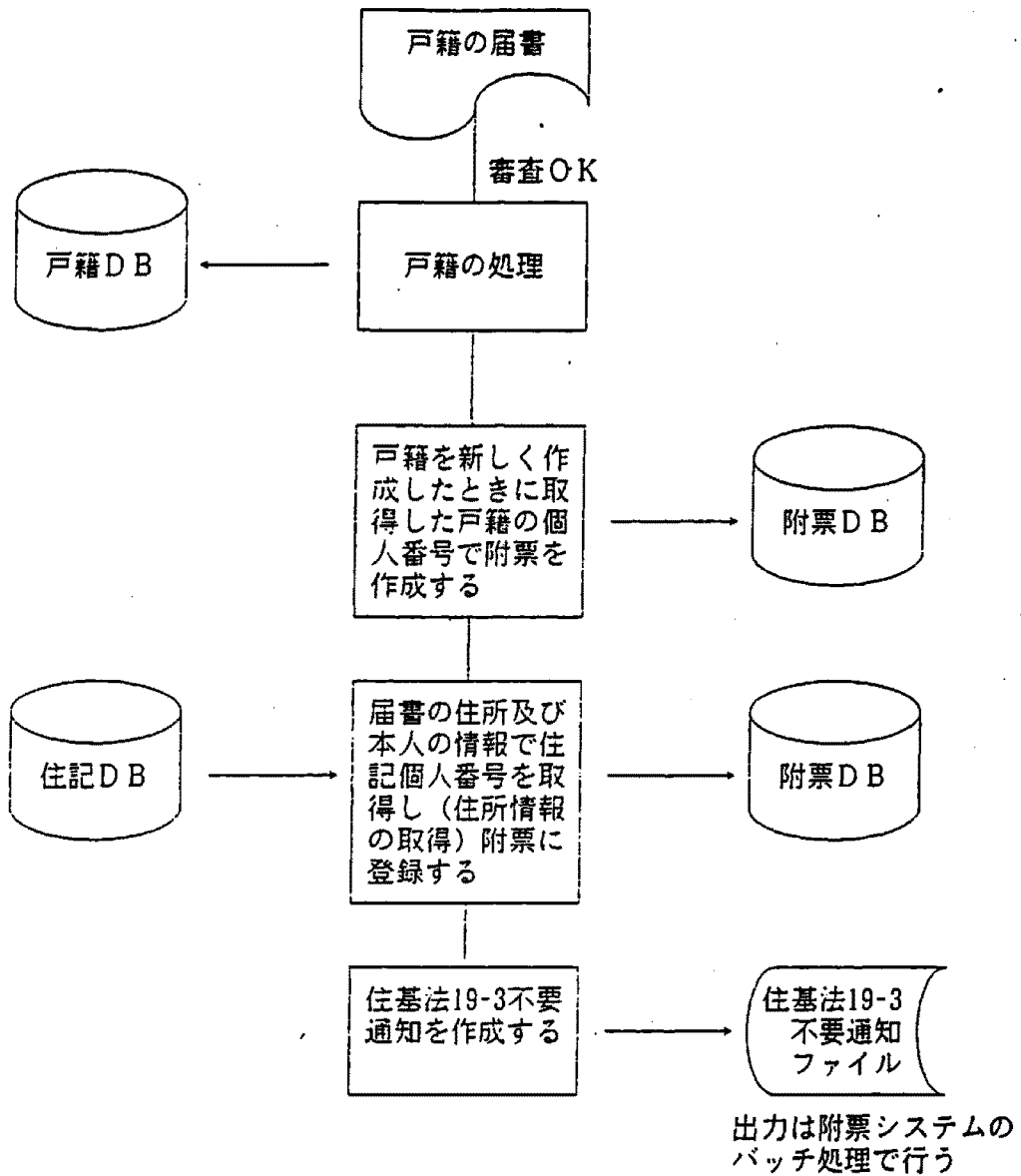
住民基本台帳法第17条で規定されている項目（本籍、筆頭者、氏名、住所、住所を定めた年月日）以外はシステム化に伴い必要となる項目である。上記項目は附票データとして必要なものを示したのであり、附票データベースに必ず持つということではない（戸籍データベース、住記データベースで持っても構わない）。

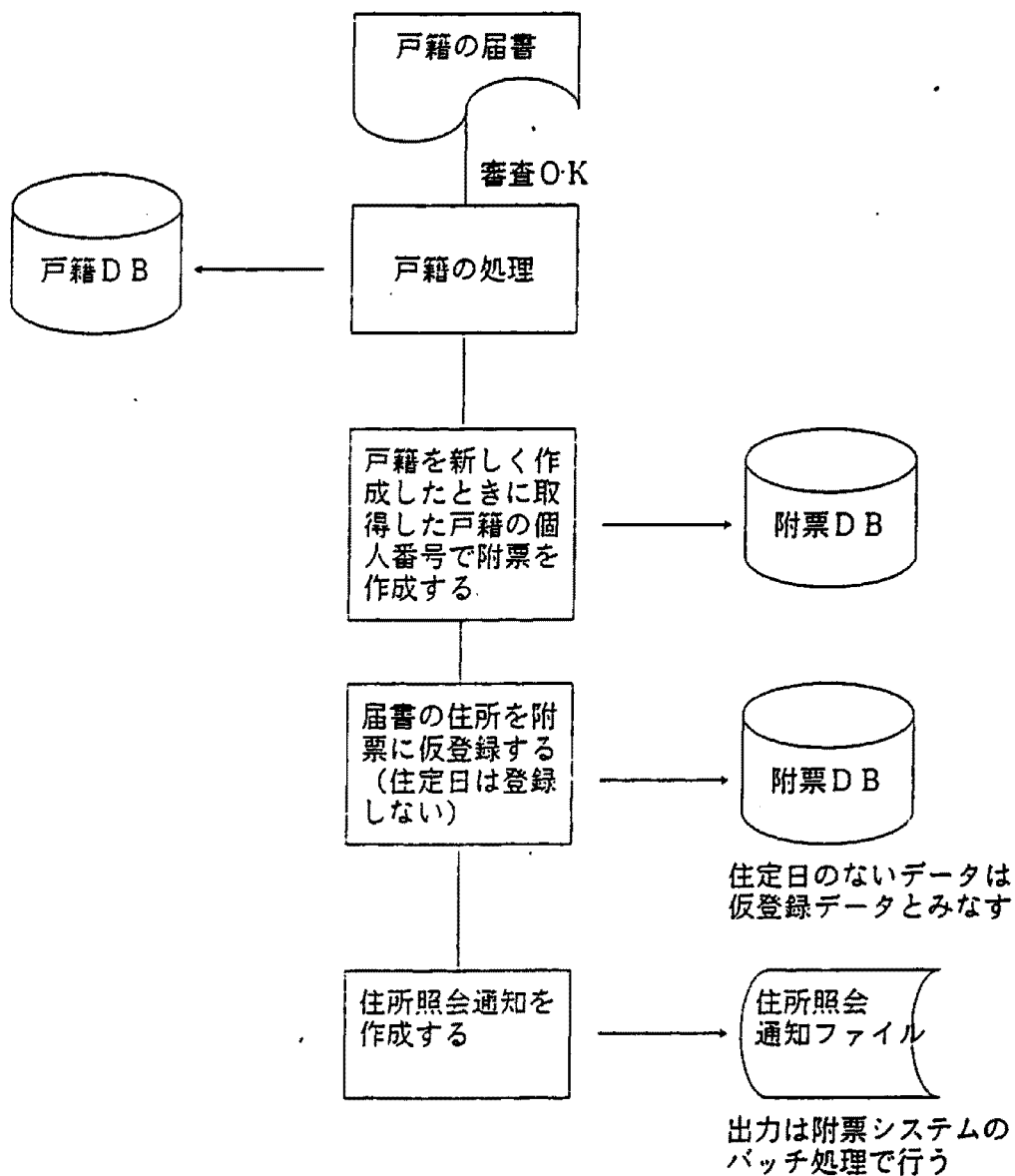
データベースの種別は問わない。

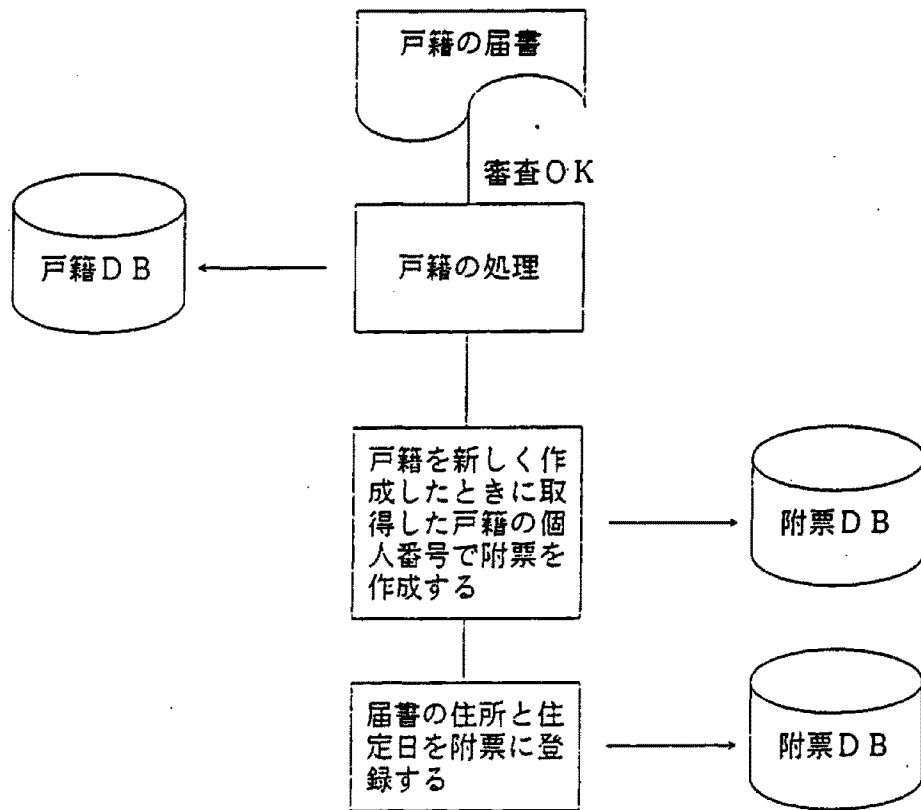
項目長、コード化の有無はシステムの内容により変更可能である。

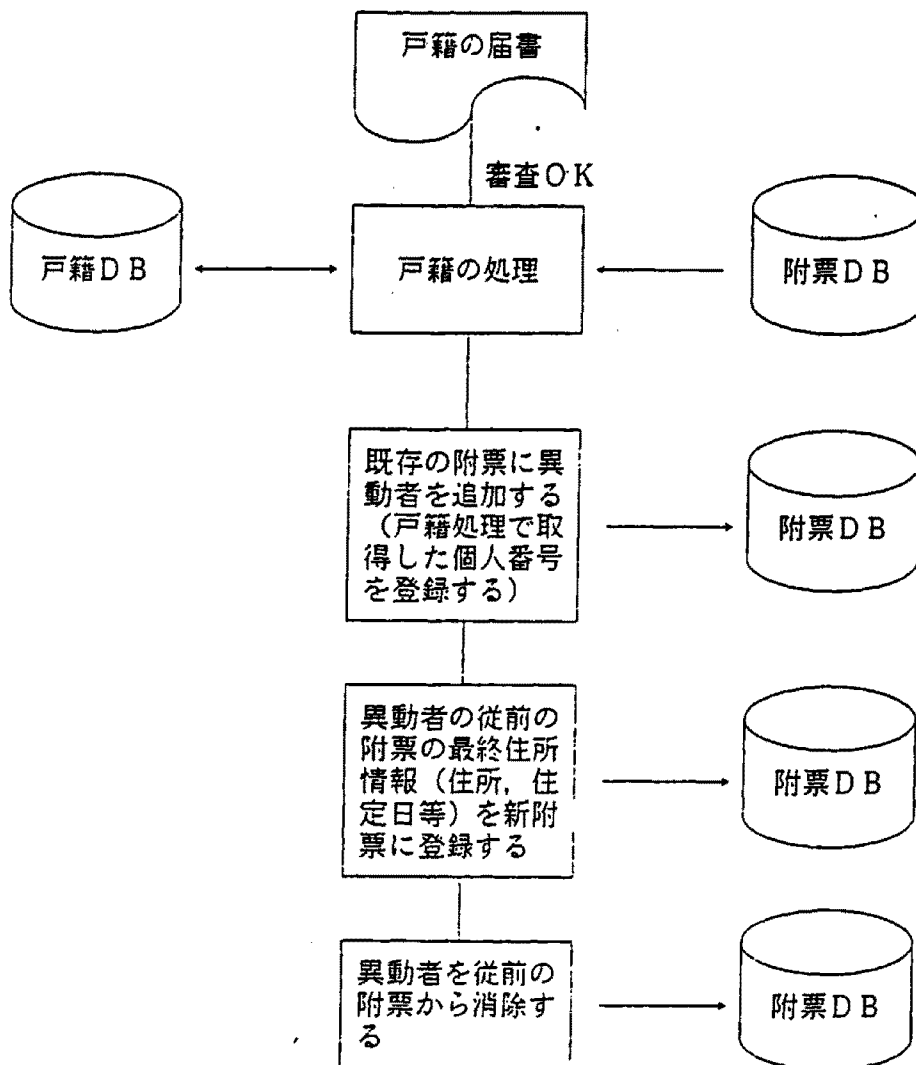


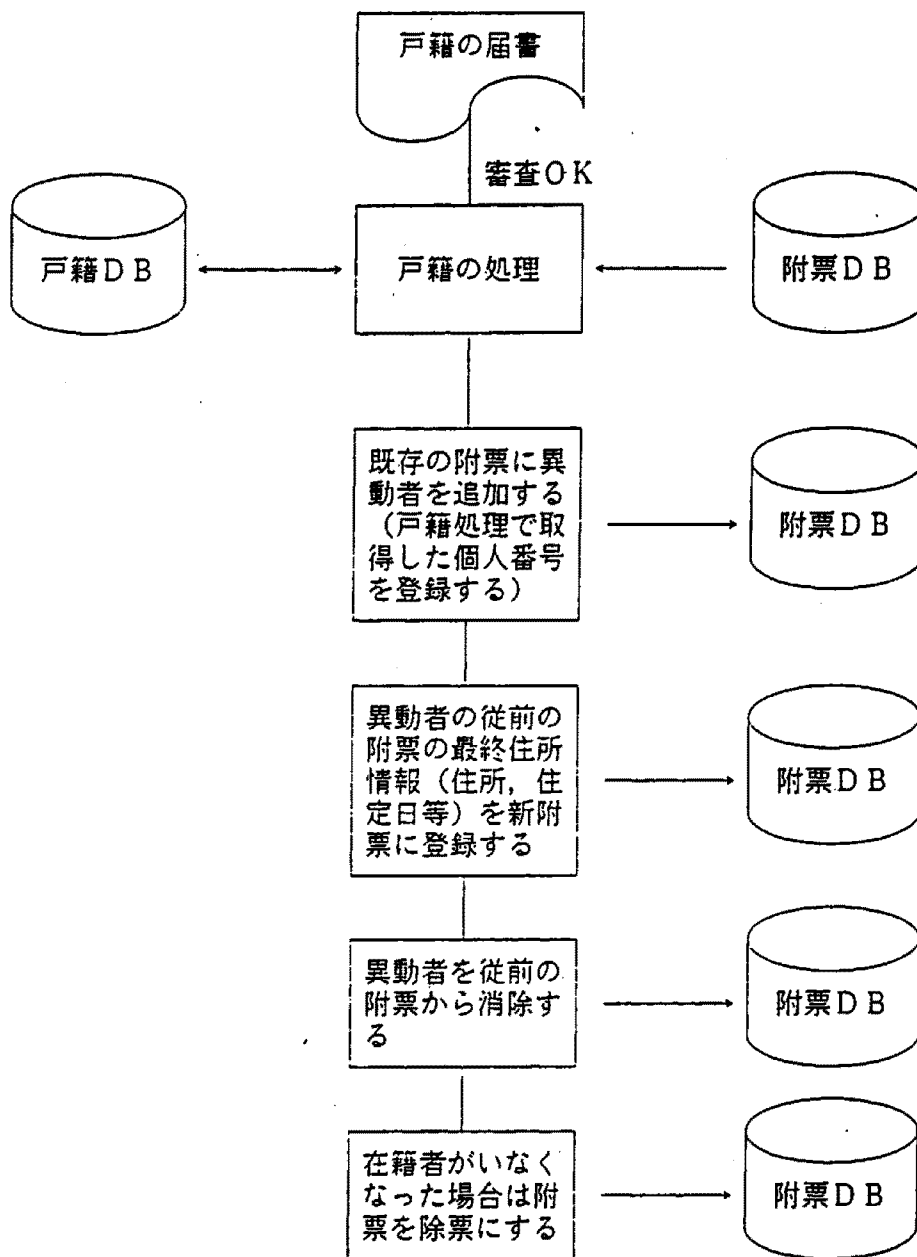


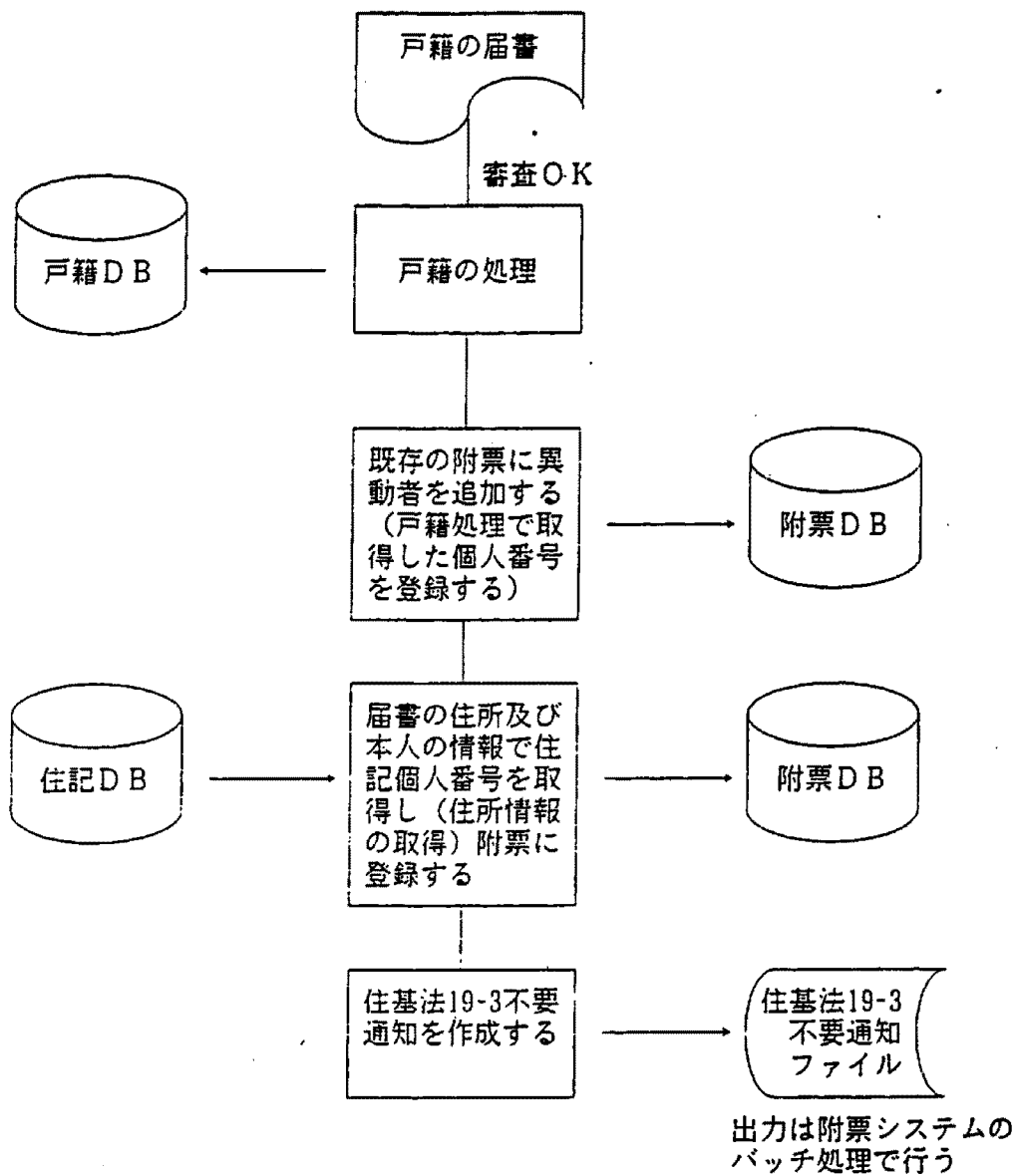


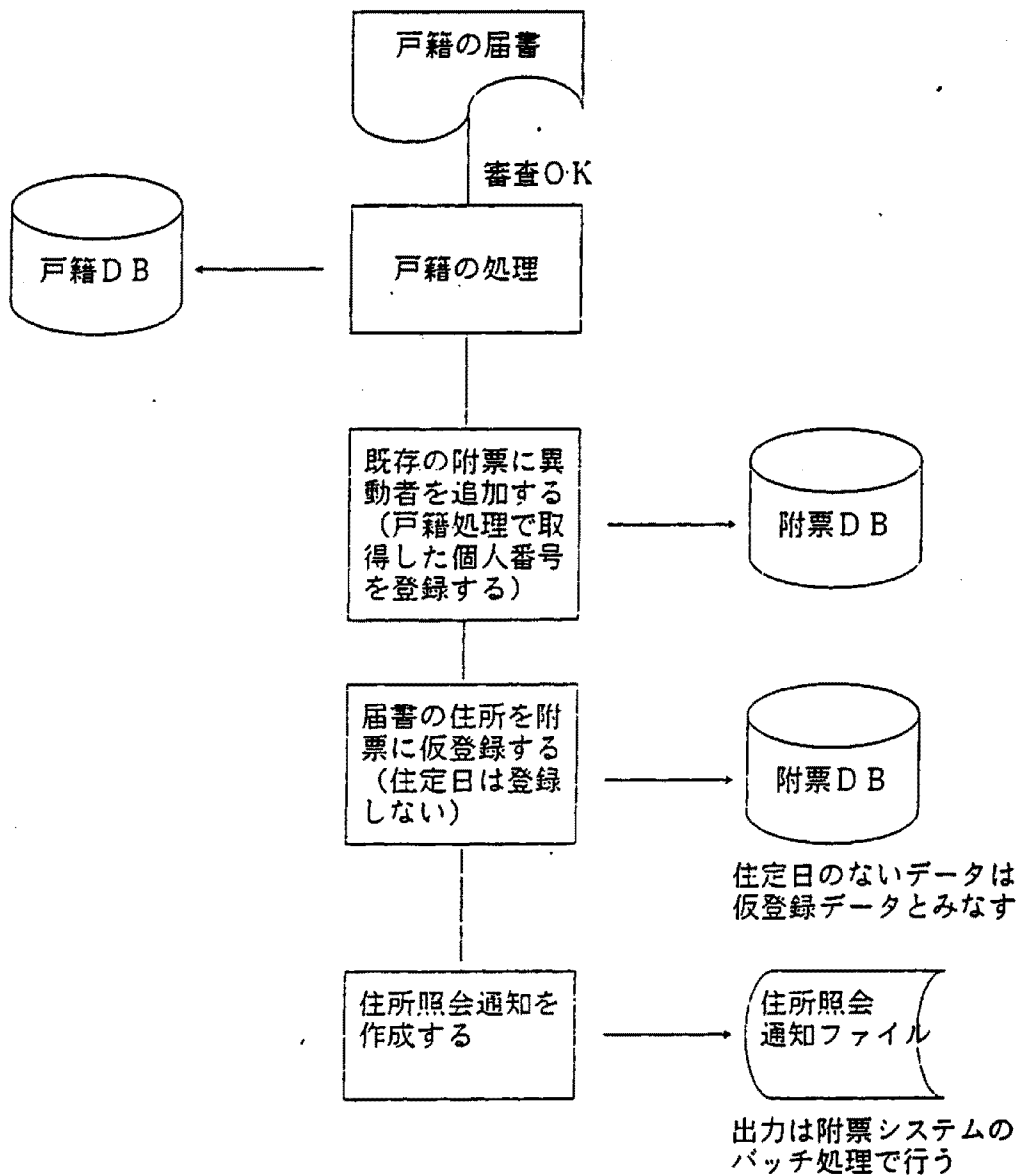


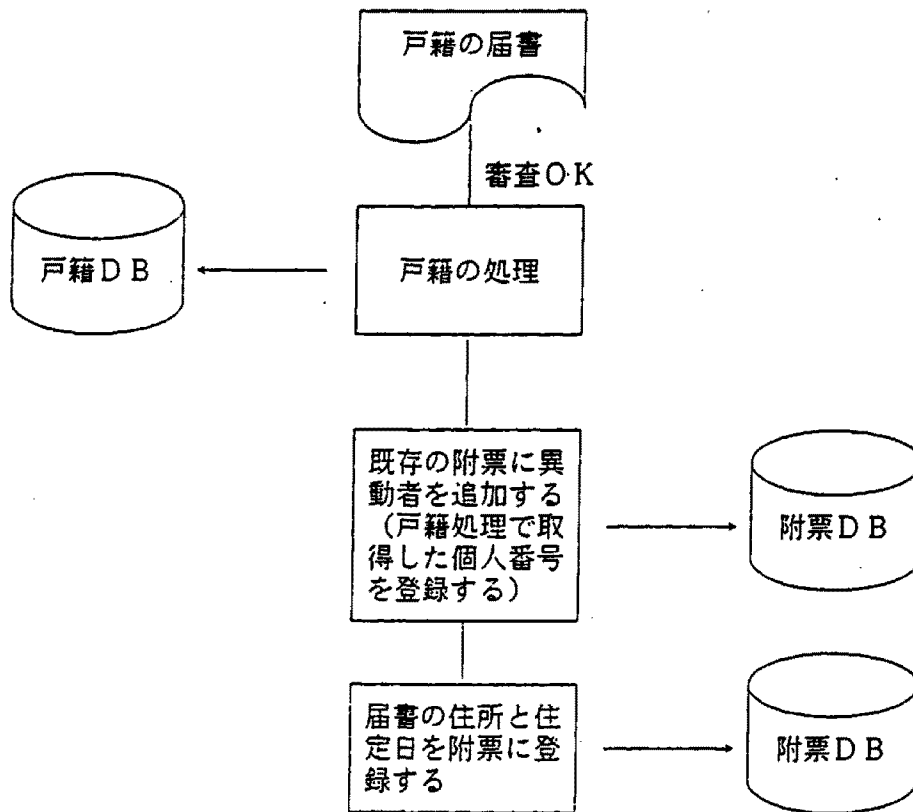


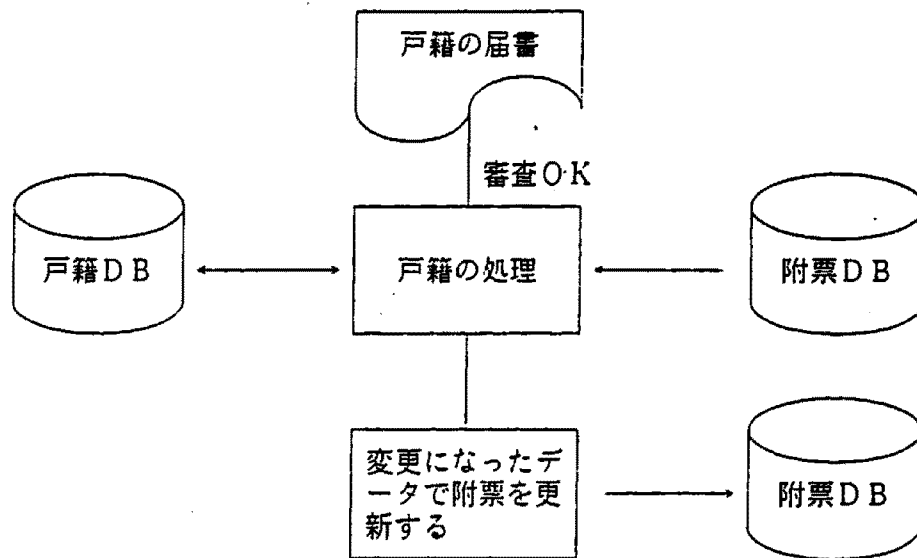


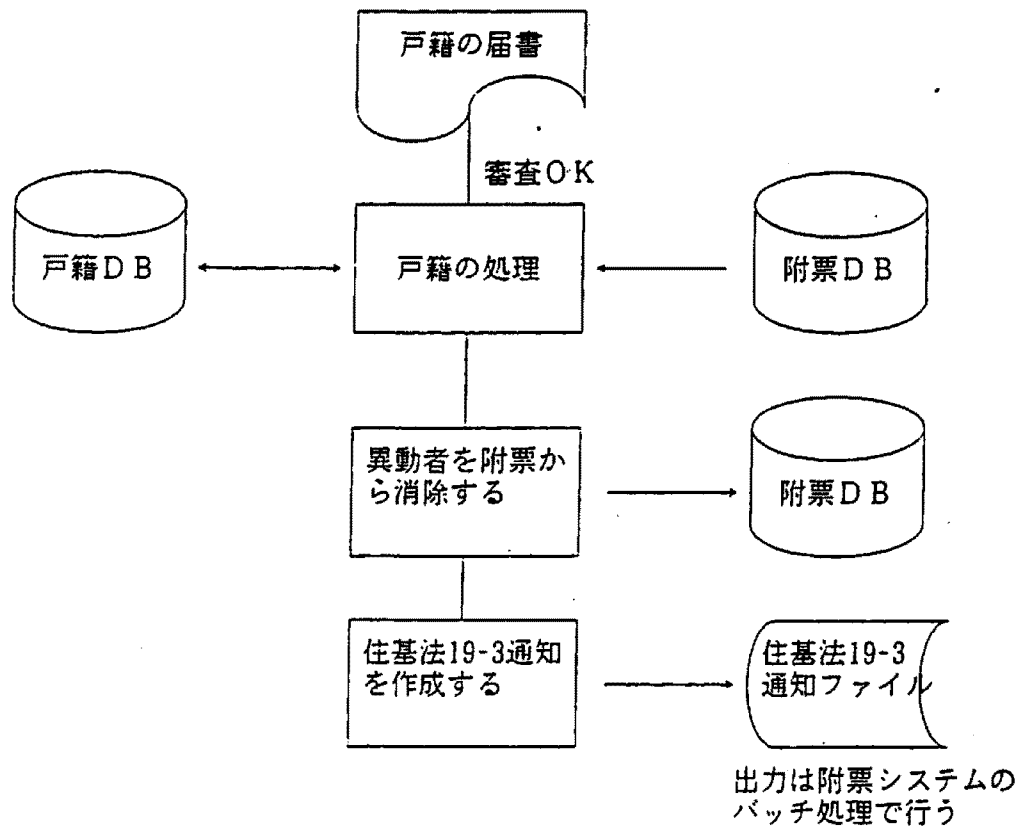


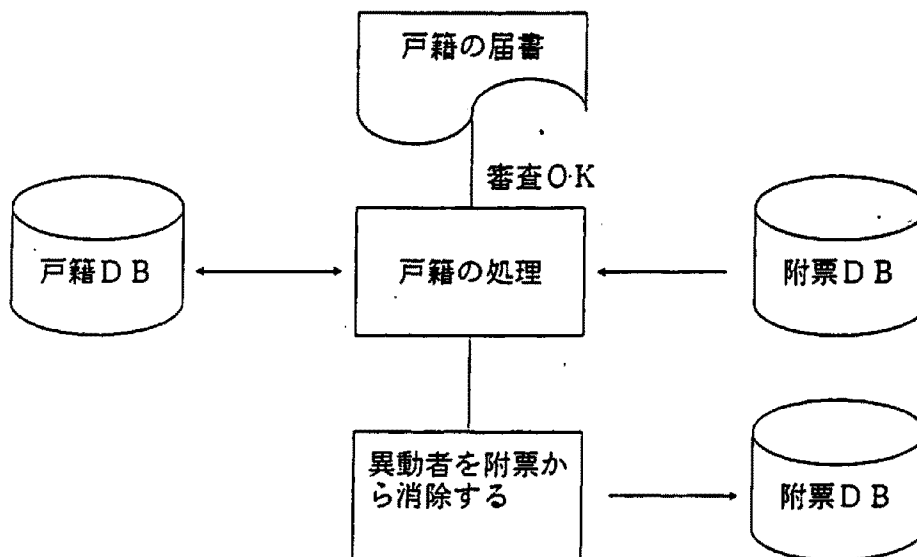


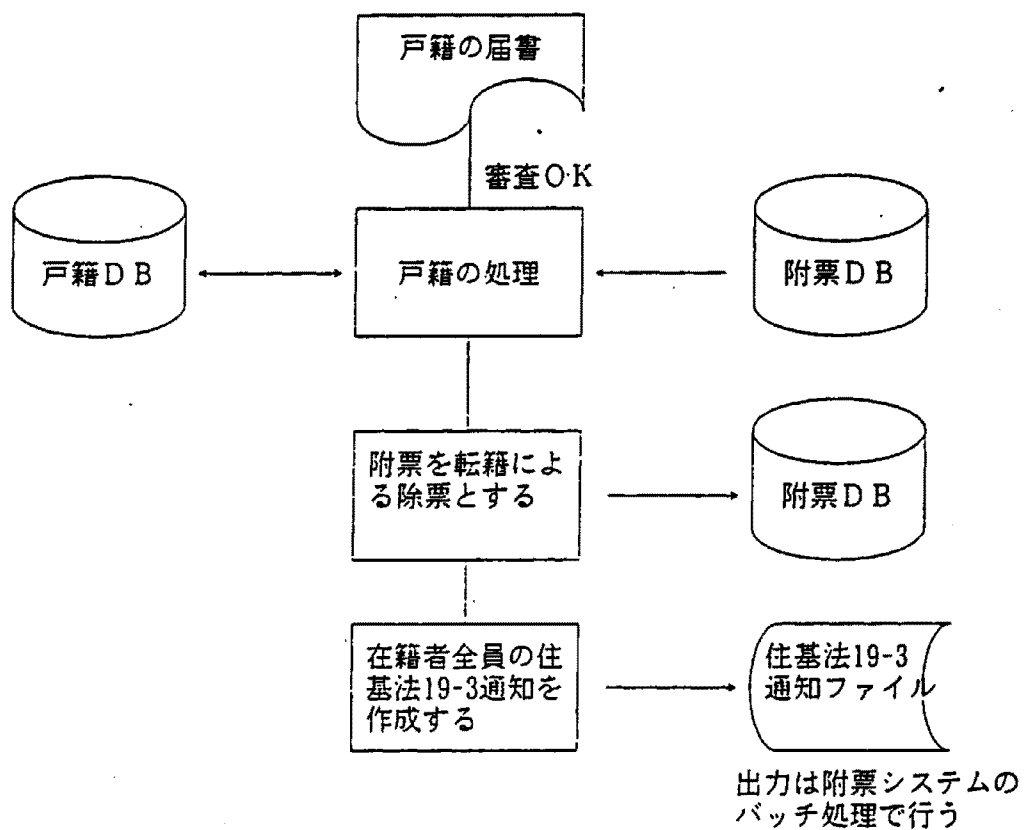


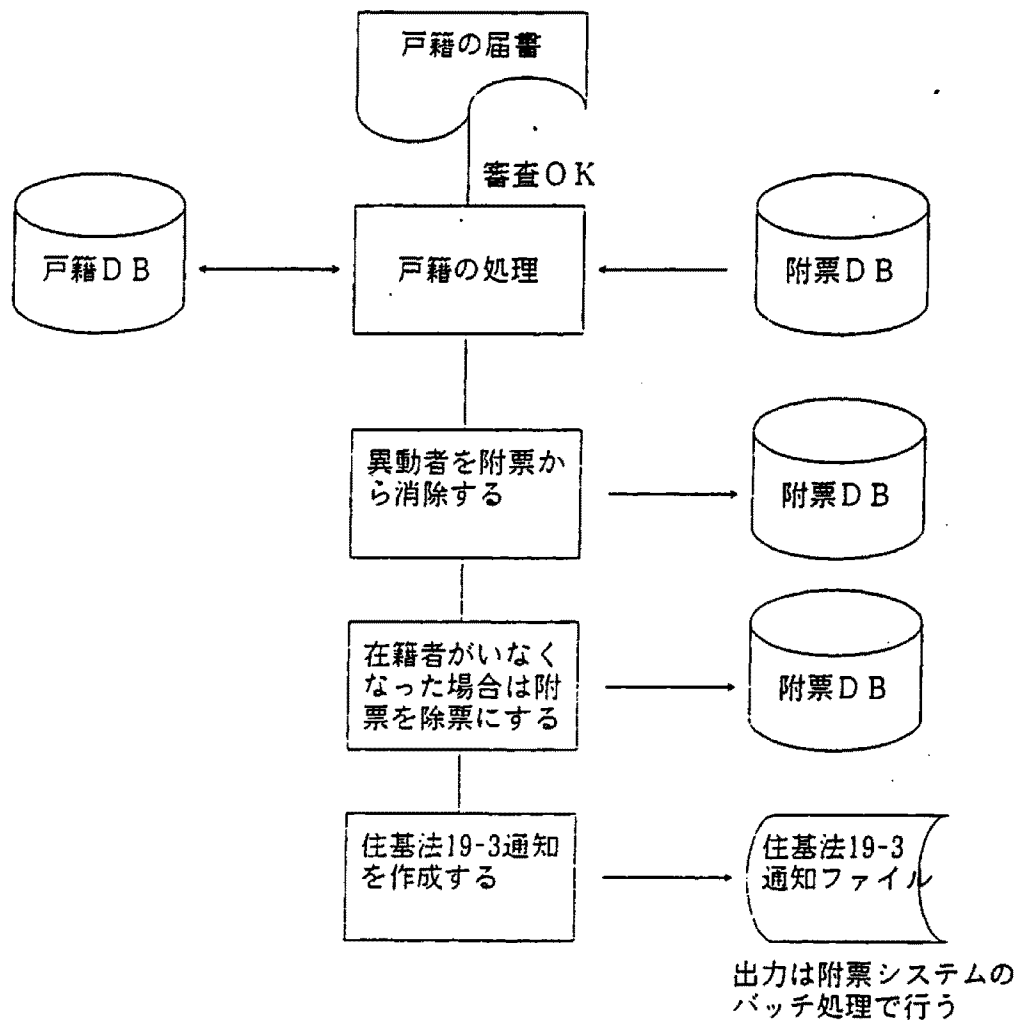


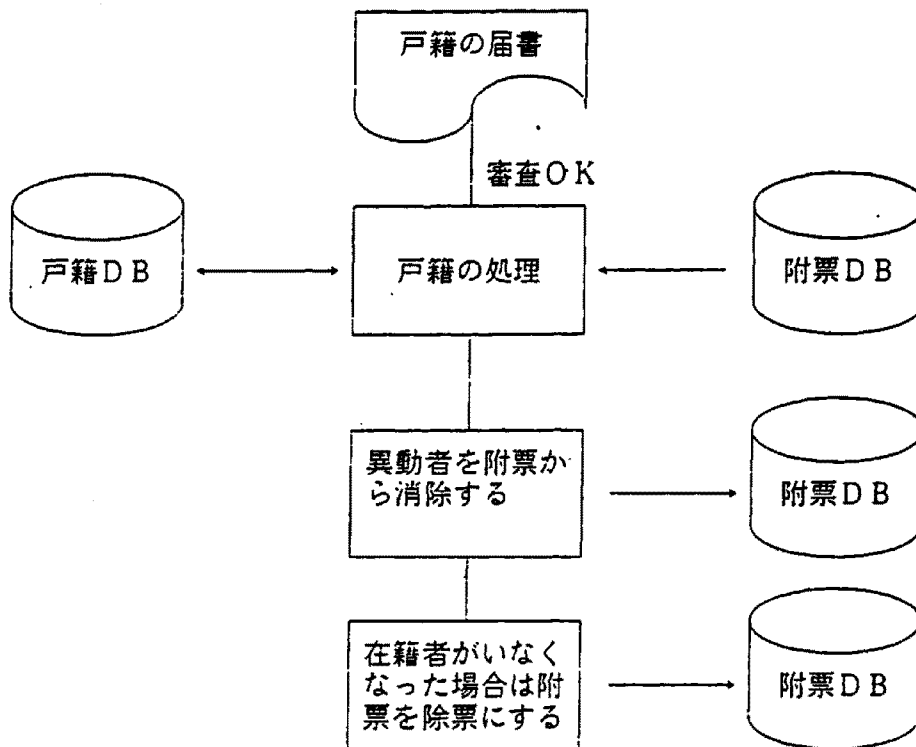


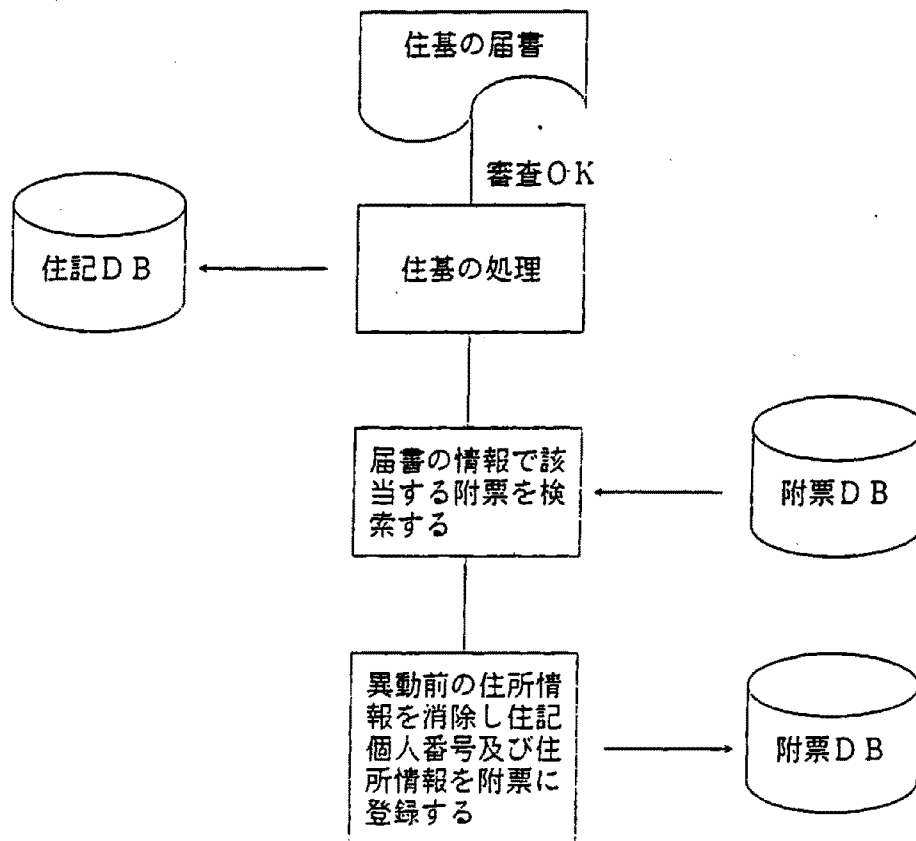


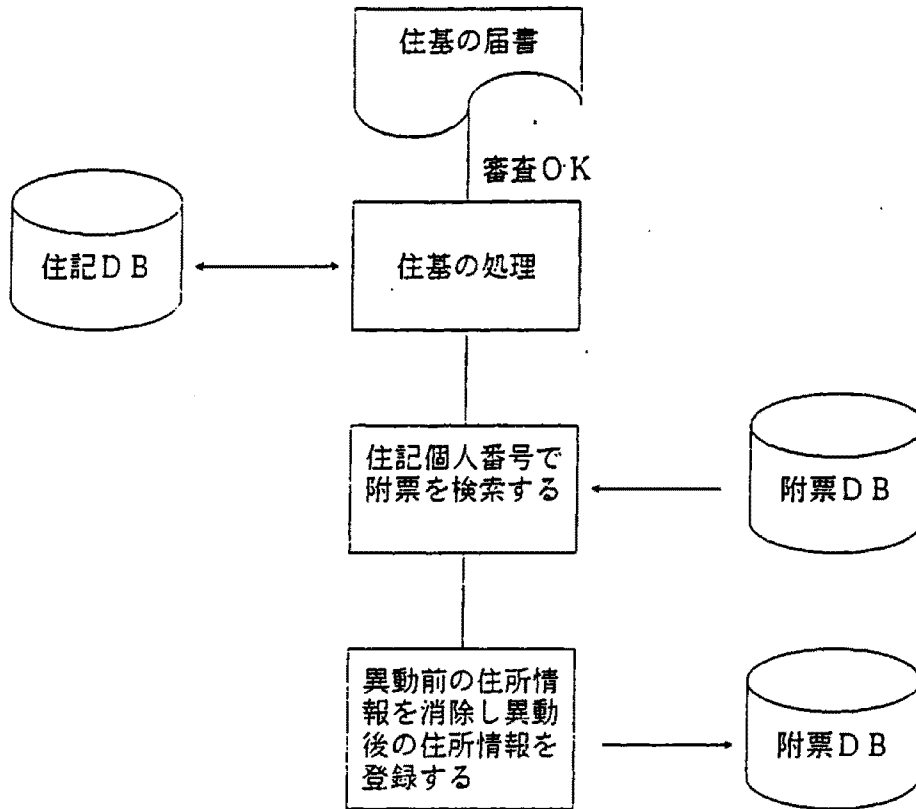


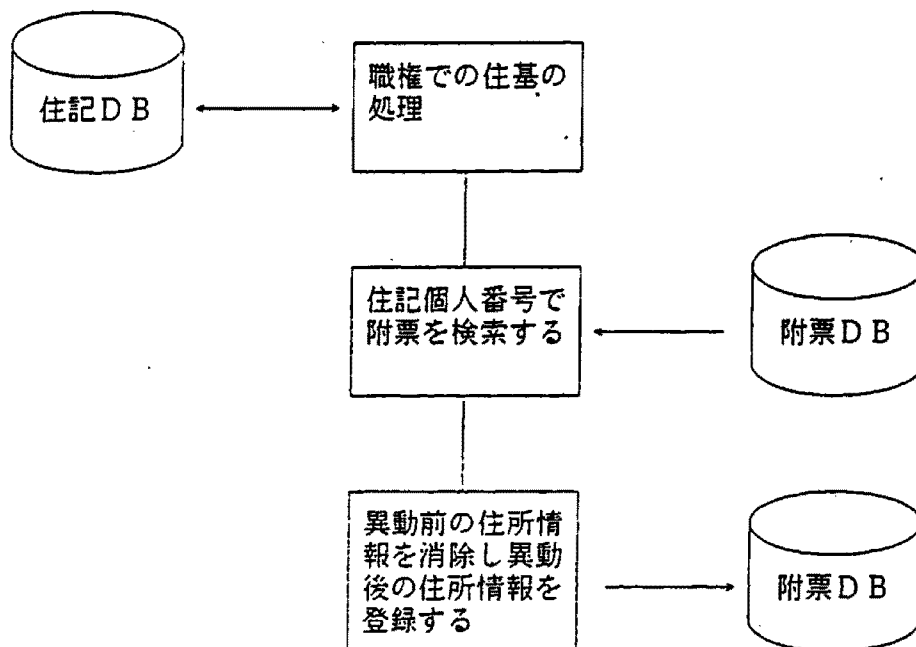


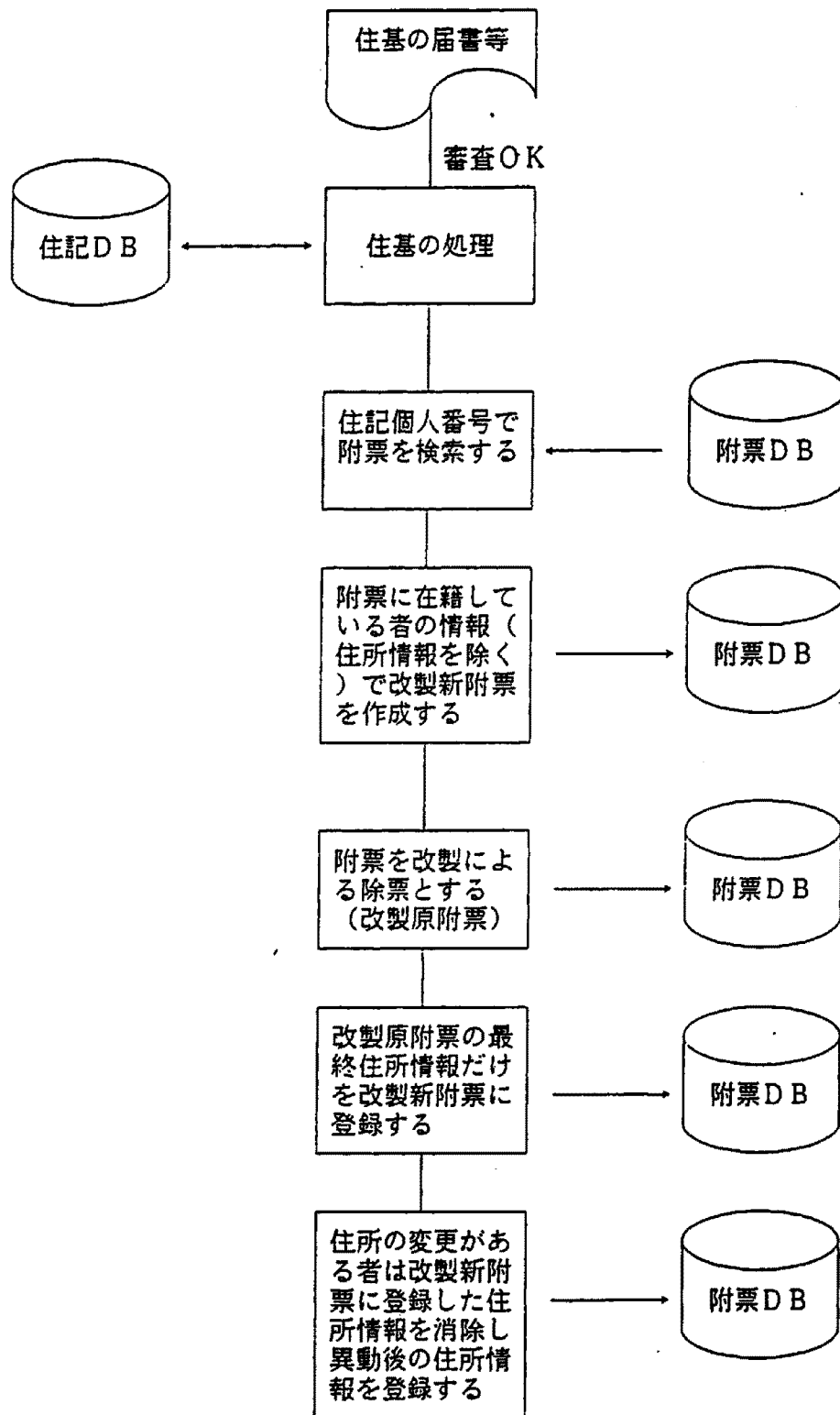


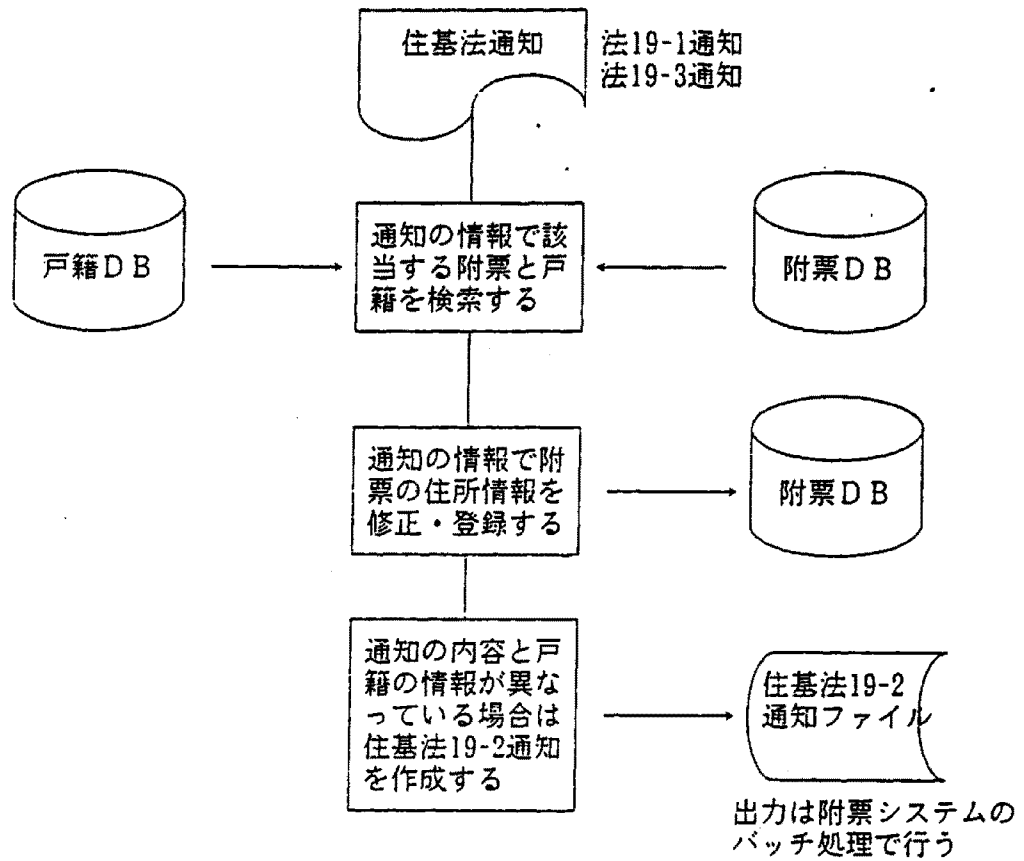


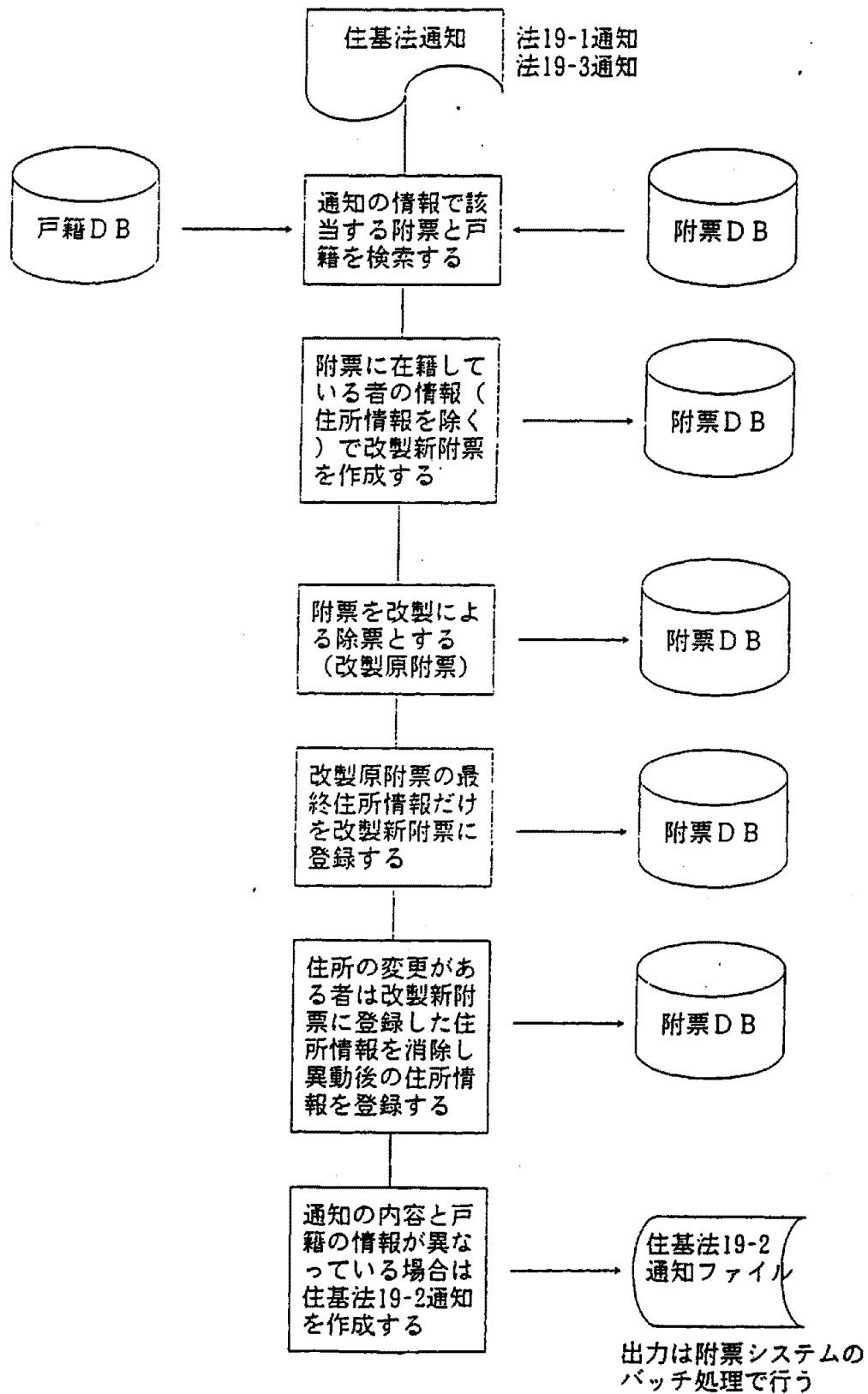


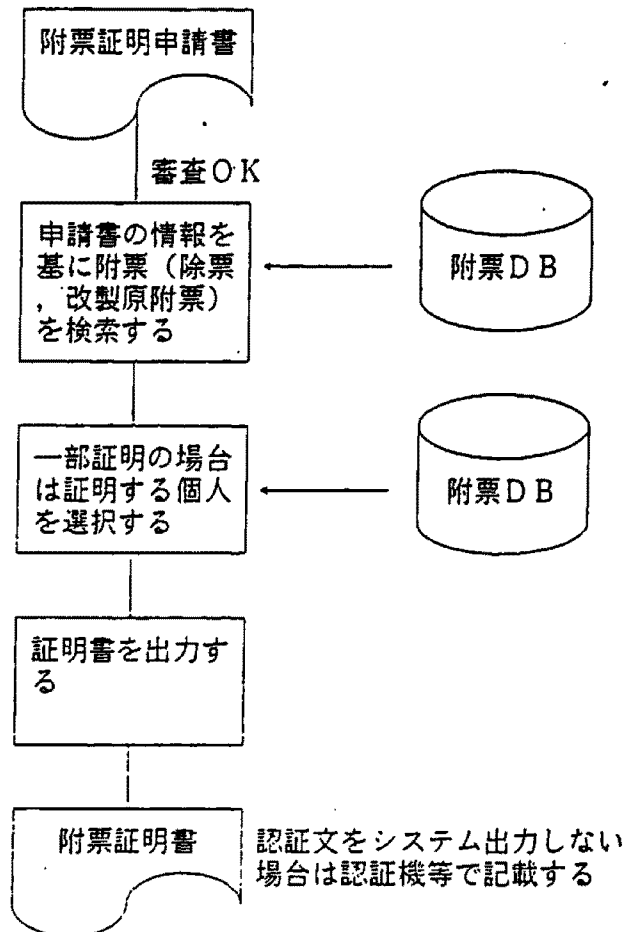


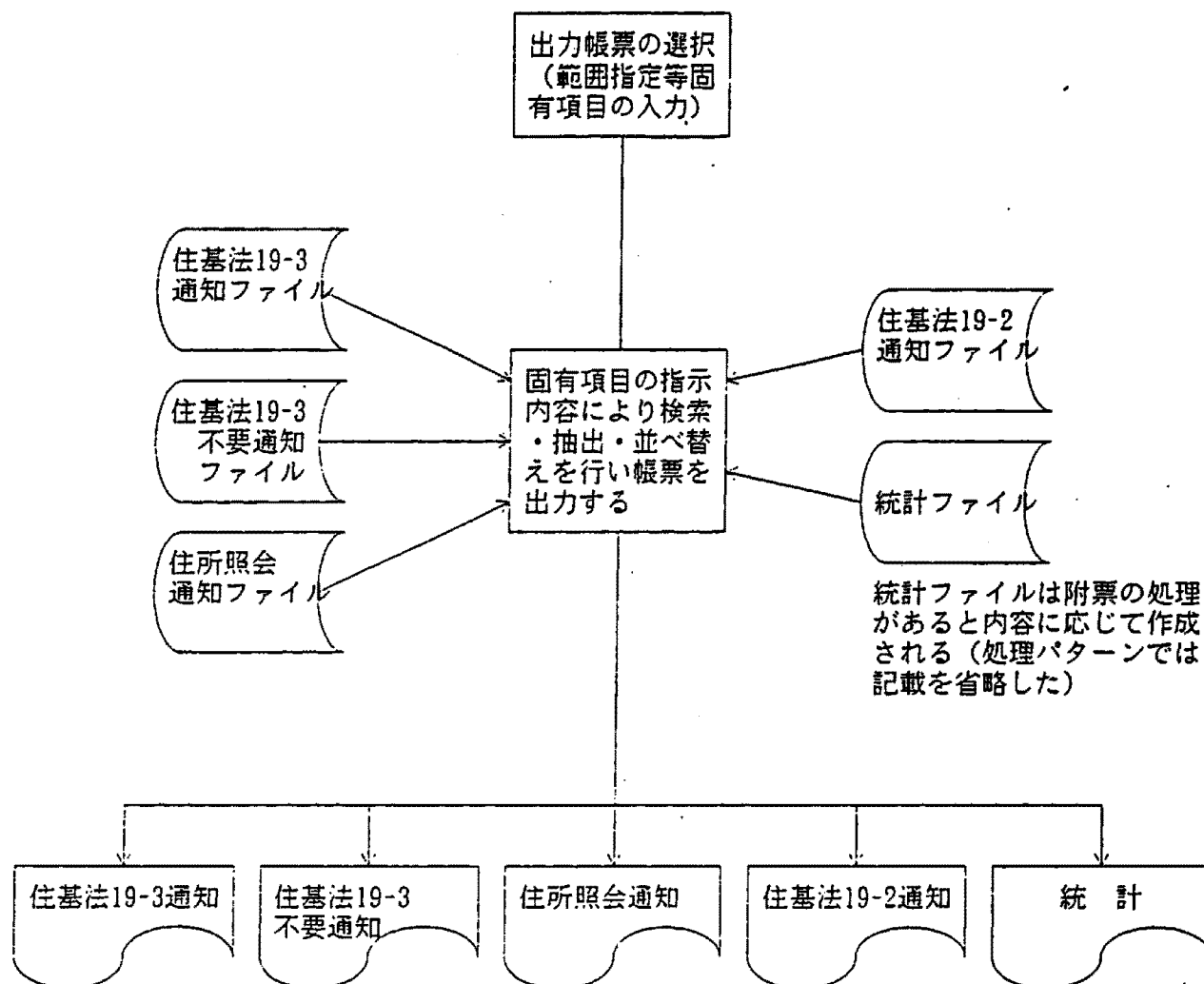












① 附票にいる者の1人を改製することで全員が改製となる方法

〔附票DB：異動前〕

河野 太郎	1	住所 A A A
	2	住所 B B B
	3	住所 C C C
	4	住所 D D D
	5	住所 E E E
花子	1	住所 B B B
	2	住所 C C C
	3	住所 D D D
	4	住所 E E E
	5	

住所を「住所 E E E」から「住所 F F F」に変更したとき

〔附票DB：異動後〕

河野 太郎	1	住所 E E E
	2	住所 F F F
	3	
	4	
	5	
花子	1	住所 E E E
	2	住所 F F F
	3	
	4	
	5	

〔改製原附票DB〕

河野 太郎	1	住所 A A A
	2	住所 B B B
	3	住所 C C C
	4	住所 D D D
	5	住所 E E E
花子	1	住所 B B B
	2	住所 C C C
	3	住所 D D D
	4	住所 E E E
	5	

② 改製の条件にあった者だけを改製する方法

〔附票DB：異動前〕は①と同じ

住所を「住所EEE」から「住所FFF」に変更したとき

〔附票DB：異動後〕

河野 太郎	1	住所EEE
	2	住所FFF
	3	
	4	
	5	
花子	1	住所BBB
	2	住所CCC
	3	住所DDD
	4	住所EEE
	5	住所FFF

〔改製原附票DB〕

河野 太郎	1	住所AAA
	2	住所BBB
	3	住所CCC
	4	住所DDD
	5	住所EEE

さらに住所を「住所FFF」から「住所GGG」に変更したとき

〔附票DB：異動後〕

河野 太郎	1	住所EEE
	2	住所FFF
	3	住所GGG
	4	
	5	
花子	1	住所FFF
	2	住所GGG
	3	
	4	
	5	

〔改製原附票DB〕

河野 太郎	1	住所AAA
	2	住所BBB
	3	住所CCC
	4	住所DDD
	5	住所EEE
花子	1	住所BBB
	2	住所CCC
	3	住所DDD
	4	住所EEE
	5	住所FFF

5. まとめ

(1) 検討項目内容

まとめとして、当戸籍附票システム部会で検討された議題とその経緯及び結論を示す。また、議題の中には法令に係わる部分等、自治省・法務省の検討を待たなければ結論が出せない問題もいくつかあったが、それについては当部会での検討経緯だけを示す。

7) 戸籍の附票をシステム化するメリット

〔結論〕・現在の可視台帳処理では、附票への記載処理が遅い（住民基本台帳法第19条1項通知及び同法第19条3項通知の作成が遅いため）が、システム化により迅速に処理できると考えられる（通知及び記載の双方とも）。当然住民サービスの向上につながる。

・システムで処理するので、現在よりは転記ミスが少なくなると予想される（職員の負担軽減）。

4) 附票システムの独立性について

〔問題〕附票がシステム化された場合、戸籍、住記のどちらのシステムに属するのか。

〔経緯〕・附票の所有する項目からみれば、戸籍との共通点が多いため、戸籍に属するといえる。

・運用の面からみれば、附票は単独で稼働されるシステムであるので、どのシステムにも属さず、独立であるといえる。

〔結論〕データの持ち方については作成する市町村に一任する（ただし、不適なデータの規制は行う）。

附票システムは独立である。

り) 附票の履歴の考え方

〔経緯〕・住民基本台帳法では、住所が変更されたときに前のデータを履歴として残しておくことも、残しておいた場合にその証明書を出すことも規定はしていない。したがって、最新住所のみを現在附票とし、前住所は改製原附票としても構わないと考える。

・附票の履歴の証明を必要とする事務はいくつかある（登記、車検、国外転入等）。

・以前の住所が改製原附票でしか証明できないとすると、住民の負担増につながる（金銭面から）。

・現在は附票の記載欄に余白が無くなったとき、附票の汚損・き損が著しいときに附票の改製が認められるが、システム化ではこの考えでの改製は無くなると予想される。システム化では附票の履歴を無限に持つのだろうか。

〔結論〕種々の事務との関連上、附票の履歴を無くすのは問題がある。

システム化でも、現在の改製の考えを踏襲する方法を考えるべきではあるが、その内容については自治省、法務省両省で考えていただきたい。

〔報告書での記載〕 2. (3) 改製の方法

4. (1). 1) システム化後の改製について

イ) 附票のセットアップ

〔経緯〕・附票のセットアップは改製と同じとみなし、最新住所だけ移記するとした方がよい（費用が安くあがる、職員の作業軽減にもなる）。

・改製することで可視台帳は改製原附票となり、5年後は廃棄されることにより住所の履歴がなくなる（住民サービスの低下となる）。

・現在も強制改製を行っていることを考えれば、住民サービスの低下になるとは思えない。

〔結論〕この方法についても自治省、法務省両省で考えていただきたい（メリット、デメリットを再度検討する必要がある）。

ロ) 附票を作成するときの住記番号の取得について

〔問題〕附票を作成するとき、住所人に関しては住民記録データベースから住記番号を直接取得したい。

〔経緯〕・「行政機関の保有する電子計算機に係る個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の第9条1項の条項に引っ掛かるのではないか。

・住記番号は住民基本台帳法で定めた住民票の項目には無いため（システム化により必要となる特別なデータ）、取得してよいとの明文化はできない。

・税システム等では住記番号の取得を容認している事例がある。

〔結論〕住民記録システムを主として考え、住民記録システムから附票システムへ住記番号を渡してやるという前提であれば、取得しても構わないと考える。

ハ) 誤字・俗字の住基窓口対応

〔問題〕平成2年10月20日法務省民二第5200号通達で、戸籍の異動があったときに誤字・俗字を正字に引き直して構わないとのことである（常に引き直しができるということではない）が、住基の窓口でも引き直して構わないとしてほしい。

〔経緯〕・住基の届出が多い現在では、住基の窓口でこの処理を行わせることにより、誤字・俗字の解消が早まる。ひいては、戸籍コンピュータ化でのセットアップ時の職員の負荷が軽減される。

・住基の窓口では戸籍原本がないため、誤字・俗字が戸籍に記載されている文字同じとの確認がとれない。また、戸籍の一部の処理形態でしか引き直せないの、住基の窓口ではその判断がつかない。

- ・住所と本籍が同一の市町村にいる者だけを対象にするとか、手続きの方法を考えるなどして、何とか住基窓口でも対応できないものか。

〔結論〕現状では難しいとのことであるが、法務省で再度前向きに考えていただくよう要望する。

㊦) 戸籍の附票事務のシステム化の範囲

〔経緯〕・住民基本台帳法第19条2項通知は手書きとすべきである。件数が少なく電算化のメリットも考えにくい。

- ・附票で必ず必要となる処理と、オプション処理とに切り分けるべきである。

〔結論〕戸籍の附票事務はそれほど多くなく、また、特別煩雑でシステム化に適していない事務は無いと思われるので、一応すべての事務をシステム化範囲とする。

オプションについては市町村に一任されるものでり、本報告書で切り分ける必要はない。

〔報告書での記載〕3.(1) 〔附票システム〕の範囲

6. 参考資料

(1) 画面展開図

高野太郎が東京都台東区に転入したことにより、台東区（住所地）から千代田区（本籍地）へ住民基本台帳法第19条1項通知が送付され、それに基づいて附票処理する事例の画面展開図を表す。各画面の展開内容は以下のとおりである。

- ① 附票メニューから住基法19条1項通知処理を選択する（画面1）。
- ② 検索画面から該当者検索情報を入力する（画面2）。今回はカナ氏名を検索条件とする。
- ③ 該当附票一覧が表示されるので、合致する附票を選択する（画面3）。
- ④ 附票に記載されている者の一覧画面から該当者を選択する（画面4）。
- ⑤ 該当者の附票情報が表示される。該当者に間違いがないか確認する（画面5）。
- ⑥ 附票修正画面では現在の住所が旧住所欄に表示される（画面6）。
- ⑦ 旧住所の消除日と新しい住所の情報を新住所欄に記載する（画面7）。
- ⑧ 確認すると修正後の附票情報画面が表示される（画面8）。

(2) 帳票仕様

附票システムで作成される帳票仕様を示す。

- ① 附票の全部証明書
- ② 附票の一部証明書
- ③ 附票の除票の全部証明書
- ④ 改製原附票の全部証明書
- ⑤ 住民基本台帳法19条2項通知
- ⑥ 住民基本台帳法19条3項通知

1. 検 索 処 理
2. 住基法 1 9 条 1 項通知処理
3. 住基法 1 9 条 3 項通知処理
4. 修 正 処 理
5. 附票の写し発行処理
6. 住基法通知発行処理
7. 統 計 処 理

業務選択番号

2

『業務を選択して下さい』

該 当 附 票 一 覧

H 5. 3. 31 /

検 索	カナ氏名	コウ タロウ				
	漢字氏名					
	本 籍					
	筆頭者					
	生年月日		戸籍個人番号		住記個人番号	

No.	本人氏名 / 筆頭者	生年月日	編製日	除票日	改製日
0 1					
0 2					
0 3					
0 4					
0 5					
0 6					

該当番号

『該当者検索を行って下さい』

80422

該 当 附 票 一 覧

H 5. 3. 31 1 / 2

検 索	カナ氏名	コウノ タロウ				
	漢字氏名					
	本 籍					
	筆頭者					
	生年月日		戸籍個人番号		住記個人番号	

No.	本人氏名 / 筆頭者	生年月日	編製日	除票日	改製日
0 1	河野 太郎	M40. 2. 4	S23. 4. 7	S58. 12. 20	
	河野 弘	東京都千代田区平河町一丁目 1 5 番地			
0 2	高野 太郎	S35. 9. 17	S25. 5. 15		
	高野 幸雄	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地			
0 3	甲野 太郎	S10. 12. 10	S33. 12. 10		S61. 4. 20
	甲野 太郎	東京都千代田区霞が関二丁目 1 0 番地			
0 4	小宇野 太郎	S40. 8. 15	S37. 6. 10		
	小宇野 稔	東京都千代田区永田町五丁目 3 2 0 番地			
0 5	高野 太郎	S10. 12. 10	S61. 4. 20		
	高野 太郎	東京都千代田区千代田一丁目 1 番地			
0 6	河野 太郎	H 1. 1. 11	H 1. 1. 11		
	河野 太郎	東京都千代田区千代田一丁目 1 番地			

該当番号 2

『該当する附票を選択して下さい』

80423

附 票 構 成 員 一 覧

H 5. 3. 31 1 / 1

編製日	H25. 5. 15	除票日		改製日	
本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地				
筆頭者	高野 幸雄				
記載者数	7	在籍者数	4	除籍者数	3

No.	本 人 氏 名	生年月日	作成日	除籍日
01	高野 幸雄	S 2. 8. 27	S25. 5. 15	
02	高野 梅子	S 5. 8. 7	S25. 5. 15	
03	高野 太郎	S20. 8. 15	S28. 7. 18	
04	高野 花子	S30. 2. 7	S30. 2. 7	S60. 4. 12
05	高野 良子	S31. 8. 16	S31. 8. 16	S63. 11. 3
06	高野 弘子	S33. 11. 6	S33. 11. 6	H 1. 5. 19
07	高野 次郎	S35. 9. 17	S35. 9. 17	
08				
09				
10				

該当番号 3

『該当する個人を選択して下さい』

80424

個人附票詳細表示

H 5. 3. 31 1 / 1

(編製日) S25. 5. 15 (除票日) (改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

No.	住 所			
	住 定 日	作 成 日	消 除 日	現 除
01	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 千代田マンション 2012 号室			
	昭和 20 年 8 月 15 日	昭和 20 年 8 月 15 日	昭和 54 年 4 月 8 日	除
02	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 明和荘 3 号室			
	昭和 54 年 4 月 2 日	昭和 54 年 4 月 8 日	昭和 55 年 4 月 12 日	除
03	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号 コーポ東池袋 303 号室			
	昭和 55 年 4 月 4 日	昭和 55 年 4 月 12 日		現
04				
05				

『確認して下さい』

80425

附 票 修 正 画 面

H 5. 3. 31

(編製日) S25. 5. 15 (除票日) (改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コウノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

旧情報			
住 所	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号		
方 書	コ一ポ東池袋 3 0 3 号室		
住定日	S55. 4. 4		
作成日	S55. 4. 12		
消除日			

新情報			
住 所			
方 書			
住定日			
作成日			

『 1 9 条 1 項通知の情報を入力して下さい』

80426

附 票 修 正 画 面

H 5. 3. 31

(編製日) S25. 5. 15 (除票日) (改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コウノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

旧情報			
住 所	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号		
方 番	コーポ東池袋 3 0 3 号室		
住定日	S55. 4. 4		
作成日	S55. 4. 12		
消除日	H 5. 3. 31		

新情報			
住 所	東京都台東区東上野四丁目 1 0 番		
方 番	池の端マンションA-505号室		
住定日	H 5. 3. 27		
作成日	H 5. 3. 31		

『確認して下さい』

80427

個人附票詳細表示

H 5. 3. 31

1 / 1

(編製日) S25. 5. 15 (除票日)

(改製日)

本 籍	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地		
筆頭者	高野 幸雄		
カナ氏名	コウノ タロウ		
漢字氏名	高野 太郎		
生年月日	S20. 8. 15	除籍日	

No.	住 所			
	住 定 日	作 成 日	消 除 日	現 除
01	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 千代田マンション2012号室			
	昭和 20年 8月 15日	昭和 20年 8月 15日	昭和 54年 4月 8日	除
02	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 明和荘 3 号室			
	昭和 54年 4月 2日	昭和 54年 4月 8日	昭和 55年 4月 12日	除
03	東京都豊島区東池袋一丁目 1 8 番 1 号 コーポ東池袋 3 0 3 号室			
	昭和 55年 4月 4日	昭和 55年 4月 12日	平成 5年 3月 31日	除
04	東京都台東区東上野四丁目 1 0 番 池の端マンションA-505号室			
	平成 5年 3月 27日	平成 5年 3月 31日		現
05				

『確認して下さい』

80428

附 票 の 全 部 証 明 書

01020304050607080910111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243444546474849505152535455

(1の1)

全 部 証 明

編 製 日	昭和50年8月20日
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目10番地
氏 名	河野 義太郎
附票に記載されている者	義太郎 【住 所】東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住定日】平成3年4月3日 【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和50年8月20日
附票に記載されている者	梅子 【住 所】東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住定日】平成3年4月3日 【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和50年8月20日
附票に記載されている者	太郎 【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和53年7月5日
除 余 籍	以下余白

発行番号001234

この写しは戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成5年3月31日

何市区町村長

氏 名

職 印

附 票 の 一 部 証 明 書

010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100

(1の1)

一 部 証 明

編 製 日	昭和50年8月20日
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目10番地
氏 名	河野 義太郎
附票に記載されている者	義太郎 【住 所】東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 法務マンション1101号室 【住定日】平成3年4月3日 【住 所】東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 コーポ自治203号室 【住定日】昭和50年8月20日
	以下余白

発行番号002574

この写しは戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成5年3月31日

何市区町村長

氏 名

職 印

附 票 の 除 票 の 全 部 証 明 書

010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100101102103104105106107108109110111112113114115116117118119120121122123124125126127128129130131132133134135136137138139140141142143144145146147148149150151152153154155156157158159160161162163164165166167168169170171172173174175176177178179180181182183184185186187188189190191192193194195196197198199200201202203204205206207208209210211212213214215216217218219220221222223224225226227228229230231232233234235236237238239240241242243244245246247248249250251252253254255256257258259260261262263264265266267268269270271272273274275276277278279280281282283284285286287288289290291292293294295296297298299300301302303304305306307308309310311312313314315316317318319320321322323324325326327328329330331332333334335336337338339340341342343344345346347348349350351352353354355356357358359360361362363364365366367368369370371372373374375376377378379380381382383384385386387388389390391392393394395396397398399400401402403404405406407408409410411412413414415416417418419420421422423424425426427428429430431432433434435436437438439440441442443444445446447448449450451452453454455456457458459460461462463464465466467468469470471472473474475476477478479480481482483484485486487488489490491492493494495496497498499500501502503504505506507508509510511512513514515516517518519520521522523524525526527528529530531532533534535536537538539540541542543544545546547548549550551552553554555556557558559560561562563564565566567568569570571572573574575576577578579580581582583584585586587588589590591592593594595596597598599600601602603604605606607608609610611612613614615616617618619620621622623624625626627628629630631632633634635636637638639640641642643644645646647648649650651652653654655656657658659660661662663664665666667668669670671672673674675676677678679680681682683684685686687688689690691692693694695696697698699700701702703704705706707708709710711712713714715716717718719720721722723724725726727728729730731732733734735736737738739740741742743744745746747748749750751752753754755756757758759760761762763764765766767768769770771772773774775776777778779780781782783784785786787788789790791792793794795796797798799800801802803804805806807808809810811812813814815816817818819820821822823824825826827828829830831832833834835836837838839840841842843844845846847848849850851852853854855856857858859860861862863864865866867868869870871872873874875876877878879880881882883884885886887888889890891892893894895896897898899900901902903904905906907908909910911912913914915916917918919920921922923924925926927928929930931932933934935936937938939940941942943944945946947948949950951952953954955956957958959960961962963964965966967968969970971972973974975976977978979980981982983984985986987988989990991992993994995996997998999100010011002100310041005100610071008100910101011101210131014101510161017101810191020102110221023102410251026102710281029103010311032103310341035103610371038103910401041104210431044104510461047104810491050105110521053105410551056105710581059106010611062106310641065106610671068106910701071107210731074107510761077107810791080108110821083108410851086108710881089109010911092109310941095109610971098109911001101110211031104110511061107110811091110111111121113111411151116111711181119112011211122112311241125112611271128112911301131113211331134113511361137113811391140114111421143114411451146114711481149115011511152115311541155115611571158115911601161116211631164116511661167116811691170117111721173117411751176117711781179118011811182118311841185118611871188118911901191119211931194119511961197119811991200120112021203120412051206120712081209121012111212121312141215121612171218121912201221122212231224122512261227122812291230123112321233123412351236123712381239124012411242124312441245124612471248124912501251125212531254125512561257125812591260126112621263126412651266126712681269127012711272127312741275127612771278127912801281128212831284128512861287128812891290129112921293129412951296129712981299130013011302130313041305130613071308130913101311131213131314131513161317131813191320132113221323132413251326132713281329133013311332133313341335133613371338133913401341134213431344134513461347134813491350135113521353135413551356135713581359136013611362136313641365136613671368136913701371137213731374137513761377137813791380138113821383138413851386138713881389139013911392139313941395139613971398139914001401140214031404140514061407140814091410141114121413141414151416141714181419142014211422142314241425142614271428142914301431143214331434143514361437143814391440144114421443144414451446144714481449145014511452145314541455145614571458145914601461146214631464146514661467146814691470147114721473147414751476147714781479148014811482148314841485148614871488148914901491149214931494149514961497149814991500150115021503150415051506150715081509151015111512151315141515151615171518151915201521152215231524152515261527152815291530153115321533153415351536153715381539154015411542154315441545154615471548154915501551155215531554155515561557155815591560156115621563156415651566156715681569157015711572157315741575157615771578157915801581158215831584158515861587158815891590159115921593159415951596159715981599160016011602160316041605160616071608160916101611161216131614161516161617161816191620162116221623162416251626162716281629163016311632163316341635163616371638163916401641164216431644164516461647164816491650165116521653165416551656165716581659166016611662166316641665166616671668166916701671167216731674167516761677167816791680168116821683168416851686168716881689169016911692169316941695169616971698169917001701170217031704170517061707170817091710171117121713171417151716171717181719172017211722172317241725172617271728172917301731173217331734173517361737173817391740174117421743174417451746174717481749175017511752175317541755175617571758175917601761176217631764176517661767176817691770177117721773177417751776177717781779178017811782178317841785178617871788178917901791179217931794179517961797179817991800180118021803180418051806180718081809181018111812181318141815181618171818181918201821182218231824182518261827182818291830183118321833183418351836183718381839184018411842184318441845184618471848184918501851185218531854185518561857185818591860186118621863186418651866186718681869187018711872187318741875187618771878187918801881188218831884188518861887188818891890189118921893189418951896189718981899190019011902190319041905190619071908190919101911191219131914191519161917191819191920192119221923192419251926192719281929193019311932193319341935193619371938193919401941194219431944194519461947194819491950195119521953195419551956195719581959196019611962196319641965196619671968196919701971197219731974197519761977197819791980198119821983198419851986198719881989199019911992199319941995199619971998199920002001200220032004200520062007200820092010201120122013201420152016201720182019202020212022202320242025202620272028202920302031203220332034203520362037203820392040204120422043204420452046204720482049205020512052205320542055205620572058205920602061206220632064206520662067206820692070207120722073207420752076207720782079208020812082208320842085208620872088208920902091209220932094209520962097209820992100210121022103210421052106210721082109211021112112211321142115211621172118211921202121212221232124212521262127212821292130213121322133213421352136213721382139214021412142214321442145214621472148214921502151215221532154215521562157215821592160216121622163216421652166216721682169217021712172217321742175217621772178217921802181218221832184218521862187218821892190219121922193219421952196219721982199220022012202220322042205220622072208220922102211221222132214221522162217221822192220222122222223222422252226222722282229223022312232223322342235223622372238223922402241224222432244224522462247224822492250225122522253225422552256225722582259226022612262226322642265226622672268226922702271227222732274227522762277227822792280228122822283228422852286228722882289229022912292229322942295229622972298229923002301230223032304230523062307230823092310231123122313231423152316231723182319232023212322232323242325232623272328232923302331233223332334233523362337233823392340234123422343234423452346234723482349235023512352235323542355235623572358235923602361236223632364236523662367236823692370237123722373237423752376237723782379238023812382238323842385238623872388238923902391239223932394239523962397239823992400240124022403240424052406240724082409241024112412241324142415241624172418241924202421242224232424242524262427242824292430243124322433243424352436243724382439244024412442244324442445244624472448244924502451245224532454245524562457245824592460246124622463246424652466246724682469247024712472247324742475247624772478247924802481248224832484248524862487248824892490249124922493249424952496249724982499250025012502250325042505250625072508250925102511251225132514251525162517251825192520252125222523252425252526252725282529253025312532253325342535253625372538253925402541254225432544254525462547254825492550255125522553255425552556255725582559256025612562256325642565256625672568256925702571257225732574257525762577257825792580258125822583258425852586258725882589259025912592259325942595259625972598259926002601260226032604260526062607260826092610261126122613261426152616261726182619262026212622262326242625262626272628262926302631263226332634263526362637263826392640264126422643264426452646264726482649265026512652265326542655265626572658265926602661266226632664266526662667266826692670267126722673267426752676267726782679268026812682268326842685268626872688268926902691269226932694269526962697269826992700270127022703270427052706270727082709271027112712271327142715271627172718271927202721272227232724272527262727272827292730273127322733273427352736273727382739274027412742274327442745274627472748274927502751275227532754275527562757275827592760276127622763276427652766276727682769277027712772277327742775277627772778277927802781278227832784278527862787278827892790279127922793279427952796279727982799280028012802280328042805280628072808280928102811281228132814281528162817281828192820282128222823282428252826282728282829283028312832283328342835283628372838283928402841284228432844284528462847284828492850285128522853285428552856285728582859286028612862286328642865286628672868286928702871287228732874287528762877287828792880288128822883288428852886288728882889289028912892289328942895289628972898289929002901290229032904290529062907290829092910291129122913291429152916291729182919292029212922292329242925292629272928292929302931293229332934293529362937293829392940294129422943294429452946294729482949295029512952295329542955295629572958295929602961296229632964296529662967296829692970297129722973297429752976297729782979298029812982298329842985298629872988298929902991299229932994299529962997299829993000300130023003300430053006300730083009301030113012301330143015301630173018301930203021302230233024302530263027302830293030303130323033303430353036303730383039304030413042304330443045304630473048304930503051305230533054305530563057305830593060306130623063306430653066306730683069307030713072307330743075307630773078307930803081308230833084308530863087308830893090309130923093309430953096309730983099310031013102310331043105310631073108310931103111311231133114311531163117311831193120312131223123312431253126312731283129313031313132313331343135313631373138313931403141314231433144314531463147314831493150315131523153315431553156315731583159316031613162316331643165316631673168316931703171317231733174317531763177317831793180318131823183318431853186318731883189319031913192319331943195319631973198319932003201320232033204320532063207320832093210321132123213321432153216321732183219322032213222322332234322532263227322832293230323132323233323432353236323732383239324032413242324332443245324632473248324932503251325232533254325532563257325832593260326132623263326432653266326732683269327032713272327332743275327632773278327932803281328232833284328532863287328832893290329132923293329432953296329732983299330033013302330333043305330633073308330933103311331233133314331533163317331833193320332133223323332433253326332733283329333033313332333333343335333633373338333933403341334233433344334533463347334833493

改 製 原 附 票 の 全 部 証 明 書

0102030405060708091011121314151617181920212223242526272829303132333435363738394041424344454647484950515253545556575859606162636465666768697071727374757677787980818283848586878889909192939495969798991001011021031041051061071081091101111121131141151161171181191201211221231241251261271281291301311321331341351361371381391401411421431441451461471481491501511521531541551561571581591601611621631641651661671681691701711721731741751761771781791801811821831841851861871881891901911921931941951961971981992002012022032042052062072082092102112122132142152162172182192202212222232242252262272282292302312322332342352362372382392402412422432442452462472482492502512522532542552562572582592602612622632642652662672682692702712722732742752762772782792802812822832842852862872882892902912922932942952962972982993003013023033043053063073083093103113123133143153163173183193203213223233243253263273283293303313323333343353363373383393403413423433443453463473483493503513523533543553563573583593603613623633643653663673683693703713723733743753763773783793803813823833843853863873883893903913923933943953963973983994004014024034044054064074084094104114124134144154164174184194204214224234244254264274284294304314324334344354364374384394404414424434444454464474484494504514524534544554564574584594604614624634644654664674684694704714724734744754764774784794804814824834844854864874884894904914924934944954964974984995005015025035045055065075085095105115125135145155165175185195205215225235245255265275285295305315325335345355365375385395405415425435445455465475485495505515525535545555565575585595605615625635645655665675685695705715725735745755765775785795805815825835845855865875885895905915925935945955965975985996006016026036046056066076086096106116126136146156166176186196206216226236246256266276286296306316326336346356366376386396406416426436446456466476486496506516526536546556566576586596606616626636646656666676686696706716726736746756766776786796806816826836846856866876886896906916926936946956966976986997007017027037047057067077087097107117127137147157167177187197207217227237247257267277287297307317327337347357367377387397407417427437447457467477487497507517527537547557567577587597607617627637647657667677687697707717727737747757767777787797807817827837847857867877887897907917927937947957967977987998008018028038048058068078088098108118128138148158168178188198208218228238248258268278288298308318328338348358368378388398408418428438448458468478488498508518528538548558568578588598608618628638648658668678688698708718728738748758768778788798808818828838848858868878888898908918928938948958968978988999009019029039049059069079089099109119129139149159169179189199209219229239249259269279289299309319329339349359369379389399409419429439449459469479489499509519529539549559569579589599609619629639649659669679689699709719729739749759769779789799809819829839849859869879889899909919929939949959969979989991000100110021003100410051006100710081009101010111012101310141015101610171018101910201021102210231024102510261027102810291030103110321033103410351036103710381039104010411042104310441045104610471048104910501051105210531054105510561057105810591060106110621063106410651066106710681069107010711072107310741075107610771078107910801081108210831084108510861087108810891090109110921093109410951096109710981099110011011102110311041105110611071108110911101111111211131114111511161117111811191120112111221123112411251126112711281129113011311132113311341135113611371138113911401141114211431144114511461147114811491150115111521153115411551156115711581159116011611162116311641165116611671168116911701171117211731174117511761177117811791180118111821183118411851186118711881189119011911192119311941195119611971198119912001201120212031204120512061207120812091210121112121213121412151216121712181219122012211222122312241225122612271228122912301231123212331234123512361237123812391240124112421243124412451246124712481249125012511252125312541255125612571258125912601261126212631264126512661267126812691270127112721273127412751276127712781279128012811282128312841285128612871288128912901291129212931294129512961297129812991300130113021303130413051306130713081309131013111312131313141315131613171318131913201321132213231324132513261327132813291330133113321333133413351336133713381339134013411342134313441345134613471348134913501351135213531354135513561357135813591360136113621363136413651366136713681369137013711372137313741375137613771378137913801381138213831384138513861387138813891390139113921393139413951396139713981399140014011402140314041405140614071408140914101411141214131414141514161417141814191420142114221423142414251426142714281429143014311432143314341435143614371438143914401441144214431444144514461447144814491450145114521453145414551456145714581459146014611462146314641465146614671468146914701471147214731474147514761477147814791480148114821483148414851486148714881489149014911492149314941495149614971498149915001501150215031504150515061507150815091510151115121513151415151516151715181519152015211522152315241525152615271528152915301531153215331534153515361537153815391540154115421543154415451546154715481549155015511552155315541555155615571558155915601561156215631564156515661567156815691570157115721573157415751576157715781579158015811582158315841585158615871588158915901591159215931594159515961597159815991600160116021603160416051606160716081609161016111612161316141615161616171618161916201621162216231624162516261627162816291630163116321633163416351636163716381639164016411642164316441645164616471648164916501651165216531654165516561657165816591660166116621663166416651666166716681669167016711672167316741675167616771678167916801681168216831684168516861687168816891690169116921693169416951696169716981699170017011702170317041705170617071708170917101711171217131714171517161717171817191720172117221723172417251726172717281729173017311732173317341735173617371738173917401741174217431744174517461747174817491750175117521753175417551756175717581759176017611762176317641765176617671768176917701771177217731774177517761777177817791780178117821783178417851786178717881789179017911792179317941795179617971798179918001801180218031804180518061807180818091810181118121813181418151816181718181819182018211822182318241825182618271828182918301831183218331834183518361837183818391840184118421843184418451846184718481849185018511852185318541855185618571858185918601861186218631864186518661867186818691870187118721873187418751876187718781879188018811882188318841885188618871888188918901891189218931894189518961897189818991900190119021903190419051906190719081909191019111912191319141915191619171918191919201921192219231924192519261927192819291930193119321933193419351936193719381939194019411942194319441945194619471948194919501951195219531954195519561957195819591960196119621963196419651966196719681969197019711972197319741975197619771978197919801981198219831984198519861987198819891990199119921993199419951996199719981999200020012002200320042005200620072008200920102011201220132014201520162017201820192020202120222023202420252026202720282029203020312032203320342035203620372038203920402041204220432044204520462047204820492050205120522053205420552056205720582059206020612062206320642065206620672068206920702071207220732074207520762077207820792080208120822083208420852086208720882089209020912092209320942095209620972098209921002101210221032104210521062107210821092110211121122113211421152116211721182119212021212122212321242125212621272128212921302131213221332134213521362137213821392140214121422143214421452146214721482149215021512152215321542155215621572158215921602161216221632164216521662167216821692170217121722173217421752176217721782179218021812182218321842185218621872188218921902191219221932194219521962197219821992200220122022203220422052206220722082209221022112212221322142215221622172218221922202221222222232224222522262227222822292230223122322233223422352236223722382239224022412242224322442245224622472248224922502251225222532254225522562257225822592260226122622263226422652266226722682269227022712272227322742275227622772278227922802281228222832284228522862287228822892290229122922293229422952296229722982299230023012302230323042305230623072308230923102311231223132314231523162317231823192320232123222323232423252326232723282329233023312332233323342335233623372338233923402341234223432344234523462347234823492350235123522353235423552356235723582359236023612362236323642365236623672368236923702371237223732374237523762377237823792380238123822383238423852386238723882389239023912392239323942395239623972398239924002401240224032404240524062407240824092410241124122413241424152416241724182419242024212422242324242425242624272428242924302431243224332434243524362437243824392440244124422443244424452446244724482449245024512452245324542455245624572458245924602461246224632464246524662467246824692470247124722473247424752476247724782479248024812482248324842485248624872488248924902491249224932494249524962497249824992500250125022503250425052506250725082509251025112512251325142515251625172518251925202521252225232524252525262527252825292530253125322533253425352536253725382539254025412542254325442545254625472548254925502551255225532554255525562557255825592560256125622563256425652566256725682569257025712572257325742575257625772578257925802581258225832584258525862587258825892590259125922593259425952596259725982599260026012602260326042605260626072608260926102611261226132614261526162617261826192620262126222623262426252626262726282629263026312632263326342635263626372638263926402641264226432644264526462647264826492650265126522653265426552656265726582659266026612662266326642665266626672668266926702671267226732674267526762677267826792680268126822683268426852686268726882689269026912692269326942695269626972698269927002701270227032704270527062707270827092710271127122713271427152716271727182719272027212722272327242725272627272728272927302731273227332734273527362737273827392740274127422743274427452746274727482749275027512752275327542755275627572758275927602761276227632764276527662767276827692770277127722773277427752776277727782779278027812782278327842785278627872788278927902791279227932794279527962797279827992800280128022803280428052806280728082809281028112812281328142815281628172818281928202821282228232824282528262827282828292830283128322833283428352836283728382839284028412842284328442845284628472848284928502851285228532854285528562857285828592860286128622863286428652866286728682869287028712872287328742875287628772878287928802881288228832884288528862887288828892890289128922893289428952896289728982899290029012902290329042905290629072908290929102911291229132914291529162917291829192920292129222923292429252926292729282929293029312932293329342935293629372938293929402941294229432944294529462947294829492950295129522953295429552956295729582959296029612962296329642965296629672968296929702971297229732974297529762977297829792980298129822983298429852986298729882989299029912992299329942995299629972998299930003001300230033004300530063007300830093010301130123013301430153016301730183019302030213022302330243025302630273028302930303031303230333034303530363037303830393040304130423043304430453046304730483049305030513052305330543055305630573058305930603061306230633064306530663067306830693070307130723073307430753076307730783079308030813082308330843085308630873088308930903091309230933094309530963097309830993100310131023103310431053106310731083109311031113112311331143115311631173118311931203121312231233124312531263127312831293130313131323133313431353136313731383139314031413142314331443145314631473148314931503151315231533154315531563157315831593160316131623163316431653166316731683169317031713172317331743175317631773178317931803181318231833184318531863187318831893190319131923193319431953196319731983199320032013202320332043205320632073208320932103211321232133214321532163217321832193220322132223223322343225322632273228322932303231323232333234323532363237323832393240324132423243324432453246324732483249325032513252325332543255325632573258325932603261326232633264326532663267326832693270327132723273327432753276327732783279328032813282328332843285328632873288328932903291329232933294329532963297329832993300330133023303330433053306330733083309331033113312331333143315331633173318331933203321332233233324332533263327332833293330333133323333333433353336333733383339334033413342334333443345334633473348334

改 製 原 附 票 の 全 部 証 明 書

010203040506070809101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100

(2の2)

全 部 証 明

	【住 所】東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 【住定日】平成元年4月15日
	【住 所】新潟県新潟市米山二丁目4番1号 【住定日】昭和55年12月1日
附票に記載されている者 除 籍	花子 【住 所】東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 【住定日】平成元年4月15日 【住 所】新潟県新潟市米山二丁目4番1号 【住定日】昭和57年3月3日 以下余白

発行番号004340

この写しは改製原の戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成5年3月31日

何市区町村長

氏 名

職 印

住民基本台帳法第 19 条 2 項通知

訂正通知書（法第 19 条 2 項通知）

住 所	東京都千代田区森が関一丁目 1 番 1 号 法務マンション 1101 号室
世 帯 主	河野 義太郎
本 籍	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番地
筆 頭 者	河野 義太郎
氏 名 1	河野 太郎
生年月日	昭和 55 年 12 月 1 日
性 別	男
続 柄	長男
相違事項	本籍 生年月日（河野 太郎）

上記のとおり相違ありますから通知します。

平成 5 年 3 月 31 日

何市区町村長

氏 名

職 印

住民基本台帳法第 19 条 3 項通知

附票転属通知書（法第 19 条 3 項通知）

新 本 籍	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番地
旧 本 籍	東京都千代田区平河町一丁目 10 番地
筆 頭 者	河野 義太郎
異 動 者 1	義太郎
住 所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 法務マンション 1101 号室
住 定 日	平成 4 年 12 月 3 日
異 動 者 2	梅子
住 所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号 法務マンション 1101 号室
住 定 日	平成 4 年 12 月 3 日
異 動 者	
住 所	
住 定 日	
異 動 者	
住 所	
住 定 日	
異 動 者	
住 所	
住 定 日	
異 動 者	
住 所	
住 定 日	

上記のとおり通知します。

平成 5 年 3 月 31 日

何市区町村長

氏 名

職 印